

れいわ ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃし さくすいしんきょうぎ かい 令和 5 年度 第 3 回 横浜市 障害者 施策 推進 協議会

にちじ れいわ ねん がつ にち かようび ごご 2じ から ごご 4じ まで
日時：令和 6 年 3 月 26 日（火曜日）午後 2 時から 午後 4 時まで

ばしよ よこはまし しちようしゃ かい
場所：横浜市 市庁舎 18 階 みなと 1・2・3 会議室

《次 第》

1 かい かい 開 会

2 しょうがいふくし ほけんぶちょう あいさつ 障 害 福 祉 保 健 部 長 あいさつ

3 きだい 議 題

(1) だい 第 4 期 よこはまししょうがいしゃ プラン かいていばん げんあん
第 4 期 横浜市 障害者 プラン 改定版 の 原案 について

4 ほうこくじこう 報 告 事 項

(1) れいわ ねんど せんもんいんかい かつどうほうこく
令和 5 年度 専門 委員会 の 活動 報告 について

(2) あんしん しかく にかかると れいわ ねんど じぎょうじっせき
あんしん 施策 にかかる 令和 4 年度 事業 実績 について

(3) よこはまし していしょうがいふくし サービスの じぎょうとう じんいん せつび うんぎょう
横浜市 指定 障害 福祉 サービス の 事業 等 の 人員、設備、運営 等
の 基準 に関する 条例 等 の 一部 改正 について

(4) ほそうぐひしきゆうじぎょうとう における たいしょうしゃ かくだい
補 装 具 費 支 給 事 業 等 における 対象 者 の 拡大 について

(5) のうさきょうじゅちゆうそくしん じぎょう じっし
農 作 業 受 注 促 進 モデル 事業 の 実施 について

(6) れいわ ねんど よきん
令和 6 年度 予算 について

5 た そ の 他

りめん
【裏面 あり】

はいふしりょういちらん
【配付資料一覧】

資料 1-1 第4期横浜市障害者プラン改定版の原案について

資料 1-2 第4期横浜市障害者プラン改定版の原案

資料 2 令和5年度専門委員会の活動報告について

資料 3 あんしん施策にかかる令和4年度事業実績について

資料 4-1 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正について

資料 4-2 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

資料 5 補装具費支給事業等における対象者の拡大について

資料 6 農作業受注促進モデル事業の実施について

資料 7 令和6年度予算について

令和5 年度第3 回横浜市障害者施策推進協議会座席表

令和6 年3 月12日時点

令和6 年3 月26日(火曜日) 午後2 時～午後4 時
横浜市庁舎みなと1・2・3

林 政策課担当課長	東海 政策課担当係長	入江 交通局総務課長	大橋 住宅政策課担当係長					
○	○	○	○	○	○	○	○	○
中村 地域支援課長	江塚 福祉保健課長	工藤 福祉保健センター担当課長	高島 障害児福祉保健課長	柿沼 企画調整課長	佐藤 学校教育企画部インク ネジャー	金井 特別支援教育課長	丸山 医療政策課長	坂下 障害施策推進課 計画推進担当係長
○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 部長 地域福祉保健部担当	樋田 推進担当 地域福祉保健部健康	松永 当部長 子ども福祉保健部担	白川 ンター長 こころの健康相談セ	君和田 障害福祉保健部長	中村 精神保健福祉課長	大津 長 障害施設サービス課	今井 障害自立支援課長	中村 障害施策推進課長
○	○	○	○	○	○	○	○	○

記録席

傍聴席
事務局席

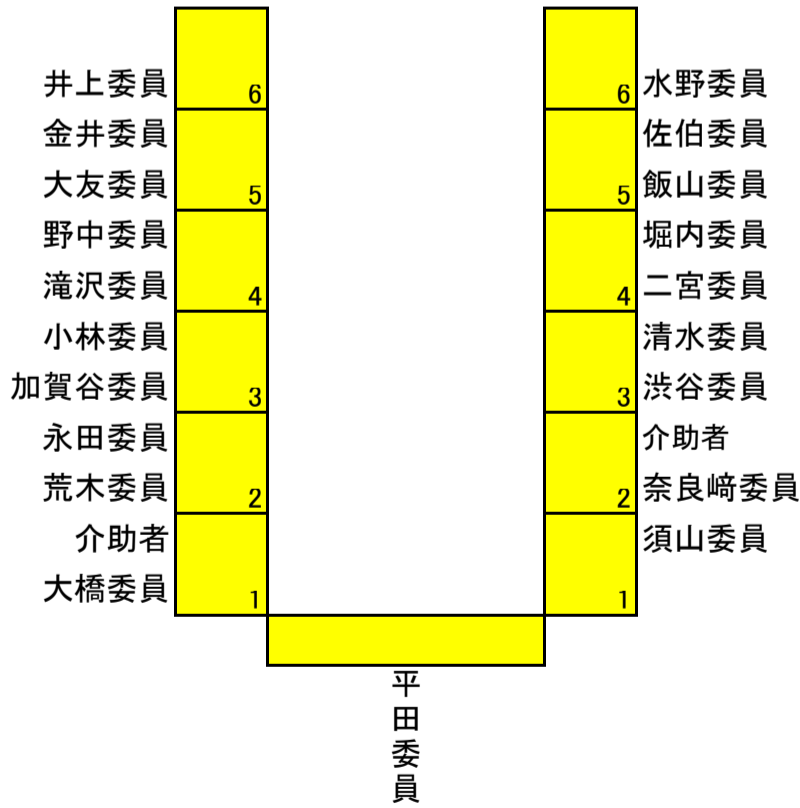
出入口

出入口

マイク

マイク

通訳者



横浜市障害者施策推進協議会 委員名簿（令和6年7月13日まで）

	しめい 氏名	しよぞく 所属
1	あらき まさや 荒木 雅也	よこはま きょうかい きょうかいいん Y P S横浜ピアスタッフ協会 協会員
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	よこはまてきしやうがいかんれんしせつきやうかい 横浜知的障害関連施設協議会 副会長
3	いのうえ あきら 井上 彰	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしやうがいしゃだんたいれんごうかい 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事（横浜市肢体障害者福祉協会 会長）
4	うちじま じゆんいち 内嶋 順一	しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきやうかいしやうがいしめん 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
5	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしやうがいしやちいきせいかつしえんれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
6	おおはし よしまさ 大橋 由昌	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしやうがいしゃだんたいれんごうかい 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事（特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 理事長）
7	かがや まもる 加賀谷 護	にほんろうどうくみあいそうれんごうかいかながわけんれんごうかひよこはまちいきれんごう 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合 事務局長
8	かない みどり 金井 緑	いっばんしゃだんほうじんかながわけんせいしんほけんふくしきやうかい 一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会 副会長
9	こばやし ひでひこ 小林 秀彦	しゃかいふくしほうじんあおとりよこはましとうぶしゅうろうしえん 社会福祉法人青い鳥 横浜市東部就労支援センター 所長
10	さえき たかし 佐伯 隆史	いっばんしゃだんほうじんかながわけんせいしんかびやういんきやうかい 一般社団法人神奈川県精神科病院協会 理事
11	おの たかとし 小野 孝俊	よこはましじんゆうかい 横浜市腎友会 事務局長
12	しがや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししやうがいしやちいきせきやうしよれんらくかい 横浜市障害者地域作業所連絡会 副会長
13	しみず たつお 清水 龍男	よこはまししんしんしやうがいじしやまも 横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
14	すやま まさえ 須山 優江	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしやうがいしやだんたいれんごうかい 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 副理事長（横浜市中途失聴・難聴者協会 会長）
15	たきざわ つとむ 滝沢 勉	よこはまこうきやうしよくきやうあんていしよ 横浜公共職業安定所 所長
16	つちや かつや 土屋 克也	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしやうがいしやかぞくれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
17	ながた たか 永田 孝	よこはまし 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会部会長
18	ならぎき まゆみ 奈良崎 真弓	にじいろでGO! 会長
19	にのみや たけし 二宮 威重	いっばんしゃだんほうじんよこはまししにかいしかい 一般社団法人横浜市歯科医師会 常務理事
20	のなか ひろみ 野中 裕美	かながわけんりつみきよえんがつかうこう 神奈川県立三ツ境支援学校 校長
21	ひらた ゆきひろ 平田 幸宏	とうようえいわじやがくいんだいかくにんげんかがくけんきやうか 東洋英和女学院大学人間科学研究科 准教授
22	ほりうち 哲也 堀内 哲也	ほうじんがたちいきかつどう 法人型地域活動ホーム連絡会
23	みずの ちづる 水野 千鶴	いっばんしゃだんほうじんよこはまししにかい 一般社団法人横浜市医師会 常任理事
24	やまもと けいこ 山本 圭子	よこはましせいしんしやうがいしやせいかつしえん 横浜市精神障害者生活支援センター連絡会
25	わだ ちずこ 和田 千珠子	じじよ 自助グループ精神障害者当事者夫婦の会 負けてたまるか！ 発起人

令和5年度 横浜市障害者施策推進協議会事務局名簿

くぶん 区分	きよくめい 局名	ほしよくめい 補職名	しめい 氏名	
じむきよく 事務局	けんこうふくしきよく 健康福祉局	けんこうふくしきよくちやう 健康福祉局長	さとう ひろたか 佐藤 広毅	
		けんこうふくしきよくちやう 健康福祉局地域福祉保健部医務担当部長(医療局総務部医務担当部長)	いがらし よしみつ 五十嵐 吉光	
		しやうがいふくしほけんちやう 障害福祉保健部長	きみわた たけし 君和田 健	
		けんこうふくしきよくたんどうりじ 健康福祉局担当理事(こころの健康相談センター長)	しらかわ のりひと 白川 教人	
		ちいきふくしほけん ぶ たんとうちやう 地域福祉保健部担当部長	さとう まりよ 佐藤 真理代	
		ちいきふくしほけん ぶ けんこうせいいたんとうちやう 地域福祉保健部健康推進担当部長	といだ みちこ 樋田 美智子	
		しやうがいしやくすいしんかちやう 障害施策推進課長	なかむら つよし 中村 剛志	
		せいしんほけんふくしかちやう 精神保健福祉課長	なかむら ひでお 中村 秀夫	
		しやうがいじつしえんかちやう 障害自立支援課長	いまい ちこ 今井 智子	
		しやうがいしせつ ちやう 障害施設サービス課長	おおつ ごお 大津 豪	
		きかくかちやう 企画課長	たかぎ みき 高木 美岐	
		ふくしほけんかちやう 福祉保健課長	えづか なおや 江塚 直也	
		ふくしほけんかふくしほけん たんとうかちやう 福祉保健課福祉保健センター担当課長	くどう けいこ 工藤 恵子	
		ちいきしえんかちやう 地域支援課長	なかむら あきこ 中村 明子	
	こどもせいしんきよく こども青少年局	せいしんきよくねんきよくちやう こども青少年局長	よしかわ なおとも 吉川 直友	
		ふくしほけん ぶ たんとうちやう こども福祉保健部担当部長	まつなが ともみ 松永 朋美	
		しやうがいふくしほけんかちやう 障害児福祉保健課長	たかしま ともこ 高島 友子	
		きかくちやうせいいかちやう 企画調整課長	かきぬま ちひろ 柿沼 千尋	
		がっこうきょういくきかくぶ 学校教育企画部インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー	さとう ゆうこ 佐藤 祐子	
	きょういくいんかいじむきよく 教育委員会事務局	とくべつしえんきよくちやう 特別支援教育課長	かない くにあき 金井 国明	
		せいさくきよく 政策局	はやしまさたか 林 正隆	
		けんちきよく 建築局	いしづ けいすけ 石津 啓介	
	かんけいきよく 関係局	こうつうきよく 交通局	あづま ちやう 総務課長	いりえまうじろう 入江洋二郎

第4期横浜市障害者プラン改定版の原案について

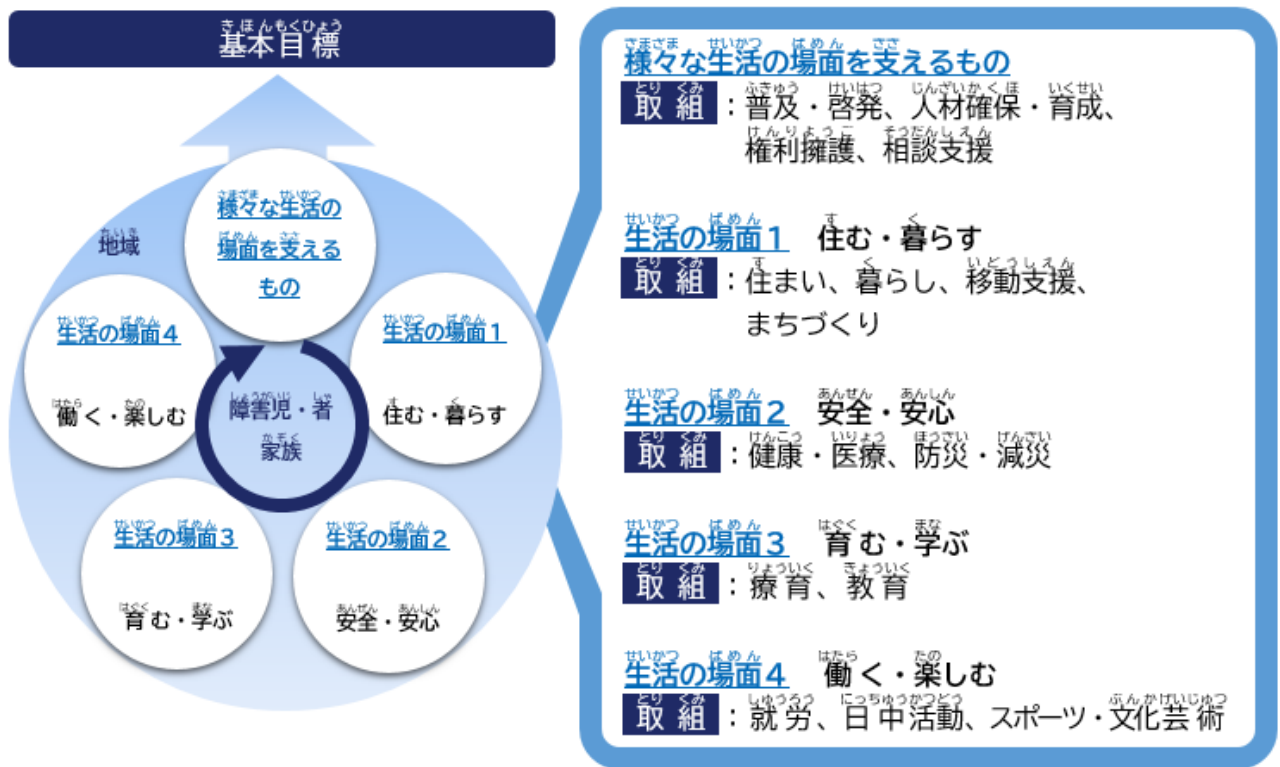
第4期横浜市障害者プランの中間見直しにあたり、令和5年9月から10月にかけてパブリックコメントを実施しました。提出された御意見等を踏まえ、原案を作成しましたので、御報告します。

なお、今回の中間見直しでは、主に現プランの第3章に記載の取組・事業について国の基本指針等を踏まえて変更しています。

1 計画の全体像

第4期横浜市障害者プランは、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定した計画です。

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるとまちなちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類し、施策を進めています。



2 見直し内容

第4期横浜市障害者プランは、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として定めています。

このうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、3年ごとに検証と見直しを行うこととしています。そのため、個別事業の内容の見直しや、障害福祉サービスごとに必要な利用の見込み量等を設定しました。

3 素案からの主な変更点

項目・<種類>	変更前 (素案)	変更案 (原案)	ページ	章・項目番号
<p>市民等への普及・啓発 <追記></p>	<p>障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。</p>	<p>障害を理由とする差別の解消に当たっては、市民等の方々に関心と理解を深めていただくことが何よりも大切であることから、市民等に向けた広報及び啓発活動を効果的に実施します。</p> <p>また、事業所等への差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供についても、周知・啓発に取り組みます。</p>	49	<p>第3章 3 様々な生活の場면을支えるもの 3(3)</p>
<p>高齢化・重度化 対応のグループホームの検討・拡充 <追記></p>	<p>現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。</p>	<p>現在、実施している高齢化・重度化対応グループホーム事業を踏まえ、持続的に実現可能な制度の検討を行っていきます。今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化に対応していくため、高齢化・重度化対応グループホームを拡充していきます。また、強度行動障害及び医療的ケアを必要とする方等にも対応したグループホームについて、充実に向けた検討を進めていきます。</p>	72	<p>第3章 3 生活の場面 1 1-1(2)</p>
<p>精神病床における1年以上入院患者の割合 <修正></p>	<p>神奈川県と調整が完了した後、地域の実情等を基に設定します。</p>	<p>令和6年度 53.6 % 令和7年度 53.1 % 令和8年度 53.1 %</p>	83	<p>第3章 3 生活の場面 1 1-2(1)</p>
<p>精神病床における早期退院率 <追記></p>	-	<p>令和6年度 83.1 % 令和7年度 84.5 % 令和8年度 84.5 %</p>	83	<p>第3章 3 生活の場面 1 1-2(1)</p>

項目・<種類>	変更前（素案）	変更案（原案）	ページ	章・項目番号
<p>移動情報センター 運営等事業の推進 <追記></p>	<p>移動支援に関する情報を 集約し、一人ひとりにあった 適切な情報を提供すること や、移動支援を支える人材の 発掘・育成を行う移動情報 センターを全区に設置し、 市内のどの地域でも移動支援 の仕組みを効果的に利用でき るようにします。</p>	<p>移動支援に関する情報を 集約し、一人ひとりにあった 適切な情報を提供すること や、移動支援を支える人材の 発掘・育成を行う移動情報 センターを全区に設置し、 市内のどの地域でも移動支援 の仕組みを効果的に利用でき るようにします。 <u>推進にあたっては、障害種別 に関わらず利用しやすい仕組 みとなるよう、移動に関連す る社会資源との連携を更に進 めていきます。</u></p>	95	<p>第3章 3 生活の場面 1 1-3</p>
<p>障害者・支援者による災害時等の 障害理解促進 <追記></p>	<p>セイフティーネットプロジェ クト横浜（S-net横浜）や 関係機関等と連携し、各区で 実施される地域防災拠点訓練 等で障害者理解を促進しま す。</p>	<p>セイフティーネットプロジェ クト横浜（S-net横浜）や 関係機関等と連携し、各区で 実施される地域防災拠点訓練 等で障害者理解を促進しま す。 <u>加えて、避難生活における 情報保障についても、対応 方法等の周知に取り組んでい きます。</u></p>	116	<p>第3章 3 生活の場面 2 2-2</p>
<p>障害児入所施設に おける入所児童の 地域移行 <修正></p>	<p>施設入所児童のうち、18歳に 到達する児童について、グル ープホーム等への入居による 地域移行を推進します。</p>	<p><u>障害児入所施設からグループ ホームやひとり暮らしなど、 一人ひとりの状況に応じた 生活の場へのスムーズな移行 を目指し、児童相談所や区 福祉保健センター、学校等の 関係機関と連携し、早期 （概ね15歳頃）からのアセ メントを行い、入所され ている障害児本人等と一緒に 準備を進めます。</u></p>	128	<p>第3章 3 生活の場面 3 3-1（2）</p>

4 策定スケジュール

令和6年3月

常任委員会（原案）

計画策定

だい
第 4 期よこはまししょうがいしゃ かいていばん
横浜市障害者プラン改定版げんあん
原案

※この冊子では、主に第3章(23頁～170頁)を中心に見直ししています。
第3章は、「現プランに掲載されているが、今回の見直しを経て後期3年間(令和6年度～8年度)のサービス見込み量等を設定したものと、「国の基本指針等を踏まえて新たに取組む事業(今まで掲載されていなかった事業)」の2種類によって構成されています。

はんれい
【凡例】じぎょうめいらん
<事業名欄>

- ㊦: 将来にわたるあんしん施策
- ㊦: 障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- ㊦: 障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- ㊦: 国の基本指針(令和5年5月19日告示)等を踏まえ新たに実施する事業を指します。

ひょうからん せつめい
<評価欄の説明>

- : 想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
- △: 一定程度の効果は得られた。
- ×: 想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

目次

だい しょう	けいかく がいよう	計画の概要	1
1	けいかくさくてい しゆし	計画策定の趣旨	1
2	けいかく いちづ	計画の位置付け	1
3	けいかく こうせい	計画の構成	5
4	くに どうこう	国の動向	6
だい しょう	よこはまし しょうがいふくし げんじよう	横浜市における障害福祉の現状	8
1	よこはまし しょうがいふくし	横浜市の障害福祉のあゆみ	8
2	しょうらい しさく	将来にわたるあんしん施策	10
3	かくしょうがいてちようとうとうけい すいい	各障害手帳等統計の推移	12
だい しょう	だい きしょうがいしゃ きほんもくひよう とりくみ ほうこうせい	第4期障害者プランの基本目標と取組の方向性	23
1	きほんもくひよう	基本目標	23
2	きほんもくひよう じつげん む ひつよう してん	基本目標の実現に向けて必要な視点	26
3	せいかつ ぼめん とりくみ	生活の場面ごとの取組	
	さまざま せいかつ ぼめん ささ	様々な生活の場面を支えるもの	27
	せいかつ ぼめん す く	生活の場面1 住む・暮らす	64
	せいかつ ぼめん あんぜん あんしん	生活の場面2 安全・安心	105
	せいかつ ぼめん はぐく まな	生活の場面3 育む・学ぶ	121
	せいかつ ぼめん はたら たの	生活の場面4 働く・楽しむ	145
だい しょう	しょうがい ひと ちいき ささ きばん せいび	障害のある人を地域で支える基盤の整備	171
1	ほんしょう いちづ	本章の位置付け	171
2	くに どうこう	国の動向	171
3	よこはまし とりくみ	横浜市の取組	172
4	こんご ほうこうせい	今後の方向性	177
だい しょう	ぴーでいーしーえー けいかく みなお	P D C Aサイクルによる計画の見直し	184
しりょうへん		資料編	185
1	かんけいしゃだんたいとう じっしがいよう	関係者団体等へのグループインタビュー実施概要	185
2	しみん いけんほしゅう がいよう	市民意見募集の概要	186
3	すいしんたいせい	推進体制	187

1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に関わる中長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」という。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期プラン」、27年度に「第3期プラン」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画(策定するよう法令で決められている計画)の性質を持つ計画です。

一つ目は、「障害者基本法」に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、「児童福祉法」に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランも、引き続き、横浜市の施策と、国が定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定します。

障害のあるなしにかかわらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできるまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策をしっかりと進めていきます。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

第3期プランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

また、中間期である平成29年度末(2017年度末)には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(国が障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関して定めたもの)に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を

行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の方向性をまとめた改訂版を策定しました。

第4期プランについても、第3期プランと同じく、中長期的なビジョンを持って施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定します。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画の部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、第4期プランの進行管理や進捗を評価し、その施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間などを見直すとともに、社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
名称	第3期横浜市障害者プラン						第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画						障害者計画					
	障害福祉計画		障害福祉計画				障害福祉計画		障害福祉計画			
			障害児福祉計画				障害児福祉計画		障害児福祉計画			

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画

障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

(2) 他の計画との関係性

横浜市では、個別の法律を根拠とする福祉保健等の分野別計画として、「よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）」、「健康横浜21」、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市住生活基本計画」、「横浜市教育振興基本計画」があります。これに加えて、「よこはま保健医療プラン」という横浜市独自の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、「横浜市地域福祉保健計画」は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、取組全体の方向性、連続性といった視点でとらえ、それぞれを関連付けて行うことが必要です。

施策の展開に当たっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことにより、一層の効果が上がってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら一体的に推進していきます。

名称	根拠法
横浜市地域福祉保健計画	社会福祉法
よこはま地域包括ケア計画 (横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・ 認知症施策推進計画)	老人福祉法 介護保険法
健康横浜21～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健 推進計画・食育推進計画～	健康増進法 横浜市歯科口腔保健の推進に 関する条例 食育基本法
横浜市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法
☆横浜市住生活基本計画	住生活基本法
☆横浜市教育振興基本計画	教育基本法
☆横浜市依存症対策地域支援計画	依存症対策総合支援事業実施 要綱(国要綱)
よこはま保健医療プラン	—

☆：第4期プランから新たに取上げた計画

本プランでは、各所にトピックやコラムを掲載しています

トピック … プランの内容を別の切り口から要約・抜粋したものなど、内容に密接な
説明文。

コラム … プラン記載の各事業の事例紹介や、内容を深めるための囲み記事。

コラム SDGsを踏まえた計画の推進

2015（平成27）年9月、国連サミットで採択された国際的な目標が、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））と呼ばれるものです。2030（令和12）年をゴールとして、持続可能な社会をつくるための17個の目標が設けられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



▲SDGsの目標のアイコンとロゴ

横浜市は、令和4年に策定した「横浜市中期計画（2022～2025）」で、国から選定を受けた「SDGs未来都市」としてあらゆる施策においてSDGsを意識して取り組むこととしています。

また、SDGsの特徴のひとつである「誰一人として取り残さない」という理念は、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指す」という第4期プランの基本目標にも当てはまります。そのため、第4期プランについても、SDGsを意識して推進していきます。

OSDGs未来都市・横浜の取組事例 ～ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト～

横浜市は、平成30年に国から「SDGs未来都市」に選ばれました。様々な取組から一つ、障害のある人たちが製作する横浜産の木のストロー『SDGsストロー・ヨコハマ』の取組を紹介します。

～ヨコハマ・ウッドストロープロジェクト～

横浜市が保有する水源林の間伐材を原材料とし、市内の障害者地域作業所や市内企業の特例子会社等で障害のある人たちが木のストロー『SDGsストロー・ヨコハマ』を製作しています。

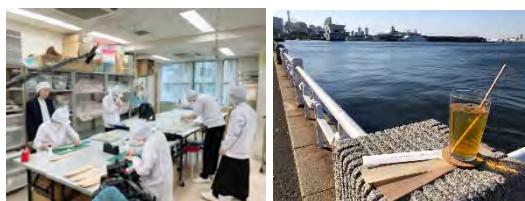
横浜市は、市内の飲食店・ホテル等への利用促進を図るとともに、市外への普及・展開も促進しています。

海洋プラスチックごみ問題をきっかけに、障害者の活躍の場を創出し、脱炭素社会の実現、森林環境の保全にも寄与する新たなビジネスモデルを創出しています。



SDGsのアイコン (上)

作業所の様子 (左)、ウッドストロー (右)



このプロジェクトは、ストローという身近なものを通して、一人ひとりがSDGsを実感・体感し、具体的な行動につなげていくというプロモーション効果も期待しています。海洋プラスチックごみ問題や、水源林の保全、温暖化対策という社会問題について広く普及啓発を行うことが、障害のある人の雇用促進や障害者雇用についての普及啓発にもつながっています。そのため、障害福祉施策だけでは情報を届けにくい層に対する普及啓発などの新たな切り口から、障害福祉の推進が図られています。

3 計画の構成

第3期プランに引き続き、施策分野別や障害の種別にまとめた行政や支援者の立場に立った視点を基にした構成ではなく、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立った枠組みを設定しました。

第4期プランでは、日常生活の場面を4つに分けて考えました。また、「普及啓発や権利擁護、人材確保など特定の生活場面に限定できないものが大切だ」という意見を受け、「様々な生活の場面を支えるもの」を1つにまとめました。

分類	内容
様々な生活の場面を支えるもの	普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援
生活の場面1 住む・暮らす	住まい、暮らし、移動支援、まちづくり
生活の場面2 安全・安心	健康・医療、防災・減災
生活の場面3 育む・学ぶ	療育、教育
生活の場面4 働く・楽しむ	就労、日中活動、スポーツ・文化芸術

こうして、計5つの分野に障害福祉に関する施策・事業を分類しました。

また、様々な施策・事業をつなぎ合わせ、障害のある人を地域で支えるための基盤を整備する取組として進めている「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」については、別にまとめ、将来像とそれに向けた取組を総合的に記載しました。

4 国の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

障害福祉施策に関わる大きな流れとしては、平成19年9月に署名をした「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」への対応があります。22年には、「相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、障害者権利条約の趣旨に沿った施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込んだ改正となり、23年8月に施行されました。

また、24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました。そして、25年6月には、障害者への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者ともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者には努力義務として盛り込んだ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、差別を解消するための具体的な対応として、政府全体の方針である差別の解消の推進に関する基本方針が閣議決定されたほか、国や地方公共団体等では、各機関における取組に関する対応要領（ガイドライン）が策定されました。このように、近年は「障害者基本法」のほかにも多くの法整備が行われました。

こうした法整備を受け、26年1月には障害者権利条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを始めました。

障害者差別解消法の改正により、民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されるほか、障害のある方が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実、社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応など、様々な取組を推進することにより、地域共生社会の実現を目指しています。

(2) 近年の動向

平成30年5月	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正（改正バリアフリー法）</p> <p>●社会的障壁除去等の理念の明記 など</p> <p>※平成30年11月施行</p>
平成30年5月	<p>「学校教育法」及び「著作権法」改正</p> <p>●デジタル教科書の併用制 など</p>
平成30年6月	<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」制定、施行</p> <p>●計画策定の努力義務 など</p>
令和元年6月	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」制定、施行</p> <p>●計画策定の努力義務 など</p>
令和2年6月	<p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（聴覚障害者等電話利用円滑化法）」制定</p> <p>●電話リレーサービスの制度化 など</p> <p>※令和2年12月施行</p>
令和3年6月	<p>「障害者差別解消法」改正（改正障害者差別解消法）</p> <p>●事業者による合理的配慮の提供の義務化</p> <p>※令和6年4月施行</p>
令和4年5月	<p>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」制定、施行</p> <p>●障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進</p>
令和4年6月	<p>「児童福祉法」改正（改正児童福祉法）</p> <p>●障害児入所施設の22歳までの入所継続可能 など</p> <p>※令和6年4月一部施行</p>
令和4年8月	<p>国連「障害者権利委員会」による「障害者権利条約」実施状況に関する締約国審査</p>
令和4年10月	<p>「障害者総合支援法」改正（改正障害者総合支援法）</p> <p>●障害者等の地域生活の支援体制の充実 など</p> <p>※令和6年4月一部施行</p>

1 横浜市の障害福祉のあゆみ

横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども多くあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討をして、実現してきたという歴史的な流れがあります。

また横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害のある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、障害のある子たちが成長し、成人した後に通う日中活動の場として、「地域作業所」をつくっていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつくり、活動を支えてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のある人たちやその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていくことになります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが難しくなっていました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住民も交え、「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」という。）の建設・運営が始まりました。この地活ホームは、昭和55年に1か所目が建設されてから、平成6年には23か所にまで広がります。

障害のある人たちを支える社会資源が増えてきたことによって、生活の場は自宅だけではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに伴って、地活ホームに求められる役割も、地域活動の場だけではなく、障害福祉の拠点といえるようなものが必要とされるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型地活ホーム」への転換が、行政との対話の中で進められていくことになります。さらに、地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」の各区1館設置を進めていくことになります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活を支える拠点として機能しています。

地域訓練会が立ち上がった頃からこれまでの活動で、障害のある人たちを支える担い手も地域で増えていきました。個人としての活動だけでなく、障害のある人たちの

保護者や地域住民が集まって活動をすることも多くありました。そうした活動などをきっかけとして、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられたことや、こうした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になってきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

この大きな流れは、ここまで触れてきた身体障害児・者や知的障害児・者だけでなく、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、発端は行政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障害者地域作業所」（以下「精神障害者地域作業所」という。）やグループホームの設置など、地域で生活するための場づくりに、家族会を含む地域の担い手が行政とともに早い時期から取り組んでいきます。社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置されたのは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置付けられる5年ほど前のことでした。

地域での活動が活発になるにしたがって、社会福祉法人型地活ホームの設置に向けた動きと同様に、精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになります。平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」という。）が設置されていくこととなります。平成25年には、各区1館設置が完了し、精神障害者への充実した支援をおこなって行っています。

こうして、現在、横浜市では、区役所に設置された福祉保健センター、社会福祉法人型地活ホームに設置された基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が一体となり、障害のある人たちの地域生活を支える体制をつくっています。

近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充実してきました。しかし、国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施してきた事業が利用しづらいものになってしまうことも多々あります。また、福祉や保健などの分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきています。今後は、既存の支援制度の狭間にある人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズをどう汲み取っていくかが課題といえます。

そうした人たちの生活を支えるのが行政の役割である一方、横浜市の障害福祉を更に良いものにしていくためには、対話・協働は必要不可欠なものです。

第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合って、障害のある人たちが地域で自立した生活を送るための施策をともに考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いていく

こと、これまで続けてきた協働の歩みと止めず進めていくことが、行政に求められていると考えています。

2 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、ニーズ把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」、「障害者の高齢化・重度化への対応」、「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。

その上で、本人を中心に据えて考えると、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親亡き後の生活の安心」につながるのではないかと捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく責務が私たちには課せられています。

トピック 「障害」の表記について

「障害」という言葉は、ほかにも、ひらがなを使った「障がい」、当用漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という考えがもとになっているようです。

障害のある人が社会的に不利になる原因が「障害者個人の身体能力・機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれています。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、「障害者を取り巻く社会の側に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、車いすを使っている人が段差を上げられないときは、「その人に障害があるから」とその人の身体能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の側の課題として捉え、考えていこうということです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害のある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。というのも、書き方を変えることで、生活をする上での支障がもう無くなったかのように思われることを心配しているためです。そこで、横浜市では、今後、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めることで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

3 各障害手帳等統計の推移

(1) 障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳)令和4年度3月末時点での所持者数の合計は、約18万1千人(横浜市全体人口比で4.81パーセント)となっています。

平成29年度は、約16万3千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したということになります(増加率約10.9パーセント)。表1からも年々取得者数が伸びていることがわかります。

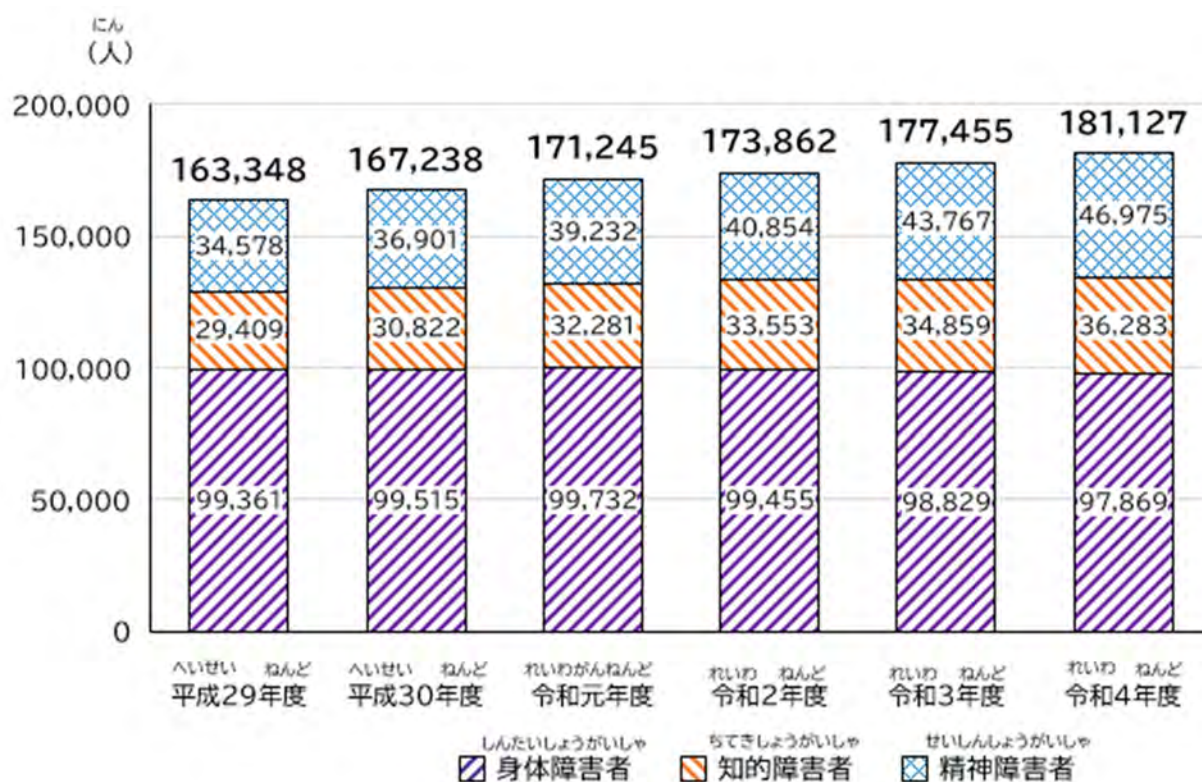
また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年は約2パーセント程度で推移しており、人口増加率よりも大きいことから、障害者手帳所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も高齢化の進展等ともあいまって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

ひょう よこはましじんこう しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう ひかく
 表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

かくねんど がつまつじてん よこはましじんこう よく がつ にちじてん い かどうよう じん
 (各年度の3月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌4月1日時点。以下同様)(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
よこはましじんこう 横浜市人口	3,731,706	3,741,317	3,753,771	3,775,319	3,768,363	3,768,664
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869
ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975
てちょうしょじしゃぜんたい 手帳所持者全体	163,348	167,238	171,245	173,862	177,455	181,127
よこはましじんこう 横浜市人口における しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう 障害者手帳所持者数 わりあい 割合	ばーせんと 4.38 %	ばーせんと 4.47 %	ばーせんと 4.56 %	ばーせんと 4.61 %	ばーせんと 4.71 %	ばーせんと 4.81 %

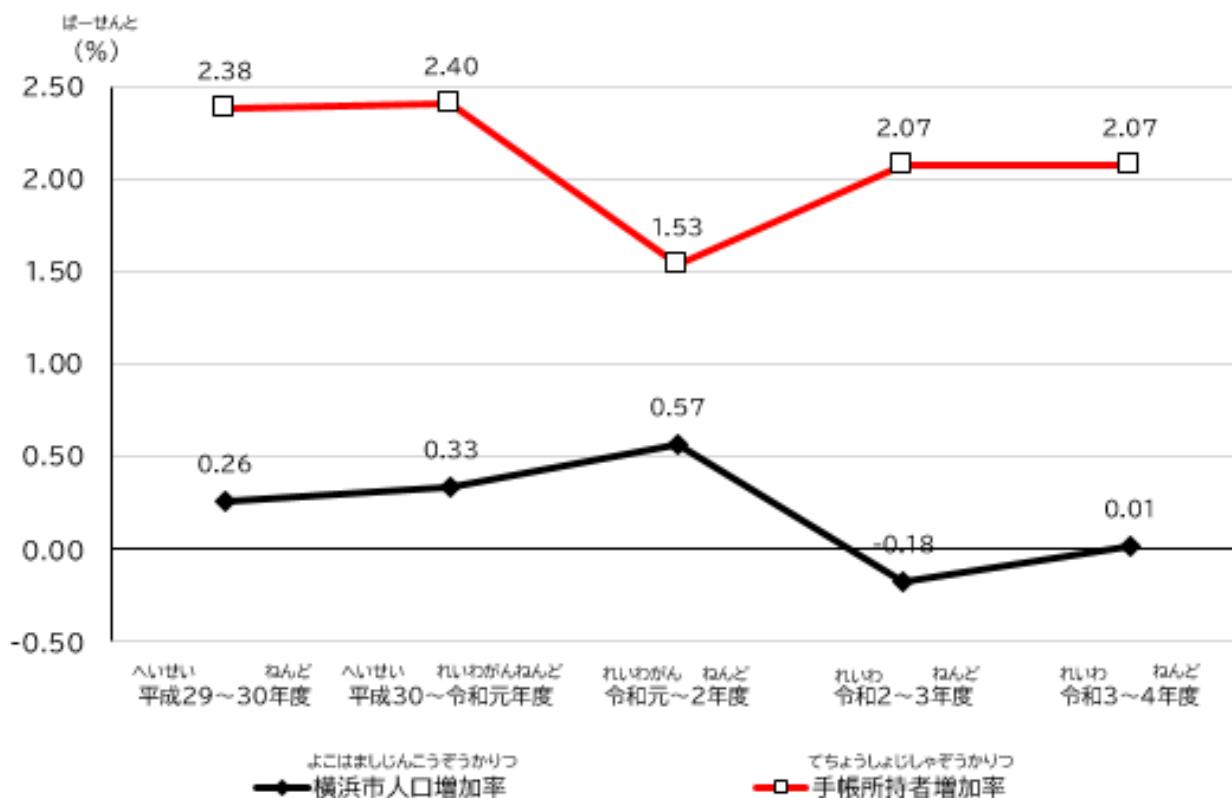
ず しょうがいしゃてちょうしょじしゃすう
 図1 障害者手帳所持者数



ひょう 表2 横浜市人口と障害者手帳所持者の増加数の比較 (人)

	平成29～平成 30年度	平成30～令和 元年度	令和元～ 2年度	令和2～ 3年度	令和3～ 4年度
横浜市人口増加数	9,611	12,454	21,548	△6,956	301
増加率	0.26 %	0.33 %	0.57 %	△0.18 %	0.01 %
障害者手帳所持者の増加数	3,890	4,007	2,617	3,593	3,672
増加率	2.38 %	2.40 %	1.53 %	2.07 %	2.07 %

ず 図2 障害者手帳所持者の増加率



(2) 身体障害

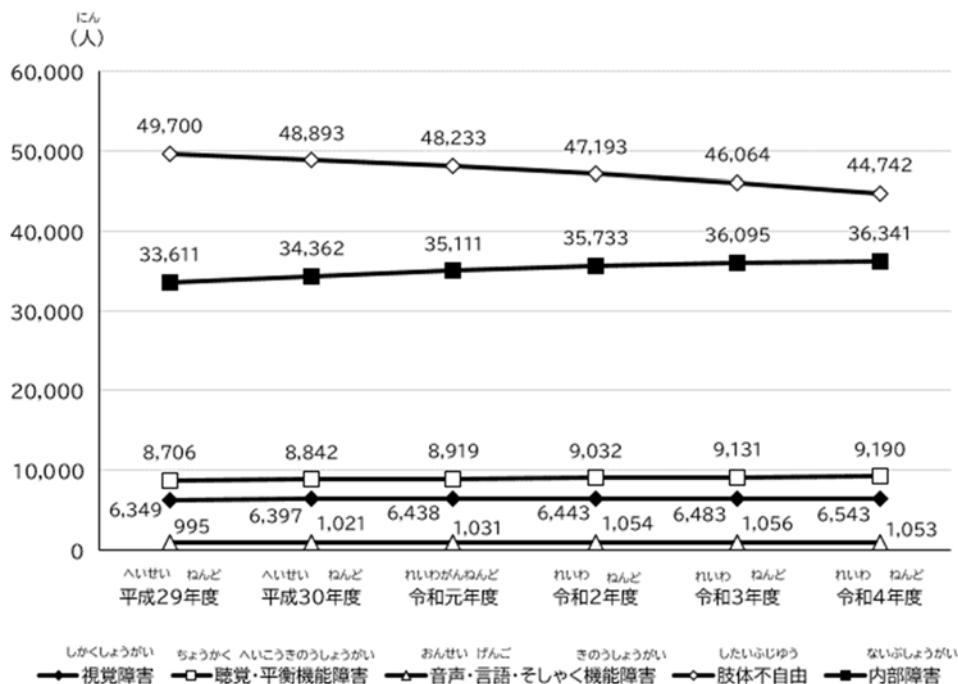
身体障害者手帳の所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。肢体不自由は徐々に減少していますが、それ以外は横ばいあるいは少しずつ増加しています。

年齢ごとに見ると、「18歳未満」は微減、「18歳から65歳未満」は横ばいです。65歳以上の人数は令和2年度以降減少しているものの、手帳所持者の約70パーセントを占めています。

表3 身体障害者手帳 障害種別推移 各年度3月末時点(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	6,349	6,397	6,438	6,443	6,483	6,543
聴覚・平衡機能障害	8,706	8,842	8,919	9,032	9,131	9,190
音声・言語・そしゃく機能障害	995	1,021	1,031	1,054	1,056	1,053
肢体不自由	49,700	48,893	48,233	47,193	46,064	44,742
内部障害	33,611	34,362	35,111	35,733	36,095	36,341
計	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869

図3 身体障害者手帳 障害種別推移

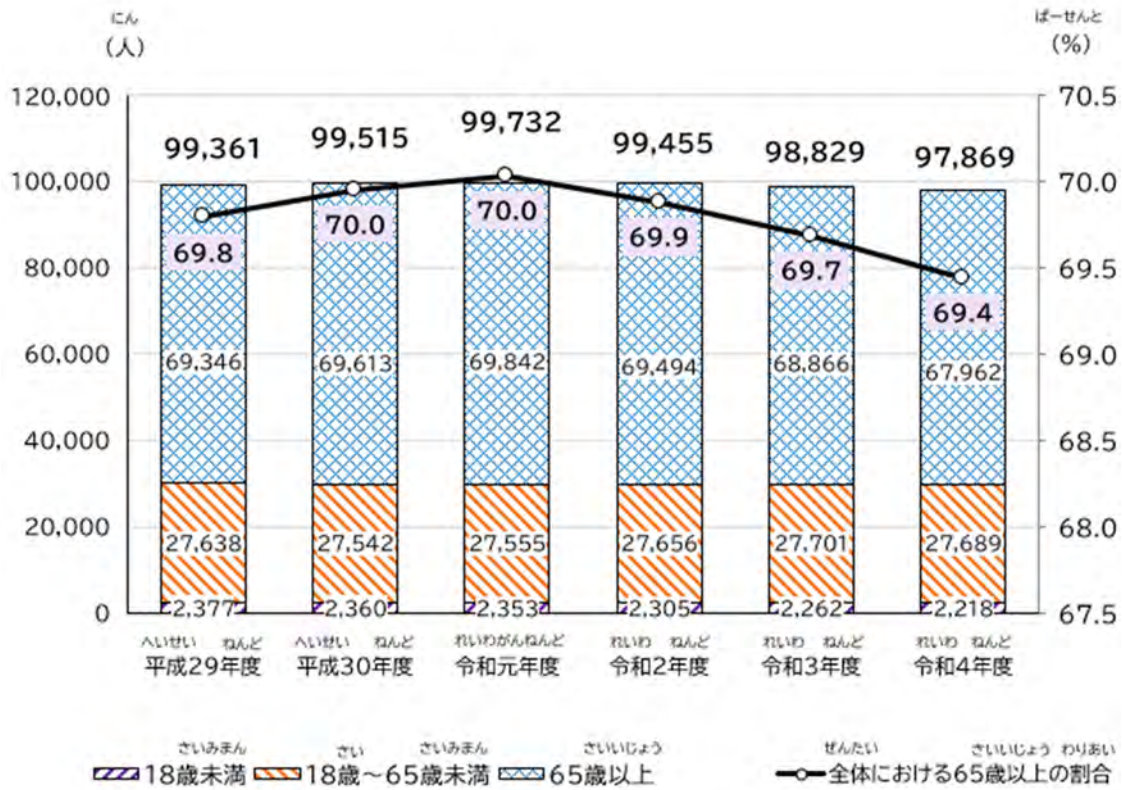


ひょう しょうたいしょうがいしゃてちよう ねんれいべつすい
表4 身体障害者手帳 年齢別推移

かくねん ど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	へいせい ねん ど 平成29年度	へいせい ねん ど 平成30年度	れいわがねん ど 令和元年度	れいわ ねん ど 令和2年度	れいわ ねん ど 令和3年度	れいわ ねん ど 令和4年度
さいみまん 18歳未満	2,377	2,360	2,353	2,305	2,262	2,218
さい さいみまん 18歳～65歳未満	27,638	27,542	27,555	27,656	27,701	27,689
さいいじよう 65歳以上	69,346	69,613	69,824	69,494	68,866	67,962
けい 計	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869
ぜんたい 全体における さいいじよう わりあい 65歳以上の割合	69.8 %	70.0 %	70.0 %	69.9 %	69.7 %	69.4 %

ず しょうたいしょうがいしゃてちよう ねんれいべつすい
図4 身体障害者手帳 年齢別推移



(3) 知的障害

愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、5年間で20パーセント以上、7千人近く増えています。中でも、B2の手帳を所持している人の増加数が、4千6百人以上となっており、全体の増加数の約68パーセントと多くを占めています。

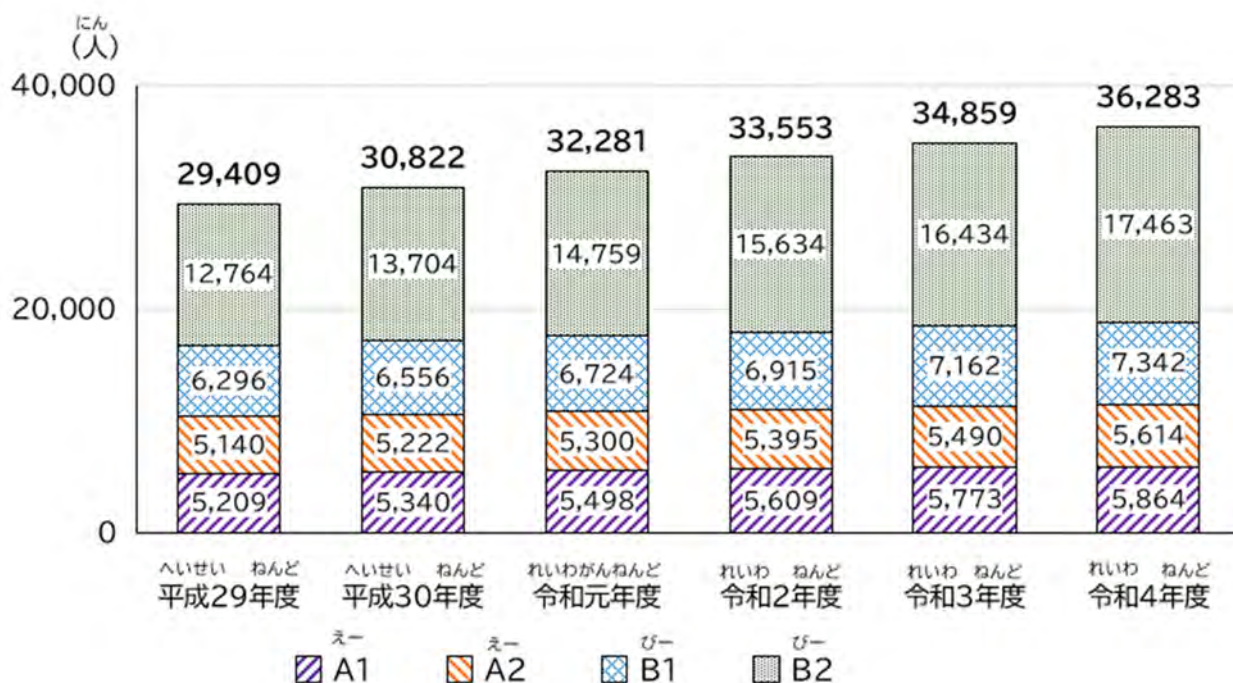
全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移度

各年度3月末時点(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	5,209	5,340	5,498	5,609	5,773	5,864
A2	5,140	5,222	5,300	5,395	5,490	5,614
B1	6,296	6,556	6,724	6,915	7,162	7,342
B2	12,764	13,704	14,759	15,634	16,434	17,463
計	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283

図5 愛の手帳 障害程度別推移度

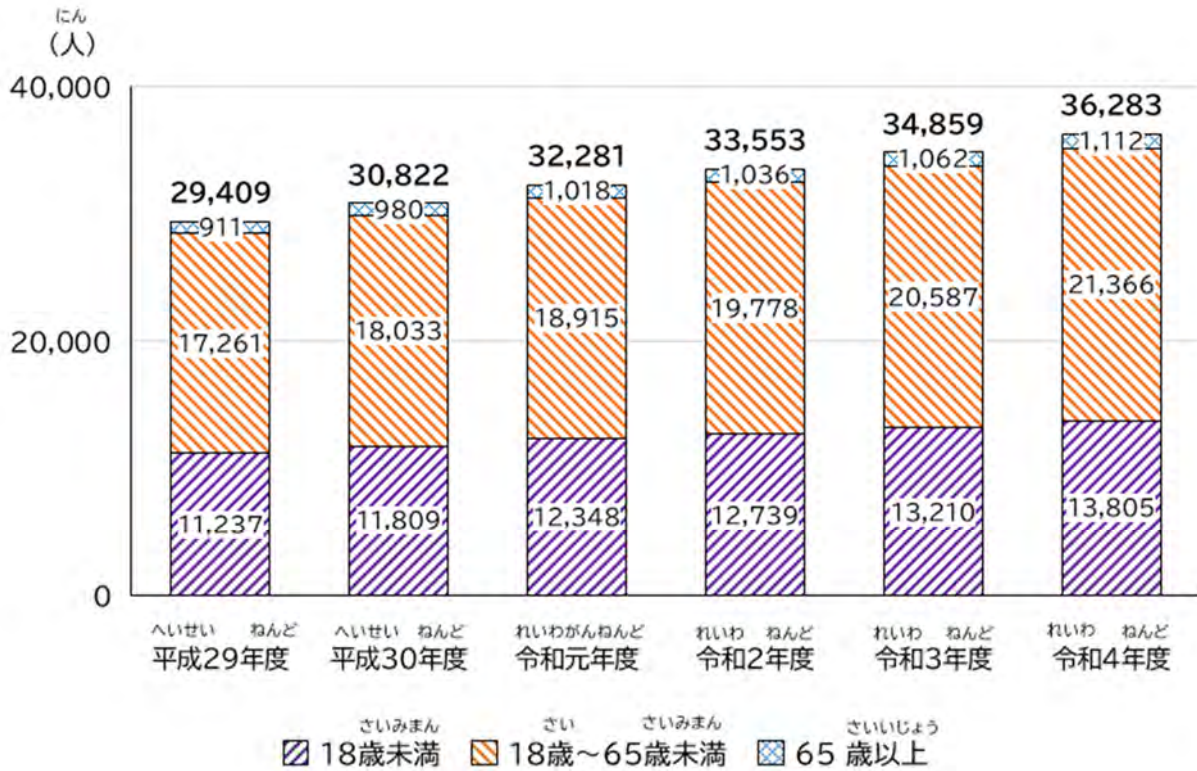


ひょう 表6 あい てちょうしょじしゃう ねんれいべつすい
愛の手帳所持者数 年齢別推移

かくねん ど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	へいせい ねん ど 平成29年度	へいせい ねん ど 平成30年度	れいわがねん ど 令和元年度	れいわ ねん ど 令和2年度	れいわ ねん ど 令和3年度	れいわ ねん ど 令和4年度
さいみまん 18歳未満	11,237 ぼーせん と 38.2 %	11,809 ぼーせん と 38.3 %	12,348 ぼーせん と 38.3 %	12,739 ぼーせん と 38.0 %	13,210 ぼーせん と 37.9 %	13,805 ぼーせん と 38.0 %
さい さいみまん 18歳～65歳未満	17,261 ぼーせん と 58.7 %	18,033 ぼーせん と 58.5 %	18,915 ぼーせん と 58.6 %	19,778 ぼーせん と 58.9 %	20,587 ぼーせん と 59.1 %	21,366 ぼーせん と 58.9 %
さいいじょう 65歳以上	911 ぼーせん と 3.1 %	980 ぼーせん と 3.2 %	1,018 ぼーせん と 3.2 %	1,036 ぼーせん と 3.1 %	1,062 ぼーせん と 3.0 %	1,112 ぼーせん と 3.1 %
けい 計	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283

ず 図6 あい てちょうしょじしゃう ねんれいべつすい
愛の手帳所持者数 年齢別推移



(4) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、5年間で1万人以上増えていて、その増加率は約36パーセントです。特に増加しているのは2級で、全体の増加数の約62パーセントとなっています。

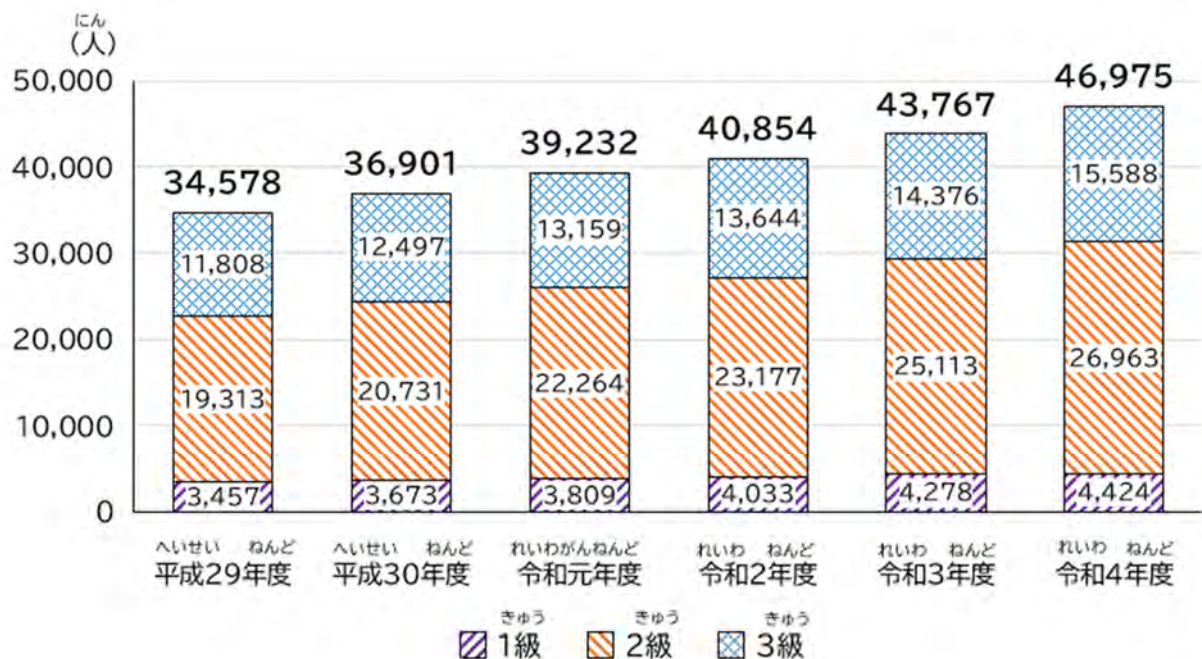
年齢ごとに見ると、手帳所持者数は全ての年齢層で増えていますが、増加率としては、特に20歳未満は2倍近くに増えていきます。

なお、精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象とするものです。一方で、医療の観点で捉えた場合、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数は、令和4年度で約7万3千人となっています。通院を継続しながら生活を保っている人がいることを踏まえつつ、手帳所持者数だけでは全体像を捉えきれないことを認識しておく必要があります。

表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移 各年度3月末時点(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	3,457	3,673	3,809	4,033	4,278	4,424
2級	19,313	20,731	22,264	23,177	25,113	26,963
3級	11,808	12,497	13,159	13,644	14,376	15,588
計	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975

図7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

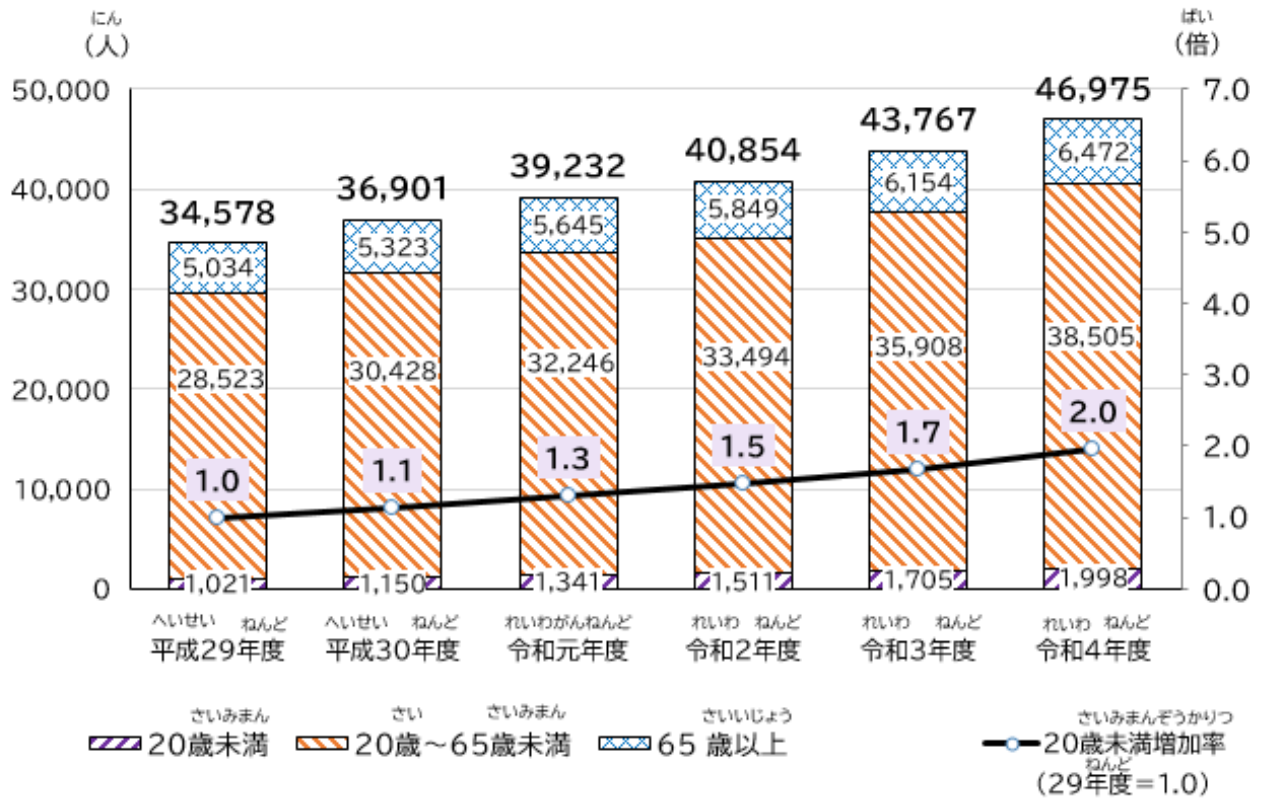


ひょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ねんれいべつすい
表8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
さいみまん 20歳未満	1,021 3.0 %	1,150 3.1 %	1,341 3.4 %	1,511 3.7 %	1,705 3.9 %	1,998 4.2 %
さい さいみまん 20歳～65歳未満	28,523 82.5 %	30,428 82.5 %	32,246 82.2 %	33,494 82.0 %	35,908 82.0 %	38,505 82.0 %
さいいじょう 65歳以上	5,034 14.6 %	5,323 14.4 %	5,645 14.4 %	5,849 14.3 %	6,154 14.1 %	6,472 13.8 %
けい 計	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975

ず せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ねんれいべつすい
図8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移



(5) 発達障害

発達障害独自の障害者手帳は無く、知的障害を伴う場合は愛の手帳、知的障害を伴わない場合は精神保健福祉手帳の交付又はその両方の交付を受けていることがあります。一方で、医師の診断のみを受け、障害者手帳を取得していない人もいることから、障害者手帳所持者数のみで、発達障害児・者の人数を把握することは困難です。

とはいえ、発達障害に関する相談件数や診断件数の推移から推測すると、明らかに増加傾向にあると考えられます。また、発達障害の診断を受けた人だけでなく、本人や家族も発達障害に気付かないまま過ごしている人も少なからずいます。特に、知的障害が軽度である場合や、あるいは知的障害を伴わない場合には、生活に関する困りごとを抱えていても障害福祉分野の相談窓口などにつながっていないことも多いのが現状です。こうした人たちをどう把握し、適切な支援につなげていくかが課題のひとつです。

(6) 強度行動障害

対象者数を正確に把握できる統計はありません。行動上著しい困難があるとされる、障害支援区分認定調査の行動関連項目が10点以上の方は、令和3年4月時点で約3千6百人いますが、そのほかに障害福祉サービスを利用していない人もいるため、実際には更に多いと考えられます。

強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行うことで、減少し、安定した生活を送ることができるとされています。そのためには、専門的な人材育成や支援体制が必要ですが、施策を検討するために必要な対象者の全体像を把握すること自体が難しいことも課題となっています。

(7) 医療的ケア

医療的ケア児・者（日常的に医療的ケアを必要とする人）は、障害者手帳を持っていない人もいるため、統計上、人数が把握できていないのが現状です。

国の調査によれば、令和3年度には日本全国で約2万人と推計されています。これは、平成17年度と比較すると、15年程度で約2倍に増えているという計算になります。横浜市では、約1千5百人程度が対象児・者だと推計しています。正確な人数は把握できていませんが、医療技術の進歩などにより、増加傾向にあるのは間違いないと考えています。

(8) 難病患者

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、難病等を加えました。対象となる難病は、366疾病です（令和3年11月時点）。

このことにより、症状が変わりやすいなどの理由で身体障害者手帳を取得することができず制度の谷間にあった人が、障害福祉サービスを利用できるようになっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は徐々に増えており、障害福祉サービスの推進に当たっては、今後も、難病等患者数も考慮しながら進めていく必要があります。

表9 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数推移 各年度3月末時点（人）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
22,573	23,748	24,145	26,579	26,905	27,984

1 基本目標

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

第3期プラン策定時から比べると、様々な障害福祉施策・事業は充実に向かっているととらえています。一方で、平成28年7月に障害者支援施設「津久井やまゆり園」で起きた事件などを通して、障害のある人への偏見はまだまだ深く、社会の理解もまだ十分には進んでいないということを思い知らされました。

このように障害のある人の生命・生活が脅かされる出来事も起きる中、改めて、障害のある人の尊厳と人権を尊重することの大切さを社会に示したいと考え、「障害者権利条約」に基づき、この基本目標を設定しました。

トピック「障害者の権利に関する条約」とは何か

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」は、障害者の権利を守るために各国がすべきことを定めた条約です。

条約をつくる話し合いは、「私たち抜きに、私たちのことを決めないで。（Nothing about us, without us.）」というスローガンのもと、世界中の障害者が参加しました。政府だけでなく障害のある人たちが加わってつくる条約は初めてで、画期的なことでした。

この条約は、全ての障害者のあらゆる人権や基本的自由を実現することを促進し、「障害は個人ではなく社会の側にある」という「社会モデル」の視点で障害を捉えています。障害を理由にしたあらゆる差別の禁止、合理的配慮の提供、法の下での平等などを定めるとともに、教育を受ける権利、働く権利、文化やスポーツを楽しむ権利など、障害のある人が自分らしく生きることができることを大切にしています。

障害者権利条約は2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効しました。日本は2007年9月に署名した後、条約で定められた基準を満たすために法制度の整備を進め、2014年1月に批准しました。

2022年6月現在、185か国が批准しています。

コラム「基本目標」をつくったときの議論

第4期プランは、多くの人と議論をかわしながらつくりました。それは、最も大切な基本目標も例外ではありません。

ここでは、基本目標を決めるにあたってどのような議論をしてきたかご紹介します。

◎最初の案

「障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

これは、アンケート調査や障害のある人やその家族、支援者などへのインタビューをもとに障害福祉施策に関係する横浜市職員が議論を重ねてつくった案です。

この案について、障害者施策検討部会の委員からは、「相互に人格と個性を尊重し合いながら」という言葉の追加をご提案いただきました。この言葉は障害者基本法第1条で掲げられている、目指すべき社会を示したものの一つです。

個人として尊重し合うことについて、より伝わりやすくするため、提案どおり基本目標に加えることとしました。

◎パブリックコメント※で発表した案

「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

パブリックコメント※でいただいたご意見のひとつに、「障害者の人権は、地域社会の中で対等な権利であるという意識を持って、守っていくものではないか」というものがありました。

これは重要なことだと考え、障害のある人もない人も対等な関係であることを伝わりやすくするため、「対等であり」という言葉を加えることとしました。

◎障害者施策検討部会で発表した案

「障害のある人もない人も対等であり、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

この表現について、障害者施策検討部会では、「『対等に』という表現は、障害のある人となない人が対立する表現になるため使わない方が良い」というご意見をいただきました。

さらに、「『相互に』、『障害のある人もない人も』という表現も同じではないか」というご意見も出るなど、活発な議論が行われました。

このご意見をうけて、「対等に」と「相互に」は基本目標から削除した上で、障害のあるなしで分けないことを伝えられる表現について、横浜市職員で更に検討しました。その中で、パブリックコメント※でいただいた「障害があるなしで区別をしない方が良い。『誰でも』という主語はどうか。」という別のご意見を参考にし、障害のある人もない人も全ての人が含まれる「誰でも」という言葉を加えました。

意見が割れたのは、「障害のある人もない人も」という部分です。障害者施策検討部会のご意見を踏まえ、また障害の状況や種別の違いもあり、障害のあるなしだけで分けられるものではないので、「障害のある人もない人も」という表現そのものを無くすという案が出ました。一方で、『障害者プラン』の基本目標から『障害』という言葉無くすと、何を目的としたプランか分かりづらくなるのではないかと意見もありました。

最終的には障害者施策検討部会委員の意見を踏まえ、障害者施策推進協議会で議論していただくということにしました。

◎障害者施策推進協議会で議論した案

「誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマ」

修正した案は、障害者施策推進協議会でも様々な意見が出ました。

「障害への理解や福祉施策が進み、障害のあるなしで分けなくなることが理想である。目標だから、理想を示すためこの案が良いのではないかと」のご意見がありました。一方、「まだ障害者問題から『障害』を除く段階ではない。『障害』は絶対に残すべきである」、「障害者への理解が十分ではない段階で『障害』を外すべきではない」というご意見もあり、委員の間で議論が白熱しました。

これらの議論を経て、基本目標は

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」

という表現に決まりました。

今後、障害者プランの推進にあたっては様々な方から多様なご意見をいただき、議論をしながら進めていきます。

※パブリックコメント…市が計画等を策定するに当たって公表した案への意見に対する市の考え方とその検討結果を公表すること

2 基本目標の実現に向けて必要な視点

行政が様々な施策・事業を進めていく上では、まず、障害のある人の視点を踏まえていくことが重要です。ここでは、それに加えて必要となる考え方・視点を設定しました。一つひとつの事業を個別・縦割りで行うのではなく、共通の視点を持って進めていくことで、基本目標の実現に向けた幅広い取組として推進していくことができると考えています。

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズをとらえていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人全てが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 必要なサービスの提供体制を確保し続けていく視点

凡例

<事業名欄>

- あ…将来にわたるあんしん施策
- 福…障害福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- 児…障害児福祉計画として定めるサービス等の「見込み」の量
- 新…国の基本指針（令和5年5月19日告示）等を踏まえ新たに実施する事業

<評価欄の説明>

- ：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。
- △：一定程度の効果は得られた。
- ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

※表の中の単位の考え方は次のとおりです。

- ・「人分」…月間の利用人数
- ・「人日」…月間の利用人数×一人一か月または一年当たりの平均利用日数

3 生活の場面ごとの取組

様々な生活の場面を支えるもの

障害のある人もない人も、地域共生社会の一員として生きていくには、互いの存在に気づき、互いを理解し合い、同じ社会に生きている身近な存在だと感じられる仕組みが大切です。そのためには、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと行政が協力し、障害理解に向けた普及啓発を進めていくことが重要です。啓発活動にはこれまで長年にわたって力を入れてきました。しかし、誰もが生きやすい社会をつくるため、これからも、私たちは不断の努力を続けていかなければなりません。

また、障害ゆえに支援を必要とする人が自分の人生をどう生きていくのかを考えると、ご家族が健在であるうちから、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合い、自らの意思により自分らしい生活を送る」という将来を見据えた取組が重要になります。

障害のある人の生活を支えるには、困った時にいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる体制、障害特性に応じて必要な情報を必要な時に得られるような発信なども必要です。

これらの工夫や配慮などによって、日常生活のあらゆる場面で、全ての人が障害のあるなしによる分け隔てがなく互いの人格と個性を尊重し合うことができる社会が生み出せると私たちは考えています。さらに、障害のある人が安心して生活を送るには、障害のある人を支える人材の確保・育成や、福祉サービスを提供する側の負担軽減のための新たな取組など、労働人口が減少しても、必要な福祉サービスを適切に提供する体制を維持・強化するための施策が急務となっています。

1 普及啓発

現状と施策の方向性

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指して、横浜市は疾病や障害に対する理解の促進に努めてきました。しかし、「第4期横浜市障害者プラン策定に向けた当事者向けアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）では、日常生活での困りごととして、障害の種類別によっては5割前後の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。さらに、外出時の困りごととして「人の目が気になる」、「いじめや意地悪が怖い」などの項目が上位にきています。障害者団体等に対して実施したグループインタビューでも、自分たちの障害について、「偏見を持たず正しく知ってほしい」という意見が多く挙げられており、より一層の障害理解が求められています。行政は、様々な機会をとらえ、社会全体に向けた普及啓発を充実させる責務がありま

す。効果的な普及啓発を行うためには、行政だけでなく、障害のある人たちや支援者などの障害福祉関係団体、地域住民や地域に根差した団体、民間企業など、多様な主体が互いの強みを生かしながら協力して取り組んでいくことが重要です。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」など様々なイベントなどをきっかけとして、誰もが障害のある人の存在に気づき、日頃の生活の中で互いに関わって身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。また、障害のある人が健康づくり活動や地域活動に参加し、日常的なふれあいの中で地域の誰もがお互いを理解し受け止める機会を増やすなどの取組を進めます。

(2) 障害に対する理解促進

障害の特性や障害者に対する配慮の理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、障害のある人や家族、障害福祉関係団体等による普及啓発活動への支援や地域福祉保健計画の取組を通じた住民同士の交流の推進など、地域住民の障害に対する理解を進めていきます。

(3) 学齢期への重点的な普及・啓発

地域共生社会の実現に向け、幼児期・学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験などの機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

(1)互いの存在に気付き、身近に感じる仕組みづくり

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
「地域共生社会」の実現に向けた取組等の推進	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進していきます。	推進 *1	障害者週間における市庁舎アトリウムでのイベント実施などを通じて、障害理解の普及・啓発に取り組みました。今後も様々な機会を捉え、共生社会の実現に向けた取組を継続していく必要があります。	○	推進
各区の普及・啓発活動の促進	各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行います。	推進	各区で障害理解を目的とした広報物の作成やフォーラム等を実施し、障害理解の普及・啓発を実施しました。今後も、イベント等の場を活用するなどし、障害理解の普及啓発の取組を推進していきます。	○	推進

*1…「推進」とは、継続して着実に取り組むことを表しています。

しょうがい たい り かい そくしん
 (2)障害に対する理解促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かい 振り返り	ひょうか 評価	
とう じしや しやう 当事者や障 がいふくし かんれん 害福祉関連 しせつ しみん 施設、市民 だんたいとう 団体等によ る 普及・ けいはつかつどう 啓発活動へ の支援	セイフティーネットプロジェクト よこはま えすねつとよこはま 横浜*2 (S-net横浜)や しょうがい ふくしかんれんしせつ しみんだんたいとう 福祉関連施設、市民団体等によ る しょうがいりかい けんしゅう る 障害理解のための研修や こうえん ちいきかつどう しえん きやうどう 講演、地域活動を支援・協働す るなど、さまざま ふきゅう けいはつ すいしん さまざまな普及・啓発を推進 します。	すいしん 推進	コミュニケーションボード の活用に関する研修会 や、地域防災拠点での当 事者による講演等を通じ た障害理解に向けた普 及・啓発活動を支援・ 協働しました。	○	すいしん 推進
しょうがいしゃほんにん 障害者本人 および家族に よる 普及・ けいはつかつどう 啓発活動の すいしん 推進	しゃかいさんかすいしん 社会参加推進センターが中心と なり、しょうがいしゃほんにん かぞくおよ かく 障害者本人、家族及び各 だんたい れんけい きやうどう さまざま ぼ 団体と連携・協働し、様々な場 ばいだい かつよう しょうがいりかいそくしん や媒体を活用した障害理解促進 む ふきゅう けいはつかつどう すいしん に向けた普及・啓発活動を推進 します。	すいしん 推進	しゃかいさんかすいしん 社会参加推進センター等 と協働し、啓発動画の 作成や講座の実施など、 ふきゅう けいはつ とりくみ けいぞくてき 普及・啓発の取組を継続的 に実施しました。 こんご しゃかいさんかすいしん 今後も社会参加推進セン ターと連携して、しょうがいしゃほん 人及び家族による普及・ けいはつかつどう すいしん はか 啓発活動の推進を図りま す。	○	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			
		目標	振り返り	評価	
疾病や障害に関する情報の発信	ホームページなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援に関わる活動を紹介します。市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。	推進	毎年度、「障害福祉のあんない」を更新し、情報を発信しました。 令和4年度からは、ホームページや紙媒体に加え、アプリを活用した情報発信を開始しました。 ・冊子作成数 令和3年度:42,000部 令和4年度:38,000部 令和5年度:36,000部 ・アプリダウンロード数 7,501件(令和5年7月現在)	○	推進

*2…セイフティーネットプロジェクト横浜は、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関で組織されています。当事者家族が主体となって、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

がくれいき じゅうてんてき ふきゅう けいはつ
 (3)学齡期への重点的な普及・啓発

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
がくれいき じどう 学齡期 児童 および ほごしゃ 保護者 への しょうがい 障害 理解啓発	がくれいきじどう ほごしゃ 学齡期児童 と 保護者 が、 しょうがいじ しゃ こうりゅう しょうがい 障害児・者と交流したり、障害 について りかい ふか 理解を深めたりする きかい かくほ つと 機会の確保に努めます。	すいしん 推進	がくれいきじどう ほごしゃ 学齡期児童と保護者が、 しょうがいじ しゃ こうりゅう 障害児・者と交流し、 しょうがいりかい ふか 障害理解を深めるため ふくしきょういくとう じっし に福祉教育等を実施し ました。	○	すいしん 推進
ふくがくせき 副学籍によ る こうりゅうきょういく 交流教育 および きょうどう 共同 がくしゅう 学習	とくべつしえんがっこう ざいせき じどう 特別支援学校に在籍する児童 せいと きよじゅうち しょう ちゅうがっこう 生徒が、居住地の小・中学校の じどうせいと いっしょ まな きかい 児童生徒と一緒に学ぶ機会の かくだい はか きょうどうがくしゅう 拡大を図るなど、共同学習を すす 進めます。	すいしん 推進	まいとし めい こ じ 毎年、100名を超える児 どうせいと ふくがくせきこうりゅう 童生徒が副学籍交流を りょう きよじゅうち しょう 利用し、居住地の小・ ちゅうがっこう じゅぎょう こうがい 中学校での授業や校外 かつどう いっしょ まな 活動において一緒に学ぶ きかい もう こんご 機会を設けました。今後 ひ つづ しょうちゅうがっこう も引き続き、小中学校 ほんじぎょう いぎ じゅうよう と本事業の意義や重要 せい きょうゆう とくべつしえん 性を共有し、特別支援 がっこう かよ じどうせいと 学校に通う児童生徒と、 ちいき がっこう かよ こ 地域の学校に通う子ども たちとの こうりゅうおよ きょうどう 交流及び共同 がくしゅう いっそうすいしん 学習をより一層推進し ます。	○	すいしん 推進

コラム ～ 共生社会の実現に向けて ～

チャレンジドweekフェス in Yokohama 2023 開催

障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、「障害のある人もない人も互いを大切に、自分らしく暮らす」をメインテーマに、「チャレンジドweekフェス in Yokohama 2023」を市役所で開催しました。

期間中に、障害のある人が制作したアート作品展を開催し、市役所アトリウムでのイベントでは、障害のある人によるコンサート、ダンスパフォーマンス、補助犬によるデモンストレーション、学生による福祉人材確保の取組紹介の発表などが行われたほか、会場内では陸上競技用車いすの「スピードチャレンジ」でパラ選手の速度記録に挑戦したり、障害者施設で作ったパンや素敵なインテリア雑貨の出店での買物したりと、会場はたくさんの来場者であふれ、障害のある人もない人も一緒に過ごす、笑顔いっぱいの日となりました。

▼イベントのチラシ(下)



この「チャレンジドweekフェス in Yokohama 2023」は、障害のある人とともに、様々な団体と連携し、開催しました。共に創り上げたからこそ、実現できたイベントです。

これからも横浜市では、障害のある人やその家族、障害福祉関係団体などと連携し、地域の皆さまに障害について理解していただき、誰もが安心して暮らし、自分らしく生きることができる地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

▼「チャレンジドweekフェス in Yokohama 2023」の様子(下)



▼巨大壁画アート「-TOUMEI 透明 2023-」(下)



市役所2階では、障害のある人とその家族167人と、ペインター KENSUKE TAKAHASHIさんが制作した、10 m × 1.8 m の巨大壁画を展示。躍動感のある恐竜は、来庁者の注目を集めていました。

げんじょう しさく ほうこうせい
現状と施策の方向性

横浜市は、様々な団体や地域住民の方々とも協力しながら、障害福祉施設や障害福祉サービスなどの社会資源の整備を進めてきました。しかし、現在では多くの業界で人材不足が社会問題となっており、障害福祉分野でも、サービス提供事業者の多くは、現場で働く人材の確保に苦慮しています。また、人材を確保できても、定着させることが難しく、将来を担う人材の育成もままならないという声が挙がっています。障害福祉分野での雇用を安定させることは喫緊の課題といえます。

しかし、横浜市の労働人口も減少が見込まれる中、障害福祉分野の魅力発信などこれまで取り組んできた施策だけで人材の確保・定着・育成を進めるのは容易ではありません。他の分野とも協力した人材確保支援策に加え、事務の効率化や業務負担の軽減、安定した生活を支えられる労働環境の整備などを進めていかなければなりません。様々な角度から障害福祉分野での働き方を見直し、働き続けやすい仕事にしていく必要があります。

アンケート調査では、将来の障害福祉にとって特に重要なものとして「必要なときに十分な介助が受けられること」という回答が1位でした。また、グループインタビューでも、支援者やサービスの担い手の団体だけでなく、障害のある人たちからも「人材の確保に力を入れてほしい」という意見が挙げられています。こういった声にこたえ、障害福祉サービスの提供を将来にわたって安定的に続けていくために直面する課題に対応するには、民間事業者や関係機関等と行政が協働し、継続的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) しょうがいふくしじゅうじしゃ かくほ いくせい
障害福祉従事者の確保と育成

みんかんじぎょうしゃ かんけいきかんとく きょうどう しょうがいふくしぶんや はたら みりよく ほっしん きゅうじん
民間事業者や関係機関等との協働により、障害福祉分野で働く魅力の発信、求人
しえん こようしえん せんもんせいこうじょうとう かの けんしゅう じっし じんざいいくせいしえん けんとう じっし
支援、雇用支援、専門性向上等に係る研修の実施などの人材育成支援を検討・実施し
ます。

(2) きょうむこうりつ か む えーあい あいしーていーとう どうにゅうけんとう
業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

はんざつ じむ さぎょう きょうむこうりつ か かいごぎょうむ ふたんけいげん すす
煩雑な事務作業などの業務効率化や介護業務の負担軽減などを進めるため、ロボッ
ト・AI・ICTなどの導入の検討を進めます。



しょうがいふくしじゅうじしゃ かくほ いくせい
 (1) 障害福祉従事者の確保と育成

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいふくし 障害福祉 じんざい かくほ 人材の確保 (魅力発信) ㊦	しょうがいふくし しごと みりよく 障害福祉の 仕事の 魅力を はっしん きゅうじん こよう しえん 発信し、求人や雇用の支援を おこな うことで障害福祉人材の かくほ 確保につなげていきます。	すいしん 推進	しな いせんもんがっこう との きょうそう 市内専門学校との 共創 じぎょう により、学生の 新し い 視点・発想、表現力、 価値観を 活かし、若年層 をターゲットとした 障害 ふくし 分野の 魅力発信・ きゅうじん しえん ための P R ツールの 作成を するこ とが できまし た。引 き続 き、 これま で作成 した 動画 や ポスター 等 を 活用 し、 しゅうしょく かんが はじ まえ 就職 を 考 え 始 め る 前 の こうこうせい ちゅうがくせい 高校生 や 中 学 生 など、 じゃくねんそう む さら 若年層 に向 け た 更 なる けいはつ と 組 み ます。	△	すいしん 推進
しょうがいふくし 障害福祉 じんざい かくほ 人材の確保 (採用支援) ㊦ ㊦	しょうがいふくし じんざいかくほ 障害福祉の 人材確保のため、 しょうがいふくし じぎょうしょ 障害福祉サービス事業所と もに、 しょうがいふくし じんざいかくほ 障害福祉人材確保の ぐたいさく けんとう おこな 具体策の検討を 行い ます。ま た、 げんば いけん さんこう 現場の 意見 を 参考 に しな がら、 ぎょうせい じぎょうしょ みんかんきぎょう 行政、事業所、民間企業 とうさまざま しゆたい きょうどう 等 様 々 な 主 体 と も 協 働 し て しょうがいふくし ぶんや じんざい びそく 障害福祉分野 の 人材不足 かいしょう ために、 じぎょうしょ たい 解消のために、事業所 対 する きゅうじん しえん 求人の 支援 を します。	-	-	-	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひよう 目標
		もくひよう 目標	かえ 振り返り	ひようか 評価	
しょうがいふくし 障害福祉 じんざい かくほ 人材の確保 (職員 の ていちゃく 定着) ㊦㊧	しょうがいふくし じぎょうしやうとう 障害福祉サービス事業所等に たい けんしゅう おこな じんざい 対し、研修を行うなど、人材 ていちゃく む しえん じっし 定着に向けた支援を実施しま す。	—	—	—	すいしん 推進
しょうがいとくせい 障害特性に おう じえん 応じた支援 のための けんしゅう 研修	はつたつしょうがい こうどうしょうがい ゆう 発達障害や行動障害を有す るかた いりようてき ひつよう かた る方、医療的ケアが必要な方 とう たい せんもんてき しえん おこな 等に対し、専門的な支援を行 うことのできるじんざい いくせい 人材を育成す るためのけんしゅう じっし 研修を実施します。	すいしん 推進	はつたつしょうがいしゃ そうだんえんじよ 発達障害者への相談援助 ぎじゆつこうじよう けんしゅう 技術向上のための研修 や、こうどうしょうがい かか や、行動障害に係る しえんりよくこうじよう ほか 支援力向上を図るための けんしゅうとう じっし 研修等を実施しました。 また、いりようてき かか 医療的ケアに係る しえんしゃようせいけんしゅう およ 「支援者養成研修」及び けんしゅう 「フォローアップ研修」を じっし 実施しました。	○	すいしん 推進
そうだんしえん 相談支援 じゅうじしゃ 従事者の じんざいいくせい 人材育成	しいき くいき じんざいいくせい かん 市域と区域での人材育成に関 するとりくみ せいり そうご する取組を整理し、相互に れんどう こうかてき こうりつてき 連動させた効果的・効率的な じんざいいくせいたいけい せいび 人材育成体系を整備します。	すいしん 推進	れいわ ねんど しょうがいしゃ 令和4年度から障害者 そうだんしえんじゅうじしゃよにんしゃ 相談支援従事者初任者 けんしゅう 研修において、18区の きかんそうだんしえん どう 基幹相談支援センター等 でのじっしゅう かいし 実習を開始するな ど、しいき くいき れんどうせい 市域と区域との連動性 をたか しえんりよくこうじよう 高め、支援力向上につ ながるじんざいいくせい とく ながら人材育成に取り組 みました。	○	すいしん 推進
しょうがいふくし 障害福祉 しせつしよくいんとう 施設職員等 へのしえん 支援	しょうがいしゃ きゅーおーえる こうじよう 障害者のQOLの向上を めざ しょうがいとくせい 目指して、障害特性やライフ ステージにおう しょうがい じゅうどか にに応じた障害の重度化 かんわ せいかつしゅうかんびょう よぼうとう の緩和、生活習慣病の予防等 ふきゅうけいはつ ほか しょうがい の普及啓発を図るため、障害 ふくししせつ 福祉施設における衛生管理、 えいようかんり かん けんしゅう 栄養管理に関する研修、 れんらくかいとう じっし 連絡会等を実施します。	すいしん 推進	しょうがいふくししせつ しょうくいん 障害福祉施設の職員を たいしやう しょくひんえいせい 対象とした食品衛生 こうしゅうかい せつしよくえんげけんしゅう 講習会や摂食嚥下研修 (どうがはいしん) じっし (動画配信)を実施しまし た。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいふくし 障害福祉 しせつとう はたら 施設等で働 く かんごし 看護師の しえん かくほ 支援・確保 ㊤	しょうがいふくししせつとう はたら 障害福祉施設等で働く かんごし ていやく む しえん 看護師の定着に向けた支援を おこな じんざいかくほ 行うとともに、人材確保の ほうさく けんとう 方策について検討します。	すいしん 推進	しょうがいふくししせつ はたら かん 障害福祉施設で働く看 護師向けに、歯科医師によ る口腔機能管理をテーマ とした講義動画の配信や たしよくしゆれんけい かん けん 多職種連携に関する研 修、各施設への訪問によ る技術的な指導を実施し ました。 こんご かんけいきよく れんけい 今後、関係局が連携しな がら、人材確保に向けた とりくみ けんとう 取組を検討していきま す。	○	すいしん 推進
しゅうろうしえん 就労支援セ ンター職員 の じんざいいくせい 人材育成	たよう しゅうろう たいおう 多様な就労ニーズに対応でき るよう、しゅうろうしえん 就労支援スキルを こうじょう 向上させるため、研修の実施 など、じんざいいくせい すす 人材育成を進めます。	すいしん 推進	れいわ ねんど じんざいいくせい 令和3年度に人材育成シ ートの作成、並びに令和4 ねんど こじんじょうほうほご 年度に個人情報保護 けんしゅう ろうどうほうけんしゅう およ 研修、労働法研修、及び かく センター間での支援員 の人事交流を実施し、 しよくいん しえん こうじょう 職員の支援スキルの向上 を図りました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひよう 目標
		もくひよう 目標	ふ かい 振り返り	ひようか 評価	
しゅうろうそくしん 就労促進を もくてき 目的とした じぎょうしよしよくいん 事業所職員 む けんしゅう 向け研修	しょうがいしゃこよう おこな 障害者雇用を行っている きぎょう しゅうぎょうたいけん けんしゅう 企業での「就業体験」の研修 つう じぎょうしよしよくいん しゅうろう を通じて、事業所職員の就労 しえん こうじょう しゅうろう む 支援スキルの向上、就労に向 いしきづ けた意識付けにつなげます。	すいしん 推進	れいわ ねんど じぎょうしよしよくいん 令和3年度に事業所職員 む はたら しよくば けん 向けに「働く職場の見 がくかい じっし じぎょうしよ 学会」を実施し、事業所 しよくいん いしきづ と く 職員の意識付けに取り組 みました。 れいわ ねんど 令和4年度には、より こうかてき じっし む 効果的な実施に向けた かんけいきかん 関係機関へのヒアリングを おこな れいわ ねんど 行い、令和5年度にヒアリ ングを踏まえ、新たな事業 をじっし 実施しました。 じっしご 実施後のアンケートでも こうひよう 好評をいただき、就労 しえん こうじょう しゅうろう 支援スキルの向上、就労 む いしきづ に向けた意識付けにつな がりました。	○	すいしん 推進
いりょうじゅうじしゃ 医療従事者 けんしゅうじぎょう 研修事業 ㊤	びょうき しょうがい しょうにおよ 病気や障害のある小児及び じゅうしやうしんしんしょうがいじ しゃ しえん 重症心身障害児・者の支援に ひつよう ちしき ぎじゆつ こうじょう はか 必要な知識・技術の向上を図 り、しょうがいとくせい りかい いりょう 障害特性を理解した医療 じゅうじしゃ いくせい けんしゅう 従事者を育成するための研修 じっし を実施します。	すいしん 推進	いりょうきかん ふくししせつとう 医療機関や福祉施設等に きんむ かんごし たいしやう 勤務する看護師を対象に しょうにほうもんかんご じゅうしやう した「小児訪問看護・重症 しんしんしょうがいじしゃかんご 心身障害児者看護 けんしゅうかい じっし 研修会」を実施しました。 れいわ ねんど む けんしゅう 令和8年度に向けて研修 たいけい みなお はか さら 体系の見直しを図り、更な じゅうじつ はか る充実を図ります。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かい 振り返り	ひょうか 評価	
ガイドヘルパ ー一等研修 じゅこうりょうじよせい 受講料助成 ㊤	ガイドヘルパー等の資格取得 のための研修受講料の一部 を助成します。また、助成制度 の積極的な周知にも取り組 み、人材確保を図ります。	すいしん 推進	【令和3・4年度累計】 総助成人数:229人 総助成額:4,516,000円 内訳:全身性ガイドヘルパ ー26件、知的ガイドヘル パー67件、同行援護 (一般課程)89件、行動 援護53件 【令和5年度(見込み)】 助成人数:120人 総助成額:2,400,000円	○	すいしん 推進
ガイドヘルパ ースキルアッ プ研修 ㊤	より質の高いサービスが提供 できるよう、移動支援事業の 従業者を対象に研修を実施 します。	すいしん 推進	移動支援事業所の従 業者を対象にガイドヘル パーの基礎知識・技術や 障害特性に応じた支援方 法に関する研修を行い ました。 また、サービス提供責任 者を対象に、サービス 提供責任者等の役割とサ ービス提供の基本視点、 プロセス等に関する研修 を行いました。	○	すいしん 推進
しゃかいさんか 社会参加 すいしん 推進センタ ーによる だんたいかつどう 団体活動 しえんきのう 支援機能の じゅうじつ 充実	障害者本人の活動を支える 人材の育成を進めるととも に、同じ障害がある人たちの 交流やコミュニケーションの 機会を拡充し、各団体活動を 促進する取組を推進します。	すいしん 推進	障害者の自立や社会参加 等を促進するための日常 生活を送る上での必要な 生活訓練(社会参加訓練や IT講習)など当事者に よる事業を実施しました。	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
しょうがいふくし 障害福祉サービス等 にかか る支給決定業 務研修の参加人数 福新	-	-	-	300人 ^{にん}	300人 ^{にん}	300人 ^{にん}
けいかくてき 計画的な人材養成の すす 進(相談支援 従事者研修の 修了者) 福新	-	-	-	280人 ^{にん}	280人 ^{にん}	280人 ^{にん}
しょうがいしやじりつしえん 障害者自立支援 しんさしほらいどう 審査支払等システム による審査結果の きょうゆう 共有 福新	-	-	-	ねん かい 年1回	ねん かい 年1回	ねん かい 年1回

コラム ヘルパーの養成・人材育成

障害のある方が希望するサービスを受けるためには、その希望に対応できる支援者（ヘルパー）がいなければなりません。そのため、横浜市では、ヘルパーの養成を促すことで量の確保を、人材育成の取組を行うことで質の確保を図っています。

まず、ヘルパー養成のための取組ですが、ヘルパーとして働くための資格を持っている人を増やすため、資格取得のための養成研修の受講料を助成しています。移動支援従業者（ガイドヘルパー）と同行援護従業者・行動援護従業者の研修を対象として、最大2万円まで助成を受けることができます。*

また、ヘルパーの人材育成としては、「ガイドヘルパースキルアップ研修」を実施しています。この研修は、知的障害、身体障害、精神障害それぞれの理解を深め、より良い支援が提供できるようになることを目的としています。

研修は、ヘルパー向けと事業所の責任者向けの2種類の研修を行っています。

ヘルパー向けのものでは、3つの障害分野に分けて、ガイドヘルパーの基礎知識・技術や障害特性に応じた適切な支援方法などを身につける研修を行っています。一方、責任者向けのものでは、事業所を正しく運営・管理できるように、サービスを利用する人のための支援計画の作成方法等についての研修を行っています。

講義の中にグループワークを組み入れる等、他の事業所の人とも話し合う時間も多く設けています。これによって、日頃の疑問や困りごとの共有・解決の場、横のつながり作りの場としても活用していただいています。

今後も、障害のある人の希望に沿って、安心した生活を送ることができるよう、ヘルパー養成・育成の取組を行っていきます。

ぜひみなさんもヘルパーをやってみませんか！

※横浜市民で、養成研修修了後に、資格を取ったヘルパーとして市内の事業所で3か月以上働いていることが必要です。

ぎょうむこうりつか む えーあい あいしーていーとう どうにゆう けんとう
 (2)業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入の検討

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ぎょうむこうりつか 業務効率化 む に向けたロ ボット・AI・ えーあい ICT等の あいしーていーとう 導入の検討 どうにゆう けんとう	はんざつ じ む さぎょう ぎょうむ 煩雑な事務作業などの業務 こうりつか かいごぎょうむ ふたんけいげん 効率化や介護業務の負担軽減 などを進めるため、ロボット・ えーあい あいしーていー どうにゆう AI・ICTなどの導入の けんとう すす 検討を進めます。	けんとう 検討・ じっし 実施	えーあい あいしーていーとう ロボット・AI・ICT等 の関連機関・企業との いけんこうかん おこな 意見交換を行い、ロボッ と等の導入に向けた かだいせいりり こんご しさく 課題整理や今後の施策 ほうこうせい けんとう の方向性を検討しまし た。また、機器導入にか ききどうにゆう かが 係る研修情報を障害関係 けんしゅうじょうほう しょうがいかんけい 団体に紹介しました。 だんたい しょうかい 導入に向けては、し どうにゆう む じ 事業者等の御意見を伺い ぎょうしゃとう ごいけん うかが ながら進めていきます。 すす	○	すいしん 推進

現状と施策の方向性

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きるまち」を実現するためには、障害者の権利擁護について積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。平成26年1月の障害者権利条約の批准や、障害者差別解消法の施行など、障害者の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨などを私たち一人ひとりが理解し、社会をより良く変えていく取組が求められています。

また、必要な情報が得られること、自分自身の意思を決めること、決めた意思を伝えられることなど、自身の権利を守るために必要不可欠なことを行う際、障害ゆえに支援が必要な人たちを支える仕組みも無くてはならないものです。

そこで、4つの方向性で施策を展開します。

(1) 虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の具体例などの市民向け広報や障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を通じて、障害者虐待が重大な人権侵害であることや予防や早期発見の重要性などを啓発することで、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

(2) 成年後見制度の利用促進

権利擁護を必要とする知的障害者や精神障害者の増加に対応し地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の啓発や利用の促進を進めていきます。

(3) 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向けて周知を図るとともに、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させます。

(4) 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた行政情報発信のルールに基づき、本人の意向や障害に応じた配慮を行うよう徹底します。また、必要な配慮について検討を行っていきます。



ぎゃくたいぼうし とりくみ しんどう
 (1) 虐待防止の取組の浸透

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃ 障害者 ぎゃくたいぼうし 虐待防止 じぎょう ふきゅう 事業(普及・ 啓発)	しみん む 市民向けのリーフレット作成等 により 広報 を行います。また、 しょうがいふくし 障害福祉サービスの事業者等 を対象とした 研修 については、 しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待の調査や統計等 の こんきよ ふ 根拠を踏まえ、見直しを図りな がら実施 します。	すいしん 推進	ちらし・ポスター等を 作成し、市民に向けた広 報を実施したほか、ホー ムページでの 情報発信 を通じて、虐待防止に係 る 普及・啓発 に取り組み ました。また、 障害福祉 サービス事業所の管理者 及び サービス管理責任者 を対象とした「 障害者 虐待防止研修 」を 毎年度開催し、各施設に おける 虐待防止 及び支 援の質の向上に取り組 みました。 ひ つづ しみん 引き続き市民への普及・ 啓発や、事業者等への各 種取組 を 推進 してい く 必要 があります。	○	すいしん 推進
せいしんかびょういん 精神科病院 における 虐待防止に む 向けた措置 ⑨	せいしんかびょういんない 精神科病院内で虐待を発見し た 場合 の 通報受理体制 を 整 え、 通報内容 の 事実確認等 を 実施 します。	-	-	-	すいしん 推進

コラム しょうがいしゃぎゃくたいぼうし とりくみしょうかい 障害者虐待防止の取組紹介

しょうがいしゃぎゃくたい しょうがいしゃ たい じゅうだい じんけんしんがい
 障害者虐待は障害者に対する重大な人権侵害です。

かながわけん内では、つうほう・とどけてけんすうおよびぎゃくたいにんていけんすう
 神奈川県内では、通報・届出件数及び虐待認定件数が、ここ数年ほば横ばいで推移
 しており、げんしょう いた しょうがいふくし じぎょうしゃ ぎゃくたい
 しており、減少に至っていません。また、障害福祉サービス事業者には、虐待
 ぼうしたいさくたんとうしゃ せっち ぎゃくたいぼうし しょくいん ていきてき けんしゅう じっし ぎむ
 防止対策担当者の設置や虐待防止のための職員への定期的な研修の実施が義務
 づけられるなど、しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし とりくみ じゅうよう
 付けられるなど、障害者虐待の防止の取組がますます重要になっています。

よこはまし しょうがいふくし じぎょうしゃとう たい ぎゃくたいぼうし とりくみ
 横浜市では、障害福祉サービス事業者等に対する虐待防止の取組として、
 かんりしゃ かんりせきにんしゃとうむ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしけんしゅう おこな
 管理者・サービス管理責任者等向けの「障害者虐待防止研修」を行っています。

けんしゅう じっし しょうがいふくし じぎょうしゃ かんけいだんたい みな いっしょ
 研修の実施にあたっては、障害福祉サービス事業者や関係団体の皆さまと一緒に
 とりくんでおり、プログラムの作成や当日の研修講師を担ってもらっています。

けんしゅう じゅこう かんりしゃ かんりせきにんしゃじしん ぎゃくたいしゃ
 この研修では、受講した管理者・サービス管理責任者自身が虐待者にならないだ
 けではなく、じょうきん ひじょうきん と やくしよく しょくしゅ かか じぎょうしょ しょくいん
 常勤・非常勤を問わず、また役職や職種に関わらず、事業所の職員
 ぜんいん ぎゃくたいぼうし けんりようご いしき たか ぎゃくたい お しく ふうど つく
 全員が虐待防止、権利擁護の意識を高め、虐待を起こさない仕組み・風土を作るこ
 とを目標としています。

また、しょうがいしゃぎゃくたい ひろく しょうせい
 また、障害者虐待について広く知ってもらうため、ポスターを作成しています。

これは、ぎゃくたいしゃがわ
 これは、虐待者側が、

- ・しつけとして必要なことをしている
- ・本人のためを思っている行為だ

などと、ぎゃくたい にんしき ばあい ぎゃくたい う しょうがいしゃじしん
 などと、虐待をしているという認識がない場合や虐待を受けている障害者自身が

- ・自分のされていることが虐待だと認識できない
- ・虐待だと認識していても、相談や被害の訴えを誰にしたらいいのかわからない

といったこともあるためです。

ポスターは、かんたん ことば つか
 ポスターは、イラストや簡単な言葉を使い、どうい
 たことがぎゃくたい あ そうだん
 たことが虐待に当たるか、どこに相談をしたらいいの
 か、などをわかりやすくひょうげん せきせい さい
 表現しており、作成の際には
 しょうがいとうじしゃ かた いけん
 障害当事者の方にもご意見をいただきました。

しょうがいしゃぎゃくたい しょうがいしゃ たい じゅうだい じんけんしんがい
 障害者虐待は障害者に対する重大な人権侵害で
 す。ぎゃくたい お こんご とりくみ すす
 虐待が起こらないよう今後も取組を進めます。

しょうがいしゃぎゃくたい かん
 障害者虐待に関するポスター➡



せいねんこうけんせいど りょうそくしん
 (2) 成年後見制度の利用促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)		もくひょう 目標	
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り		ひょうか 評価
よこはまししみん 横浜市市民 こうけんにんようせい 後見人養成・ かつどうしえん 活動支援 じぎょう 事業	ちいき けんりようご しみん 地域における権利擁護を市民 さんかく すす 参画で進めるため、よこはま せいねんこうけんすいしん しみん 成年後見推進センターが市民 こうけんにん ようせい じっし く 後見人の養成を実施し、区 やくしよ し くしゃかいふくしきょうぎかい 役所、市・区社会福祉協議会、 せんもんしよくだんたいとう れんけい かつどう 専門職団体等が連携した活動 しえん たいせい こうちく 支援の体制を構築します。	すいしん 推進	れいわ ねんど ねんど 令和3年度から4年度に かけて第5期、第6期市 だいき だいき し 民後見人養成講座を みんこうけんにんようせいこう ぎ 実施しました。バンク じっし 登録者は新たに計55名 とうろくしゃ あら けい めい 増となりました。 また、れいわ ねんど 令和4年度から しみんこうけんにん じゆにんちようせい 市民後見人の受任調整 の仕組みを変更し、受任 し く へんこう じゆにん 促進を行っています。 れいわ ねんど 令和5年度 バンク とうろくしゃすう にん 登録者数:101人	○	すいしん 推進
ほうじんこうけん 法人後見 しえんじぎょう 支援事業	せいねんこうけんすいしん よこはま成年後見推進センター が、これまでのほうじんこうけんじゆにん 法人後見受任 じっせき ふ しな い しゃかい 実績を踏まえて、市内の社会 ふくしほうじんとう ほうじんこうけんじっし 福祉法人等への法人後見実施 む しえん おこな に向けた支援を行います。	すいしん 推進	ていきてき ほうじんこうけんれんらくかい 定期的に法人後見連絡会 をかいさい じょうほうきょうゆう を開催し、情報共有や れんけいきょうか おこな 連携強化を行いました。 また、かくほうじんこうけんだんたい 各法人後見団体 しよくいん しょにんしゃ む 職員の新任者向けに けんしゅうどうが はいしん 研修動画を配信しまし た。	○	すいしん 推進
せいねんこうけん 成年後見 せいど ふきゅう 制度の普及 けいはつ 啓発	せいねんこうけんせいど りょう 成年後見制度がより利用しやす いものとなるよう、関係機関と かんけいきかん 調整して当事者及び家族、支援 ちょうせい とうじしゃおよ かぞく しえん 調整して当事者及び家族、支援 だんたいとう せつめいかい じっし 団体等への説明会などを実施し ます。	すいしん 推進	かくくいき せいねんこうけん 各区域における成年後見 せいど がくしゅうかいおよ おや 制度の学習会及び親あ るうちの準備を考える じゆんび かんが 連続講座の開催をしまし れんぞくこうざ かいさい た。また、しいきおよ 市域及び かくくいき かいさい 各区域で開催されるサポ ートネットにおいて、 しえんしゃかん れんけい きょうか 支援者間の連携を強化し ました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひよう 目標
		もくひよう 目標	か かせ 振り返り	ひようか 評価	
けんりようご 権利擁護 じぎょう 事業	けんり まも そうだん けいやく 権利を守るための相談や契約に もと きんせんかんり 基づく金銭管理サービスなどの にちじょうせいかつ しえん く 日常生活の支援を、区あんしん センターが、けいやく もと 契約に基づいて じっし 実施します。	すいしん 推進	しみん しえんしゃ せいど 市民や支援者への制度 の周知及び啓発により、 しゅうちおよ けいはつ 相談件数は年々増加して います。 【相談件数】 れいわ ねんど けん 令和3年度:92,096件 れいわ ねんど けん 令和4年度:96,643件 れいわ ねんど けん 令和5年度:97,000件 (見込み) のべけいやくしゃすう 【延契約者数】 れいわ ねんど じん 令和3年度:1,362人 れいわ ねんど じん 令和4年度:1,383人 れいわ ねんど じん 令和5年度:1,414人 (見込み)	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
せいねんこうけんせいどくちょう 成年後見制度区長 もうした けんすう 福 申立て件数	けん 30件	けん 30件	けん 30件	けん 30件	けん 30件	けん 30件
	じっせき けん 実績29件	じっせき けん 実績18件	けん 30件 じっせき みこ (実績見込み)			
せいねんこうけんにんとうほうしゅう 成年後見人等報酬 じよせいけんすう 福 助成件数	けん 210件	けん 240件	けん 270件	けん 300件	けん 330件	けん 360件
	じっせき けん 実績237件	じっせき けん 実績284件	けん 285件 じっせき みこ (実績見込み)			

コラム 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障害、精神障害のある人などが安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら本人に代わり財産の管理や介護サービスなどの契約等を行います。

成年後見制度には、家庭裁判所が本人に適切な方を選任し「後見」「保佐」「補助」と3つの類型からなる「法定後見制度」と、あらかじめ自分で選んだ代理の方と支援の内容について契約を結んでおく「任意後見制度」があります。

成年後見制度を必要とされる人は、今後ますます多くなることが見込まれています。

横浜市では、横浜市成年後見制度利用促進基本計画を推進し、令和2年4月に中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置しました。成年後見制度の効果的な広報や、権利擁護に関わる相談支援機関への支援など、横浜市にふさわしい成年後見制度の利用促進の取組を「よこはま成年後見推進センター」が中心となって進めています。

成年後見制度について詳しく知りたい場合は、よこはま成年後見推進センター、区役所、区社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。パンフレットの配布もしています。



↑ 成年後見制度に関するパンフレット

■ よこはま成年後見推進センターHP

<https://www.yokohamashakyo.jp/ansin/yokohamaseinenkoken>

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう もと とりくみ
 (3)障害者差別解消法に基づく取組

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しみんとう 市民等への ふきゅう けいはつ 普及・啓発	しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別の かいしょう あ たって は、しみんとう 解消に当たっては、市民等 の 方々 に関心と理解を深め て いただく ことが 何よりも たいせつ である ことから、しみんとう に 向けた 広報 及び 啓発活動 を 効果的に 実施 します。	すいしん 推進	さべつかいしょう けいはつどうが 差別解消のための啓発動画を しえい ちかてつしゃない えき 市営バス・地下鉄車内や駅の デジタルサイネージ、本市ウエ ブサイトに 掲出し、障害者 差別に関する啓発活動を実施 しました。	○	すいしん 推進
そうだんたいせいとう 相談体制等 の周知	しょうがいしゃ さべつ かん そうだん 障害者差別に関する相談、 ふんそう ぼうしとう たいせい 紛争の防止等のための体制 を 周知 します。また、相談 及 び 紛争の防止等を 地域にお いて 推進 するための 地域協 議会を 開催 します。	すいしん 推進	とうじしゃ さべつ そうだん 当事者による差別の相談や ちようせいいいんかいとう しょうがい しゅうち 調整委員会等の紹介、周知・ けいはつどう にな しょうがいしゃかいさんか 啓発等を担う障害者社会参加 推進センターにおいて、 しょうがいしゃ さべつ かん そうだんたいせい 障害者差別に関する相談体制 を 周知 しました。	○	すいしん 推進
し しょういんたいおう 市職員対応 要領の周知	ほんししょういん てきせつ たいおう おこな 本市職員が適切な対応を行 って いくための 指針として さくてい し しょういんたいおうようりょう 策定した市職員対応要領を しゅうち さべつてきとりあつか 周知し、差別的取扱いとなり うる 事例や、合理的な配慮の こうじれいとう しんとう はか 好事例等の浸透を図ります。	すいしん 推進	ぜんししょういん たいしやう いー 全職員を対象としたeラーニ ングによる研修を実施しまし た。	○	すいしん 推進

じょうほうほしやう とりくみ
(4)情報保障の取組

じぎやうめい 事業名	じぎやうないやう 事業内容	ちゆうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひやう 目標
		もくひやう 目標	か かせ 振り返り	ひやうか 評価	
じょうほうはっしん じ 情報発信時 の合理的 ごうりてき はいりよ ていきやう 配慮の提供	ぎやうせいじやうほうはっしん じ しかく 行政情報発信時の視覚 しょうがいしゃ ちやうかくしょうがいしゃおよ ちてき 障害者、聴覚障害者及び知的 しょうがいしゃどう たい ひとり 障害者等に対して、一人ひとり のしょうがいとくせい おう ごうりてき 障害特性に応じた合理的 はいりよ おこな 配慮を行います。	すいしん 推進	てんじとう あわ あら 点字等と併せ、新たに おんせいになんしききのう りやう 音声認識機能を利用した あいしーていーき き じやうほう ICT機器による情報 ほしやう と く 保障に取り組みました。 また、障害者差別解消 ちやうないすいしんかいぎとう つう 庁内推進会議等を通じ て、じやうほうほしやう ひつやうせい 情報保障の必要性を ぜんしやくいん きやうゆう 全職員に共有しました。	○	すいしん 推進
だいひつ だいどく 代筆・代読サ ービス	しかくとう しょうがい ひと にちじやう 視覚等に障害のある人が日常 せいかつ なか だいひつ だいどく 生活の中で代筆または代読が ひつやう しえんしゃ 必要なときに支援者によるサー ていきやう おこな ビス提供を行います。	けんとう 検討・ じっし 実施	きよたくない だいどく だいひつ 居宅内での代読・代筆 しえん だいひつ れいわ ねん 支援について、令和3年 がっ か じえんじよ 10月から家事援助にお いてだいひつ だいどく 代筆・代読のみでの ていきやう かのう サービス提供を可能と しました。	○	すいしん 推進
しょうがい 障害のある ひと たい 人に対する じやうほうほしやう 情報保障の ためのガイ ドライン ⑨	しょうがいしゃじやうほう 障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法 りねんおよ しょうがいとうじしゃ いけん の理念及び障害当事者の意見 をふ じやうほうほしやう かんが かつ を踏まえ、情報保障の考え方や しゆほうとう 手法等をまとめたガイドライン かつやう を活用したコミュニケーション かんきやう こうじやうおよ しょうがいらい かい 環境の向上及び障害理解の ふきゆうけいはつ と く 普及啓発に取り組みます。	-	-	-	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
しゅわつうやくしゃ はけん 手話通訳者の派遣 (はけんにんずう) 福	11,000 ^{にん} 人 じっせき 実績 9,630 ^{にん} 人	11,000 ^{にん} 人 じっせき 実績 10,376 ^{にん} 人	11,000 ^{にん} 人 11,000 ^{にん} 人 じっせき 実績 (実績見込み)	11,000 ^{にん} 人	11,000 ^{にん} 人	11,000 ^{にん} 人
ようやくひつきしゃ はけん 要約筆記者の派遣 (はけんにんずう) 福	1,900 ^{にん} 人 じっせき 実績 934 ^{にん} 人	1,900 ^{にん} 人 じっせき 実績 1,024 ^{にん} 人	1,900 ^{にん} 人 1,100 ^{にん} 人 じっせき 実績 (実績見込み)	1,200 ^{にん} 人	1,350 ^{にん} 人	1,500 ^{にん} 人
しゅわほうしんようせい 手話奉仕員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業 (ようせいにんずう) 福	172 ^{にん} 人 じっせき 実績 102 ^{にん} 人	172 ^{にん} 人 じっせき 実績 138 ^{にん} 人	172 ^{にん} 人 172 ^{にん} 人 じっせき 実績 (実績見込み)	172 ^{にん} 人	172 ^{にん} 人	172 ^{にん} 人
しゅわつうやくしゃ ひつきしゃ 手話通訳者・筆記者 けんしゅうじぎょう 養成研修事業 (ようせいにんずう) 福	90 ^{にん} 人 じっせき 実績 46 ^{にん} 人	90 ^{にん} 人 じっせき 実績 60 ^{にん} 人	90 ^{にん} 人 90 ^{にん} 人 じっせき 実績 (実績見込み)	90 ^{にん} 人	90 ^{にん} 人	90 ^{にん} 人
もうしゃむ つうやく 盲ろう者向け通訳・ かいじょいんようせいけんしゅう 介助員養成研修 じぎょう (ようせいにんずう) 事業(養成人数) 福	30 ^{にん} 人 じっせき 実績 17 ^{にん} 人	30 ^{にん} 人 じっせき 実績 20 ^{にん} 人	30 ^{にん} 人 30 ^{にん} 人 じっせき 実績 (実績見込み)	37 ^{にん} 人	37 ^{にん} 人	37 ^{にん} 人

コラム 障害者差別解消法を踏まえた横浜市独自の取組（情報保障）

障害者差別解消法では、障害者への合理的配慮が求められています。合理的配慮の例として、障害がある人の障害特性に応じた情報の提供があります。

障害があることで必要な情報が得られないということがあってはいけません。

横浜市では、下に挙げたような情報保障の取組を行っていますが、これ以外にも必要に応じた取組を進めていきます。

○通知等の点字による情報提供対応

視覚障害者の情報保障に関する取組として、横浜市の各部署から市民宛に送付している通知について、点字による情報提供を行っています。

点字での情報提供を希望する視覚障害者に対し、「通知名」「発送元」「問合せ先」について点字化したものを、元の墨字（晴眼者の使う、いわゆる印刷された文字等）の通知とともに送付します。また、送付する封筒にも発送元を点字で刻印しています。

さらに、希望する方へは、通知を送付した旨をメールで情報提供します。

○知的障害者等に分かりやすい資料等の表現見直し

行政の作る通知やお知らせ資料等は、複雑な文章構成や難解な表現を使っている場合があります。知的障害者等が自身で読む際に、正確に内容を把握することが難しいことがあります。このため、障害当事者が内容を正しく理解できるようにすることを目的として、表現の見直しを行っています。

見直しにあたっては、言葉の置き換えなど文章の変更だけではなく、デザインやレイアウトの見直しも含めて行い、最後に障害当事者によるチェックを経て完成させています。

ひょうげんみなお まえ しりつとしょかんあんない
 < 表現見直し前の市立図書館案内 >

■ 移動図書館

移動図書館「はまかせ号」が定期的に巡回しています。
 圖書の貸出・返却のほか、予約圖書の受取もできます。また、図書カードの発行もできます。

■ その他

障害のある方へのサービス

視覚に障害のある方を対象として、対面読書や録音図書、点字録音の貸出などを行っています。

また、心身に障害があり、図書館への来館が困難な方を対象として、図書や録音の配達貸出を行っています。
 (事前登録が必要です。詳しくは中央図書館へお問い合わせください。)

団体への貸出

地域で読書活動を行っているグループなどに、圖書を貸出します。詳しくは職員におたずねください。

音楽映像ライブラリー

甲斐図書館が所蔵している DVD やビデオ、CD などを、中央図書館の案内で所蔵することができます。

発行：令和10年10月 版：レサイズ可

■ 開館時間・休館日

開館時間

火曜日～金曜日
 午前9時30分～午後7時
 ※中央図書館、山内図書館は午後6時30分まで
 (ただし、中央図書館地下1階学習室は午後7時まで)

土曜日・日曜日・月曜日・祝日(例)・12月28日
 午前9時30分～午後5時
 1月4日 正午～午後5時

休館日

振替休日(月1回)
 12月29日～1月3日
 図書特設祭日
 臨時休館日

■ お問い合わせ

横浜市中央図書館

Tel. 045-262-0050

図書館からのお願い

- ・図書館の圖書は、大切に扱ってください。
- ・圖書を紛失・汚損した場合は、賠償していただきます。
- ・館内での飲食、喫煙はできません。
- ・自動車でのご来館はご遠慮ください。
- ・他の利用者の迷惑になるような行いをしないでください。

横浜市立図書館利用のご案内

■ 登録

初めて圖書を借りるとき

市立図書館で使える図書カードを作成します。

横浜市内に住んでいるか、通勤、通学している方なら、どなたでも無料で借りることができます。

図書利用申込書に記入のうえ、本人であることと現在の住所を確認できるもの(運転免許証、健康保険証、学生証など)とともに登録窓口へお出しください。その場で図書カードを発行します。

(市内有線テレビ・インターネット・録音映像ページから「仮登録」をすると「図書館利用申込書の記入」が省略できます。登録窓口にて「仮登録番号」と、運転免許証、健康保険証、学生証など本人であることと現在の住所を確認できるものを提出してください。)

図書カードはお1人につき1枚発行します。本人以外の方は使えません。

登録内容の修正のため、5年ごとに登録更新の手続きをお願いします。

登録資格がなくなった方は、図書カードを返却してください。

■ 貸出

圖書を借りるとき

室数あわせて、1人6冊まで、2週間借りることができます。図書カードと圖書を貸出窓口へお持ちください。

貸出手続きの後に、現在借りている圖書の資料番号、書名、返却期限が記載されたシートを返渡します。

圖書を借りるときは、図書カードを必ずお持ちください。

雑誌の最新号と「館内」のラベルがある圖書は、館内をご利用ください。

同じ本を続けて借りたい場合

貸出延長をする方法と、再貸出をする方法があります。どちらも、予約がない場合にご利用いただけます。

貸出延長は、ご自宅から利用できます。情報ダイヤル、図書館専用検索ページからは24時間利用できます。

貸出延長とは、返却期限前に申込みをした場合、申込日から2週間、借出期間が延長されます。返却期限を過ぎている場合、返却した日数から2週間から1日数日、貸出期間の延長をします。貸出延長は1回限りです。

★情報ダイヤルのご案内(24時間)
 ☆「ログイン」メニューの「24時間」参照
 再貸出は、図書利用窓口で圖書と図書カードをお持ちいただいた場合、一度返却し、改めて貸出することです。

ひょうげんみなお ご しりつとしょかんあんない
 < 表現見直し後の市立図書館案内 >

6. コピーする

図書館にあるコピー機で
 図書館の本をコピーできます。

白黒コピーは1枚10円です。
 カラーコピーは1枚50円です。
 ただし、A3サイズ(この案内を拡大したときの2倍の大きさ)でカラーコピーすると1枚80円かかります。



☆図書館が開いている時間

○火曜日から金曜日の平日

朝9時30分から午後7時まで

中央図書館と山内図書館は
 朝9時30分まで

○土曜日・日曜日・月曜日

祝日・12月28日

朝9時30分から夕方5時まで

1月4日は午後12時から
 夕方5時まで

☆図書館が休みの日

12月29日から1月3日まで。

そのほかの休みの日は、「図書館カレンダー」をご覧ください。

連絡先 横浜市中央図書館

電話：045-262-0050 ファクス：045-262-0052

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/

横浜市立図書館のご案内

図書館は だれでも 入れます
 読みたい本を探す お手伝いもします

図書館でできること

1. 本を読む

図書館にある本は、
 どれも 読んでいいです。
 お金は いりません。



2. 本を探す

読みたい本が見つからないときは、
 カウンターのの人に 聞いてください。
 本の名前や 本を書いた人の名前が わかっていたら
 図書館にある パソコンで
 自分で 探すこともできます。

4 相談支援

現状と施策の方向性

障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行えるよう、相談支援機関の充実や連携強化といった体制整備を進めてきました。しかし、グループインタビューやアンケート調査の結果では、依然として、困ったときにどこに相談したらいいかわからない、相談した内容が共有されず何度も同じ説明をしなければならない、などの声も挙がっています。

障害のある人が「自らの意思により自分らしく生きる」ためには、相談支援は非常に重要な役割を持っています。分かりやすい情報提供や、障害福祉サービスの利用調整、本人が自ら解決する力を高めていくための支援、家族支援、困っている人に寄り添う伴走型支援などを行います。障害特性やライフステージなどに応じて、各機関の様々な機能や役割を活用し、本人の希望する暮らしを実現できるよう支えていきます。

そこで、障害のある人を地域全体で支えていく相談支援機能の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

取組

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			
		目標	振り返り	評価	
障害者相談支援事業の周知及び普及啓発	区福祉保健センター、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センターの3機関を中心に地域生活支援拠点の機能を充足させながら、相談支援事業の周知、啓発を図ります。	推進	相談支援事業の周知、啓発を図るため、「相談支援事業所開設説明会」「事業別集団指導」「障害福祉入門研修会」等を実施しました。また、3機関が連携し、計画相談支援の推進に向けた後方支援を行うなど、地域の相談支援体制の強化に取り組みました。	○	推進

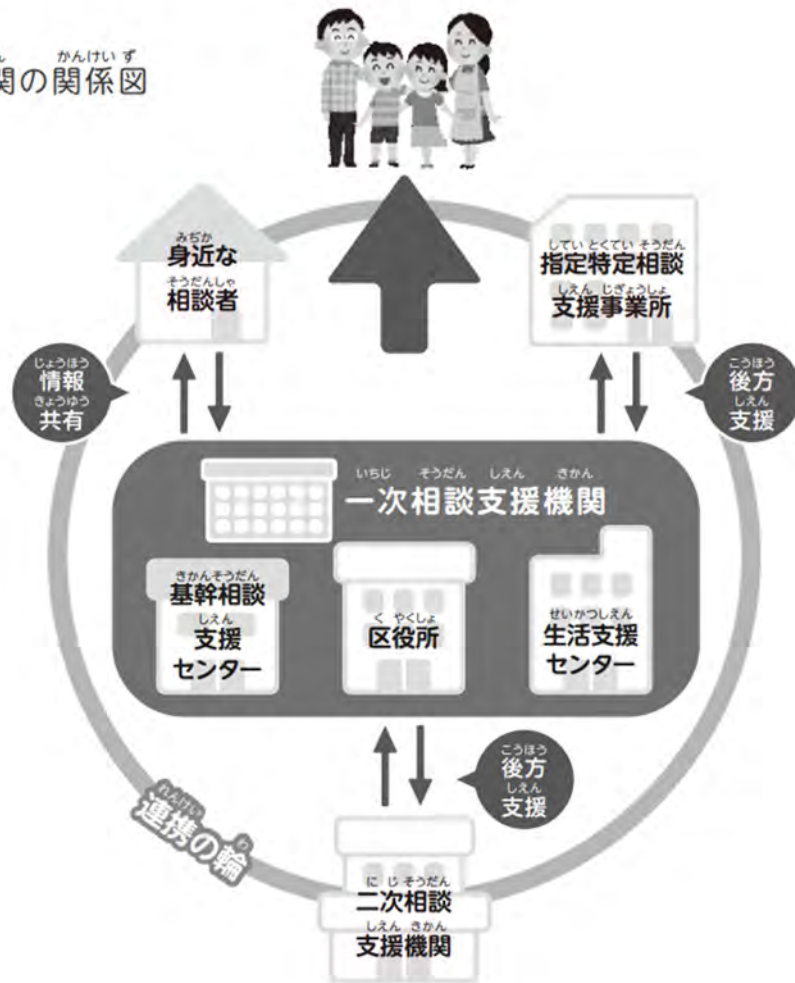
じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り	ひょうか 評価	
そうだんしえん 相談支援 じゅうじしゃ 従事者の じんざいいくせい 人材育成 さいけい 【再掲】	しいき くいき じんざいいくせい かん 市域と区域での人材育成に関 する取組を整理し、相互に れんど う こうかてき こうりつてき 連動させた効果的・効率的な じんざいいくせいたいけい せいび 人材育成体系を整備します。	すいしん 推進	れいわ ねんど しょうがいしゃそうだん 令和4年度から障害者相談 しえんじゅうじしゃしょにんしゃけんしゅう 支援従事者初任者研修に おいて、18区の基幹相談 しえん どう じっしゅう 支援センター等での実習を かいし しいき くいき 開始するなど、市域と区域 れんど うせい たか しえんりよく との連動性を高め、支援力 こうじょう じんざいいくせい 向上につながる人材育成に とりくみ 取り組みました。	○	すいしん 推進
しじりつしえん 市自立支援 きょうぎかい く 協議会と区 じりつしえんきょう 自立支援協 ぎかい れんけい 議会の連携・ れんど う 連動	しじりつしえんきょうぎかい 市自立支援協議会、ブロック れんらくかい くじりつしえんきょうぎかい 連絡会、区自立支援協議会を れんけい れんど う ちいき 連携・連動させ、地域づくりに こうかてき と く たいせい 効果的に取り組める体制を せいび 整備します。	すいしん 推進	えすえめえす かつよう じょうほう SNSを活用した情報の きょうゆう しきょうぎかい さくせい 共有や、市協議会が作成し けんしゅうどうが かくくきょうぎかい た研修動画を各区協議会 はいしん しおよ く に配信するなど、市及び区 きょうぎかい れんけい れんど う たか 協議会の連携・連動を高め とりくみ すいしん る取組を推進しました。	○	すいしん 推進
とうじしゃ 当事者によ る相談の じゅうじつ 充実	しゃかいさんかすいしん せっち 社会参加推進センターに設置 するピア相談センターでの とうじしゃそうだん しゅうち はか 当事者相談の周知を図り、 とうじしゃ そうだんしえん すいしん 当事者による相談支援を推進 します。	すいしん 推進	ウェブサイトへの掲載等 より、ピア相談センターでの とりくみ しゅうち とうじしゃそうだん 取組を周知し、当事者相談 かつよう の活用につなげました。ま た、ピア相談員のスカラー アップを図るため、ピア相談員 けんしゅう じっし 研修を実施しました。	○	すいしん 推進
きそん そうだん 既存の相談 まどぐち ちいき 窓口(地域ケ アプラザ等) による連携	みぢか そうだんししゃ ひごろ 身近な相談者として、日頃の かか なか なにげ かいわ 関わりの中で、何気ない会話 にふくまれている相談に気づ き、必要に応じて適した相談 しえんきかん 支援機関につなげます。	すいしん 推進	ちいき とう 地域ケアプラザ等における そうだんたいおう 相談対応をきっかけとした じあん ひつよう おう そうだん 事業を、必要に応じて相談 しえんきかん 支援機関につなげました。	○	すいしん 推進
なんびょうかんじやとう 難病患者等 への必要な じょうほうていきょう 情報提供	なんびょうかんじやとう たい ひつよう 難病患者等に対して必要な じょうほうていきょう おこな とう 情報提供を行うこと等によ り、なんびょうかんじやとう しょうがいふくし 難病患者等の障害福祉サ ービス等の活用が促されるよ うけんとう う検討します。	すいしん 推進	こうえんかい こうりゅうかい 講演会・交流会のオンライ ン開催を導入することによ り参加しやすい環境を構築 し、じょうほうていきょう おこな 情報提供を行いました。	○	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
発達障害者支援センター一運営事業	発達障害者支援センターと、地域の支援機関との連携の仕組みを整理し、相談支援体制の強化を図ります。	すすん推進	発達障害者支援センターの職員が各区に出向き、地域の相談支援機関との連携の取り組みを18区で実施しました。 また、相談支援機関の援助力向上のための研修を実施しました。	○	すすん推進
高次脳機能障害に関わる関係機関の連携促進	高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関との連携を促進し、身近な地域における高次脳機能障害に対する支援体制を強化します。	すすん推進	中途障害者地域活動センターでの専門相談や支援者向け勉強会の実施に加え、高次脳機能障害者が多く利用する地域作業所との連絡会を新たに開催し、市内の高次脳機能障害者支援における連携を強化しました。	○	すすん推進
医療的ケア児・者等の相談体制の充実(新)	医療的ケア児・者等とその家族が、身近な地域で相談できる場所の充実を図ります。	-	-	-	すすん推進
ヤングケアラーの支援に向けた取組(新)	本来大人が担うと想定されている家事や、幼いきょうだいや高齢の祖父母、障害のある家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」について、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めます。	-	-	-	すすん推進

ししょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
きかんそうだんしえん 基幹相談支援センタ ーの設置 ^⑨	-	-	-	せっちず 設置済み	せっちず 設置済み	せっちず 設置済み
ちいき そくだんしえんたいせい 地域の相談支援体制 の強化 きょうか の強化 せんもんてき しどう じよげん 専門的な指導・助言 ⑩	400 ^{けん} 件 じっせき 実績 401 ^{けん} 件	440 ^{けん} 件 じっせき 実績 1,483 ^{けん} 件	480 ^{けん} 件 じっせき 実績 840 ^{けん} 件 (じっせき み こ 実績見込み)	840 ^{けん} 件	840 ^{けん} 件	840 ^{けん} 件
ちいき そくだんしえんじぎょう 地域の相談支援事業 しゃ じんざいいくせい じっし 者の人材育成の実施 ⑩	72 ^{かい} 回 じっせき 実績 73 ^{かい} 回	72 ^{かい} 回 じっせき 実績 75 ^{かい} 回	72 ^{かい} 回 じっせき 実績 72 ^{かい} 回 (じっせき み こ 実績見込み)	72 ^{かい} 回	72 ^{かい} 回	72 ^{かい} 回
ちいき そくだんきかん 地域の相談機関との れんけいきょうか とりくみ 連携強化の取組 ^⑩	36 ^{かい} 回 じっせき 実績 103 ^{かい} 回	36 ^{かい} 回 じっせき 実績 158 ^{かい} 回	36 ^{かい} 回 じっせき 実績 130 ^{かい} 回 (じっせき み こ 実績見込み)	130 ^{かい} 回	130 ^{かい} 回	130 ^{かい} 回
こべつじれい けんとう 個別事例の検討を つうじたちいき 通じた地域サービス きばん かいほつ かいぜんとう 基盤の開発・改善等 を 行う 取組 を 行う おこな とりくみ おこな ため に 必要 な 協 ぎかい じりつしえんきょう 議会 (自立支援協 ぎかい せっち 議会) の 設置 ^⑨	-	-	-	せっちず 設置済み	せっちず 設置済み	せっちず 設置済み
しょうがい しゅべつ かくしゅ 障害の種別や各種 のニーズにたいおう できる 総合的・専門的な そうごうてき せんもんてき 相談支援 ^⑩	48,000 ^{けん} 件 じっせき 実績 59,109 ^{けん} 件	49,000 ^{けん} 件 じっせき 実績 55,022 ^{けん} 件	50,000 ^{けん} 件 じっせき 実績 50,000 ^{けん} 件 (じっせき み こ 実績見込み)	55,000 ^{けん} 件	55,000 ^{けん} 件	55,000 ^{けん} 件
けいかくそうだんしえんりようしゃ 計画相談支援利用者 すう ねんかん 数(年間) ^⑩	16,322 ^{にん} 人 じっせき 実績 14,235 ^{にん} 人	18,805 ^{にん} 人 じっせき 実績 15,086 ^{にん} 人	21,453 ^{にん} 人 じっせき 実績 17,397 ^{にん} 人 (じっせき み こ 実績見込み)	19,860 ^{にん} 人	22,485 ^{にん} 人	25,279 ^{にん} 人

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
はったつ しょうがい しゃ しえん 発達 障害 者 支援 ちいききょうぎかい 地域 協 議 会 の かいさいけんすう 福 開催件数	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件	3 <small>けん</small> 件
	じっせき 実績 1 <small>けん</small> 件	じっせき 実績 2 <small>けん</small> 件	2 <small>けん</small> 件 じっせき み こ (実績見込み)			
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セン ターによる せうだんけんすう 相談件数 がくれいこうきしょうがいじ (学齢後期障害児 しえんじぎょうばん のぞ 支援事業分を除く) 福	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件
	じっせき 実績 1,528 <small>けん</small> 件	じっせき 実績 1,688 <small>けん</small> 件	3,500 <small>けん</small> 件 じっせき み こ (実績見込み)			
はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セン ターおよび発達 しょうがいしゃちいきしえん 障害者地域支援マネ ジャーの外部 きかん や ちいきじゅうみん 機関 や 地域住民へ のけんしゅう けいはつ がくれい 研修、啓発(学齢 こうき しょうがいじ しえん 後期 障害児 支援 じぎょうばん のぞ 事業分を除く) 福	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件
	じっせき 実績 41 <small>けん</small> 件	じっせき 実績 43 <small>けん</small> 件	55 <small>けん</small> 件 じっせき み こ (実績見込み)			
いりょうてき じ しゃどう 医療的ケア児・者等 たい かんれんぶんや に対する関連分野の しえん ちょうせい 支援を調整するコー ディネーター はいち の配置 児	6 <small>にん</small> 人	6 <small>にん</small> 人	6 <small>にん</small> 人	10 <small>にん</small> 人	12 <small>にん</small> 人	12 <small>にん</small> 人
	じっせき 実績 6 <small>にん</small> 人	じっせき 実績 6 <small>にん</small> 人	10 <small>にん</small> 人 じっせき み こ (実績見込み)			

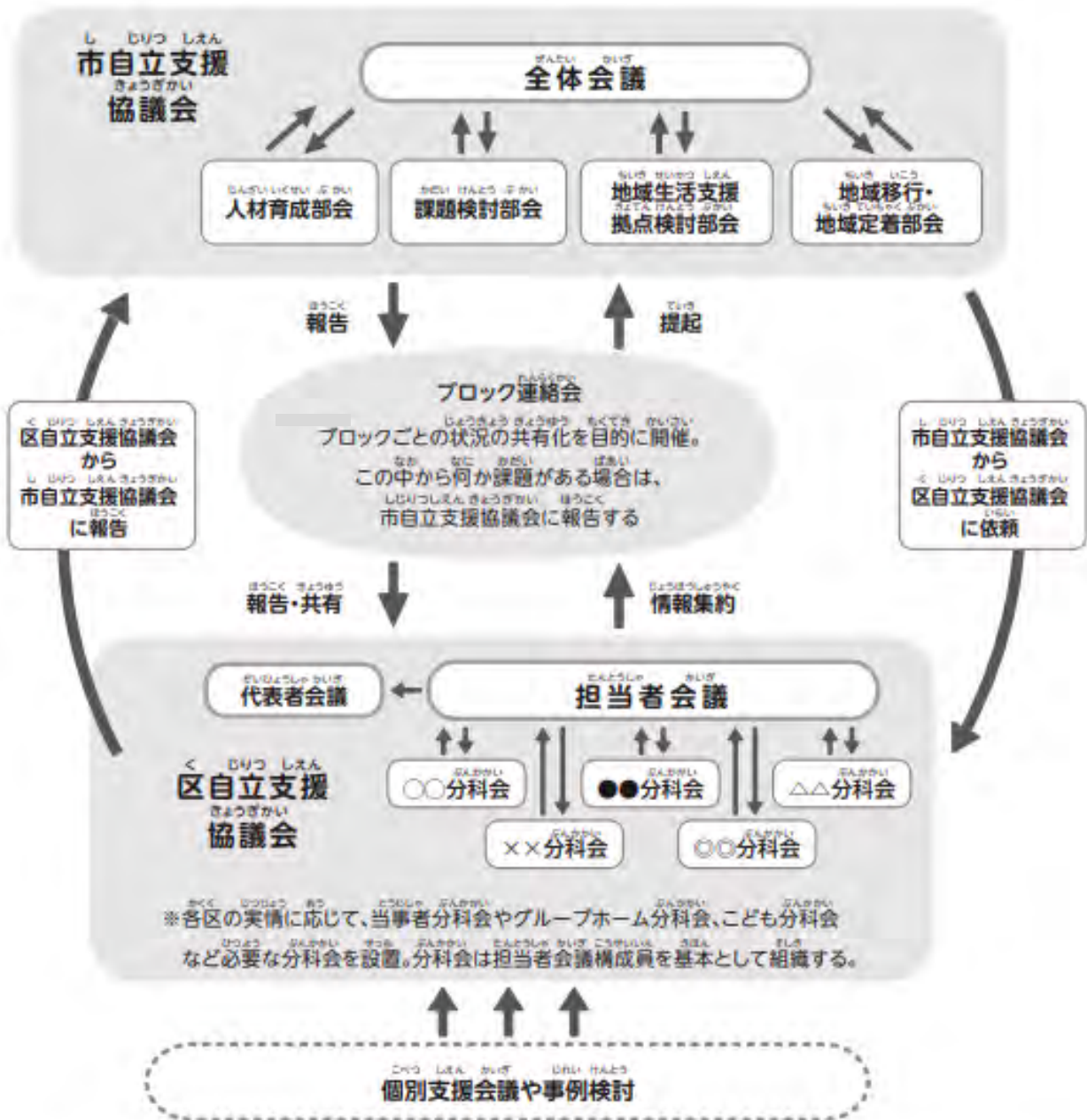
● 相談支援機関の関係図



ぶんるい 分類	やくわり 役割	きかん 機関
みぢか そうだんしゃ 身近な相談者	ひごろ かか なか なにげ かいわ ふく 日頃の関わりの中で、何気ない会話に含ま れている相談に気づき、必要に応じて適し た相談支援機関につなげます。	がっこう しせつ いりようきかん きんりんじゆうみん サービス事業所、 グループホーム、作業所、地域ケアプラザ、障害者 支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者 地域活動センター、ピア相談センターなど
していとくていそうだん 指定特定相談 支援事業所	けいかくそうだんしえん りよう かた しえん ちゆうしん 計画相談支援を利用する方の支援の中心 を担います。	かくしていとくていそうだんしえんじぎょうしよ 各指定特定相談支援事業所
いちじそうだん しえんきかん 一次相談 支援機関	ちいき そうだんしえんせんもんきかん 地域の相談支援専門機関として、どんな 相談でも受け止め、支援を考えます。 また、けいかくそうだんしえん りよう かた しえん 計画相談支援を利用しない方の支援 の中心を担います。	きかんそうだんしえん せいがつしえん りよういく 基幹相談支援センター、生活支援センター、療育 センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労 支援センターなど
にじそうだん しえんきかん 二次相談 支援機関	せんもんてき こべつてき そうだんおよ じよげん おこな 専門的・個別的な相談及び助言を行いま す。他の機関と異なり、専門知識を生かし ていちじそうだんしえんきかんとう おこな しえん 一次相談支援機関等が行う支援をサポ ートします。	しょうがいしゃこうせいそうだんじよ けんこうそうだん 障害者更生相談所、こころの健康相談センター、 総合保健医療センター、総合リハビリテーション センター、十愛病院、横浜医療福祉センター 港南、てらん広場、花みずき、青葉メゾン、光の 丘、発達障害者支援センター、学齢後期発達 相談室くらす、小児療育相談センター

● 自立支援協議会 体制イメージ図

市自立支援協議会と区自立支援協議会関連図



区自立支援協議会の取組

相談部会(分科会)の設置による推進

本市では、計画相談支援の充実に向けて、平成28年度から全ての区自立支援協議会に相談支援部会(分科会)を設置しました。指定特定相談支援事業所を中心に、研修会や事例検討会等を実施し、相談員同士の横のつながりの構築や相談支援の質の向上等に取り組んでいます。

トピック 「計画相談支援の課題と今後の取組」

平成27年4月から、障害福祉サービス等を利用する場合には、サービス等利用計画の提出が必須となっています。サービス等利用計画には、指定特定相談支援事業所（計画相談支援事業所）の相談支援専門員が作成するものと、本人等が作成するセルフプランの2種類があります。計画相談支援は前者を指し、相談支援専門員が、本人やご家族の生活全体の希望や目標、それに向けた支援方針や解決すべき課題などとともに考え、計画を作成し、定期的に確認・振り返り（モニタリング）を行います。

横浜市では計画相談支援の実施率が令和4年度末時点で約63パーセントに留まっています。その理由の一つとして、事業所及び職員の不足から、利用につながっていないことが考えられます。今後、制度の更なる周知や、実施する人材の確保・育成、市及び各区自立支援協議会との連携などを通じて、計画相談支援が必要な方に行き届くよう、引き続き推進に取り組めます。

トピック 「発達障害のある人への支援」

発達障害者支援法の施行は、平成17年4月。横浜市は、それ以前から市内の法人に自閉症に特化した相談支援室を委託し（のちの発達障害者支援センター）、法施行と同時に、学識経験者や福祉・医療関係者、当事者やその家族で構成される「発達障害検討委員会」を設置し、発達障害のある人への課題解決の議論を行ってきました。

この15年間、ライフステージごとの現状と課題に対応するため、乳幼児期・学齢期・成人期に分けて議論するとともに、ライフステージを通した切れ目のない支援に向けた検討も行ってきました。

横浜市では現在、「発達障害者支援センター運営事業」、「地域支援マネージャーによる障害福祉サービス事業所等への支援」、「障害特性に応じた支援のための研修（行動障害のある方への支援を行うことのできる人材を育成するための研修）」、「サポートホーム事業（生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援）」、「地域療育センター運営事業」、「学齢後期障害児支援事業（中学生・高校生年代の発達障害児等への相談支援）」等、発達障害児・者支援に関する、多くの事業や取組を推進しています。

近年では、「発達障害」という言葉が社会的にある程度認知され、発達障害に対する市民の理解も広がってきています。一方で、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められていること、また、共生社会の実現に向けた新たな取組（障害者権利条約の批准に向けた一連の法整備など）が進め

られていることを背景とし、平成28年に同法の改正が行われました。

また横浜市では、発達障害検討委員会のこれまでの議論や福祉・教育機関の相談状況等において、発達障害、特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に対して、従来の障害福祉・教育等の施策では、十分対応できていない現状が見えてきました。

令和元年、この課題に対応する支援策の再構築が求められているとの認識から、横浜市として、発達障害検討委員会の上部機関である障害者施策推進協議会へ、課題解決に向けた具体的施策の展開について諮問を行い、令和2年6月に答申を受け取りました。

令和3年度から始まる第4期プランでは、新たな施策を展開していくこととなります。地域の療育の中核機関である地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直しや、支援機関の連携・役割分担の整理等の取組とともに、社会全体に発達障害への理解を深めるための取組、更に多様性を尊重できる社会風土の醸成を進めていきます。

＜令和2年6月 答申概要＞

1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)

幼少期には、本人・周囲とも、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害に気づかないことがあります。そのため、早期発見・早期療育だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなげることが重要だと考えます。この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。

2 地域社会全体の、包括的な支援体制を構築

今回対象とした発達障害児・者は、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られないことに起因する生きづらさを、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）に相談することも多いと考えられます。そのため、地域社会全体で包括的な支援体制を構築する必要があります。

3 「0次支援」の重要性

障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につながるためには、障害児・者を主たる支援対象としない支援機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）が、身近な地域の中で、本人や家族が抱える生きづらさに気づき、受け止めることが重要です。

トピック「横浜市の依存症対策」

1 従来からの取組

横浜市では、従来から、アルコールをはじめとした依存症への対応は、区における精神保健福祉相談やこころの健康相談センターで実施してきました。また、医療機関とともに、市内における依存症の自助グループや回復支援施設等の民間支援団体が様々な支援を行ってきました。

2 国の動きを踏まえた横浜市における取組の拡充

アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策について、国におけるアルコール健康障害やギャンブル等依存症対策の基本法及び基本計画、事業体系を示した依存症対策地域支援事業実施要綱を踏まえ、こころの健康相談センターにおいて、普及啓発の強化、家族教室の対象者の拡大、依存症専門相談や回復プログラムの開始など、取組を拡充してきました。

また、民間支援団体や関係機関との連携体制の強化も進め、令和2年3月に、こころの健康相談センターを、国が設置を求める「依存症相談拠点」に位置づけました。令和2年度から開始した依存症関連機関連携会議では、幅広い関係者と支援に関する情報共有を行うなど、関係者間のネットワークづくりを進めています。

3 横浜市依存症対策地域支援計画の策定

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人や家族等への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、令和3年10月に横浜市依存症対策地域支援計画を策定しました。本計画では、「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」を基本理念とし、その達成に向けて、一次支援（予防・普及啓発）・二次支援（早期発見・早期支援）・三次支援（回復支援）という3つのフェーズごとに全体で6つの重点施策を設定しています。

本計画に基づき、依存症に関連した施策を実施する本市関係部署が連携し、関係者が一体となって依存症対策の取組を進めています。

近年、在宅の障害者を支える福祉サービスや相談支援機関などの社会資源は増えてきていますが、障害のある人が、地域の中で希望に合った暮らしを選択することが、まだ十分にできているとはいえません。障害の状況も様々で、高齢化・重度化によるニーズの変化もあります。障害のある人が、自分が住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。その上で、できる限り自分の意思で「住まいの場」を選択できることが理想です。

しかし、自分の意思で選択するためには、どこに自分が希望する住まいがあるのか、通い先や行きたいところへの移動手段なども含め、どのような支援があれば希望どおり暮らせるのか、情報を得たり、体験したりすることが必要です。

そのため、多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていく上での困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。

そこで、民間住宅を含む多様な形態で住まいの選択肢を増やし、また本人に寄り添って支える仕組みなどを、ハード及びソフトの両面から充実させる施策を展開していきます。

1-1 住まい

現状と施策の方向性

住まいは生活の基本です。誰もが、重度化や高齢化による障害状況の変化などにかかわらず、可能な限り、自分が住みたいと思う場所で住み続けられることが望めます。自分の意思で「住まいの場」を選べるようにするには、障害福祉施策だけでなく、住宅施策との連動も図り、多様なニーズに合った「住まいの場」の拡充、情報の集約と提供などを継続的に進めていく仕組みづくりが不可欠です。横浜市は、福祉施策と住宅施策の連携により、不動産事業者等と協力し、平成30年度に横浜市居住支援協議会を設立しました。従来の福祉施策では実施が難しかった分野にも取り組むことができるようになるため、これを活用した支援が望まれています。

障害の重度化や高齢化など障害状況により専門的な支援が必要とされる場合でも、本人が希望する住まいを実現できるよう対応可能な仕組みも必要です。

一方で、入所施設などで生活している人にとって、そのときの「住まいの場」が安心して生活できる場であるように支援していくことも重要です。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

(2) 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も進むとみられる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めていきます。

しょうがいじょうきょう あ す せんたくし じゅうじつ
(1) 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひよう 目標
		もくひよう 目標	ふ かえ 振り返り	ひようか 評価	
みんかんじゅうたく 民間住宅 にゅうきよ そくしん 入居の促進	しょうがいしゃ みんかんちんたいじゅうたく 障害者が民間賃貸住宅への にゅうきよ をしやすくする仕組みとし て「住宅セーフティネット制度」 をかつよう 活用していきます。 また、しょうがいしゃどう じゅうたくかくほ また、障害者等の住宅確保 ようはいりよしゃ きよじゅうしえん じゅうじつ 要配慮者の居住支援を充実さ せるため、よこはましきよじゅうしえんきよ よこはましきよじゅうしえんきよ せいのため、横浜市居住支援協 ぎかい ふうどうさんじぎょうしゃ ふくし 議会と不動産事業者や福祉 しえんだんたい くきよく れんけい きようか 支援団体、区局の連携を強化す る制度の検討を進めます。	すいしん 推進	よこはましきよじゅうしえんきよ ぎかい 横浜市居住支援協議会 にさんかく ふうどうさんじぎょうしゃ に参画し、不動産事業者 とのじょうほうきようゆう おこな との情報共有を行いました。 また、れいわ ねんど いこう また、令和4年度以降、 しょうがいりかい ふくしかんけいしゃ 障害理解と福祉関係者 とのれんけい すす との連携を進めるための べんきようかい じっし 勉強会を実施していま す。	○	すいしん 推進
サポートホー ム事業 ㉞	はつたつしょうがい にゅうきよしゃ たい 発達障害のある入居者に対し、 ちいきせいかつ む じゅんび 地域生活に向けた準備のため、 せいかつめん しえん 生活面のアセスメントと支援を じっし 実施する「サポートホーム」の こうか けんしやう 効果を検証するとともに、支援 ほうほう ちいき じぎょうしやどう かくだい 方法を地域の事業所等へ拡大 させていきます。	すいしん 推進	これまでのけんしやう しえん これまでの検証と支援 ほうほう しいき じぎょうしやどう 方法を、市域の事業所等 にかくだい とりくみ いっかん に拡大させる取組の一環 として、じぎょうしよむ として、事業所向けの けんしやう じっし 研修を実施しました。 ひ つづ 引き続き、これまでに培 ったしえんしゅほう ちいき 支援手法が地域の じぎょうしやどう かくだい 事業所等に拡大されるよ う、とりくみ すいしん う、取組を推進していま す。	○	すいしん 推進
しょうがい じしせつ 障害児施設 のさいせいび 再整備 ㉞	ろうきようか すす 老朽化が進んでいる障害児 にゅうしよせつ さいせいび すす 入所施設の再整備を進めます。	けんとう 検討	うんえいほうじん ちょうせい おこな 運営法人との調整を行 いました。	○	けんとう 検討

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうふうがくえんさい 松風学園再 せいびじぎょう 整備事業	<p>にゆうきよしゃ きよじゅうかんきょうかいぜん ・入居者の居住環境改善のため、個室化等を進めます。また、 こしつかとう すす どうえんしきち いちぶ かつよう みんせつ 同園敷地の一部を活用して民設 しんにゆうしよせつ せいび 新入所施設を整備します。</p> <p>ちゅうかんき こしつかとう きよじゅうかんきょう ・中間期:個室化等の居住環境 せつび かいぜんおよ みんせつしんにゆうしよ や設備の改善及び民設新入所 しせつ こうじじっし 施設の工事実施</p> <p>けいかくき かんちゅう こしつかとう きよじゅう ・計画期間中:個室化等の居住 かんきょう せつび かいぜんおよ みんせつ 環境や設備の改善及び民設 しんにゆうしよせつ こうじじっし かんりよう 新入所施設の工事実施完了</p>	こうじ 工事 じっし 実施	<p>しんきよじゅうとうしんせつこうじおよ 新居住棟新設工事及び びとうかいたいこうじ かんりよう B棟解体工事を完了し ました。令和5年度から、 れいわ ねんど にちちゅうかつどうとうしんせつ ちゃくしゅ 日中活動棟新設に着手 しています。</p>	○	こうじ 工事 じっし 実施 かんりよう 完了
しょうがいふくし 障害福祉 しせつとう はたら 施設等で働 かんごし く看護師の しえん かくほ 支援・確保 【再掲】 ㊦	<p>しょうがいふくししせつとう はたら かんごし 障害福祉施設等で働く看護師 ていちゃく む しえん おこな の定着に向けた支援を行うと ともに、じんざいかくほ ほうさく とも、人材確保の方策につい てけんとう て検討します。</p>	すいしん 推進	<p>しょうがいふくししせつ はたら かん 障害福祉施設で働く看 ごしむ しかいし 護師向けに、歯科医師に こうくうきのうかんり よる口腔機能管理をテー マとしたこうぎどうが はいしん マとした講義動画の配信 たしよくしゅれんけい かん けん や多職種連携に関する研 しゅう かくしせつ ほうもん 修、各施設への訪問によ るぎじゆつてき しどう じっし る技術的な指導を実施し ました。</p> <p>こんご かんけいきょく れんけい 今後、関係局が連携しな がら、じんざいかくほ む がら、人材確保に向けた とりくみ けんとう 取組を検討していきま す。</p>	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グル ープホーム) りようしゃすう しんせつてい 利用者数(新設定 いんすう ねん 員数/年) (福)	200人	200人	200人	200人	200人	200人
	じっせき 実績 221人	じっせき 実績 263人	264人 (実績見込み)			
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助(グル ープホーム) りようしゃすう りようにんすう 利用者数(利用人数/ ねん 年) (福)	5,000人	5,200人	5,400人	5,800 人	6,000 人	6,200 人
	じっせき 実績 5,164人	じっせき 実績 5,452人	5,652人 (実績見込み)			
うち、 *3 (新)	-	-	-	1,288 人	1,407 人	1,538 人
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援 りようにんすう つき (利用人数/月) (福)	1,426人	1,420人	1,414人	1,330 人	1,313 人	1,295 人
	じっせき 実績 1,385人	じっせき 実績 1,364人	1,363人 (実績見込み)			
ふくしがたししょうがいじ にゆうしよ 福祉型障害児入所 しえん 支援 りようじどうすう つき (利用児童数/月) (児)	190人	190人	190人	190人	190人	190人
	じっせき 実績 160人	じっせき 実績 158人	160人 (実績見込み)			
いりょうがたししょうがいじ にゆうしよ 医療型障害児入所 しえん 支援 りようじどうすう つき (利用児童数/月) (児)	90人	90人	90人	98人	98人	98人
	じっせき 実績 77人	じっせき 実績 83人	85人 (実績見込み)			
しょうがいじ にゆうしよしせつ 障害児入所施設に おける18歳以上の にゆうしよしゃすう 入所者数 (児)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	じっせき 実績 13人	じっせき 実績 7人	0人 (実績見込み)			

指標名	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
宿泊型自立訓練 (利用人数/月) 福	87人分	87人分	87人分	87人分	87人分	87人分
	実績 65人分	実績 62人分	69人分 (実績見込み)			
	2,364 人日	2,364 人日	2,364 人日	2,364 人日	2,364 人日	2,364 人日
	実績 1,709 人日	実績 1,647 人日	1,880 人日 (実績見込み)			
療養介護(利用人数 /月) 福	279人	279人	284人	308人	308人	308人
	実績 283人	実績 308人	307人 (実績見込み)			

* 3…「**重度障害者**」とは、**強度行動障害**や**高次脳機能障害**を有する**障害者**、**医療的ケア**を必要とする者等を表しています。

トピック「福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方」

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めることで、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域移行を進めます。

国の第7期障害福祉計画指針に基づき、令和4年度末から令和8年度末までに、地域生活への移行の目標数を82人（令和4年度末時点の施設入所者数の約6%）、施設入所者数は69人（約5%）の減少を見込むこととします。なお、市内入所施設の定員数については、新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること及び市外入所施設の利用者への対応等から、各施設の状況を踏まえつつ、当面の間は現状を維持することとします。

これまで本市の入所施設は、一生涯を送る施設ではなく、「地域生活支援型施設」と位置付け、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援に取り組んできました。入所施設が「通過型施設」としての役割・機能を担い、本人の意向に沿った地域生活への移行が可能となるよう、必要な取組を検討・実施します。また、施設に入所して支援を受けることが真に必要なとされている人の把握を行い、適切なサービス提供を確保できるように、多様なニーズに応える住まいのあり方を含め、必要な取組を検討・実施します。

コラム 住宅セーフティネット制度について

- 障害のある方の住まい探しでよくある困りごととして、
- ・「障害がある」と言うと、入居を断られることがある。
 - ・障害について、大家さんに理解してもらえない。
 - ・障害があるため、階段や坂がないことなど住む環境に条件がある。
 - ・連帯保証人が見つからない。
 - ・所得が少なく、家賃の負担が大きい。

などがあります。

こういった課題に対し、横浜市では平成29年10月から、「住宅セーフティネット制度」をはじめました。

住宅セーフティネット制度は、3つの仕組みから成り立っています。

- ①セーフティネット住宅の登録制度
- ②セーフティネット住宅への家賃などの補助
- ③住まいの確保に困っている人への住宅のマッチング・入居支援

セーフティネット住宅とは、高齢者や子育て世帯、障害のある人、所得の低い人など住まい探しに困っている人の入居を受け入れる登録をした住宅です。

セーフティネット住宅のうち、要件を満たす一部の住宅に対し、家賃や家賃債務保証料の補助を行っています。

また、平成30年10月には、横浜市、不動産関係団体及び福祉団体等の連携により「横浜市居住支援協議会」を設立し、高齢者や障害者などの住まいの確保に困っている人が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように居住支援に関する協議を行い、問題解決に向けた仕組みを検討しています。

例えば、令和元年8月には、住まいの確保に困っている人や、大家さん、不動産事業者、住まいの相談を受けた福祉支援機関等からの相談を受ける相談窓口を開設し、住宅の紹介や、受け入れてくれる住宅を探して入居へつなげるなどの支援を開始しました。

これまでセーフティネット住宅に登録してくれる物件数を増やすために障害理解を進める勉強会などを行い、制度活用について検討してきました。引き続き大家さんをはじめとする地域の障害理解を進めていく啓発活動を行います。

こうれいか じゅうどか ぶん す こうちく
 (2)高齡化・重度化を踏まえた住まいの構築

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り	ひょうか 評価	
しんたいしやうがい 身体障害 者・こうれいしゃ 高齢者の じゅうたくかいぞうおよ 住宅改造及 びもようが 模様替え	しえいじゅうたく にゆうきよ 市営住宅に入居している しょうがいしゃとう ようぼう たい 障害者等の要望に対し、トイレ やくしつ て とりつ や浴室への手すりの取付けな どのじゅうたくかいぞう じっし どの住宅改造を実施します。	すいしん 推進	れいわ ねんどじっせき じゅうたく 令和3～4年度実績:住宅 かいぞう けん しょうがいしゃたいおう 改造28件(障害者対応9 けん こうれいしゃたいおう けん 件、高齢者対応19件)、 もようがえしやうにん けん 模様替承認164件 れいわ ねんどじっせき みこ 令和5年度実績(見込み): じゅうたくかいぞう けん しょうがいしゃ 住宅改造20件(障害者 たいおう けん こうれいしゃたいおう 対応10件・高齢者対応10 けん もようがえしやうにん けん 件)、模様替承認80件	○	すいしん 推進
こうれいか 高齢化・ じゅうどかたいおう 重度化対応 のグループ ホームの けんとう かくじゅう 検討・拡充	げんざい じっし こうれいか 現在、実施している高齢化・ じゅうどかたいおう 重度化対応グループホーム じぎょう ぶん じぞくてき じつげん 事業を踏まえ、持続的に実現 かのう せいど けんとう おこな 可能な制度の検討を行って きます。今後も進んでいくこと がみこまれるしょうがいしゃ の見込まれる障害者の こうれいか じゅうどか たいおう 高齢化・重度化に対応していく ため、こうれいか じゅうどかたいおう 高齢化・重度化対応グル ープホームをかくじゅう 拡充していきます。 また、きやうどうこうどうしょうがいおよ び 強度行動障害及び いりやうてき ひつよう かたとう 医療的ケアを必要とする方等 にもたいおう 対応したグループホーム について、じゅうじつ む けんとう 充実に向けた検討 をすすめていきます。	すいしん 推進	かんけいだんたいとう 関係団体等とのヒアリング をかさ 重ね、グループホーム せつび じゅうじつさく とうじしゃ 設備の充実策と当事者の じやうたい おう たいさく りやうめん 状態に応じた対策の両面 けんとう を検討しました。 また、しきゅうけつていじやうきやう 支給決定状況のデ ータをぶんせき しょうがいとくせい 分析し、障害特性に よってこうれいか じゅうどか 高齢化・重度化の しんしんじやうきやう ちが 心身状況に違いがあるこ とをあき 明らかにしました。 ひ つづ じぞくかのう しく 引き続き持続可能な仕組み とするため、じぎやうしゃ かんけい 事業者や関係 だんたい きやうぎ ひつよう 団体と協議のうえ、必要な しさをけんとう 施策を検討していきます。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
こうれいか じゅう 高齢化・重 ど かないおう 度化対応バ リアフリー かいしゅうじぎょう 改修事業	りよう グループホームを利用する しょうがいしゃ こうれい 障害者が高齢になり、それに ともな しんたいきのう ていかとう 伴う身体機能の低下等によ り、従来のホームの設備で せいかつ こんなん 生活することが困難となる ばあい きょじゅう 場合でも、居住しているホー ムで安心して せいかつ つづ 生活し続けるこ とができるよう、バリアフリー とうかいしゅう かか けいひ ほじょ 等改修に係る経費を補助しま す。	じっし 実施	れいわ ねんど ねんど 令和3年度、4年度で3ホー ムから申請があり、浴室の かいしゅう てすり よくしつ 改修、手摺やスロープの せっち おこな 設置を行いました、 しんせいすう よてい したまわ 申請数としては予定を下回 ったため、更なる制度の りようしゅうち すす ひつよう 利用周知を進める必要があ ります。また、事業者が とうがいじぎょう りよう 当該事業を利用しやすくな るよう、しゅうちほうほう くふう 周知方法を工夫し ます。	△	じっし 実施

1-2 暮らし

現状と施策の方向性

障害のある人が希望に合った暮らしを送るために必要な支援は人それぞれであり、本人の意向や障害状況によって異なる障害福祉サービスを安定して提供していくことが重要です。横浜市は、地域で生活していく上で、障害のある人の生活を支える核として、地活ホームや生活支援センター、多機能型拠点など様々な拠点の整備を進めてきました。これらの拠点機能を更に充実させ、十分に活用していく必要があります。また、行動障害、医療的ケアなど専門的なニーズがある人も安心して暮らしていけるような支援も欠かせません。

日々の暮らしだけでなく、人生には節目となる様々な出来事があります。たとえば、障害のある人が結婚・出産・子育てなどを考えたときに、周囲の無理解が本人の選択肢を狭めないよう、社会全体の理解促進が大切です。

人生の様々な場面で、本人が自分にとって良いと思う選択ができるよう、家族や支援者など周囲の人たちが困りごとや悩みを受け止め、寄り添い、丁寧に相談に乗ることが求められます。加えて、本人が知識や情報を得ることができ、環境づくりなども重要な要素の一つです。

また、長期入院中の人や施設入所中の人やグループホームでの生活や一人暮らしに移ることができるよう、地域移行・地域定着や退院促進などの取組も継続して進めていかなければなりません。地域で活動する様々な団体・サービス提供事業所や医療機関を含め、障害のある人の生活を地域全体で支えていく体制づくりが求められています。

その中で、障害のある人が自立した生活を送ることができるようになるために、本人が生活力を身に付けて安心して暮らすことができるよう、本人の持つ力を引き出す支援の必要性も見逃せません。意思決定を支え、日常生活を送る上で想定されるトラブルなどの予防や対応を学ぶ機会を設けることや、本人の希望や思いに寄り添う伴走型の相談支援を充実させていくことが大切になります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域での生活を支える仕組みの充実

障害福祉に関わる社会資源を基に、既存のサービスを充実させていくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

(2) 本人の力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。



ちいき せいかつ ささ し く じゅうじつ
 (1)地域での生活を支える仕組みの充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃちいき 障害者地域 かつどう 活動ホーム じぎょう 事業	ざいたく しょうがいじ しゃ かぞく 在宅の障害児・者とその家族 ちいきせいかつ しえん きよてん の地域生活を支援する拠点 しせつ よこはまし どくじ 施設として、横浜市が独自に せっち おも 設置しているものです。主なサ ービスとして、生活介護や地域 かつどうしえん じぎょう 活動支援センター事業デイサ ービス型等の日中活動のほ か、ショートステイや一時ケア とう せいかつしえんじぎょう じっし 等の生活支援事業を実施して います。施設規模等により、社 かいふくし ほうじんがた ちかつ 会福祉法人型地活ホームと機 のうきょう か がた ちかつ しゆるい 能強化型地活ホームの2種類 ぶんるい に分類されています。	すいしん 推進	かつどう れんらくかいとう ば 活動ホーム連絡会等の場に おいて、現場の課題を共有 げんば かだい きょうゆう し、役割や位置付けの明確 やくわり いちづ めいかく 化及び、機能の充実化に向 かおよ きのう じゅうじつか む けて、施設としての運営の しせつ うんえい あり方について意見交換を かた いけんこうかん 行い、支援の質向上や施 おこな しえん しつこうじょう し 設間の連携を強化しまし せつかん れんけい きょうか した。 た。 あわ か 併せて、コロナ禍における きんきゅうたいおうとう 緊急対応等についても、 じょうほうきょうゆう けんどう おこな 情報共有・検討を行いま した。	○	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標	
		目標	振り返り	評価		
精神障害者 生活支援セ ンター事業	とうごうしつちようしやう 統合失調症をはじめとした せいしんしょうがいしや しゃかいふつき じりつ 精神障害者の社会復帰、自立 およ しゃかいさんか しえん 及び社会参加を支援するため かくく しょせつち 各区に1か所設置している せいしんしょうがいしや ちいきせいかつしえん 精神障害者の地域生活支援に おける本市の拠点施設です。 せいしんほけんふくしし はいち 精神保健福祉士を配置し、 にちじょうせいかつ かん そうだん 日常生活に関する相談や じよげん じようほうていきやう 助言、情報提供のほか、 せんもんい そうだん せいかつ い じ 専門医による相談や生活維持 のためのサービス(食事、 にゆうよく せんたくとう どう ていきやう 入浴、洗濯等)等を提供して います。区や基幹相談支援セ ンターとともに、本市の「地域 せいかつしえん きよてん せいしんしょうがい 生活支援拠点」や「精神障害に もたいおう ちいきほうかつ 対応した地域包括ケアシス テム」の中核に位置付けられ ています。	すいしん 推進	みんせつがた うんえい 民設型センターの運営モニ タリングの仕組みを導入 し、障害者が地域の一員と して安心して自分らしい暮 らしができるよう区と協 りよく じぎょうか おこな 力し、事業化を行いまし た。ピアサポート推進に向け て、勉強会や外部講師を しょう けんどうかい じっし 招へいした検討会を実施 し、意識醸成を図りました。 そうだんきのう じゅうじつ また、相談機能の充実を もくてき じつむしやかいぎ れい 目的とした実務者会議を令 わ ねんど かいさい かくせい 和3年度から開催し、各生 かつしえん しゃくいん かが 活支援センター職員が抱え げん ぼ かだい きやうゆう る現場の課題を共有し、 かいけつ む とく 解決に向けて取り組むグル ープワークを令和3年度は ねん かい れいわ ねんど ねん かい 年4回、令和4年度は年4回 じっし れいわ ねんど 実施しました。令和5年度も ねん かい じっし 年4回実施し、そのうち1回 は、基幹相談支援センター ごうどう かいさい かんけいきかん と合同で開催し、関係機関 れんけい きやうか との連携を強化しました。	ひょうか 評価	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り	ひょうか 評価	
たきのうがた 多機能型 きよてん せいび 拠点の整備・ うんえい 運営 ㊤	つね いりようてき ひつよう 常に医療的ケアを必要とする じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃとう 重症心身障害児・者等とその かぞく ちいせいかつ しえん 家族の地域生活を支援するた め、相談支援、短期入所、生活 かいご しんりよう ほうもんかんご きよたく 介護、診療、訪問看護や居宅 かいご いったいてき ていきよう 介護などを一体的に提供する たきのうがたきよてん せいび しない 多機能型拠点の整備を市内6 ほうめん すず 方面に進めます。	し ない 市内 ほう 4方 めんせい 面整 びかん 備完 りよう 了	し ない かんめ ほうこうぶ 市内4館目となる北東部 ほうめんたきのうがたきよてん かしやう 方面多機能型拠点(仮称)が れいわ ねんど かいしよ よてい 令和6年度に開所する予定 です。 また、5かんめ にしくおいまつちやう 館目を西区老松町 せいび に整備することとし、令和 ねんど かいしよよてい のこ 10年度に開所予定です。残 り1館の整備についても、引 きつづ せいびようち かくほ き続き、整備用地の確保・ そうき せいび すず し ない 早期の整備を進め、市内6 かん せいびかんりやう め ざ 館の整備完了を目指してい きます。併せて、うんえい にかか 運営に係る かだい かいけつ む とりくみ すず 課題解決に向けた取組を進 めます。	○	し ない 市内6 ほうめん 方面 せいび 整備 かんりやう 完了
こうどうしょうがい 行動障害の ある方の ちいきいこう 地域移行や ちいせいかつ 地域生活を ささ 支える仕組 みづくり	こうどうしょうがい かの ひつよう 行動障害のある方に必要とさ れる支援体制について、特に しえんたいせい とく 支援体制について、特に ちいきいこう ちいせいかつ ささ 地域移行や地域生活を支える きのう けんとう すず 機能の検討を進めます。	けんとう 検討	ちいきいこう ちいせいかつ ささ 地域移行や地域生活を支え る機能に関する庁内プロジ エクトを開催し、行動障害 のちいせいかつ しょうがいふくし ある方の障害福祉サー ビスの利用実績及び今後の しえん すず かの きやうゆう けんとう 支援の進め方を共有・検討 しました。	○	すいしん 推進
ちいきしえん 地域支援マ ネジャーに よる障害 ふくし 福祉サービ ス事業所等 への支援	はったつしょうがいしやしえん 発達障害者支援センターに ちいきしえん はいち 「地域支援マネジャー」を配置 し、しょうがいふくし じぎょうしよ 障害福祉サービス事業所 等に対し、こうどうしょうがい はったつ 等に対し、行動障害・発達 しょうがい かのかわ 障害に係るコンサルテーショ んを実施します。	すいしん 推進	ちいきしえん 「地域支援マネジャー」によ る、しょうがいふくし 障害福祉サービス じぎょうしよとう たい こうどう 事業所等に対する、行動 しょうがい はったつしょうがい かの 障害・発達障害に係るコン サルテーションを実施しまし た。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り	ひょうか 評価	
ちいきせいかつし 地域生活支 援拠点機能 の充実	しょうがい かつた こうれいか 障害のある方の高齢化・ じゅうどか おや あと そな 重度化、親なき後に備えると ともに、ちいきいこう すす 地域移行を進めるた め、きかんぞうだんしえん 基幹相談支援センター・ せいかつしえん く ふくしほけん 生活支援センター・区福祉保健 センターの3機関一体の運営 により、ちいき しゃかい 地域のあらゆる社会 しげん ゆうきてき 資源を有機的につなぐネット ワーク型の拠点機能を整備し、 ちいき きよじゅうしえんきのう 地域での居住支援機能の じゅうじつ はか 充実を図ります。	すいしん 推進	しじりつしえんきょうぎかいちいきせいかつ 市自立支援協議会地域生活 しえんきよてんけんどうがかい 支援拠点検討部会におい て、くいき とりくみおよ かない 区域の取組及び課題、 しいき とりくみじょうきょう きょう 市域の取組状況を共 ゆう きよじゅうしえんきのう じゅうじつ 有し、居住支援機能の充実 む けんとう おこな に向けた検討を行いました た。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
せいしんしょうがい 精神障害に たいおう も対応した ちいきほうかつ 地域包括ケ アシシステムの こうちく 構築	せいしんしょうがい かのた せいかつ 精神障害のある方の生活のし づらさをちいき ささ 地域で支えていくた め、いりょう ほけん ふくし れんけい 医療・保健・福祉の連携の もと かくくふくしほけん 下、各区福祉保健センター、 せいかつしえん きかんそうだん 生活支援センター、基幹相談 しえん かく 支援センターを核とした「協議 の場」において かんけいしゃ かんけい 関係者・関係 きかん きょうつう にんしき なか 機関が共通の認識の中 かだいかいけつ む とりくみ けんとう 課題解決に向けた取組の検討 と実施をしていきます。また、 ちいき かだい たい とくせい 地域ごとの課題に対して特性 を踏まえた対応ができるよう、 このままのしゃかいしげん じゅうがん 社会資源を十分に かつよう 活用しながら、ネットワーク きんのう みなお あら 機能の見直しや新たなつなが りをこうちく 構築していきます。 ※このとりくみのため、せいしん 障害者の障害福祉サービス りようじょうきょう はあく きばん の利用状況を把握し、基盤 せいび かぶそくとう はあく 整備の過不足等について把握 するため、以下の事項につい て、かつどうしひょう せってい 活動指標として設定しま す。	すいしん 推進	かくくふくしほけん 各区福祉保健センター、 せいかつしえん およ きかん 生活支援センター及び基幹 そうだんしえん かく 相談支援センターを核とし た「協議の場」において、 とりくみ すいしん もくてき 取組の推進を目的とした けんしゅうかい かいさい 研修会を開催するなど、 かくちいきかだい かいけつ む 各区地域課題の解決に向け たとりくみ じっし た取組を実施しました。 また、「し じりつしえんきょうぎかい 市自立支援協議会」 のちいきいこう ちいきていちゃく 「地域移行・地域定着 ぶかい いくん ぶ 部会」における意見を踏ま え、せいしんしょうがいしゃ 精神障害者がピアスタ ッフとしてささ あ しく 支え合える仕組 みけんとう れいわ ねんど みを検討し、令和5年度から ちいきせいかつしえん 地域生活支援センターの しょくいんとう たいしやう せいしん 職員等を対象とした「精神 しょうがいしゃ すいしん 障害者ピアスタッフ推進 じぎょう じっし 事業」を実施しています。	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
きやうどうせいかつえんじよ 共同生活援助の りようしゃすう せいしん 利用者数(精神 しょうがい) 福	959人 じっせき 実績 1,018人	997人 じっせき 実績 1,061人	1,035人 じっせき 実績 1,100人 (実績見込み)	1,129人	1,168人	1,207人
ちいきいこうしえん りよう 地域移行支援の利用 しゃすう せいしんしょうがい 者数(精神障害) 福	108人/年 じっせき 実績 63人/年	120人/年 じっせき 実績 89人/年	132人/年 じっせき 実績 132人/年 (実績見込み)	132人/年	132人/年	132人/年
ちいきていちゃくしえん りよう 地域定着支援利用 しゃすう せいしんしょうがい 者数(精神障害) 福	480人/年 じっせき 実績 405人/年	576人/年 じっせき 実績 394人/年	672人/年 じっせき 実績 672人/年 (実績見込み)	672人/年	672人/年	672人/年
じりつせいかつえんじりよう 自立生活援助利用 しゃすう せいしんしょうがい 者数(精神障害) 福	60人/年 じっせき 実績 51人/年	75人/年 じっせき 実績 46人/年	90人/年 じっせき 実績 90人/年 (実績見込み)	90人/年	90人/年	90人/年
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練) りようしゃすう せいしん 利用者数(精神 しょうがい) 福新	-	-	-	232人	243人	253人
じりつせいかつ 自立生活アシスタン ト利用者数(精神 しょうがい) 障害)	323人/年 じっせき 実績 376人/年	323人/年 じっせき 実績 355人/年	323人/年 じっせき 実績 355人/年 (実績見込み)	370人/年	385人/年	400人/年
せいしんしょうがいしゃたいいん 精神障害者退院サ ポート事業利用者	180人/年 じっせき 実績 180人/年	180人/年 じっせき 実績 189人/年	180人/年 じっせき 実績 190人/年 (実績見込み)	190人/年	200人/年	210人/年

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
せいしんしょうがい 精神障害 者の家族 支援事業 ㊦	せいしんしょうがいしゃ かぞく てきせつ 精神障害者とその家族が適切 な関係を保つため、緊急滞在 場所を準備するとともに、家族 が精神疾患について理解を深 める機会を提供します。	すいしん 推進	せいしんしょうがいしゃ かぞく てきせつ 精神障害者とその家族が適切 な関係を保てるよう緊急滞在 場所を準備しました。また 学習会を実施し、家族が精神 疾患についての理解を深める 機会を提供しました。	○	すいしん 推進
いりょうてき 医療的ケ ア児・者等 の支援のた めの関係機 関の協議 の場の開 催 ㊦	いりょうてき じ しゃとう ちいき 医療的ケア児・者等への地域に おける更なる支援の充実に向 けて、保健・医療・障害福祉・ 保育・教育等の関係機関が連携 を図るため、横浜市医療的ケア 児・者等支援検討委員会におい て、課題共有、意見交換、対応 策等の検討を行います。	すいしん 推進	よこはまし いりょうてき じ しゃとう 横浜市医療的ケア児・者等 支援検討委員会を毎年度2回 開催し、医療的ケア児・者等の 現状や課題の把握、今後の 支援体制を検討しました。 引き続き、関係機関の連携 強化や、医療的ケア児・者等の 地域での受入れ体制の充実・ 強化に取り組んでいきます。	○	すいしん 推進
いりょうてき 医療的ケア 児・者等 支援者 養成 ㊦	うけいれたいせい じゅうじつ はか 受入れ体制の充実を図るため、 所属する施設・事業所等におい て、医療的ケア児・者等の受入 れを積極的に行えるよう、 支援に必要な知識・技術の普及 啓発を行う支援者を養成しま す。	すいしん 推進	よこはまし いりょうてき じ しゃとう 横浜市医療的ケア児・者等 支援者養成研修を実施し、令 和3年度は42人、令和4年度 は48人の支援者を養成しまし た。令和5年度は57人が修 了しました。	○	すいしん 推進
メディカル ショートス テイ事業 ㊦	いりょうてき ひつよう じゅうしゅうしんしん 医療的ケアが必要な重症心身 障害児・者等を、在宅で介護す る家族の負担軽減と在宅生活 の安定を目的として、一時的に 在宅生活が困難となった場合な どに、病院での受け入れを実施 します。	すいしん 推進	きょうりよくいりょうてき かん いりょう 協力医療機関の医療スタッフ との合同会議を実施したほ か、新型コロナウイルス感染症 の濃厚接触者の受入にも迅速 に対応しました。	○	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点の せいび 整備 (福)	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施
	じっせき 実績 ぜんくじっし 全区実施	じっせき 実績 ぜんくじっし 全区実施	ぜんくじっし 全区実施 じっせきみこ (実績見込み)			
ちいきせいかつしえんきよてんとう 地域生活支援拠点等 の機能の充実のた めのコーディネータ ーの配置人数 (新)	-	-	-	18人 ^{にん}	18人 ^{にん}	18人 ^{にん}
しえん 支援ネットワーク等 による効果的な支援 たいせい 体制の構築の有無 (新)	-	-	-	こうちくず 構築済み	こうちくず 構築済み	こうちくず 構築済み
きんきゅうじ れんらくたいせい 緊急時の連絡体制 の構築 (新)	-	-	-	こうちくず 構築済み	こうちくず 構築済み	こうちくず 構築済み
ちいきせいかつしえんきよてん 地域生活支援拠点が ゆうきゆう 有する機能の充実 に向けた検証及び けんとう 検討の実施回数 (福)	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回
	じっせき 実績 かい 2回	じっせき 実績 かい 2回	かい 1回 じっせきみこ (実績見込み)			
せいしんしょうがい たいおう 精神障害にも対応し た地域包括ケアシス テム ほけん 医療及び福祉 関係者による協議の ば 場の開催回数 (福)	かい 3回 (市域) ていき 定期 くいき (区域)	かい 3回 (市域) ていき 定期 くいき (区域)	かい 3回 (市域) ていき 定期 くいき (区域)	かい 2回 (市域) ていき 定期 (区域)	かい 2回 (市域) ていき 定期 (区域)	かい 2回 (市域) ていき 定期 (区域)
	じっせき 実績 かい 2回 (市域) ていき 定期 (区域)	じっせき 実績 かい 3回 (市域) ていき 定期 (区域)	かい 2回 (市域) ていき 定期 (区域) じっせきみこ (実績見込み)			

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
ほけん いりようおよ ふくし ・保健、医療及び福祉 かんけいしゃ 関係者による目標 せつていおよ ひょうか じっし 設定及び評価の実施 かいすう 回数 福	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回	かい 1回
	じっせき 実績 かい 1回	じっせき 実績 かい 1回	かい 1回 じっせき み こ (実績見込み)			
ほけん いりようおよ ふくし ・保健、医療及び福祉 かんけいしゃ 関係者による協議の ば 場 への参加者数 福 新	-	-	-	700人 ^{にん}	700人 ^{にん}	700人 ^{にん}
せいしんしょうがいしゃ せいしん ・精神障害者の精神 びょうしょう たいいん ご ねん 病床から退院後1年 い ない ちい き 以内の地域における へいきんせいかつにつすう 平均生活日数 福 新	-	-	-	ちようきか 長期化	ちようきか 長期化	331.5日 ^{にち}
せいしんびょうしょう ・精神病床における ねん い じょうにゆういんかんじゃ 1年以上入院患者 わりあい の割合 福 新	-	-	-	53.6 ばーせんと %	53.1 ばーせんと %	53.1 ばーせんと %
せいしんびょうしょう ・精神病床における そうきたいいんりつ 早期退院率 福 新	-	-	-	83.1 ばーせんと %	84.5 ばーせんと %	84.5 ばーせんと %
はつたつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セン ター及び発達障害者 ちい きしえん 地域支援マネジャー かんけいきかん じよげん の関係機関への助言 けんすう がくれいこう き 件数(学齢後期 しょうがいじしえんじぎょうが ん 障害児支援事業分を のぞく) 福	1,000件 ^{けん}	1,000件 ^{けん}	1,000件 ^{けん}	1,100件 ^{けん}	1,100件 ^{けん}	1,100件 ^{けん}
	じっせき 実績 けん 945件	じっせき 実績 けん 1,149件	けん 1,100件 じっせき み こ (実績見込み)			

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
きょたくかいご 居宅介護(／年) 福	127,601 じかんぶん 時間分	129,642 じかんぶん 時間分	131,716 じかんぶん 時間分	141,612 じかんぶん 時間分	144,444 じかんぶん 時間分	147,333 じかんぶん 時間分
	じっせき 実績	じっせき 実績	138,688 じかんぶん 時間分 (実績見込み)			
	135,648 じかんぶん 時間分	136,113 じかんぶん 時間分	8,778人	8,521 人	8,768 人	9,023 人
	8,070人	8,417人	8,273人 (実績見込み)			
じゅうとうほうもんかいご 重度訪問介護(／年) 福	89,044 じかんぶん 時間分	99,640 じかんぶん 時間分	111,497 じかんぶん 時間分	160,642 じかんぶん 時間分	184,577 じかんぶん 時間分	212,079 じかんぶん 時間分
	じっせき 実績	じっせき 実績	140,706 じかんぶん 時間分 (実績見込み)			
	110,593 じかんぶん 時間分	121,680 じかんぶん 時間分	691人	858人	974人	1,107人
	544人	613人	752人 (実績見込み)			
どうこうえんご 同行援護(／年) 福	16,360 じかんぶん 時間分	17,112 じかんぶん 時間分	17,899時間分	15,626 じかんぶん 時間分	15,939 じかんぶん 時間分	16,258 じかんぶん 時間分
	じっせき 実績	じっせき 実績	15,140 じかんぶん 時間分 (実績見込み)			
	14,030 じかんぶん 時間分	15,020 じかんぶん 時間分	934人	851人	881人	913人
	856人	894人	814人 (実績見込み)			
じっせき 実績745人	じっせき 実績793人					

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
こうどうえんご 行動援護 (／ ねん) 福	13,544 じかんぶん 時間分	15,792 じかんぶん 時間分	18,413 じかんぶん 時間分	18,447 じかんぶん 時間分	21,767 じかんぶん 時間分	25,686 じかんぶん 時間分
	じっせき 実績 10,932 じかんぶん 時間分	じっせき 実績 13,249 じかんぶん 時間分	15,267 じかんぶん 時間分 (実績見込み)			
	855 にん 人	1,072 にん 人	1,344 にん 人	976 にん 人	1,170 にん 人	1,401 にん 人
	じっせき 実績 586 にん 人	じっせき 実績 681 にん 人	828 にん 人 (実績見込み)			
たんきにゅうしょ 短期入所 (福祉型)(／ つき) 福	1,100 にんぶん 人分	1,120 にんぶん 人分	1,140 にんぶん 人分	1,160 にんぶん 人分 (うち重度 じゅうど しょうがいしゃ 障害者 * ³ 348 にんぶん 人分)	1,180 にんぶん 人分 (うち重度 じゅうど しょうがいしゃ 障害者 * ³ 354 にんぶん 人分)	1,200 にんぶん 人分 (うち重度 じゅうど しょうがいしゃ 障害者 * ³ 360 にんぶん 人分)
	じっせき 実績 705 にんぶん 人分	じっせき 実績 764 にんぶん 人分	926 にんぶん 人分 (実績見込み)			
	5,500 にんにち 人日	5,600 にんにち 人日	5,700 にんにち 人日	5,800 にんにち 人日	5,900 にんにち 人日	6,000 にんにち 人日
	じっせき 実績 4,404 にんにち 人日	じっせき 実績 4,788 にんにち 人日	5,493 にんにち 人日 (実績見込み)			
たんきにゅうしょ 短期入所 (医療型)(／ つき) 福	400 にんぶん 人分	410 にんぶん 人分	420 にんぶん 人分	430 にんぶん 人分	440 にんぶん 人分	450 にんぶん 人分
	じっせき 実績 341 にんぶん 人分	じっせき 実績 358 にんぶん 人分	337 にんぶん 人分 (実績見込み)			
	2,000 にんにち 人日	2,050 にんにち 人日	2,100 にんにち 人日	2,150 にんにち 人日	2,200 にんにち 人日	2,250 にんにち 人日
	じっせき 実績 1,658 にんにち 人日	じっせき 実績 1,570 にんにち 人日	1,476 にんにち 人日 (実績見込み)			

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 (／月) 福	240人分	240人分	240人分	470 人分	470 人分	470 人分
	じっせき 実績 292人分	じっせき 実績 316人分	1,312人分 (実績見込み)			
	800回	800回	800回	800回	800回	800回
	じっせき 実績600回	じっせき 実績567回	681回 (実績見込み)			
にちじょうせいかつようぐきゅうふ 日常生活用具給付・ 貸与(／年) 福	86,000件	86,000件	86,000件	90,000 件	90,000 件	90,000 件
	じっせき 実績 93,905件	じっせき 実績 90,520件	94,600件 (実績見込み)			
ちいきいこうしえん 地域移行支援(／年) 福	120人分	132人分	144人分	144人分	144人分	144人分
	じっせき 実績 69人分	じっせき 実績 89人分	144人分 (実績見込み)			
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援 (／年) 福	600人分	720人分	840人分	840 人分	840 人分	840 人分
	じっせき 実績 459人分	じっせき 実績 461人分	840人分 (実績見込み)			
せいしんしょうがいしゃたいいん 精神障害者退院 サポート事業 (／年)	180人	180人	180人	190人	200人	210人
	じっせき 実績 180人	じっせき 実績 189人	190人 (実績見込み)			

* 3…「じゅうどしょうがいしゃ重度障害者」とは、きょうどこうどうしょうがい強度行動障害やこうじのうきのうしょうがい高次脳機能障害を有するゆう障害者、しょうがいしゃ医療的ケアを必要とする者等ひつようを表しています。

トピック「行動障害のある人への支援」

横浜市では、行動障害のある人が身近な地域の中で安心して生活できる仕組みづくりのため、横浜市障害者施策推進協議会の部会の中で、障害のある人の家族や外部有識者などによる検討を行って方向性を定め、様々な施策を実現・推進してきました。

平成28年度から、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、行動障害に係る支援力向上を図るための「強度行動障害支援力向上研修」を開催しています。この研修は、市内法人が協働し「オール横浜市」として実施しています。

また平成28年度から、発達障害者支援センターに「地域支援マネジャー」を配置し、障害福祉サービス事業所等を訪問して、行動障害・発達障害に関して支援者がより良い支援を提供するためのアセスメントや助言を実施しています。

今後、こうした取組を継続的に実施するとともに、行動障害のある人の地域移行や地域生活を支える仕組みづくりについて、更に検討を進めていきます。

ほんにん ちから ひ だ しえん じゅうじつ
 (2)本人の力を引き出す支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃじりつ 生活アシスタ ント ㊤	ちいき たんしんどう せいかつ 地域で単身等で生活する しょうがいしゃ たい じりつせいかつ 障害者に対して、自立生活ア シスタントが、その障害特性 を踏まえて、具体的な生活 場面での社会適応力を高め る助言を中心とした支援を 行います。国の実施事業と の関係を整理しながら推進し ていきます。	すいしん 推進	じりつせいかつ 自立生活アシスタントの しえんりよくこうじょう れいわ 支援力向上のため、令和 3年度は、ガイドラインを ねんど 改訂しました。また、令和 4年度に個別支援計画 作成のための検討会を 開催など、障害特性に応 じた対応力の向上にと り組みました。引き続き、 国事業の状況を踏まえ ながら、事業を推進して いきます。	○	すいしん 推進
こうけんてきしえん 後見的支援 せいと 制度 ㊤	しょうがいしゃほんにん かぞく よ そ 障害者本人や家族に寄り添 い、漠然とした将来の不安や 悩みを一緒に考え、親なき あとも安心して暮らすことが できる地域での見守り体制 を構築します。	すいしん 推進	せいとしゆし しゅうち もくてき 制度趣旨の周知を目的 に広報誌を年1回以上 発行しました。 あんしんキーパーの開拓 を目的に、制度登録した 本人や地域住民らが集 まる場としての「つどう 会」を開催しました。	○	すいしん 推進
しょうひしゃきょういく 消費者教育 じぎょう ㊤	しょうがいしゃ かぞくおよ しえんしゃ 障害者、家族及び支援者が、 商品・サービスの利用及び 契約に関わるトラブル等を学 ぶことにより、安心した日常 生活を送れるよう、意識啓発 を図ります。	すいしん 推進	じぎょう けいぞくせい がっこうとう 事業の継続性や学校等 の負担も踏まえ、事業 継続できる形での意識 啓発手法を検討しまし た。 今後は、分かりやすい啓 発物の作成・配布等を通 じた意識啓発など、効果 的な実施手法を検討しま す。	△	すいしん 推進

指標名	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
自立生活援助 ㊦	80人分	100人分	120人分	120人分	120人分	120人分
	実績 70人分	実績 82人分	120人分 (実績見込み)			
自立生活 アシスタント ㊦	690 人分	690 人分	690 人分	800 人分	820 人分	840 人分
	実績 766 人分	実績 774 人分	780 人分 (実績見込み)			

コラム 横浜市障害者後見の支援制度について

横浜市障害者後見の支援制度とは、地域で安心して暮らすために必要な、「身近な地域での見守り」やスタッフによる定期訪問等を通じた「本人の希望と目標に基づく支援等」を行う、横浜市独自の制度です。「将来にわたるあんしん施策（10ページ参照）」の一環として、平成22年度からスタートしました。

- ・ 障害のある人を支援している人や地域の住民の方などが、制度に登録をした人を日々の生活の中で気かけたり定期的な訪問をしたりしながら、日常生活を見守ります。
- ・ 障害のある人とその家族の、将来の希望や漠然とした不安などの相談をお受けします。
- ・ 生涯にわたり障害のある人に寄り添いながら、その人の願う地域での暮らしが実現できる方法を一緒に考えます。

【利用事例】

知的障害のある40代のAさんは、高齢の父と二人家族。我が子の将来を心配した父が、後見の支援制度説明会に参加し、登録につながりました。後見の支援室では、Aさんを理解するために、自宅や後見の支援室でお会いするだけでなく、通所先にも足を運びました。また父から、我が子への思いや将来の心配ごとなどを伺いました。

定期的にお会いする中で、徐々に将来のことを考え始めたAさん。父の入院をきっかけに、区役所の職員と一緒にグループホームの見学や、宿泊体験なども行いました。その後も、Aさんの「将来は自宅で暮らしたい」という想いは変わりませんでした。

数年前に父が亡くなり、Aさんは、障害福祉サービスを利用しながら、自宅で一人暮らしを始めました。後見的支援室では、Aさんの了解を得て、あんしんキーパー※を依頼するなど、地域の方たちとの関係づくりを進めてきました。

ある日、Aさんは「台風の時、近所の人から『大丈夫?』と訪ねてきてくれた」と、あんしんキーパーとお付き合いの様子を話してくれました。また、最近では、「自分のペースで生活できるようになった」とも話しています。

これからも後見的支援室では、Aさんに寄り添いながら、暮らしを支える支援の輪を丁寧に広げていきます。

※ あんしんキーパー：

身近な地域の中で、登録者をさりげなく見守る人。登録者や家族の希望を伺い、後見的支援室が地域の方たちに働きかけ、登録していただきます。また、既に登録者のことをよく知っている人に登録していただく場合もあります。

【参考】「成年後見制度(48ページ参照)」と「横浜市障害者後見的支援制度」について

2つの制度は、本人を中心に、その生活や人生に寄り添うことを共通としますが、それぞれ役割が異なります。

「成年後見制度」では、法的な権限を与えられた後見人等が、本人の意思を尊重し健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や介護サービス等の契約を行います。

一方で「横浜市障害者後見的支援制度」は、本人に関する法的な権限を持つものではありません。しかし、障害福祉サービス等の利用有無にかかわらず、末永く緩やかに、地域の中で本人を見守っていく体制を構築できることが強みです。

コラム 障害者自立生活アシスタント利用者インタビュー

平成13年に創設された自立生活アシスタント事業は令和3年で20年を迎えます。「親亡き後の支援」の課題への対応として知的障害者を対象に始まり、現在は精神障害者や発達障害者、高次脳機能障害者も対象に実施しています。事業開始時に比べ、福祉サービスは充実(複雑化?)していますが、障害のある方が地域生活をする上での課題や支援の必要性は変わることがありません。このコラムでは、自立生活アシスタント利用者に、アシスタントのことや、今の生活について、自立生活アシスタントがインタビューをした内容を紹介します。

Aさん(40代女性) アシスタント利用4年

Aさんは、家族から離れて一人暮らしをはじめるときに、アシスタントに登録しました。以前から人と同じようにできないことに悩んでいたようです。

「母は、今も心配している。自分が学校まで出て、他の人と違うのではないかという気持ちがあり、心配もあったと思う。」と話します。お母様と暮らしている間は、福祉サービスを利用していませんでした。福祉サービスに対しては、「猜疑心がどこかにあった」「支援を信じられる根拠がはっきりとわからなかった」そうです。人の話をきいても、「どこまでが本当なのか」と悩んでしまい、一人で決断するのが困難だったとのこと。また、病院や区役所に行くことも苦手でした。片付けも苦手なもので、物をそのまま置いてしまい、自分でもよくないと思いつつ、物をあふれさせてしまっていたそうです。

アシスタントを利用することになって、「サポートしてくれるので、人と会って話すのも違ってきた。つながりを保てるのが安心になる」と言っています。外出先で人と対応するときも、緊張することが少なくなったそうで、「わからないことも聞けるので安心」なのだとか。

定期的な通院では、医師の話が指針になると言います。アシスタントが行くことで自分の体調をわかってもらえること、気づけなかったことに気づけたことが大きいそうです。

今は、「自分のことは自分で考えるのが大事」と話します。アシスタントの支援はあるが、できることは自分でやっていきたいという前向きな気持ちになっているそうです。「自分はこういう人と自覚していけば、普通の生活が送れるのではないかと考えている。」「一人だと生きていく意味もわからなくな

るくらい、つらかったりするので、皆さんに感謝の気持ちでいっぱいです」と話します。

これからのAさんの生活を他の支援者と一緒に、近くからサポートしていきたいとおもいます。

びー だいだんせい りよう ねん
Bさん(30代男性)アシスタント利用3年

びー はじ あ ねんまえ きんちょう びー けいど
Bさんに初めて会った3年前、とても緊張されていました。Bさんは軽度の知的障害があります。仕事を辞めたことや家族の病気が重くなったことで、さまざまな福祉の支援が入るようになり、その一つがアシスタントでした。現在は、家族が亡くなり一人暮らしです。

アシスタントが支援するようになってどう変わったかを伺うと、「暮らしやすくなった」と言います。今ではヘルパーさんが週に2回来て、ご本人自身も定期的に掃除するようになりました。食生活の助言をしてもらうことで、健康への意識も高まり体重も減っています。

これからもアシスタントには、病院に付き添い、診察に同席することで、治療や服薬のことを一緒に考えていくことを望まれています。ただ、普段の通院は一人でも行けると誇らしげに語っていました。直近の希望を伺うと「買い物に付き添ってもらって、冬に履く靴を一緒に見に行きたい」そうです。

このように、自立生活アシスタントは日常生活の課題に対し、ご本人と一緒に取り組むことで「自分で自分の生活を考える」ことを意識していただけるように支援しています。初めてのことや苦手なことを一緒にやってみることで、経験を積み自分で考え、判断していくことを大事にしています。「ご本人に寄り添って少しずつできることを増やしていく支援」になるため、生活が劇的に改善することは多くありませんが、ご本人の大切にしている部分を理解していくことで、少しずつ相談できる存在となっていくと思います。さりげなく、でも必要な支援者として、今後も支援していけたらと、改めて思いました。

コラム 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

～「地域生活」が目指すもの～

精神障害のある方の地域生活を考えるにあたっては、国から「精神保健医療福祉の改革ビジョン（平成16年）」により、「入院医療から地域生活中心へ」という方針が示されています。これにより、地域生活を支えるため、障害者総合支援法の障害福祉サービスや市独自の制度などが少しずつ増えてきました。

この「地域生活」という言葉は、単に、住まいを「病院」から元の「家庭」に移すことを表すものではありません。自ら選んだ場所で安心して自分らしい暮らしを目指すことが「地域生活」であり、「地域」は、それぞれの希望する生活を実現できる場所である必要があります。

その一方で、サービスや制度が増えても、何らかの事情で地域生活が立ち行かなくなり、場合によっては自分自身が望まない入院となってしまう人もいます。

令和元年度には、地域生活をしている人たちからお話を伺いました。その中で、「病気を理解してもらえない」、「孤独を感じる」、「年齢を重ねることでの身体的な変化がある」、「経済的なこと」、「働くこと」など多くの不安を抱えていることがわかりました。

地域生活の中では、少なからずこうした不安と向き合う場面があります。もしかしたら、長い入院生活から地域に生活の場を移した人の中には、慣れない環境の中で、初めて不安と直面する人がいるかもしれません。時として不安は現実の問題となり、誰にも相談できず周囲から孤立してしまうこともあります。しかし、地域生活の中で生じた不安や問題は、その全てが入院して解決できるわけではありません。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることで、病気そのものからの回復や、安定した日常生活を送れるようになることも大切ですが、それだけでは十分とはいえません。精神障害のある人が、安心して自分らしい暮らしを実現するため、現在または将来的に地域で生活している人たちが抱える「生活上の不安」を解消し、その上で他者や社会との関わり、居場所、将来に向けた希望や目標などを持つことができるようになることも期待されています。

システム構築に向けた取組を推進する「協議の場」では、長期入院者数や退院率等の情報を参考としながらも、数字だけにとらわれず、地域が「自分らしい生活を実現できる場」となるよう取り組むことが重要です。障害の程度や入院期間にかかわらず、地域の中で支援が必要な方に届けられるよう、また、支援の「支え手」や「受け手」といった枠を超えて地域社会全体で支えていくことを目指していきます。

1-3 移動支援

現状と施策の方向性

アンケート調査では、「日常生活に介助が必要」とした人のうち50パーセント以上の人が、外出する際に介助が必要だと回答しています。外出の際のニーズは以前から高く、横浜市でも障害のある人の移動を支える制度を拡充してきました。本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制として設置した移動情報センターは、平成29年度から全区で展開しています。また、グループインタビューなどでは、日常生活を送る上で必要不可欠な外出に限らず、趣味や余暇、観光など様々な外出について移動支援を求める声がありました。

このような多様なニーズに応えるためには、移動時の付き添い支援、経済的負担の軽減など、障害のある人に合わせた適切な支援を行う必要があります。地域の窓口となる移動情報センターの運営推進やガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
移動情報センター運営等事業の推進 ㊤	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。 推進にあたっては、障害種別に関わらず利用しやすい仕組みとなるよう、移動に関連する社会資源との連携を更に進めていきます。	相談 相談件数 3,300 件	制度周知等が不十分だったこともあり、相談件数が目標に届きませんでした。 今後は、移動情報センターの更なる周知を図ることでセンターが広く認知され、活用が進むよう取り組んでいきます。なお、運営の充実に向けて、移動に関連する社会資源との連携を深め、センター運営協議会等において効果的な取組事例を共有することにより、相談時に移動に関わる適切な情報が提供できるよう取り組んでいきます。 【相談件数】 令和3年度:2,223件 令和4年度:2,172件 令和5年度:2,188件(見込み)	△	相談 相談件数 3,600 件
ガイドヘルパー一等研修受講料助成【再掲】 ㊤	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成します。また、助成制度の積極的な周知にも取り組み、人材確保を図ります。	推進	【令和3・4年度累計】 総助成人数:229人 総助成額:4,516,000円 内訳:全身性ガイドヘルパー26件、知的ガイドヘルパー67件、同行援護(一般課程)89件、行動援護53件 【令和5年度(見込み)】 助成人数:120人 総助成額:2,400,000円	○	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ガイドヘルパ ースキルアッ プ研修 【再掲】 ㊤	より質の高いサービスが 提供できるよう、移動 支援事業の従業者を 対象に研修を実施しま す。	すいしん 推進	いどうしえんじぎょうしよ じゅうぎょうしや 移動支援事業所の従業者を たいしやう 対象にガイドヘルパーの基礎 ちしき ぎじゆつ しょうがいとくせい おう 知識・技術や障害特性に応じた し えんほうほう かん けんしゅう おこな 支援方法に関する研修を行い ました。 また、サービス提供責任者を たいしやう 対象に、サービス提供責任者 どう やくわり 等の役割とサービス提供の きほんしてん、プロセス等に関する けんしゅう おこな 研修を行いました。	○	すいしん 推進
なんびょうかんじゃ 難病患者 がいしゆつしえん 外出支援サ ービス事業	いっばん こうつうきかん りやう 一般の交通機関を利用し た外出に困難を伴う、 くるま どう りやう 車いす等を利用する なんびょうかんじゃ ふくししゃりやう 難病患者に福祉車両によ る送迎サービスを提供し ます。	すいしん 推進	しんがた かんせんしやう 新型コロナウイルス感染症の えいきやう がいしゆつじしゆく 影響による外出自粛や、 こうれいしやしきくおよ しょうがいしやしきくとう 高齢者施策及び障害者施策等 がいしゆつしえん かつやう の外出支援サービスの活用に より、ほんじぎやう りやうとうろくしやすう より、本事業の利用登録者数は げんしやう 減少しています。 りやうとうろくしやすう 利用登録者数 れいわ ねんど にん 令和3年度:50人 れいわ ねんど にん 令和4年度:37人 れいわ ねんど にん みこ 令和5年度:5人(見込み)	○	すいしん 推進
ざいたくじゅうしやう 在宅重症 かんじゃがいしゆつ 患者外出 しえんじぎやう 支援事業	くるま 車いすによる移動が困難 でストレッチャー対応車を しょうせざるを得ない難病 かんじゃ つういんとう さい しよてい 患者が、通院等の際、所定 の患者等搬送用自動車を りやう ばあい 利用した場合に、その いそうひ いちぶ じよせい 移送費の一部を助成しま す。	すいしん 推進	しんがた かんせんしやうまん 新型コロナウイルス感染症蔓延 えんじ じゆやう 延時でも需要があり、 りやうしやすう かいすう ぞうか 利用者数、回数ともに増加しま した。 のべりやうにんずう かいすう 【延利用人数(回数)】 れいわ ねんど にん かい 令和3年度:174人(443回) れいわ ねんど にん かい 令和4年度:206人(491回) れいわ ねんど にん かい 令和5年度:200人(520回) (見込み)	○	すいしん 推進

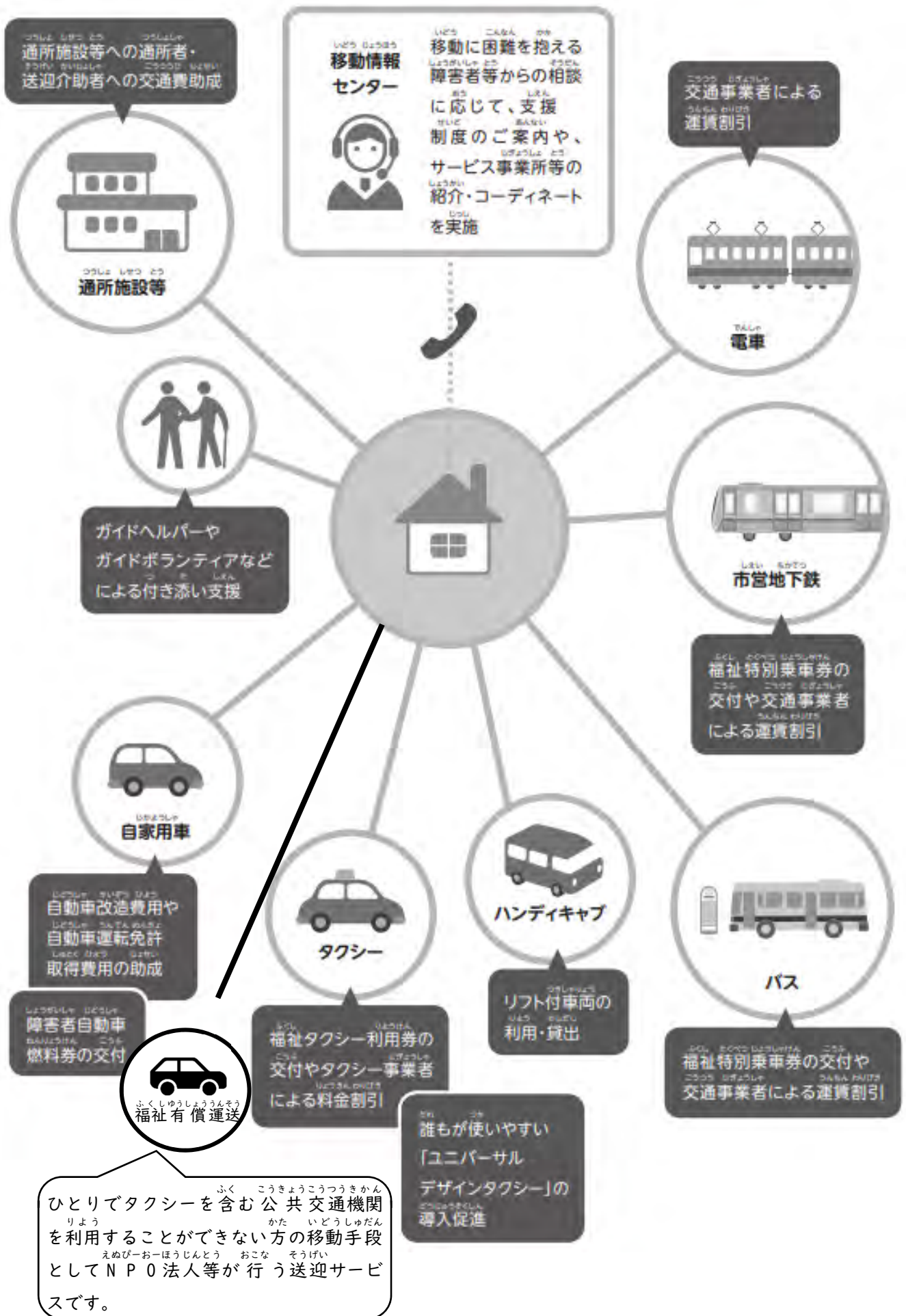
事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
福祉有償 移動サービ ス事業	移動に介助が必要な身体 障害者等を対象に、登録 されたNPO法人等によ る、自家用自動車を利用し た移動サービスを促進し ます。	すいしん 推進	福祉有償運送を行うNPO 法人等の登録や福祉有償運送 の適正な実施等について協議す る運営協議会を年3回開催しま した。	○	すいしん 推進
重度障害者 等への移動 支援事業の 拡充 *4	公共交通機関での外出 が困難な重度障害者等に 対して、移動支援事業の 拡充を図ります。	すいしん 推進	令和3年10月から障害者 自動車燃料券制度の新設及び 重度障害者福祉タクシー利用 券の対象者の拡大を図り、電車 やバス等での外出が困難な 重度障害者等に対して、移動 手段の選択肢を増やしました。	○	すいしん 推進

*4…「重度障害者等」とは、障害者自動車燃料券と重度障害者福祉タクシー券での対象者要件を表しています。

- ・下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む1・2級の身体障害者手帳を持っている方
- ・愛の手帳(療育手帳)A1、A2を持っている方又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数35以下と判定された方
- ・下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む3級の身体障害者手帳を持っている方のうち、愛の手帳(療育手帳)B1を持っている方又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数50以下と判定された方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
いどうしえんじぎょう 移動支援事業 いどうかいご つうがくつうじょ (移動介護・通学通所 支援) 福	781,554 じかんぶん 時間分	797,185 じかんぶん 時間分	813,128 じかんぶん 時間分	663,719 じかんぶん 時間分	685,622 じかんぶん 時間分	708,248 じかんぶん 時間分
	じっせき 実績	じっせき 実績	641,116 じかんぶん 時間分 (実績見込み)			
	580,689 じかんぶん 時間分	620,937 じかんぶん 時間分		5,963 にんぶん 人分	6,213 にんぶん 人分	6,474 にんぶん 人分
	6,479 にんぶん 人分	6,673 にんぶん 人分	6,873 にんぶん 人分			
じっせき 実績	じっせき 実績	5,817 にんぶん 人分 (実績見込み)				
	5,187 にんぶん 人分	5,583 にんぶん 人分				

● 障害児・者の移動を支援する様々な仕組み



コラム「移動情報センター」の役割

「移動情報センター」をご活用ください。

「移動情報センター」は、名前のおり、障害者の移動に関する情報を集め、必要な方に提供するなど移動に関わる相談をお受けする窓口です。

「将来にわたるあんしん施策」(10ページ参照)の一つとして、移動に関する情報を一元化し、相談・利用調整にワンストップで対応するために、18区の社会福祉協議会に設置しました。障害のある方々からの相談に応じて、外出支援制度の案内や、サービス事業所などの情報提供・紹介を行っています。

外出する際に支援が必要な方々にとって、気軽に支援が受けられる仕組みは、とても関心の高い大切な市民ニーズです。

「出かけたけれど、一人では不安」「買い物に行くので、誰かに付き添ってほしい」「子どもの特別支援学校の送り迎えを誰かにお願いしたい」…。

多様なご相談に対し、必要に応じて区役所や学校、基幹相談支援センター、事業者などの関係機関と連携しながら、ニーズに合う移動手段を考えてご案内します。紹介しているのは、公的なサービスだけでなく、民間の事業者や地域のボランティアも含まれています。たとえば、車いす対応の車で出かけたという人には、福祉車両で送迎を行う福祉有償運送や、福祉タクシー・U D タクシー等の事業者情報をお伝えします。外出の付き添いを探している人には、利用できる支援制度をご説明し、条件に合うヘルパー事業所やボランティアの紹介も出来るよう移動に関連する社会資源との連携を深めています。

また、相談対応以外にも、移動支援を支えるガイドボランティア等の発掘・育成も行っています。

身近な地域に向けて障害への理解を深める講座を開催したり、付き添いとして活動するボランティアの募集をしたりするなど、地域への働きかけをおこなうことも移動情報センターならではの重要な役割です。ボランティアが気軽に、安心して活動できるよう、初心者向けの外出支援の研修や、実際に活動しているボランティア同士の交流会なども実施しています。

日々の生活のあらゆる場面に関わる「移動」。

移動情報センターは、多くの市民の方々にご活用いただき、相談支援やさまざまな地域活動を重ねることによって、より効果的な移動支援が行えるよう取り組んでいきます。

1-4 まちづくり

現状と施策の方向性

これまでの取組によって、公共施設やターミナル駅などにおけるハード面の整備状況については、グループインタビューでも高い評価を得ることができました。一方で、公共交通機関の施設や、公共施設などから離れた地域は、バリアフリーが進んでいないという声もありました。こうした意見の中には、建物や設備のことだけでなく、障害理解などのソフト面の取組が進んでいないといった指摘も含まれています。

こうした意見を踏まえ、障害のある人もない人も過ごしやすいまちづくりを推進するためには、これまで取り組んできた以上に、福祉や交通、建築など様々な分野で、市民・事業者・行政などの多様な主体が、更なる連携を図ってバリアフリーを推進するとともに、一人ひとりが障害を理解し、必要な配慮を知った上で、誰もが支え合う地域共生社会をつくるという意識を持つことが重要です。

そこで、施策として、市民・事業者・行政などが協力して、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できるよう、ハードとソフト（環境の整備や福祉教育など）に一体的に取り組む、福祉のまちづくりを更に推進していきます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かせ 振り返り	ひょうか 評価	
ふくし 福祉のまち づくり推進 じぎょう 事業	よこはま かか すべ ひと 「横浜に関わる全ての人がお たが ぞんちょう たす あ ひと 互いを尊重し、助け合う、人 やさ の優しさにあふれたまちづく り」を実現するため、ハードと ソフト(環境整備や福祉教育 など)を一体的に取り組み、 ふくし 福祉のまちづくりを推進しま す。	すいしん 推進	こ む 子ども向けリーフレット かいていばん けんどう しょくいんどう 改訂版の検討や、職員等を たいしやう けんしゅう かいさい 対象とした研修の開催な どにより、福祉のまちづくり を推進しました。 ふくし じやうれい もと 福祉のまちづくり条例に基 づく ぜんきやうぎ せつけいそうだん 事前協議や設計相談 とう てきせつ たいおう 等に適切に対応しました。	○	すいしん 推進
こうきやうこうつう 公共交通 きかん 機関のバリ アフリー化	だれ いどう かんきやう 誰もが移動しやすい環境 せいび いっかん てつどうえきしや 整備の一環として、鉄道駅舎 へのエレベーター等の設置及 びノンステップバスの導入 そくしん はか 促進を図ります。	すいしん 推進	えきしや せつち ぐ 駅舎エレベーター設置の具 たいてき けいかく えき 体的な計画がある2駅につ いて、事業者から具体的な こうじ じ きどう じやうほうしゅうしゅう 工事時期等の情報収集を おこな 行いました。 くに きやうちやうほじよ 国との協調補助であるノ ンステップバスの導入補助 について、くに どうにゆうりつ の導入率の もくひょうち ぱーせんと したまわ 目標値(80%)を下回っ ているバス事業者に対し て、補助を実施しました。ま た、れいわ ねんど 令和5年度のノンステッ プバスの導入率は 81.8 ぱーせんと みこ % (見込み)となってお り、かねんどじっせき ねんど 過年度実績から8年度 の目標達成が可能な推移 もくひょうたっせい かのう すいし となっています。	○	ノンステ ップバス どうにゆうりつ 導入率 86 ぱーせんと % いじやう 以上 (見込 み)

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かえ 振り返り	ひょうか 評価	
バリアフリー の推進 ・バリアフリー 基本構想 の検討・作成	バリアフリー法に基づき、駅 周辺の重点的かつ一体的な バリアフリー整備を推進する ため、区ごとにバリアフリー 基本構想を作成します。 ・策定済み地区の見直しや、 未策定地区の新規作成等	すいしん 推進	令和4年度に磯子区、中区、 羽沢横浜国大駅周辺地区、 踊場駅周辺地区でバリアフ リー基本構想を策定しまし た。 また、令和5年度には 港北区、緑区でバリアフリー 基本構想を策定しました。	○	すいしん 推進
・バリアフリー 歩行空間 の整備	駅周辺のバリアフリー化を 推進するため、バリアフリー 基本構想に基づき、道路のバ リアフリー化を、引き続き、進 めます。	すいしん 推進	十日市場駅周辺地区等に E Vの設置や歩道整備、 歩道勾配改修等を実施(令 和3年度～令和4年度)しま した。	○	すいしん 推進
横浜市公共 サインガイド ラインの 運用推進	公的機関により設置される 歩行者用案内・誘導サインの 規格や表示内容等の統一を 図るためのガイドラインの 運用を推進します。 また、公共サインの掲載基準 等について必要に応じて 見直しを検討し、より歩行者 に分かりやすいサイン整備を 進めていきます。	すいしん 推進	公共サインの掲載基準等に ついて、中間期は見直しの 必要性がありませんでし た。引き続き、ガイドライン の運用を推進するととも に、より歩行者にわかりや すいサイン整備を誘導して いきます。	△	すいしん 推進
エレベーター 設置事業	エレベーターの整備など、 学校施設のバリアフリー化を 進め、障害児が学びやすい 環境を整備します。	すいしん 推進	インクルーシブ社会の実現 に向け学校におけるバリア フリー化を加速させ全校へ の早期整備に取り組んでい ます。	○	すいしん 推進

コラム 横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～7年度）

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、平成11年から「横浜市福祉のまちづくり推進指針（以下「推進指針」という。）」を策定しています。

令和3年に公表した新しい推進指針（令和3年度～7年度）では、福祉のまちづくりにあまり関わりがなかった人にも親しんでいただけるよう『ふくまちガイド』という愛称をつけました。また、国連で定めている「持続可能な開発目標（SDGs）」や、障害者権利条約の「社会モデル」の理念を盛り込んでいます。ふくまちガイドは主に、福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿である「ビジョン（未来像）」、ビジョンを実現するための大切な考え方である4つの「ポリシー（理念）」、ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための「アクション（行動）」で構成されています。

福祉のまちづくりは、障害のある人もない人も、子どもから大人まで、日常の身近なところから参加できます。横浜に関わる全ての人のアクション（行動）の積み重ねにより、ふくまちガイドが目指す「安心して自由に生活できるインクルーシブ（全ての人を受け入れられ、参加できる）なまち」の実現につながります。皆さんも、ふくまちガイドをきっかけに、ちょっとしたことから始めてみませんか。

ビジョン（未来像）	ポリシー（理念）
<p>ソフトとハードが一体となった 取組をみんなで進め、多様性を 尊重するヨコハマのよさを育み、 安心して自由に生活できるインク ルーシブなまち</p>	<p>ポリシー1 みんな違ってあたりまえ ポリシー2 一緒に活動する ポリシー3 まずはやってみる ポリシー4 もっともっとバリアフリー</p>

- ふくまちガイド（左）
- ふくまちガイド実践編（中央）
- ふくまちガイドわかりやすい版（右）



アンケート調査では、将来に不安を感じることで「健康や体力が保てるかどうか」ということが最も多く挙げられています。障害児・者やその家族にとって、健康や老後のことが大きな課題であると考えられます。そこで、障害のある人もない人も誰もが健康づくりに取り組むやすくなる施策を検討し、地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりその人なりの健康づくりを支えていきます。さらに、医療従事者が障害理解を深めることなどにより必要な時に適切な医療を受けられる環境を充実させていきます。

また、地域で安全に暮らすためには、防災・減災の観点も欠かせません。障害の種類やあるなしにかかわらず地域で支え合い、助け合うことができるような関係づくりが必要です。そのため、障害特性に応じた情報提供や、防災訓練などを通じた地域への障害の理解啓発を進め、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応することが求められています。

2-1 健康・医療

現状と施策の方向性

今後、障害者自身の高齢化・重度化も更に進むと予測される中、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防及び合併症や重症化の予防は、地域の中で暮らし続けていく上で非常に重要です。アンケート調査では、およそ半数の人が、健康・医療について必要なこととして「十分な睡眠と栄養」、「適度な運動」と回答しています。これは、第3期プランで取り組んできた生活習慣病予防などの普及啓発の成果が出ているとも考えられます。一方、「運動はしていない」と回答した人は半数を超えています。健康づくり・介護予防などにどのように取り組めばよいのか、伝えきれていないのが現状だといえます。

また、受診が必要になったとき、医療機関で受診しやすい環境も重要です。グループインタビューでも、ちょっとした体調不良や歯科検診などは、自身の障害についてよく分かっている近隣の医療機関で受診したいという意見が聞かれました。障害を専門とする医療機関だけではなく、障害のことをよく理解して対応ができる医療機関が増えていくことは、障害のある人にとっての安心になります。いざというとき速やかに対応できる医療環境を整えることと併せ、普及啓発や研修など、医療従事者に対して障害のことをより深く知ってもらうことにも引き続き取り組んでいく必要があります。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 障害者の健康づくりの推進

運動、歯・口腔や食生活など健康増進の基本要素となる分野について、障害者団体

とも協力しながら、健康増進計画と運動させて検討・推進します。また、障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。

(2) 医療環境の充実

障害のある人に適切な医療を提供できるよう、難病患者や医療的ケア児・者等への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修などを通じて、医療環境の充実に努めます。

また、精神科救急医療について、土曜日・日曜日・祝日などの、病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、体制を充実させるよう努めます。



(1) 障害者の健康づくりの推進

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
障害者へのスポーツを通じた健康・体力作り支援	障害特性を理解した障害者スポーツ文化センターのスタッフ等が、障害者が体力づくりや余暇活動を身近な場所で行えるよう、地域の人材育成も含めた環境整備を進めます。	推進	横浜市スポーツ協会との連携を深め、スポーツセンターに障害者スポーツ指導員を配置するなど、障害のある人が身近な場所でスポーツに取り組める環境作りを推進しました。	○	推進
障害福祉施設職員等への支援【再掲】	障害者のQOLの向上を目指して、障害特性やライフステージに応じた障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防等の普及啓発を図るため、障害福祉施設における衛生管理、栄養管理に関する研修、連絡会等を実施します。	推進	障害福祉施設の職員を対象とした食品衛生講習会や摂食嚥下研修(動画配信)を実施しました。	○	推進

トピック「医療的ケア児・者等への支援」

医療技術の進歩を背景として、病院を退院後、人工呼吸器や胃ろう、吸引などの医療的ケアを日常的に受けながら在宅で生活をされている人（以下「医療的ケア児・者」という。）が増えています。

医療的ケア児・者の家族には、夜中も人工呼吸器の管理や痰の吸引などが必要なために長い時間は眠れなかったり、介護や見守りのために時間的な制約があったりして、大きな負担がかかっている人が多くいます。

また、医療や福祉などで必要とするサービスも専門的なものが多いことから、調整役を務められる人が少ないため、家族が自分で調整することを強いられています。情報が少ない中で、なかなか適切なサービスが見つからないことが課題となっています。

加えて、風邪や予防接種などのときに近所で受診しようとしても受診できるクリニックが見つからなかったり、希望どおり医療的ケア児・者に対応できるサービスや施設が少なかったりすることも課題です。こうした課題は、日常的な医療的ケアのない重症心身障害児・者についても同様です。

そこで、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者が地域で生活するのに必要な医療・福祉・教育などの支援を総合的に調整する体制をつくり、サービス利用を充実させようと「医療的ケア児・者等支援促進事業」を実施しています。ここで「等」とあるのは、医療的ケア児・者と同一課題がある重症心身障害児・者を含む幅広い意味合いがあります。

現在取り組んでいることは、

- 1 医療的ケア児・者や重症心身障害児・者とその家族、地域の支援者や関係機関とのつなぎ役として必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成・配置
- 2 施設・事業所などで積極的に支援を行うため必要な知識・技術の普及・啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成
- 3 医療・福祉・教育等の関係機関が一堂に会して、地域での支援の充実に向けて議論する「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」の開催
- 4 医療的ケア児・者、重症心身障害児・者や地域の施設・事業所などの実態を継続的に把握する仕組みづくり

の4つです。

この取組により、地域の支援者や関係機関とのネットワークをつくり、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者とその家族が安心して生活ができるようにしていきます。

いりようかんきょう じゅうじつ
 (2)医療環境の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
なんびょうかんじゃ 難病患者 いちじにゅういん 一時入院 じぎょう 事業	いりよういぞんど たか なんびょう 医療依存度の高い難病 かんじゃ かいじょしゃ じじょう 患者が介助者の事情に より、在宅で介助を受け ることが困難になった ばあい いちじてき にゅういん 場合、一時的に入院でき るようにします。	すすん 推進	しんがた かんせんしやう 新型コロナウイルス感染症の えいきやう のべりようにつすう のべりよう 影響により延利用日数、延利用 にんずう げんしやう 人数が減少しましたが、ともに ぞう かけいこう うけいれ 増加傾向にあります。また、受入 いりようきかん しよ かしよ ふ 医療機関を7か所から9か所に増 やし、利用者の利便性向上を図 りました。 のべりようにつすう 【延利用日数】 れいわ ねんど にち 令和3年度:362日 れいわ ねんど にち 令和4年度:460日 れいわ ねんど にち みこ 令和5年度:504日(見込み) のべりようにんずう 【延利用人数】 れいわ ねんど にん 令和3年度:47人 れいわ ねんど にん 令和4年度:61人 れいわ ねんど にん みこ 令和5年度:68人(見込み) うけいれいりようきかんすう 【受入医療機関数】 れいわ ねんど しよ 令和3年度:7か所 れいわ ねんど しよ 令和4年度:8か所 れいわ ねんど しよ 令和5年度:9か所	○	すすん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り	ひょうか 評価	
し か ほけん 歯科保健 いりようすいしん 医療推進 じぎょう しんしん 事業(心身 しょうがいじ しゃ 障害児・者 し か しんりよう 歯科診療)	つうじょう し か しんりよう 通常の歯科診療では たいおう こんなん しんしん 対応が困難な心身 しょうがいじ しゃ たい し か 障害児・者に対する歯科 ちりよう かくほ ひ つづ 治療の確保を引き続き はか 図ります。	すいしん 推進	し か ほけん いりよう 歯科保健医療センターにおける しんしんしょうがいじ しゃ し か しんりようけんすう 心身障害児・者歯科診療件数 (件) れいわ ねんど 令和3年度:9,677 れいわ ねんど 令和4年度:9,388 れいわ ねんど 令和5年度:9,500(見込み)	○	すいしん 推進
メディカル ショートス テイ事業 【再掲】 ㊤	いりようてき ひつよう 医療的ケアが必要な じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃとう 重症心身障害児・者等 を、在宅で介護する家族 ざいたく かいご かぞく の負担軽減と在宅生活 ふたんけいげん ざいたくせいかつ の安定を目的として、 あんてい もくてき 一時的に在宅生活が いちじてき ざいたくせいかつ 困難となった場合など こんなん ばあい に、病院での受け入れを びょういん うけいれ じっし 実施します。	すいしん 推進	きょうりよくいりようきかん いりよう 協力医療機関の医療スタッフと ごうどうかいぎ じっし の合同会議を実施したほか、新型 こうなウイルス感染症の濃厚 せつしやくしゃ うけいれ じんそく たいおう 接触者の受入にも迅速に対応し ました。	○	すいしん 推進
なんびょうかんじゃ 難病患者 ざいたくりようよう 在宅療養 けいかくさくてい 計画策定・ ひょうかじぎょう 評価事業	ざいたくなんびょうかんじゃ たい 在宅難病患者に対し、 ほけん いりよう ふくし かく 保健・医療・福祉の各サ ービスを適切に提供す るために、関係者が合同 でサービス内容を検討し ます。	すいしん 推進	れいわ ねんど しんがた 令和3年度は新型コロナウイルス かんせんしょう えいきょう たいめん 感染症の影響により、対面によ る計画の策定・評価事業の実施 が困難な状況でしたが、令和4 ねんど なんびょうかんじゃ ざいたくりようようせい 年度は難病患者の在宅療養生 かつ ささ 活を支えるケアマネジャーの人材 いくせい もくてき ざいたくりようようけいかく 育成を目的に、在宅療養計画の さくてい ひょうか じれいけんとう じっし 策定・評価の事例検討を実施しま した。	○	すいしん 推進

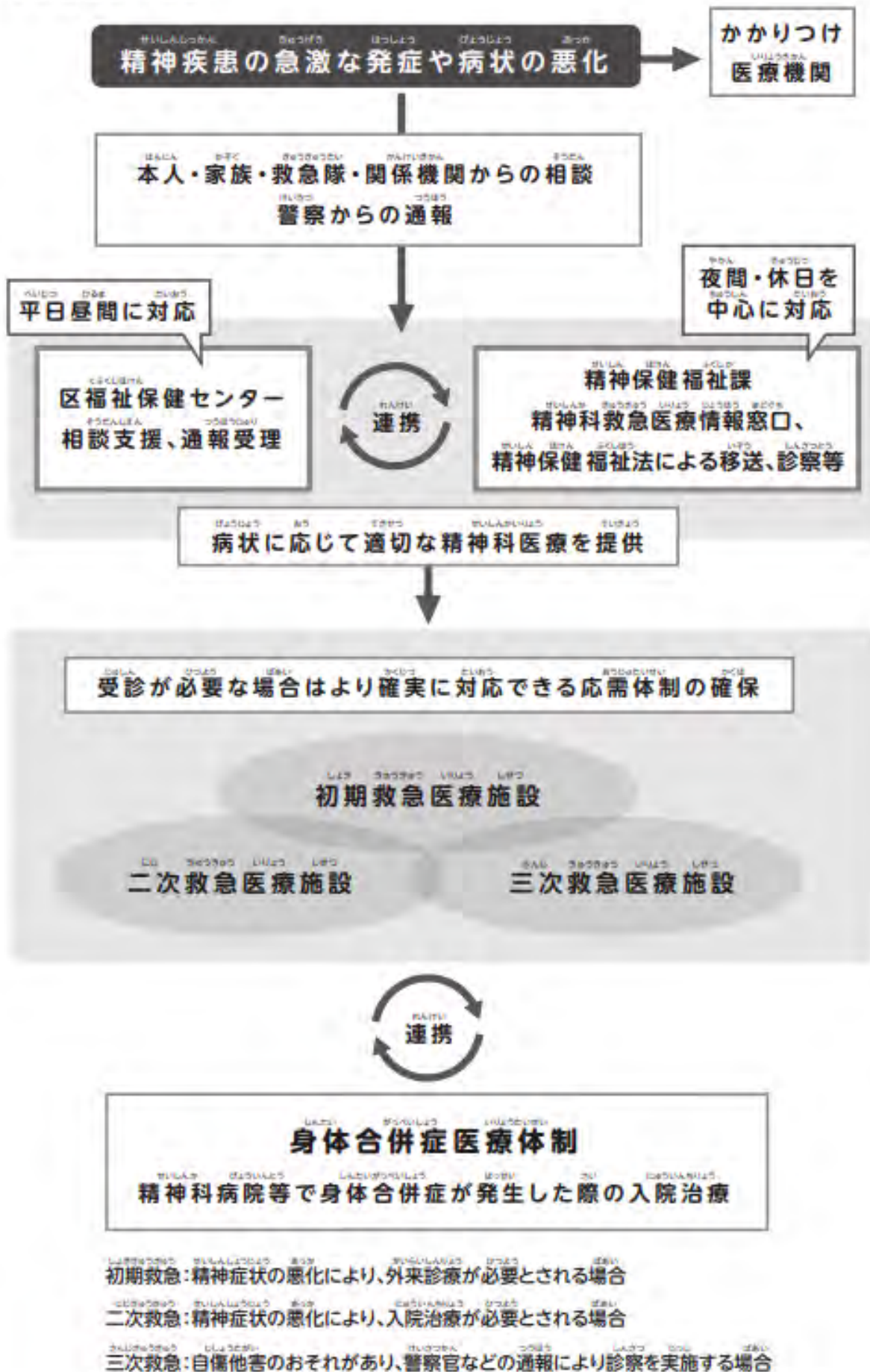
事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
医療機関 連携事業 ②	障害児・者が身近な地域 で適切な医療が受けられ る環境づくりを推進する ため、障害特性等を理解 し適切な医療を提供で きる医療機関を増やしま す。	推進	障害特性等を理解し、適切な 医療を提供できる医療機関とし て、知的障害者専門外来を5 病院で運営しています。 引き続き市内の医療機関との 調整を進め、更なる受入体制の 拡大に取り組みます。	○	推進
重度神経 難病患者 在宅支援シ ステムの 構築	発病から数年で急速に 進行する神経難病患者 に対する在宅支援システ ムを、専門医療機関・ 在宅リハビリテーション 等の保健・医療関係者と 障害福祉サービス事業 等との連携により、構築 します。 ALS患者に加え、筋ジ ストロフィー症患者のラ イフステージに合わせた 生活障害支援を目的に、 在宅リハビリテーション を活用する流れを構築し ます。	構築	神経難病患者に対する在宅支援 システムの構築に向けて、在宅リ ハビリテーション事業を活用しま した。 【令和5年11月末までの実績】 ALS患者延べ412名、筋ジスト ロフィー症患者延べ153名	○	実施
在宅療養児 の地域生活 を支えるネ ットワーク 連絡会	障害児・者の医療(入院・ 在宅)に関わる医療 関係者を中心に、福祉・ 教育関係者を対象とし て、在宅支援に必要な 情報交換や人的交流を 通じて、障害理解を促進 します。	推進	毎年度1回連絡会を開催し、支援 者の理解促進を図りました。 令和3年度(Web) 参加者281名 令和4年度(Web) 参加者213名 令和5年度(対面・Web) 1・2月実施	○	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
じゅうしやうしんしん 重症心身 しょうがいじ しゃ 障害児・者 の在宅生活 を支援 ための体制の 充実	じゅうしやうしんしんしょうがいじ しゃ 重症心身障害児・者の ざいたくせいかつ ささ 在宅生活を支えるための いりようたいせい 医療体制をはじめとする けんとう おこな しえんたいせい 検討を行い、支援体制 の充実を図ります。	けんとう 検討	しょうにほうもんかんご じゅうしやうしんしんしょうがい 「小児訪問看護・重症心身障害 児者看護研修会」を実施するこ とで、重症心身障害児や医療 的ケア児・者等への理解が深ま り、支援体制の充実につながり ました。	○	すいしん 推進
じゅうど 重度 しょうがいしゃとう 障害者等 にゅういんじ 入院時コ ミュケー ション支援 じぎょう 事業 ㊤	にゅういんさきいりようきかん いし 入院先医療機関の医師・ かんごしどう いしそつう 看護師等との意思疎通 が十分に図れない しょうがいじ しゃ たいしやう 障害児・者を対象に、 にゅういんさき 入院先にコミュニケーション 支援員を派遣しま す。	すいしん 推進	しんがた かんせんしやう 新型コロナウイルス感染症の えいきやう 影響により、コミュニケーション しえんいん はけんけんすう げんしやう 支援員の派遣件数が減少してい ましたが、にゅういんさきいりようきかん の医師・看護師等との意思疎通が図 れるよう、ひ つづ にゅういんさき 引き続き入院先にコ ミュケーション支援員を派遣し ます。 はけんけんすう 【派遣件数】 れいわ ねんど けん 令和3年度:2件 れいわ ねんど けん 令和4年度:2件 れいわ ねんど けん みこ 令和5年度:31件(見込み) そうはけんじかん 【総派遣時間】 れいわ ねんど じかん 令和3年度:23時間 れいわ ねんど じかん 令和4年度:300時間 れいわ ねんど じかん みこ 令和5年度:300時間(見込み)	△	すいしん 推進
けんこう 健康ノート	しょうがいじ しゃ じぶん す 障害児・者が自分の住む ちいき いりようきかん じゆしん 地域の医療機関で受診 する際に活用できる けんこう 「健康ノート」について、 にゅうしゆ 入手しやすくなるよう けんとう かつやう 検討し、より活用できる ようにします。	すいしん 推進	まどぐち はいか ほんし 窓口での配架や本市ウェブサイト への掲載を行い、誰でも活用 できる 出来るようにしました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り	ひょうか 評価	
いりようじゅうじしゃ 医療従事者 けんしゅうじぎょう 研修事業 さいけい 【再掲】 あ	びょうき しょうがい しょうに 病気や障害のある小児 および重 症心身障害児・ およ じゅうしょうしんしんしょうがいじ 者の支援に必要な知識・ しゃ しえん ひつよう ちしき 者の支援に必要な知識・ ぎじゆつ こうじょう はか 技術の向上を図り、 しょうがいとくせい りかい 障害特性を理解した いりようじゅうじしゃ いくせい 医療従事者を育成するた めけんしゅう じっし めの研修を実施します。	すいしん 推進	いりようきかん かくしせつとう きんむ 医療機関や福祉施設等に勤務す る かんごし たいしょう しょうに 看護師を対象にした「小児 ほうもんかんご じゅうしょうしんしんしょうがいじしゃ 訪問看護 ・ 重 症心身障害児者 かんごけんしゅうかい じっし れい 看護研修会」を実施しました。令 わ ねんど む けんしゅうたいけい み 和8年度に向けて研修体系の見 なお はか さら じゅうじつ はか 直しを図り、更なる充実を図りま す。	○	すいしん 推進
しょうがいかくし 障害福祉 しせつとう 施設等で はたら かんご 働く看護 師の支援・ し しえん 師の支援・ かくほ 確保 さいけい 【再掲】 あ	しょうがいふくしせつとう はたら 障害福祉施設等で 働く かんごし ていちゃく む 看護師の定着に向けた しえん おこな 支援を行うとともに、 じんざいかくほ ほうさく 人材確保の方策につい てけんとう て検討します。	すいしん 推進	しょうがいふくしせつ たら かんご し む 障害福祉施設で 働く看護師向 けに しかいし じっし こうくうきのう に、歯科医師による口腔機能 かんり おこな こうぎどうが 管理をテーマとした講義動画の はいしん たしよくしゆれんけい かん けん 配信や多職種連携に関する研 しゅう かくしせつ ほうもん ぎじゆつ 修、各施設への訪問による技術 てき しどう じっし 的な指導を実施しました。 こんご かんけいきよく れんけい 今後、関係局が連携しながら、 じんざいかくほ む とりくみ けんとう 人材確保に向けた取組を検討し ていきます。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
せいしんか 精神科 きゅうきゅういりょう 救急医療 たいさくじぎょう 対策事業	せいしんしっかん きゅうげき はつしゅう 精神疾患の急激な発症 や精神症 状の悪化など で、早急に適切な精神科 医療を必要とする場合 に、精神保健福祉法に基 づく診察や病院の紹介 を行うとともに、必要な 医療施設を確保すること 等により、引き続き救 急患者の円滑な医療及 び保護を図ります。	すいしん 推進	しんがた 新型コロナウイルスの感染拡大に よる精神科 救 急のベッドがひっ 迫する中、病院から医療現場の 現状、必要な支援や不安等の聞き 取りに努めました。また、令和3年 度及び4年度は、新型コロナウイル スの感染が疑われる 救 急患者 を受入れた精神科病院 に対する 補助を継続し、体制の維持に努め ました。 【3次 救 急 通報等件数】 令和3年度:888件 令和4年度:759件 令和5年度:894件(見込み) 【3次 救 急 移送先病院 の 市内 病院の割合】 令和3年度:84.7 % 令和4年度:87.1 % 令和5年度:93.6 % (見込み)	○	90 % (3次 救 急 移送先 病院 の市内 病院 の 割合) 80 % (ソフト 救 急 移送先 病院 の市内 病院 の 割合)
せいしんしっかん 精神疾患を 合併する 身体 救 急 患者の 救 急医療 体制整備 事業	せいしんしっかん がっぺい しんたい 精神疾患を合併する身体 救 急患者を適切な医療 機関へ円滑に搬送できる よう、救 急医療体制を 構築します。	すいしん 推進	せいしんしっかん とくていしょうじょう 精神疾患のうち、特定症 状を 有する身体 救 急患者に対応する 医療機関による輪番体制を平日 昼間だけでなく、夜間休日も整備 することで、精神疾患を合併する 身体 救 急患者の受入体制を確保 しました。 今後は、費用対効果の検証 や、 必要に応じた体制見直しの検討 を行い、より効果的な 救 急 医療体制の構築を図ります。	○	すいしん 推進

● 救急医療体制図



現状と施策の方向性

横浜市では、災害発生時に要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合いの取組を支援する災害時要援護者支援事業などを推進してきました。その成果として、災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は毎年高まっています。

また、アンケート調査でも、およそ半数の人が「自分の避難先を確認している」、「災害時の水や食料を準備している」と答えています。一方で、現在の避難所へ辿り着くことができるか、避難所で周りの人や知らない人とうまく過ごしていけるか、自分の障害のことを理解してもらえるかなどの不安を持っている人は4割以上に上りました。

障害特性に応じた情報提供や、障害のある人も参加した地域防災拠点での訓練の実施など、災害に備えた自助・共助の取組は継続して推進する必要があります。

行政として、障害のある人や関係機関に対し、災害に向けた準備や避難行動について日頃から啓発を行うとともに、防災訓練などを通じて障害のある人が日頃から困っていることや一人ひとりに必要な支援について地域に理解していただくなど、自助・共助の取組を支援し、震災・風水害など様々な災害に対応できるよう検討していきます。

また、感染症などの大流行が発生したときでも必要な障害福祉サービスを提供することができるよう備えておくことも重要です。平常時にそれぞれの事業所などがどう備え、また緊急時にどのような支援を必要とするのか検討と準備を進めます。

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			
		目標	振り返り	評価	
さいがいじ 災害時 ようえんごしや 要援護者 しえんじぎょう 支援事業	さいがいじ じりきひなん こんなん 災害時に自力避難が困難な ようえんごしや あんびかくにん ひなん 要援護者の安否確認や避難 しえんとう かつどう えんかつ おこな 支援等の活動が円滑に行わ れるよう、さいがいじ ようえんごしや 災害時要援護者 めいぼ ひなんしえん ひつよう じょうほう 名簿や避難支援に必要な情報 を地域に提供し、日頃からの ちいき じしゆてき ささ あ 地域における自主的な支え合 いの取組を支援します。	すいしん 推進	さいがいじ ようえんごしやしえん とりくみ 災害時要援護者支援の取組を じっし じちかい ちょうないかい 実施している自治会・町内会 わりあい ぞうか の割合は増加しています。 また、れいわ ねんど 令和4年度からは、 ようえんごしや たい こべつひなん 要援護者に対する個別避難 けいかく じぎょう ちやくしゆ 計画のモデル事業に着手して います。引き続き、地域におけ るさいがいじ ようえんごしやしえん とりくみ 災害時要援護者支援の取組 を支援していきます。	○	すいしん 推進
しょうがいしゃ 障害者・ しえんしゃ 支援者によ るさいがいじとう 災害時等 のしょうがいかい 障害理解 そくしん 促進	よこはま えすねつとよこはま かんけいき かん 横浜(S-net横浜)や関係機関 とう れんけい かくく じっし 等と連携し、各区で実施される ちいき ぼうさいきよてんくねんとう しょうがいしゃ 地域防災拠点訓練等で障害者 りかい そくしん 理解を促進します。 くわ へなんせいかつ 加えて、避難生活における じょうほうほしやう たいおう 情報保障についても、対応 ほうほうとう しゅうち とく 方法等の周知に取り組んでい きます。	すいしん 推進	よこはまとう しょうがいりかい かなか 横浜等の障害理解に係る ふきゅう けいはつかつどう つう しょうがい 普及・啓発活動を通じ、障害 りかい すいしん とく 理解の推進に取り組みました。	○	すいしん 推進
さいがいじとう 災害時等の じじりよくこうじょう 自助力向上 む に向けたツ ールの作成 さくせい ールの作成 および普及・ およ ふきゅう 普及 けいはつ 啓発	ふうすいがい ふく さいがいじ そな 風水害を含めた災害時に備 え、じじりよく こうじょう 自助力の向上のためのツ ールのけんとう さくせい ほんし ールの検討・作成と、本市ウェ ブサイト等を活用した普及・ けいはつ おこな 啓発を行っていきます。	すいしん 推進	ひ なんこうどうけいかく 避難行動計画「マイ・タイムライ ン」を「しょうがいふくし 障害福祉のあんない」 にけいさい に掲載できるようにかんけい 関係課と ちやうせい れいわ ねんど 調整し、令和5年度から掲載 しました。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
さいがいじ 災害時にお ける自助・ 共助の情 報共有の 推進	よこはまししょうがいしゃし さくすいしんきょう 横浜市障害者施策推進協 議会や各団体の会議体にて、 さいがいじ じじょ きょうじよ 災害時における自助・共助に ついて情報共有を行いま す。	じっし 実施	れいわ ねんど ほんし 令和4年度から、本市における げんさい ぼうさい とりくみじょうきょう 減災・防災の取組状況を よこはまししょうがいしゃし さくすいしんきょう 横浜市障害者施策推進協 ぎかい およ しょうがいしゃし さくけんとうぶかい 議会及び障害者施策検討部会 ほうこく かいけん に報告し、いただいた御意見 かんけいか きょうゆう を関係課と共有しました。	○	じっし 実施
しょうがいしゅべつ 障害種別 おうきゅうびちく 応急備蓄 ぶつしれんけい 物資連携 じぎょう 事業	しょうがいとくせい おう おうきゅうびちく 障害特性に応じた応急備蓄 ぶつし ひ つづ ほかん 物資について、引き続き保管 できるよう、普及・啓発を実施 します。	じっし 実施	く ちいきかつどう せっち 18区の地域活動ホームに設置 びちくきょう している備蓄用ロッカーを りよう さいがいじ そな 利用し、災害時に備えた ようそうぐ ほかん ストーマ用装具の保管ができ ふきゅう けいはつ けいぞく るよう、普及・啓発を継続しま した。	○	じっし 実施
しょうがいふくし 障害福祉サ ービス 事業所等に おけるサ ービス提 供等 けいぞくしえん 継続支援	しょうがいふくし じぎょうじょう 障害福祉サービス事業所等に たい へいじょうじ かんせんしやう 対して、平常時から、感染症 りゅうこう そな えいせいぶつびんとう の流行に備え、衛生物品等の びちく じぎょうけいぞくけいぞく さくてい 備蓄、事業継続計画の策定な ひつよう じゅんび ふきゅう ど必要な準備について、普及 けいはつ おこな きんきゅう 啓発を行います。また、緊急 じ さいきょうとう けいぞく 時にはサービス提供等の継続 む けいぞく に向けた支援を行います。	けんとう 検討 ・ すいしん 推進	ぎょうむけいぞくけいぞくさくてい む けん 業務継続計画策定に向けた研 しゅう れいわ ねんど およ れいわ 修を令和3年度及び令和 ねんど かいさい 4年度に開催しました。 また、抗原検査キットを ぜんじぎょうしよ はいか 全事業所に配付するととも に、サービス継続のためのか かり増し経費の助成を おこな 行いました。	○	すいしん 推進
ようでんげん 要電源 しょうがいじしやとう 障害児者等 さいがいじ でんげん 災害時電源 かくほしえん 確保支援 じぎょう 事業(新)	でんげん よう いりょう き き ざいたく 電源を要する医療機器を在宅 しやう しょうがいじ しやとう たい で使用する障害児・者等に対 さいがいじ せいめい い じ うえ し、災害時に生命を維持する上 ひつよう ひじょうようでんげんそうち で必要となる非常用電源装置 とう かくほ しえん じじよ 等の確保を支援し、自助の きょうか つな もくてき 強化に繋げることを目的とし きゅうふ おこな た給付を行います。また、 しえん もと ひと ひつよう 支援を求めている人に必要な しえん とど ようでんげんしょうがい 支援が届くように要電源障害 じしやとうとうろくせいど つう じつたい 児者等登録制度を通じて実態 はあく すず の把握を進めていきます。	-	-		すいしん 推進

トピック「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜) の活動」

「セイフティーネットプロジェクト横浜 (S-net横浜)」とは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関による組織です。障害のある人やその家族が主体となって、自分たちのできることから活動することを大切にしながら、地域の人々へ様々な障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

■「コミュニケーションボード・カード」の活用促進

文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や記号を指さすことで、意思を伝えやすくする「コミュニケーションボード・カード」を作成し、普及啓発を行っています。

※ これまでに作成した「お店用」、「救急用」、「災害用」のボードやカードについては、次のURLから自由にダウンロードして使えます。

<https://safetynet-yokohama.jp/tool.htm>

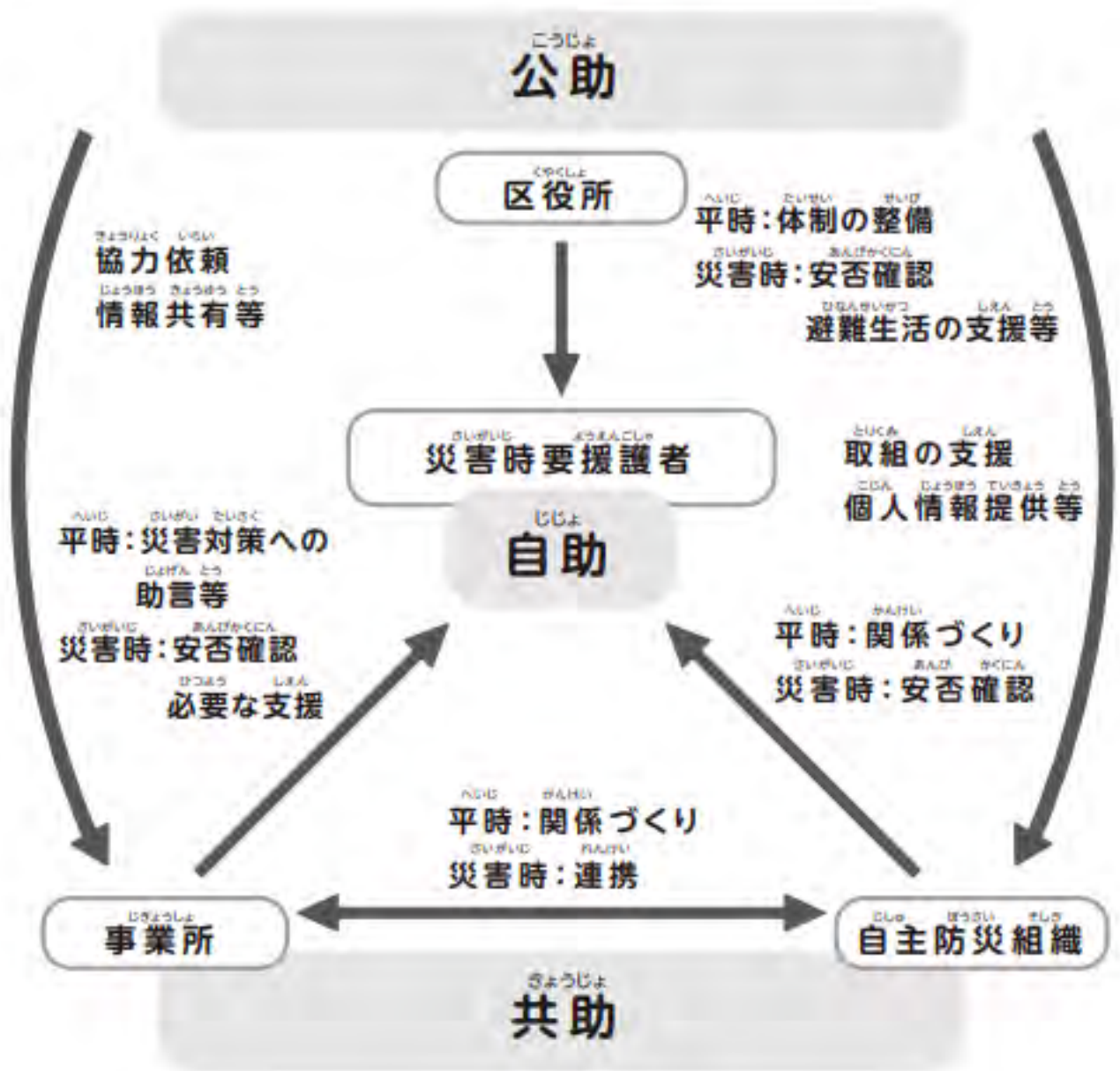
■出前講座の実施

障害のある人や家族、支援者が、地域の人たちと災害時の備えを一緒に取り組めるような関係を作っていくために、「避難場所での自閉症や知的障害のある人への支援」などをテーマとした講座を行っています。

■「黄色と緑のバンダナ」の取組の推進

災害時、配慮が必要であることが分かりにくい障害のある人も、必要な支援を受けることができるよう「配慮が必要な人は【黄色】」、「支援ができる人は【緑色】」のものを身に付けようという取組を進めています。

●横浜市防災計画(地震編)の自助・共助・公助の図



コラム 横浜市の防災・減災における自助・共助・公助の取組

過去の大規模災害では、被災者全体に比べ、要援護者の被災率が高く、情報伝達や安否確認が円滑に行えなかったという課題が挙げられています。また、発災直後は行政が十分に機能せず、自助や地域で助け合う共助の果たす役割が大きいとも言われています。

横浜市では、災害時要援護者支援事業として、法律や条例に基づき作成した要援護者の名簿を、区役所と協定締結した自治会・町内会などの自主防災組織に対して平常時に提供し、地域のつながりによる共助の取組を支援しています。併せて、名簿等を活用した地域の取組を推進するよう、事例集(図1)を作成し、研修等において要援護者支援に関する啓発を進めています。(図1「共助による災害時要援護者支援の事例集～名簿からのキックオフ～」)

また、自助の支援として、令和2年度には、知的障害者をはじめ、誰もが風水害時における避難行動を自分自身や家族などの支援者と一緒に考えるきっかけとしてパンフレットを作成しました。(図2 わたしの避難行動計画(マイ・タイムライン)【わかりやすい版】)

自助や共助の支援とともに、発災時には地域防災拠点に要援護者用のスペースを設けるほか、二次的避難場所として社会福祉施設に対し、福祉避難所と協定締結(令和5年4月末時点:557か所)を進めています。



図1 (左) 「共助による災害時要援護者支援の事例集～名簿からのキックオフ～」



図2 (右) わたしの避難行動計画(マイ・タイムライン)【わかりやすい版】

しょうがい こ こ そだ ささ はったつだんかい おう てきせつ
障害のある子どもも、子どもとしての育ちを支えるとともに、発達段階に応じた適切な支援が必要です。

よこはまし しょうがい こ かぞく しえん しょうがい そうきはつけん そうき
横浜市では、障害のある子どもとその家族を支援するため、障害の早期発見・早期療育の仕組みづくりを進め、地域療育センターの機能の充実を図るとともに、療育と教育の連携に取り組んできました。

さっこん よこはまし どうけい こ じんこう げんしょうけいこう なか しょうがい こ
昨今、横浜市における統計では、子どもの人口が減少傾向にある中、障害のある子どもは増加しています。一方で、保育所や幼稚園では障害のある子どもの積極的な受入れが進むとともに、障害児通所支援事業所が増加するなど、障害のある子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

ひ つづ しょうがいじ かか きかん れんけい しょうがい こ せいかつ ばめん
引き続き、障害児に関わる機関が連携し、障害のある子どもがそれぞれの生活の場面で、きめ細かな支援が受けられることが必要です。

きょういく ば すべ こ いっかん てきせつ しどう しえん う ひつよう ごうりてきはいりよ
教育の場では、全ての子どもが一貫して適切な指導・支援を受け、必要な合理的配慮が提供されることが大切です。そのため、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制を充実させていくことが必要になります。

そして、「療育、保育、教育、就労支援等の連携による切れ目のない一貫した支援が多様な人間関係を育み、社会生活の経験を積むことにつながる」という視点で、施策を展開する必要があります。

3-1 療育

現状と施策の方向性

きんねん しょうがい こ そうか なか とく けいど ちてきしょうがいじ ちてき おく
近年、障害のある子どもが増加している中でも、特に軽度の知的障害児や知的に遅れない発達障害児の増加が顕著になっています。

ちいきりょういく りょうきぼうしゃ そうか しょうがい じゅうどか
地域療育センターにおいても利用希望者の増加だけでなく障害の重度化やニーズの多様化に対応するため、新たな療育の仕組みを構築していくことが求められています。

また、障害のある子どももいない子どもも分け隔てなく、ともに育ち、学ぶという理念の浸透や、保護者の就労をはじめとしたライフスタイルの変化の影響で、保育所や幼稚園に通う障害児が増加しています。他にも児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が増加し、障害のある子どもが利用できるサービスも拡充しています。

さらに、学齢後期（中学生・高校生年代）における発達障害に関する相談件数等も増加しており、支援体制の充実が必要です。

しょうがいじ かぞく さまざま てきかく こた ちいき せいかつ ささ しょうがいじ
障害児やその家族の様々なニーズに的確に応え、地域での生活を支えるため、障害児を取り巻く環境の変化に合わせ、支援体制の見直しを行うとともに、それぞれの機関がサ

サービスの質の向上に取り組み、これまで以上に各機関が連携して支援に取り組む必要があります。

そこで3つの方向性で施策を展開します。

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

0歳から小学校期までの障害がある子どもやその保護者等に、相談から評価及び療育までの一貫した支援を行います。

相談の初期段階から、地域療育センターの持つ知識や経験に基づき適切な評価、療育計画の作成及び支援を行います。また、保育所や幼稚園等と地域療育センターを併用する障害児が増加していることから、並行通園を前提とした集団療育、保育所や幼稚園への支援を充実させます。

(2) 切れ目のない支援体制の充実

地域療育センター等と保育所、幼稚園及び自主的な活動である地域訓練会との連携により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

国の考え方に基づいて、福祉と教育と各家庭が連携して障害児を支援する体制の整備や保護者に対する支援に取り組みます。

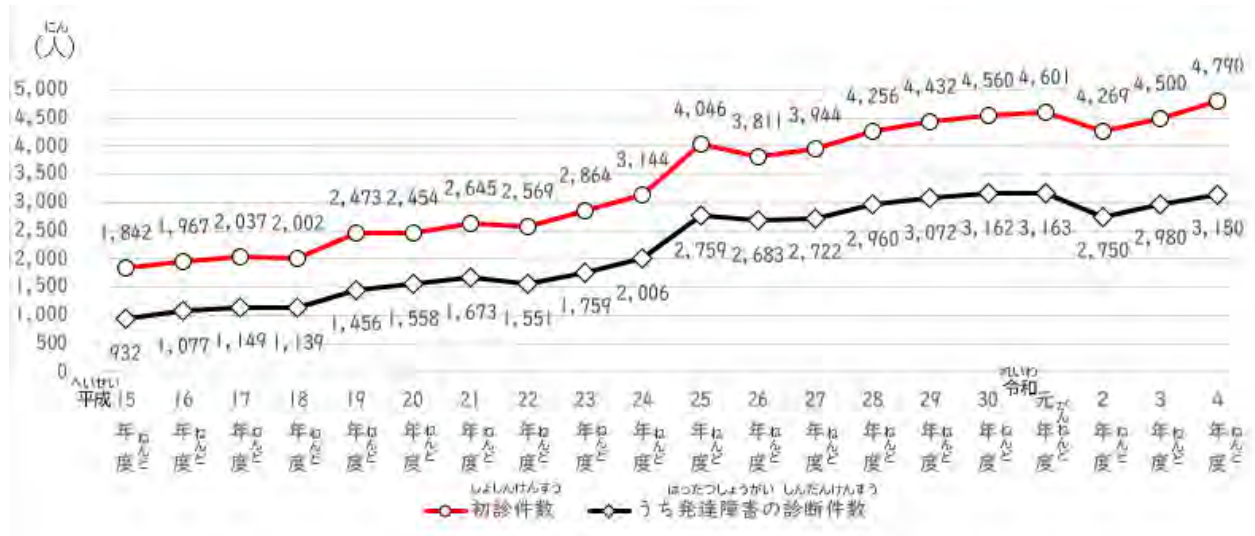
障害児相談支援事業所を増やし、希望する全ての人が障害児相談支援を受けられる体制をつくることにより、障害児が将来望む暮らしを実現するために、必要なサービスを継続的に選択することができる相談支援体制を目指します。

(3) 学齢障害児に対する支援の充実

学齢期の障害児が、放課後や夏休みなどにのびのびと過ごしながらか療育訓練や余暇支援を受けられるよう、放課後等デイサービスなどの居場所の確保を進めるとともに、そのサービスの質の向上を図ります。また、引き続き、放課後キッズクラブなど、放課後児童育成事業における受入れも推進します。

学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。

ちいきりょういく しょしんけんすう はったつしょうがい しんだんけんすう
 <地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数>



取組

(1) 地域療育センターを中心とした支援の充実

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)		
		目標	振り返り	評価
<p>ちいき 地域 りょういく 療育セ ンター うんえい 運営 じぎょう 事業</p>	<p>しょうがい 障害がある、またはその うたが 疑いのある児童に、 せんもんせい たか ひょうか 専門性の高い評価や しえんけいかく もと しゅうだん 支援計画に基づき、集団 りょういく ほいくしよ ようちえんおよ 療育や保育所、幼稚園及 がっこう じゅんかいほうもん び学校への巡回訪問、 ほごしゃ しえんとう おこな 保護者支援等を行います す。 また、くふくしほけん 区福祉保健センタ ーのりょういくそうだん 療育相談へのスタッ フはけんとう おこな 派遣等を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>しゅうだんりょういく くふくしほけん りょういく 集団療育や区福祉保健センターの療育 そうだん はけんとう 相談へのスタッフ派遣等により、しょうがいの ある児童や保護者への支援を行いました ほいくしよ ようちえんおよ がっこうとう じゅんかい た。保育所、幼稚園及び学校等への巡回 ほうもんとう しょうがいの じどう ちいき 訪問等により、障害のある児童の地域 しゃかい さんか すいしん 社会への参加・インクルージョンの推進を はか 図りました。 うえ ぶはいしんとう おこな ほごしゃむ WEB配信等を行っている保護者向け こうざ とう じゅうじつ はか 講座について、メニュー等の充実を図る とともに、こんご ほいくしよ ようちえん がっこう ととも、今後、保育所、幼稚園、学校など ちいき かんけいきかん しょくいんとう けんしゅう 地域の関係機関の職員等の研修として かつよう とりくみ すず 活用していただく取組を進めます。 また、ちょうかくしょうがいじしえん しえん また、聴覚障害児支援について、支援 たいせい じゅうじつ はか かんけいきかん 体制の充実を図るために、関係機関の れんけい そくしん きょうぎかいせつちとう じゅんび 連携を促進するため協議会設置等の準備 すす を進めていきます。 ほいくしよとう じゅんかいほうもんじっしがいすう 【保育所等への巡回訪問実施回数】 れいわ ねんど かい 令和3年度:1,576回 れいわ ねんど かい 令和4年度:2,092回 れいわ ねんど かい みこ 令和5年度:1,980回(見込み)</p>	<p>○</p> <p>すいしん 推進</p>

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
じどうはったつしえん 児童発達支援センタ ーの設置数(見)新	-	-	-	9か所	9か所	9か所
しょうがいじ ちいきしゃかい 障害児の地域社会へ の参加・包容(インク ルージョン)を推進す る体制の構築(見)新	-	-	-	こうちく 構築する	こうちく 構築する	こうちく 構築する
ほいくしょ とう ほうもん しえん 保育所等訪問支援 (受給者数/月、延べ 利用日数/年)(見)	600人	650人	700人	1,650 人	1,800 人	1,950 人
	じっせき 実績 988人	じっせき 実績 1,132人	じっせき 実績 1,500人 (実績見込み)			
りようにっすう 利用日数/年)(見)	4,800人日	5,200人日	5,600人日	12,500 人日	15,800 人日	20,000 人日
	じっせき 実績 6,887人日	じっせき 実績 9,869人日	じっせき 実績 11,307人日 (実績見込み)			
じどうはったつしえん ちいき 児童発達支援(地域 療育センター実施分 を含む)(事業所数/ 年、受給者数/月、延 べ利用日数/年) (見)	190か所	200か所	210か所	300 か所	320 か所	340 か所
	じっせき 実績 209か所	じっせき 実績 232か所	じっせき 実績 281か所 (実績見込み)			
りようにっすう 利用日数/年)	3,800人	4,000人	4,000人	5,385 人	5,585 人	5,785 人
	じっせき 実績 4,270人	じっせき 実績 4,797人	じっせき 実績 5,200人 (実績見込み)			
※4	297,000 人日	314,900 人日	327,500 人日	418,000 人日	427,100 人日	436,400 人日
	じっせき 実績 350,856 人日	じっせき 実績 319,684 人日	じっせき 実績 358,600 人日 (実績見込み)			

※4 児童福祉法改正(令和6年4月施行)により、児童発達支援の類型(福祉型、医療型)が一元化されたため、令和6年度以降の「医療型児童発達支援」と「児童発達支援(地域療育センター実施分を含む)」の指標を統合しました。

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
じどうはったつしえん 児童発達支援のう ち、主に重症心身 しょうがいじ しえん 障害児を支援する じぎょうしょ ちいきりょういく 事業所(地域療育セ ンター実施分を含 む)(事業所数/年、 じゆきゅうしゃすう つき 受給者数/月、延べ りようにつすう ねん 利用日数/年) ㊦	5か所 ^{しよ}	6か所 ^{しよ}	7か所 ^{しよ}	11か所 ^{しよ}	11か所 ^{しよ}	12か所 ^{しよ}
	じっせき 実績7か所 ^{しよ}	じっせき 実績9か所 ^{しよ}	11か所 ^{しよ} じっせき (実績見込 み) ^{みこ}			
	25人 ^{にん}	30人 ^{にん}	35人 ^{にん}	37人 ^{にん}	39人 ^{にん}	42人 ^{にん}
	じっせき 実績30人 ^{にん}	じっせき 実績33人 ^{にん}	35人 ^{にん} じっせき (実績見込 み) ^{みこ}			
	1,500 にんにち 人日	1,800 にんにち 人日	2,100 にんにち 人日	7,600 にんにち 人日	8,700 にんにち 人日	10,000 にんにち 人日
	じっせき 実績 3,079 にんにち 人日	じっせき 実績 4,507 にんにち 人日	6,000 にんにち 人日 じっせき (実績見込 み) ^{みこ}			
いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援 ちいきりょういく (地域療育センター じっしばん かく 実施分を含む) (事業所数/年、 じゆきゅうしゃすう つき 受給者数/月、延べ りようにつすう ねん 利用日数/年) ㊦	9か所 ^{しよ}	9か所 ^{しよ}	9か所 ^{しよ}	※4 じどうふくしほうかいせい れいわ ねん 児童福祉法改正(令和6年 がつしこう)により、じどうはったつしえん 4月施行)により、児童発達支援 るいけい ふくしがた いりょうがた の類型(福祉型、医療型)が いちげんか れいわ ねんど 一元化されたため、令和6年度 いこう いりょうがたじどうはったつしえん 以降の「医療型児童発達支援」と じどうはったつしえん ちいきりょういく 「児童発達支援(地域療育センタ ー実施分を含む)」の指標を統合 しました。		
	じっせき 実績9か所 ^{しよ}	じっせき 実績9か所 ^{しよ}	9か所 ^{しよ} じっせき (実績見込み) ^{みこ}			
	185人 ^{にん}	185人 ^{にん}	185人 ^{にん}			
	じっせき 実績168人 ^{にん}	じっせき 実績162人 ^{にん}	170人 ^{にん} じっせき (実績見込み) ^{みこ}			
	18,000 にんにち 人日	18,000 にんにち 人日	18,000 にんにち 人日			
	じっせき 実績 13,749 にんにち 人日	じっせき 実績 11,489 にんにち 人日	14,000 にんにち 人日 じっせき (実績見込み) ^{みこ}			

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
きょたくほうもんがたじどうはつたつ 居宅訪問型児童発達 しえんじぎょうしよすうねん 支援(事業所数/年、 じゆきゆうしやすうつき 受給者数/月、延べ りようにっすうねん 利用日数/年) (見)	1か所 ^{しよ}	1か所 ^{しよ}	1か所 ^{しよ}	3か所 ^{しよ}	4か所 ^{しよ}	4か所 ^{しよ}
	じっせき 実績1か所 ^{しよ}	じっせき 実績2か所 ^{しよ}	3か所 ^{しよ} (実績見込み)			
	30人 ^{にん}	30人 ^{にん}	30人 ^{にん}	30人 ^{にん}	35人 ^{にん}	35人 ^{にん}
	じっせき 実績16人 ^{にん}	じっせき 実績21人 ^{にん}	30人 ^{にん} (実績見込み)			
	60人日 ^{にんにち}	60人日 ^{にんにち}	60人日 ^{にんにち}	1,700 人日 ^{にんにち}	2,500 人日 ^{にんにち}	3,500 人日 ^{にんにち}
	じっせき 実績 737 人日 ^{にんにち}	じっせき 実績 1,149 人日 ^{にんにち}	1,336 人日 ^{にんにち} (実績見込み)			

(2)切れ目のない支援体制の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ちいきくんれんかい 地域訓練会 うんえいひじよせい 運営費助成 じぎょう 事業	しょうがいじ ほごしゃとう 障害児の保護者等が じしゆてき そしき ちいき 自主的に組織し、地域で きのうかいふくくんれん ほいく おこな 機能回復訓練や保育を行 う、地域訓練会の運営費を じよせい 助成します。	すいしん 推進	じよせいたいしよだんたいすう 【助成対象団体数】 れいわ ねんど だんたい 令和3年度:46団体 れいわ ねんど だんたい 令和4年度:45団体 れいわ ねんど だんたい みこ 令和5年度:46団体(見込み)	○	すいしん 推進
ペアレント レーニング じっししや 実施者の ようせい 養成	こ ほんにん しえん あ 子ども本人への支援と合 わせて重要である保護者 への支援として、主に しょうがいじつうしよ しえん じぎょうしよとう 障害児通所支援事業所等 において、職員に対しペア レントレーニング たい レントレーニング実施者 ようせいけんしゅう おこな 養成研修を行います。	すいしん 推進	しんがた かんせんかくだい 新型コロナウイルス感染拡大の えいきょう により、けんしゅうさんか 影響により、研修参加 じぎょうしよすう がんしよ 事業所数が減少してしま が、れいわ ねんど いこう もくひょう 令和5年度以降は、目標で ある30か所の参加を旨しま す。 けんしゅう おこな じぎょうしよすう 【研修を行った事業所数】 れいわ ねんど じよ 令和3年度:4か所 れいわ ねんど じよ 令和4年度:6か所 れいわ ねんど じよ みこ 令和5年度:30か所(見込み)	○	すいしん 推進
しょうがいじにゆうしよ 障害児入所 しせつ 施設におけ る入所児童 ちいきいこう の地域移行 ⑨	しょうがいじにゆうしよしせつ 障害児入所施設からグル ープホームやひとり暮らし など、ひとり じよきよう ひとりひとりの状況 におう せいかつ ば に応じた生活の場へのス ムーズな移行を旨し、 じどうそうだんじよ くふくしほけん 児童相談所や区福祉保健 センター、学校等の関係 がっこうとう かんけい 機関と連携し、早期(概ね さいごろ 15歳頃)からのアセメン トを行い、入所されてい るしょうがいじほんにんと う 一緒 る障害児本人等と一緒に じゆんび すす 準備を進めます	-	-	-	すいしん 推進

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
しょうがいじそだん 障害児相談 (事業所数/年、 じゆきゆうしゃすう がくれい 受給者数(学齢)/ がつ じゆきゆうしゃすう 月、受給者数 (未就学)/年) ㊦	135か所	147か所	160か所	130か所	150か所	170か所
	じっせき 実績 108か所	じっせき 実績 115か所	じっせき 実績 112か所 (実績見込み)			
	がくれい 学齢 6,600人	がくれい 学齢 7,275人	がくれい 学齢 8,025人	がくれい 学齢 1,815人	がくれい 学齢 3,525 人	がくれい 学齢 4,025 人
	じっせき 実績 836人	じっせき 実績 980人	じっせき 実績 1,148人 (実績見込み)			
	みしゅうがく 未就学 2,850人	みしゅうがく 未就学 3,000人	みしゅうがく 未就学 3,150人	みしゅうがく 未就学 3,275 人	みしゅうがく 未就学 3,400 人	みしゅうがく 未就学 3,535 人
	じっせき 実績 2,690人	じっせき 実績 2,599人	じっせき 実績 2,638人 (実績見込み)			
ペアレントトレーニ ング実施者養成研修 (事業所数/年) ㊦	15か所	30か所	30か所	30か所	30か所	30か所
	じっせき 実績 4か所	じっせき 実績 6か所	じっせき 実績 30か所 (実績見込み)			
ペアレントトレーニ ングやペアレントプロ グラム等の支援プロ グラム等の 実施者数・受講者数 ㊦	-	-	-	じっししやすう 実施者数: 30か所 じゆこうしゃすう 受講者数: 450人	じっししやすう 実施者数: 30か所 じゆこうしゃすう 受講者数: 450人	じっししやすう 実施者数: 30か所 じゆこうしゃすう 受講者数: 450人
ペアレントメンターの 人数 ㊦	-	-	-	けんとう 検討	じっし 実施	じっし 実施
ピアサポートの活動 への参加人数 ㊦	-	-	-	けんとう 検討	じっし 実施	じっし 実施

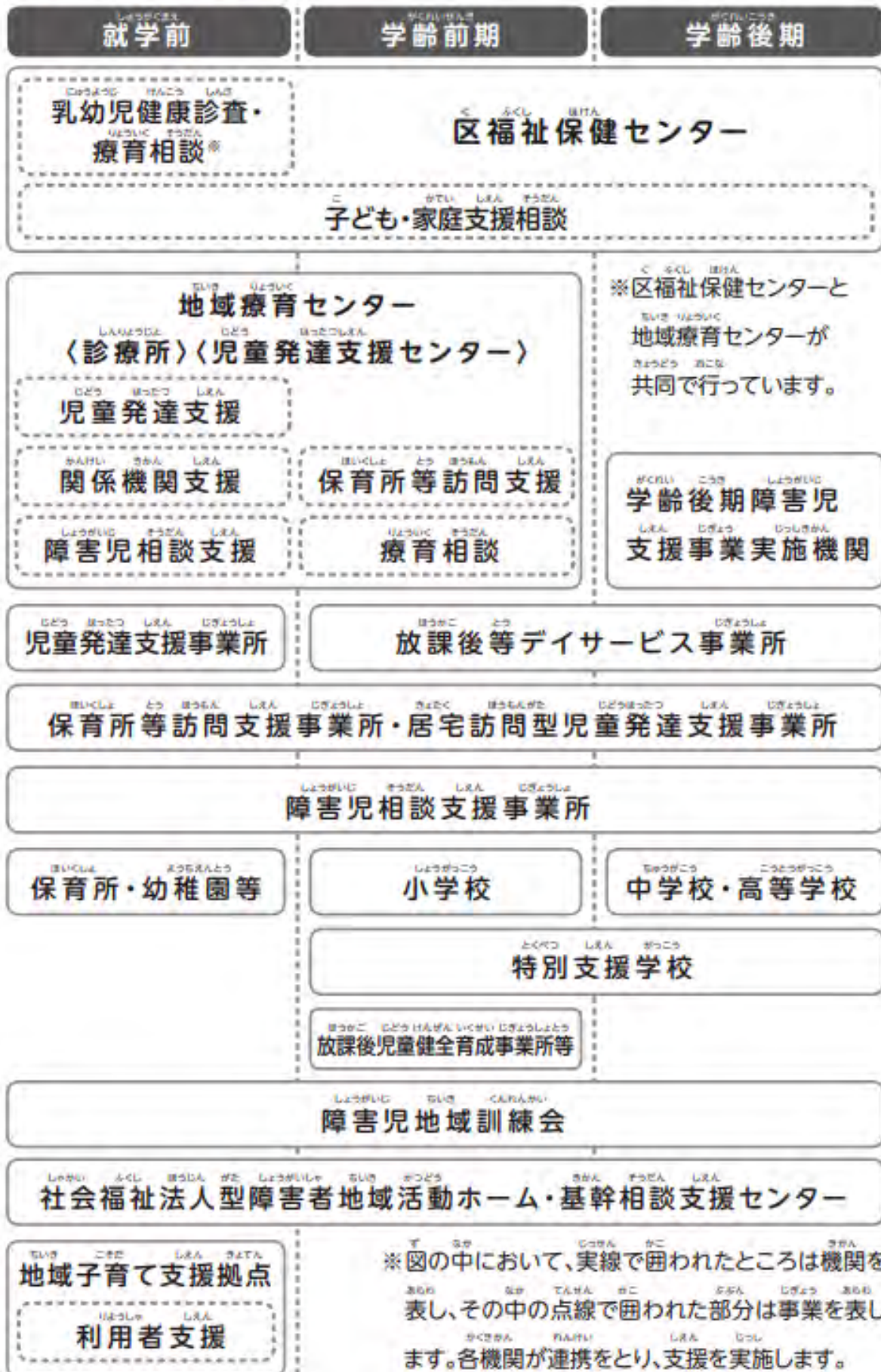
がくれいしょうがいじ たい しえん じゅうじつ
 (3)学齡障害児に対する支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
がくれいこうき 学齡後期 しょうがいじしえん 障害児支援 じぎょう 事業	がくれいこうき ちゅうがくせい こうこうせい 学齡後期(中学生・高校生 ねんだい はったつしょうがいじどう あんてい 年代)の発達障害児等が安定 した成人期を迎えられるよう、 せijinき むか 児童や家族等からの相談に じどう かぞくどう そうだん 児童や家族等からの相談に せんもんてき しどう じよげん おこな 専門的な指導、助言を行いま す。 また、かんけいきかん れんけい はったつ また、関係機関と連携し、発達 しょうがい きいん もんだい かいけつ 障害に起因する問題の解決に む しえん おこな 向けた支援を行います。	4か所	がくれいこうき ちゅうがくせい 学齡後期(中学生・ こうこうせいねんだい はったつ 高校生年代)の発達 しょうがいじ かぞくどう 障害児や家族等からの しょうだん せんもんてき しどう 相談に専門的な指導、 じよげん おこな 助言を行いました。 また、かんけいきかん れんけい また、関係機関と連携 し、はったつしょうがい きいん 発達障害に起因す るもんだい かいけつ む 問題の解決に向けた しえん おこな 支援を行います。4か しよめ じぎょうしよかいせつ 所目の事業所開設をは じめとするたいせいきょうか 体制強化に む がくしきけいけんしゃどう 向けて、学識経験者等 をまじ けんどうかいぎ どう 交えた検討会議等を かいさい 開催しました。	○	4か所

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
こ ども・子育て支援 とう ほいくしょ ほうかご 等(保育所、放課後 じどうけんぜんいくせい 児童健全育成 じぎょうしょとう 事業所等)における しょうがいじ うけい 障害児の受入れ たいせい せいび ㊦ 体制の整備	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進	すいしん 推進
ほうかごとう 放課後等デイサー ビス事業(事業所数 ねん じゅきゆうしゃすう つぎ /年、受給者数/月、 の りようにっすう ねん 延べ利用日数/年) ㊦	410 しょ か所	460 しょ か所	510 しょ か所	570 しょ か所	640 しょ か所	710 しょ か所
	じっせき 実績 418 しょ か所	じっせき 実績 470 しょ か所	522 しょ か所 (実績見込み)			
	8,800 にん 人	9,700 にん 人	10,700 にん 人	12,100 にん 人	13,300 にん 人	14,600 にん 人
	じっせき 実績 8,833 にん 人	じっせき 実績 9,886 にん 人	11,000 人 (実績見込み)			
	1,128,000 にんにち 人日	1,274,700 にんにち 人日	1,440,500 にんにち 人日	1,568,700 にんにち 人日	1,740,200 にんにち 人日	1,931,600 にんにち 人日
	じっせき 実績 1,128,471 にんにち 人日	じっせき 実績 1,258,671 にんにち 人日	1,372,980 にんにち 人日 (実績見込み)			

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
ほうかごとう 放課後等デイサービ ス事業のうち、主に じゅうしょうしんしんしょうがいじ 重症心身障害児を しえん じぎょうしよ 支援する事業所 (事業所数/年、 じゅきゅうしやすう つき の 受給者数/月、延べ りょうにっすう ねん 利用日数/年) ㊦	22か所 ^{しよ}	23か所 ^{しよ}	24か所 ^{しよ}	26か所 ^{しよ}	26か所 ^{しよ}	27か所 ^{しよ}
	じっせき 実績 20か所 ^{しよ}	じっせき 実績 24か所 ^{しよ}	26か所 ^{しよ} (実績見込み)			
	396人 ^{にん}	414人 ^{にん}	432人 ^{にん}	460人 ^{にん}	490人 ^{にん}	520人 ^{にん}
	じっせき 実績 341人 ^{にん}	じっせき 実績 376人 ^{にん}	403人 ^{にん} (実績見込み)			
	31,680 人日 ^{にんにち}	33,120 人日 ^{にんにち}	34,560 人日 ^{にんにち}	37,630 人日 ^{にんにち}	40,970 人日 ^{にんにち}	44,610 人日 ^{にんにち}
	じっせき 実績 25,049 人日 ^{にんにち}	じっせき 実績 27,756 人日 ^{にんにち}	30,755 人日 ^{にんにち} (実績見込み)			
ほうかごとう 放課後等デイサービ ス事業のうち、主に じゅうしょうしんしんしょうがいじ 重症心身障害児を しえん じぎょうしよ 支援する事業所のあ る区 ^く の割合 ^{わりあい} (/ ^{ねん} 年) ㊦	100 % ^{ぱーせんと}	100 % ^{ぱーせんと}	100 % ^{ぱーせんと}	100 % ^{ぱーせんと}	100 % ^{ぱーせんと}	100 % ^{ぱーせんと}
	じっせき 実績 72 % ^{ぱーせんと}	じっせき 実績 78 % ^{ぱーせんと}	78 % ^{ぱーせんと} (実績見込み)			
はつたつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セン ターによる相談件数 (学齢後期障害児支援 事業分) (延べ相談件数/年) ㊦	6,000件 ^{けん}	6,000件 ^{けん}	7,200件 ^{けん}	8,000 件 ^{けん}	8,500 件 ^{けん}	9,000 件 ^{けん}
	じっせき 実績 7,190件 ^{けん}	じっせき 実績 6,102件 ^{けん}	7,200件 ^{けん} (実績見込み)			
はつたつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援セン ター及び発達障害者 ちいきしえん 地域支援マネジャー がいぶきかん ちいき の外部機関や地域 じゅうみん けんしゅう けいはつ 住民への研修、啓発 (学齢後期障害児 支援事業分)(件数/ ねん年) ㊦	25件 ^{けん}	25件 ^{けん}	30件 ^{けん}	30件 ^{けん}	35件 ^{けん}	35件 ^{けん}
	じっせき 実績 13件 ^{けん}	じっせき 実績 9件 ^{けん}	30件 ^{けん} (実績見込み)			

● 障害児の療育関連事業



3-2 教育

現状と施策の方向性

一般学級に在籍し特別な指導や支援を必要とする子どものための通級指導教室及び個別支援学級の在籍児童数はこの10年間で1.7倍になっており、特別な支援が必要な子どもが増えています。また、特別支援学校では障害の多様化・重度化・重複化への対応が求められています。

障害の状態や特性などが異なる子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な指導・支援を充実させていくには、教職員が特別支援教育に対して理解を深め、専門性を向上させることが不可欠です。さらに、医療的ケアを必要とする子どもへの対応や多様なニーズに応じた学びの場の提供、保護者の負担軽減に向けた取組が求められています。

また、グループインタビューなどでは、学齢期の支援だけでなく、療育から教育、教育から就労といったライフステージの継ぎ目の部分で、切れ目のない一貫した支援を行うことを求める声が挙げられました。

こういった現状を踏まえ、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 療育と教育の連携による切れ目のない支援

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施や、療育機関と就学先の情報の共有化など、引き続き、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を行います。

(2) 教育環境・教育活動の充実

第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

(3) 教育から就労への支援

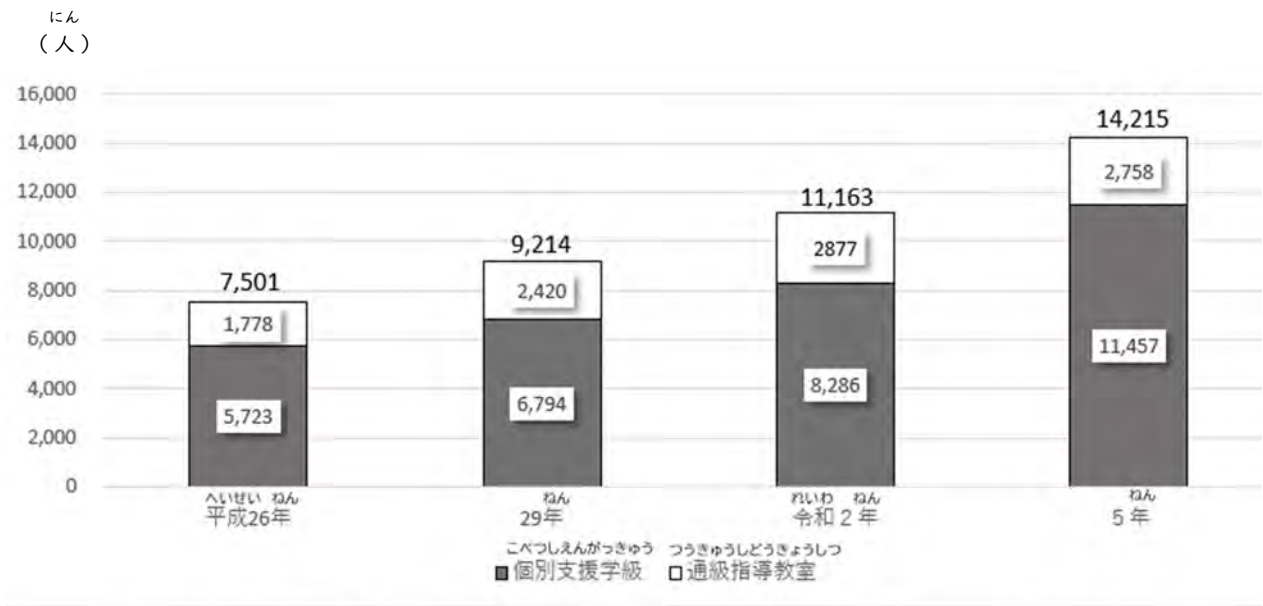
特別支援学校等と就労支援機関の連携をより一層強化し、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

(1)療育と教育の連携による切れ目のない支援

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>横浜型センター的機能の充実</p>	<p>地域療育センターや特別支援学校、通級指導教室等の担当者が、小・中学校や児童生徒、保護者からの相談に対応するなど、特別な支援が必要な児童生徒を支援します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>特別支援教育の校内支援体制を充実させるため、センター的機能のパンフレットをまとめ、市立学校に周知・啓発を図りました。 【横浜型センター的機能による学校支援】 令和3年度:1,654件 令和4年度:1,932件</p>	<p>○</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>就学説明会</p>	<p>特別支援教育を希望する幼児の就学に関する説明会を開催します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>令和4年度は就学説明の動画及び資料をホームページに掲載したうえで、集合型による説明会を2回実施しました。 令和5年度はホームページに動画及び資料を掲載したほか、集合型の説明会を1回実施しました。(令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止)</p>	<p>○</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>就学・教育相談の体制強化</p>	<p>一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、迅速で適正な就学・教育相談を行うために関係機関が相互に連携しながら、就学前から卒業後までを見通した相談体制の強化を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>【就学・教育相談件数】 令和3年度:5,026件 令和4年度:5,004件 令和5年度:5,000件 (見込み)</p>	<p>○</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
保護者教室 開催事業	横浜市立小・中学校、特別支援 学校の保護者を対象とした 障害に対する正しい知識の 啓発を進めます。	推進	【保護者教室開催回数 (参加人数)】 令和3年度：1回(約 280人参加) 令和4年度：6回(約 1,200人参加) 令和5年度：7回 (1,400人)(見込み)	○	推進
私立幼稚園 等特別支援 教育費補助 事業	私立幼稚園等に在園している 障害児に対する教育が、障害 の種類・程度などに応じて適切 に行われるよう、その経費の 一部を設置者に補助し、障害児 の教育に役立てます。	推進	私学助成園は減少して いるため補助対象人数 も減少していますが、1 園当たりの対象園児数 は増加しています。 ・令和3年度：578人 115,600千円 ・令和4年度：574人 114,800千円 ・令和5年度：432人 86,400千円(見込み)	○	推進

● こべつしえんがっきゅうおよ つうきゅうしどうきょうしつ ざいせき じどうせいとすう すい
 個別支援学級及び通級指導教室に在籍する児童生徒数の推移



きょういくかんきょう きょういくかつどう じゅうじつ
 (2)教育環境・教育活動の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
あいしーていー ICTを かつよう 活用した きょういく 教育 かんきょう 環境の じゅうじつ 充実	こ こ じどうせいと しょうがい 個々の児童生徒の障害の じょうきょう じゅうぶん かん 状況を十分に踏まえ、 がくしゅうじょう せいかつじょう さまざま 学習上、生活上の様々な こんなん たい あいしーていー かつよう 困難に対し、ICTを活用 した指導や支援を充実させ るとともに、緊急時におけ るオンラインでの学習保障 や動画コンテンツ配信など について、検討、実施しま す。	じっし 実施	しりつとくべつし えんがっこう こう あいしー 市立特別支援学校13校に、ICT ていし えんいん はけん がくしゅうし えんどう T支援員を派遣し、学習支援等 と に取り組みました。 【ICT支援員の派遣回数】 れいわ ねんど かい 令和3年度:48回 れいわ ねんど かい 令和4年度:62回 れいわ ねんど かい み こ 令和5年度:62回(見込み)	○	すいしん 推進
しょうがいとくせい 障害特性 おう に応じた きょういく 教育の じゅうじつ 充実	こべつし えんがつきゅう くわ 個別支援学級に加えて、 いっばんがつきゅう とくべつ 一般学級においても、特別 な支援を要する児童生徒が ぞうか しょう じゅうせいと 増加し、支援のニーズが たようか しょうきょう かん 多様化している状況を踏 まえ、ケーススタディを重視 した研修を充実させます。 すべ きょういん しょうがい じょうたい 全ての教員が障害の状態 とくせい おう じどう しょう や特性に応じた指導・支援 が行えるよう専門性の こうじょう ほか 向上を図ります。 しょう ちゅうがっこう きょういん また、小・中学校の教員が とくべつし えんがっこうきょうゆめんきょじょう 特別支援学校教諭免許状 しゅとく じゅうこうりょう を取得するための受講料 じょせいじぎょう たら じっし 助成事業を新たに実施しま す。	じっし 実施	けいけんねんすう べつ おう けんしゅう 経験年数やテーマ別にに応じた研修 をおこな とうべつし えんがっこうきょうゆ を行いました。特別支援学校教諭 めんきょじょうしゅとく じゅうこうりょうじょせい 免許状取得のための受講料助成 れいわ ねんど かいし しんせいしや を令和2年度から開始し、申請者 すべ こうか 全てに交付しました。	○	じっし 実施

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
とくべつしえんきょうい 特別支援教育 コーディネーター の機能 強化とス キルアッ プ	とくべつしえんきょうい 特別支援教育 コーディネーター 養成研修を受講して 活動している特別支援教育 コーディネーター(教員)を 対象に、更なるスキルアッ プを目指して、事例研究な どを中心とした研修を進 めるとともに、関係機関と の連携を強化し、専門的な 資質を高めます。	すいしん 推進	とくべつしえんきょうい 【特別支援教育コーディネーター 養成研修修了者数】 令和3年度:282人 令和4年度:309人 令和5年度:330人(見込み) 【スキルアップ研修実施回数】 令和3年度:10回 令和4年度:12回 令和5年度:12回(見込み) 【ブラッシュアップ研修実施回数】 令和3年度:2回 令和4年度:5回 令和5年度:8回(見込み) 【リラーニング研修実施回数】 令和4年度:8回 令和5年度:7回(見込み) 上記に加え、チーフコーディネータ ー会議等において研修・情報 共有・事例検討を行いました。	○	すいしん 推進
とくべつしえん 特別支援 教育 支援員 事業	しょう ちゅう ぎ む きょうい がっこう 小・中・義務教育学校で しょうがい がくしゅうめん せいかつめん 障害により学習面、生活面 や安全面への配慮等が必要 な児童生徒に特別支援 教育支援員を配置し、校内 支援体制の充実を図りま す。	はいち 配置	しょう ちゅうがっこう しょうがいとう 小・中学校において、障害等によ り学習面や生活面、安全面への 支援が必要な児童生徒に対し、 とくべつしえんきょうい しょういん さい 特別支援教育支援員を配置しまし た。	○	はいち 配置

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ちようかく 聴覚 しょうがいじ 障害児 しえんじぎょう 支援事業	しょう ちゅう ぎ む きょういっくがっこう 小・中・義務教育学校に ざいせき ちようかくしょうがい 在籍する聴覚障害のある じどうせいと 児童生徒にノートテイクによ る情報の保障を実施しま す。	じっし 実施	れいわ ねんど しょう ちゅうがっこう ちようかく 令和4年度は小・中学校で聴覚 しょうがい じゆぎょうとう ぼめん 障害があり、授業等の場面での しえん ひつよう じどうせいと たい 支援が必要な児童生徒に対しボラ ンティアを725回派遣しました。	○	じっし 実施
じゆんかいがた 巡回型 しどう 指導の じっし 実施によ る通級 つうきゅう 指導の じゅうじつ 充実	じどうせいと ざいせきこう じゆんかい 児童生徒の在籍校を巡回 して指導を行う「協働型 巡回指導」を実施します。 じゆんかいしどう じっし 巡回指導の担当教員が つうきゅうしどう たんとうきょういん 通級指導の担当教員が ざいせきこう ほうもん じどうせいと 在籍校を訪問し、児童生徒 の指導や授業参観を行う しどう じゆぎょうさんかん おこな とともに、学級担任等と がつきゅうたんにと 日常的に情報を共有する にちじょうてき じょうほう きょうゆう など、協働して学校生活を しえん 支援します。	じっし 実施	じょうしよしょうがい えーでいえいちでいつうきゅうしどう 情緒障害・ADHD通級指導 きょうしつ せっち しょうがっこうぜんこう 教室を設置する小学校全校(12 こう きょうどうがたじゆんかいしどう かいし 校)で、協働型巡回指導を開始し ました。	○	じっし 実施
いりょうてき 医療的ケ たいせい ア体制の じゅうじつ 充実	しょう ちゅう ぎ む きょういっくがっこう 小・中・義務教育学校や とくべつしえんがっこう 特別支援学校における いりょうてき じっしたいせい 医療的ケアの実施体制を じゅうじつ 充実させます。 とくべつしえんがっこう 特別支援学校においては、 じんこうこきゅうきとうこうど いりょうてき 人工呼吸器等高度な医療的 ケアにも対応できるよう、 たいおう 体制の強化を図ります。	せいび 整備	しょう ちゅうがっこうとう かんごし 小・中学校等では、看護師による ケアを必要とする児童生徒全てに たい かんごし ほん 対して看護師を派遣しました。 また、とくべつしえんがっこう したいふ 自由特別支援学校6校に看護師を じゅうとくべつしえんがっこう こう かんごし 配置し、医療的ケアを伴う児童生 はいち いりょうてき ともな じどうせい 徒が安心・安全に教育を受けられ と あんしん あんぜん きょういく う る環境を整備しました。 ひ つづき じんこうこきゅうきとう こうど 引き続き、人工呼吸器等の高度な いりょうてき たいおう ほごしや 医療的ケアにも対応し、保護者の つきそ かいしやう とく 付き添い解消に取り組みます。	○	せいび 整備

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かい 振り返り	ひょうか 評価	
とくべつしえん 特別支援 がっこう 学校の じゅうじつ 充実	ざいせきじどうせいと しょうがい 在籍児童生徒の障害の たようか じゅうどか ちようふくか かく 多様化・重度化・重複化を踏 まえ、きょういくかてい じゅうじつ まえ、教育課程の充実、 しせつせつび かいしゅう かくし 施設設備の改修や、福祉 しゃりよう かつよう つうがくしえん 車両の活用など通学支援 のあら ほうさく けんどう しこう 新たな方策の検討・試行 などきょういくかんきょう じゅうじつ と 教育環境の充実に取 り組みます。	すいしん 推進	したい かく じゅうとくべつしえんがっこう こう 肢体不自由特別支援学校6校に はいち かんごし ねんど 配置する看護師について、5年度 からかくししゃりよう じょうしゃ ぎょうむ 福祉車両への乗車も業務と こようわく しんせつ きそんわく する雇用枠を新設し、既存枠と合 わせて40名体制に拡充しました。 つうがくしえん まいねんど ていど 通学支援も毎年度6コース程度 ぞうしゃ 増車しました。	○	すいしん 推進
じゅうどほうもん 重度訪問 かいご 介護 りようしゃ 利用者の だいがく 大学 しゅうがくしえん 修学支援 じぎょう 事業	じゅうどほうもんかいご りよう 重度訪問介護を利用する じゅうどしょうがいしゃ だいがく しゅうがく 重度障害者が大学で修学 するのための支援を実施しま す。	すいしん 推進	だいがく つうがくちゅう だいがく 大学への通学中および大学の しきちない しんたいかいごとう じっし 敷地内における身体介護等を実施 しました。 りようしゃすう 【利用者数】 れいわ ねんど にん 令和3年度:3人 れいわ ねんど にん 令和4年度:4人 れいわ ねんど にん みこ 令和5年度:4人(見込み)	○	すいしん 推進

コラム 横浜市における1人1台端末の活用推進について

本市においては、GIGAスクール構想以前から、学校にタブレット端末やWi-Fi機器などICT環境の整備を進めてきました。特に、市内に13校ある特別支援学校においては、拡大教科書の研究・普及、キーボード等を使わず目の動きでパソコン入力等を行う視線入力装置の導入、タブレット端末のビデオカメラ機能を活用した学習など、様々な取組が行われてきました。

令和元年に示された、国の「GIGAスクール構想※の実現」を踏まえて、本市においても令和4年度までに「1人1台端末」や特別支援学校の本校及び分教室のLAN整備を行いました。

こうした整備により、子どもたちの学習の状況や興味関心、特性等、個に応じた学習が進めやすくなるとともに、合理的配慮の提供等を一層推進することが可能となっています。

中でも、1人に1台の端末が行き渡ることにより、子どもたち一人ひとりに合わせたアクセシビリティの確保ができるようになり、より個別最適化された学びを進めることができます。

例えば、子どもの見え方に合った文字の拡大設定、読み書きをアシストする機能の設定、書字の支援や発話等の支援の設定など、一人ひとりの状況に応じた端末を日々の学びに活用します。また、学習の成果がデータとして日々蓄積されることで、これまで以上に学年を超えた継続的な支援が可能になっています。

※1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。

(3) 教育から就労への支援

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
<p>とくべつしえん 特別支援 がっこうしゅうろう 学校就労 しえんじぎょう 支援事業</p>	<p>しょうがいしゃしゅうろうしえん 障害者就労支援センター等 かんけいきかん れんけい 関係機関と連携しながら、生徒 の就労を支援します。 また、実習先開拓や職場定着 支援のため、高等特別支援学校 (若葉台特別支援学校知的障害 教育部門を含む)に就労支援 指導員を配置します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>こうとうとくべつしえんがっこう 高等特別支援学校 (日野中央、二つ橋、 わかばだいちてきしょうがいきょうい 若葉台知的障害教育 がもん)の3校に1人ずつ 就労支援指導員を配置 し、各校における実習 先開拓や職場定着支援 に寄与しました。</p>	<p>○</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえん 特別支援 がっこうしんろ 学校進路 たんどうかん 担当間の れんけいきょうか 連携強化</p>	<p>しりつとくべつしえんがっこう 市立特別支援学校の進路 たんどうしゃ しょうがいしゅべつ こ 担当者が障害種別を超えて 定期的に情報交換や事例研究 を行い、幅広い進路選択に 対応できるよう連携を強化しま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>しりつとくべつしえんがっこう 市立特別支援学校の しんろたんどうしゃ じょうほうこうかん 進路担当者の情報交換 や事例研究を年間3回 程度実施し、幅広い進 路選択に対応できるよ うにしました。</p>	<p>○</p>	<p>すいしん 推進</p>

コラム 横浜市におけるインクルーシブ教育について

令和4年9月、国連から、障害のある子どものインクルーシブ教育の権利を認めることや、それを実現していくために国の行動計画を策定すること等を求める勧告が出されました。

横浜市は、これまで、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備に取り組んできました。

しかし、改めて、全ての子どもたちが、可能な限り地域の学校で共に学び、共生社会の担い手として育つことを目指すという理念に立って、考え方を整理していく必要があると考えています。

インクルーシブ教育の実現に向けては、同じ空間にいるだけではなく、すべての児童生徒が誰一人取り残されることのない環境を目指すことが必要であり、そのためには、現在の学び方、支援の体制、交流の在り方等の見直しを進めていくことが不可欠です。

また、インクルーシブ教育の実現に向けては、当事者だけではなく、全ての子ども・保護者、さらには学校を支えてくださる地域の理解が必要です。

地域の理解という点では、市立本郷特別支援学校のスクールバスポイントについて、地域の方々や企業の皆様に御協力いただき、円滑な登下校支援を実現できたという好事例がありました。地域との連携は学校にとって欠かすことができません。

本市においては、令和6年度から、インクルーシブ教育の実現に向けたモデル的取組として、一般学級での学び方等の研究・検討・モデル的実践、特別支援学校の児童生徒と一般校での交流の在り方の研究等に着手します。

横浜市がこれまで積み上げてきた、個別支援学級や特別支援教室の全校設置、全障害種の市立特別支援学校の運営、地域療育センターの整備と連携等といった強みを生かしながら、インクルーシブ教育の実現に向けた横浜らしさを追求していきます。

障害のあるなしにかかわらず、「働くこと」は、自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。企業での障害者雇用が進み、社会状況の変化に合わせて、多くの業種や短時間での雇用など、働き方の選択肢は広がっています。また、障害福祉サービス事業所等での仕事は、働く人の得意分野を生かせる、様々な内容に変わってきています。

ライフステージの変化などに合わせて、どこで何をして働くか、どう働き続けるかは人それぞれ違ってきます。「働きたい」、「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障害者就労についての理解を深めていく必要があります。

また、充実した生活を過ごすには、日中活動やスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境も大切です。文化芸術を創造し、享受することは、自己実現や生活の質の向上につながることから、身近な場所での様々な機会や場の創出に取り組みます。好きな活動などを通じて、障害のある人となない人とが住む地域や通う地域でのふれあいを望む声も、アンケート調査などから読み取れます。一人ひとりが自分のやりたいことなどに取り組みことができ、それが余暇活動になり、生きがいにつながっていくよう、機会や場の充実に取り組めます。

4-1 就労

現状と施策の方向性

第4期プランを策定するために実施した当事者ワーキンググループに参加した中学生が「なれる職業より、なりたい職業に就きたい」という思いを伝えてくれました。働くことは「自らの意思により自分らしく生きる」ことを実現させる、大切な要素の一つなのです。

近年、障害者の就労を取り巻く環境は変化しています。平成30年4月の精神障害者雇用義務化などの法改正等を背景に、働く障害者の数は年々増加しています。雇用者数の増加だけでなく、平成27年に国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）の目標の中に、障害者を含む全ての人に「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現が掲げられるなど、「どんな仕事をして暮らしていくのか」ということも、今後ますます重要になってきます。

アンケート調査では、全体の約29パーセントの人が企業などで働く「一般就労」をしています。働いていない人でも、回答者の約39パーセントの人が就労意向を持つなど、

おほ ひと いっぱんしゅうろう めざ けいこう げんざいはたら ひと やく
多くの人が一般就労を目指す傾向にあります。さらに、現在働いている人のうち約78パ
ーセントの人は何らかの形で働き続けたいと考えており、ライフステージの変化等に
じた、障害福祉サービス等での就労の場も重要です。

しゅうろう しえん しゅうろう ご きぎょう しょうがいりかい そくしん あんしん はたら つづ
就労の支援はもちろん、就労後も、企業の障害理解の促進など安心して働き続ける
ための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

また、多様な働き方が広がっている障害者就労について、企業、市民の方の理解を深
めるため、様々な機会を設けていく必要があります。

そこで、3つの方向性で施策を展開します。

(1) 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

たよう か しゅうろう せいかつめん しえん ふく ていちゃくしえん しょうがいしゃこよう ひろ
多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がり
を踏まえた企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と
れんけい はか しょうがいしゃ しゅうろう ささ
連携を図りながら障害者の就労を支えます。

(2) 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

しょうがいふくし どう はたら ひと はたら ひ だ きょうどうじゅちゅう
障害福祉サービス等で働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注
まどぐちどう つう きぎょうどう さまざま しごと しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう もと
窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づ
く行政機関の優先調達、民間企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組
みます。また、様々な発注ニーズに対応できるよう事業所のスキルを高めるなど、
じゅはっちゅうそうほう そこあ おこな こうちん こうじょう はか
受発注双方の底上げを行うことで工賃の向上を図ります。

(3) 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

さまざま きょうしゅ きんむけいたい たよう か はたら かた しみん みんかんきぎょう む
様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や民間企業に向け
て、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等
しゅうろうけいはつきよてん つう しょうがいしゃしゅうろう たい りかいそくしん はか
の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。



いっばんしゅうろう そくしん こようご ていちゃくしえん じゅうじつ
 (1)一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しゅうろうしえん 就労支援セ ンターを ちゅうしん 中心とし た、ちいき 地域にお けるしゅう ろう しえん 支援ネットワ ークのこう ちく 構築	しょうがいしゃ しゅうろう ささ 障害者の就労を支える かんけいきかん とくべつしえんがっこう 関係機関(特別支援学校、 しゅうろういこうしえんじぎょうしよ 就労移行支援事業所、ハ ローワーク等)とのれんけい 連携・ きょうりょくたいせい こうちく 協力体制を構築します。 しゅうろう けいぞく か 就労の継続に欠かせない せいかつめん 生活面でのサポートを じゅうじつ 充実させるため、ちいき 地域の かんけいきかん れんけい ほんにん 関係機関と連携し、本人へ のしえん えんかつ すず 支援を円滑に進めます。	すいしん 推進	しゅうろうしえん およ しゅうろう 就労支援センター及び就労 いこうしえんじぎょうしよ きょうりょく 移行支援事業所と協力し、 けんしゅうかい れんらくかい かいさい 研修会や連絡会を開催するな ど、ちいき かんけいきかん 地域の関係機関による れんけいだいせい こうちく と く 連携体制の構築に取り組みま した。 また、きょういく ろうどう かくばんや 教育・労働の各分野にお いても、しょうがいしゃしゅうろう かん 障害者就労に関する べんきょうかいとう つう れんけいきょう か 勉強会等を通じた連携強化 に取り組みました。 とく とくべつしえんがっこう 特に、特別支援学校について かくばんや べんきょうかい くわ は、各分野の勉強会に加え、 いけんこうかんかい じっし 意見交換会を実施するなど、 しゅうろうしえん こうちく 就労支援ネットワークの構築 に向けた取り組みをすいしん 推進しました。	○	すいしん 推進
しゅうろうしえん 就労支援セ ンター職員 のじんざい 人材育成 【さいけい 再掲】	たよう しゅうろう たいおう 多様な就労ニーズに対応 できるしゅうろうしえん よう、就労支援ス キルのこうじょう 向上させるため、 けんしゅう じっし じんざい 研修の実施など、人材 いくせい すず 育成を進めます。	すいしん 推進	れいわ ねんど じんざいいくせい 令和3年度に人材育成シート のさくせい ならび れいわ ねんど 作成、並びに令和4年度に こじんじょうほうほごけんしゅう ろうどうほう 個人情報保護研修、労働法 けんしゅう およ かく かん 研修、及び各センター間での しえんいん じんじこうりゅう じっし 支援員の人事交流を実施し、 しよくいん しえん こうじょう 職員の支援スキルの向上を はか 図りました。	○	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
就労促進を 目的とした 事業所職員 向け研修 【再掲】	障害者雇用を行っている 企業での「就業体験」の 研修を通じて、事業所 職員の就労支援スキルの 向上、就労に向けた意識 付けにつなげます。	推進	令和3年度に事業所職員向け に「働く職場の見学会」を実施 し、事業所職員の意識付けに 取り組みました。 令和4年度には、より効果的な 実施に向けた関係機関へのヒ アリングを行い、令和5年度 にヒアリングを踏まえ、新たな 事業を実施しました。 実施後のアンケートでも好評 をいただき、就労支援スキル の向上、就労に向けた意識付 けにつながりました。	○	推進
雇用施策と 福祉施策の 連携による 重度障害者 等への就労 支援 (重度 障害者等 就労支援 特別事業)	法定サービスでの対象外 となっている重度障害者 の経済活動時間中の支援 を雇用施策と福祉施策が 連携して行う制度を検討 し、実施します。	検討・ 実施	制度構築に向けた検討を重 ね、令和5年10月から「横浜市 重度障害者等就労支援特別 事業」を実施しました。	○	実施

指標名	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
福祉施設から一般 就労への移行者数 福	460人 実績 675人	498人 実績 764人	536人 981人 (実績見込み)	1,030 人	1,079 人	1,131人
就労移行支援事業 の利用者数 福	1,476 人分 実績 1,508 人分	1,547 人分 実績 1,561 人分	1,617 人分 1,545 人分 (実績見込み)	1,688 人分	1,759 人分	1,830 人分
就労移行支援の 利用者のうち就労 移行率が3割以上の 事業所の割合 福	34.2 % 実績 39 %	42.1 % 実績 45 %	50.0 % 50 % (実績見込み)	54 %	58 %	62 %
就労移行支援事業 利用終了者に占め る一般就労へ移行し た者の割合が5割以 上の事業所の割合 福新	-	-	-	50 %	50 %	50 %
就労継続支援A型 事業における一般 就労移行者数 福 新	-	-	-	46人	49人	52人
就労継続支援B型 事業における一般 就労移行者数 福 新	-	-	-	103人	108人	113人

しひょうめい 指標名	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援 りようしゃすう 利用者数 (福)	1,070 にん 人	1,190 にん 人	1,397 にん 人	1,728 にん 人	2,028 にん 人	2,272 にん 人
	じっせき 実績 672 にん 人	じっせき 実績 939 にん 人	958 にん 人 (じっせきみこ 実績見込み)			
しゅうろうていちゃくりつ わり 就労定着率7割 いじょう しゅうろうていちゃく 以上の就労定着 しえんじぎょうしょ わりあい 支援事業所の割合 (福新)	-	-	-	25 ぱーせんと %	25 ぱーせんと %	25 ぱーせんと %

はばひろ しごと こうちん こうじょう せいかつ じゅうじつ
 (2)幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	か かせ 振り返り	ひょうか 評価	
きょうどうじゅちゅう 共同受注セ ンター等に よる受注 そくしん 促進	きぎょう ぎょうせいき かん じぎょうしよ 企業・行政機関から、事業所 の特性を生かした幅広い しごと じゅちゅう 仕事の受注ができるよう、コ ーディネートをおこな います。 しな い どう しゅつてん 市内イベント等への出店や じしゅせいひん しょうかいどう つう 自主製品の紹介等を通じ、 はんろ かくだい 販路を拡大するとともに、 しょうがいしゃしゅうろう りかいそくしん 障害者就労への理解促進を はか 図ります。	すいしん 推進	きょうどうじゅちゅう 共同受注センターによる じゅちゅうそくしん かわ きぎょうどう 受注促進に加え、企業等での しゃないはんばい だいがく はんばいかい 社内販売や大学での販売会の かいさいどう つう しょうがいしゃしゅうろう 開催等を通じて、障害者就労 への理解促進を進めました。 きょうどうじゅちゅう 【共同受注センターによる じゅちゅうきんがく けんすう 受注金額(件数)】 れいわ ねんど えん 令和3年度:59,408,368円 (341件) れいわ ねんど 令和4年度: 54,826,300 円(327件) えん 令和5年度(見込み): 57,910,000円(339件)	○	すいしん 推進
じぎょうしよ 事業所の じゅちゅう 受注スキル の向上 こうじょう	はっちゅうしゃがわ こた 発注者側のニーズに応えら れる商品の開発や作業の じゅちゅう けんしゅうかい 受注ができるよう、研修会 やモデルケースとなる事例 けんとう じっし じぎょうしよ 検討などを実施し、事業所の じゅちゅう こうじょう はか 受注スキルの向上を図り、 おお じゅちゅう 多くの受注につなげます。	すいしん 推進	がっこう せいそうどう かくじぎょうしよ 学校プール清掃等、各事業所 で取り組みやすい、また今後も じゅよう みこ ないよう 需要が見込まれる内容をモデ ルケースとしてけんとう じぎょうしよ を検討し、事業所 たいしゅう けんしゅう じっし を対象とした研修を実施しま した。	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
ゆうせんちやうたつ すいしん 優先調達の 推進	よこはましやくしよ じぎょうしよ 横浜市役所からの事業所へ ゆうせんてき はちちゆう さら すいしん の優先的な発注を更に推進 します。 また、ちやうないらん かつよう また、庁内LANなどを活用 し、くきよくとう はちちゆうじれい ひろ し、区局等の発注事例を広く しゆうち あら はちちゆう 周知し、新たな発注につなげ ます。	すいしん 推進	ほんししよくいんせんよう 本市職員専用のポータルサイ ト上でゆうせんちやうたつじれい けいさい ト上で優先調達事例を掲載し たほか、かいぎとう かつよう たほか、会議等を活用した ちやうないしゆうち おこな ゆうせんちやうたつ 庁内周知を行い、優先調達 の推進を図りました。 ゆうせんちやうたつじっせき 【優先調達実績】 れいわ ねんど 令和3年度: おく まん えん 4億749万3,249円 れいわ ねんど 令和4年度: おく まん えん 4億3,109万6,188円	○	すいしん 推進

(3) たよう はたら がた しょうがいしゃしゆうろう たい りかいそくしん
多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃ しゆうろう かん 就労に関 する市民 けいはつ 啓発	しんぽじゆむのかいさいとう つう シンポジウムの開催等を通 じ、さまざま ぶんや はたら 様々な分野で働く しょうがいしゃ しょうがいしゃこよう すす 障害者や障害者雇用を進め ている企業の「生の声」を伝 え、しょうがいしゃしゆうろう たい 障害者就労に対する りかい かんしん たか 理解・関心を高めます。	すいしん 推進	【シンポジウム参加者数】 れいわ ねんど かいさいみ おく 令和3年度:開催見送り れいわ ねんど かいじやう めい 令和4年度:会場77名、 ゆうちゆう ぶさいせいかいすう かい YouTube再生回数:336回 【パネル展開催】 れいわ ねんど かい 令和3年度:1回 れいわ ねんど かい 令和4年度:2回 れいわ ねんど かい みこ 令和5年度:2回(見込み)	○	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	かえ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃ 障害者 こよう かん 雇用に関する きぎょうけいはつ 企業啓発	しょうがいしゃこよう けんどう 障害者雇用を検討している きぎょう む ことよう かん 企業に向けて、雇用に関する セミナー等を実施し、合理的 はいりよ ひつようせい きぎょうない 配慮の必要性など企業内で しょうがいりかい そくしん はか の障害理解の促進を図ります。 す。	すいしん 推進	けいえいしゃだんたいとう 経営者団体等からの依頼を受 け、出前講座の内容を調整・ じっし 実施しました。 【出前講座回数】 れいわ ねんど かい しゃ 令和3年度:3回(9社) れいわ ねんど かい しゃ 令和4年度:9回(30社) れいわ ねんど かい しゃ (みこ 令和5年度:3回(30社)(見込 み)	○	すいしん 推進
ふれあいシ ョップ等を かつよう 活用した しょうがいしゃ 障害者 しゅうろう かん 就労に関 する理解 そくしん 促進	あら かいぎょう じえいあーる 新たに開業する JR かんないえききたぐちこうかした しゅうろう 関内駅北口高架下の就労 けいはつし せつおよ しちょうしゃない 啓発施設及び市庁舎内のふ れあいショップをはじめ、 きぞん 既存のふれあいショップ等の うんえい つう しゅうろう かん 運営を通じて、就労に関する りかい そくしん はか 理解の促進を図ります。	すいしん 推進	れいわ ねんど しんがた 令和3年度:新型コロナウイルス かんせんしょう じょうきょう りゅうい 感染症の状況に留意しながら いちぶてんぽ じっし 一部店舗のヒアリングを実施し ました。 れいわ ねんど かくてんぽ 令和4年度:各店舗へのヒアリン グを行いました。 れいわ ねんど じえいあーるかんないえききたぐち 令和5年度:J R 関内駅北口 こうかした しゅうろうけいはつし せつおよ 高架下の就労啓発施設及びふ れあいショップ等と連携を図り ながら、しゅうろうけいはつ かん はつしん 就労啓発に関する発信 きょうか とく 強化に取り組みます。	○	すいしん 推進

コラム 障害者就労の普及啓発のための拠点

令和2年度、関内・関外地区、北仲通地区という市の中心的エリアに障害者就労の普及啓発を目的とする2つの拠点が開設しました。

1か所目は、市庁舎3階のふれあいショップ「marine blue」。障害のある人を雇用し、カフェの運営と刊行物の販売を行っています。お店では、市内の障害者施設で働く人たちが素材にこだわって作ったお菓子や、市内の酪農家さんが搾ったミルクをたっぷり使ったソフトクリームなどを販売しています。6千人の職員が働く行政エリアと議会エリアのグランドロビーであり、多くの人が行き交う場所で、障害のある人の様々な「働く」について、情報発信していく拠点を目指しています。

marine blue店内（左）、
marine blueの
ソフトクリーム（右）



2か所目は、J R 関内駅北口高架下の「caféツムギstation at Yokohama Kannai」。ここでは、株式会社オリイ研究所と協力し、遠隔操作型ロボット「オリヒメ」を活用した障害者雇用を行うほか、店舗外のフェンスと店内展示スペースで障害者アート作品の掲示や障害者施設のお菓子の販売などを行っており、障害のある人と働くことの楽しさを共有するカフェとして、地域のフラッグショップになれるよう取り組んでいます。



caféツムギstation at Yokohama Kannai

また、この2か所に限らず、地域にある様々な拠点や人、アイデアを繋げ、より持続可能な取組になることを目指し、地域ネットワークのプラットフォーム「コラバス」を形成しました。引き続き、障害のある人もない人も、地域の中で共に働く場や触れ合う機会をもっと増やしていくため、地域ネットワーク形成等を通じた啓発に取り組んでいきます。

現状と施策の方向性

障害のある人が日々の生活を充実したものにすることで、日中活動場所の拡充が求められています。本人の希望やその人の状態に合った場所を選ぶようにするためには、専門的な支援ができるか、地域ごとにばらつきが生じていないかなども考慮し、各事業所がそれぞれの特徴を生かした運営ができるような仕組みをつくっていくことが必要です。

また、障害福祉サービスとしての日中活動だけではなく、自分が住んでいる地域や日中活動場所に通う地域などで、障害のある人もない人も交流し、地域とのつながりを深めていくことで、互いにとって更に充実した生活になっていくと考えられます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) 日中活動場所の選択肢の充実

障害のある人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実に進めていきます。

(2) 地域でのつながりと広がりの促進

障害のある人が住んでいる地域や日中活動場所がある地域で、様々な地域行事や施設のイベント等を通して、障害のない人と一緒になって活動したりすることで、障害のある人もない人も地域でつながり、暮らしやすい地域をともにつくっていきます。

につちゅうかつどうばしよ せんたくし じゅうじつ
(1) 日中活動場所の選択肢の充実

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
せいかつかいご 生活介護(／月)福	7,732 にんぶん 人分	7,982 にんぶん 人分	8,232 にんぶん 人分	8,482 にんぶん 人分	8,732 にんぶん 人分	8,982 にんぶん 人分
	じっせき 実績	じっせき 実績	8,615 にんぶん 人分			
	8,362 にんぶん 人分	8,526 にんぶん 人分	(実績見込み)			
	128,853 にんにち 人日	133,022 にんにち 人日	137,192 にんにち 人日	141,361 にんにち 人日	145,531 にんにち 人日	149,700 にんにち 人日
じっせき 実績	じっせき 実績	146,501 にんにち 人日				
せいかつかいご 生活介護 (重度障害者 *3) (／月)福新	-	-	-	3,749 にんぶん 人分	3,887 にんぶん 人分	4,025 にんぶん 人分
じりつくんれん 自立訓練(機能訓練) (／月)福	42人分 にんぶん	42人分 にんぶん	42人分 にんぶん	42人分 にんぶん	42人分 にんぶん	42人分 にんぶん
	じっせき 実績	じっせき 実績	41人分 にんぶん			
	30人分 にんぶん	30人分 にんぶん	(実績見込み)			
	826 にんにち 人日	826 にんにち 人日	826 にんにち 人日	826 にんにち 人日	826 にんにち 人日	826 にんにち 人日
じっせき 実績	じっせき 実績	603 にんにち 人日				
	428人日 にんにち	456人日 にんにち	(実績見込み)			

*3…「重度障害者」とは、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、医療的ケアを必要とする者等々を表しています。

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
じりつくねん せいかつくねん 自立訓練(生活訓練) (／月) 福	359人分 にんぶん	376人分 にんぶん	393人分 にんぶん	410 にんぶん 人分	427 にんぶん 人分	444 にんぶん 人分
	じっせき 実績 405人分 にんぶん	じっせき 実績 488人分 にんぶん	530人分 にんぶん (実績見込み)			
	5,812 にんにち 人日	6,088 にんにち 人日	6,363 にんにち 人日	6,638 にんにち 人日	6,913 にんにち 人日	7,189 にんにち 人日
	じっせき 実績 6,666 にんにち 人日	じっせき 実績 8,011 にんにち 人日	8,757 にんにち 人日 (実績見込み)			
じゅうろう いこう しえん じぎょう 就労 移行 支援 事業 (／月) 【再掲】 福	1,476 にんぶん 人分	1,547 にんぶん 人分	1,617 にんぶん 人分	1,688 にんぶん 人分	1,759 にんぶん 人分	1,830 にんぶん 人分
	じっせき 実績 1,508 にんぶん 人分	じっせき 実績 1,561 にんぶん 人分	1,545 にんぶん 人分 (実績見込み)			
	25,099 にんにち 人日	26,303 にんにち 人日	27,507 にんにち 人日	28,711 にんにち 人日	29,915 にんにち 人日	31,119 にんにち 人日
	じっせき 実績 26,726 にんにち 人日	じっせき 実績 27,339 にんにち 人日	27,420 にんにち 人日 (実績見込み)			
じゅうろう けいぞく しえん じぎょう 就労 継続 支援 事業 (A型)(／月) 福	880人分 にんぶん	919人分 にんぶん	958人分 にんぶん	997 にんぶん 人分	1,035 にんぶん 人分	1,074 にんぶん 人分
	じっせき 実績 719人分 にんぶん	じっせき 実績 654人分 にんぶん	661人分 にんぶん (実績見込み)			
	17,203 にんにち 人日	17,962 にんにち 人日	18,721 にんにち 人日	19,480 にんにち 人日	20,239 にんにち 人日	20,999 にんにち 人日
	じっせき 実績 13,674 にんにち 人日	じっせき 実績 12,156 にんにち 人日	12,580 にんにち 人日 (実績見込み)			

しひょうめい 指標名	れいわ 令和3 ねんど 年度	れいわ 令和4 ねんど 年度	れいわ 令和5 ねんど 年度	れいわ 令和6 ねんど 年度	れいわ 令和7 ねんど 年度	れいわ 令和8 ねんど 年度
しゅうろうけいぞくしえんじぎょう 就労継続支援事業 (B型)(✓月) 福	4,605 にんぶん 人分	4,857 にんぶん 人分	5,109 にんぶん 人分	5,361 にんぶん 人分	5,613 にんぶん 人分	5,866 にんぶん 人分
	じっせき 実績 4,691 にんぶん 人分	じっせき 実績 5,145 にんぶん 人分	5,285 にんぶん 人分 (実績見込み)			
	79,012 にんにち 人日	83,339 にんにち 人日	87,666 にんにち 人日	91,993 にんにち 人日	96,320 にんにち 人日	100,647 にんにち 人日
	じっせき 実績 77,897 にんにち 人日	じっせき 実績 83,354 にんにち 人日	87,177 にんにち 人日 (実績見込み)			
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援 福 新	-	-	-	-	250人 にん	500人 にん
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センタ さぎょうしよがた 一作業所型 福	130か所 しよ	130か所 しよ	130か所 しよ	145か所 しよ	146か所 しよ	147か所 しよ
	じっせき 実績 138か所 しよ	じっせき 実績 137か所 しよ	137か所 しよ (実績見込み)			
	2,600人 にん (✓年)	2,600人 にん (✓年)	2,600人 にん (✓年)	2,600 にん 人(✓年)	2,600 にん 人(✓年)	2,600 にん 人(✓年)
	じっせき 実績 2,894人 にん (✓年)	じっせき 実績 2,868人 にん (✓年)	2,861人 にん (✓年) (実績見込み)			
ちゅうとしょうがいしゃちいき 中途障害者地域 かつどう 活動センター 福	18か所 しよ	18か所 しよ	18か所 しよ	18か所 しよ	18か所 しよ	18か所 しよ
	じっせき 実績 18か所 しよ	じっせき 実績 18か所 しよ	18か所 しよ (実績見込み)			
	517人 にん (✓年)	517人 にん (✓年)	517人 にん (✓年)	517人 にん (✓年)	517人 にん (✓年)	517人 にん (✓年)
	じっせき 実績 479人 にん (✓年)	じっせき 実績 455人 にん (✓年)	517人 にん (✓年) (実績見込み)			

コラム 中途障害者への支援 ～中途障害者地域活動センターの取組～

中途障害者とは、先天的に障害のある人とは異なり、人生の途中で、脳血管疾患の後遺症や交通事故、その他の傷病が原因で身体の麻痺や言語障害、高次脳機能障害などの障害が生じた人のことをいいます。障害の程度や種類は様々ですが、これまで健常者として社会生活を営んでいた人が、突然障害によって今までどおりの生活ができなくなったり、仕事や家事など担っていた役割を失ってしまったりすることで、自信や意欲が低下し、閉じこもりがちになることが多くあります。

ある日突然に中途障害者になる可能性は誰にでもあります。まだまだ理解が深まっているとは言えない中途障害者への支援は、社会全体で考えなければいけない課題です。

こうした中途障害者に対し、横浜市では昭和58年の老人保健法施行以来、さまざまな試行と模索の中で「機能訓練教室」を実施してきました。しかし、訓練方法の指導や機能の向上に重点が置かれていた機能訓練教室の実施回数や内容には限界があったため、当事者から「身近なところにいつでも使える施設がほしい」という声があがり、「活動の主体は当事者（中途障害者）にある」「仕事が目的ではなく、働くことを通して社会との接点を見いだしていく、機能訓練の場として考えていきたい」という理念のもとに、当事者の自主的な活動として「活動センター」作りが始まりました。そして、平成4年に「生きる喜び、働く喜びを分かち合う場」＝「港北根っこの会」が開所しました。このことは、さまざまな不安や喪失感から自信を失い、閉じこもりがちな中途障害者に自信を与え、自主性を引き出すことにつながりました。

これを皮きりに、各区で「中途障害者地域活動センター」の整備が進められ、現在では各区1か所、合計18か所に設立、中途障害者への支援に関する地域の中核機関としての役割を担っています。各活動センターでは、横浜市との連携のもと、それぞれ工夫を凝らして精力的に中途障害者の社会参加のための仲間づくりや地域との交流、生活訓練等のプログラムを実施しています。

近年では、中途障害者支援への機運の高まりから、市外の団体や他自治体からも「自分の地域でも参考にしたい」「活動内容や整備の経緯を教えてください」といったお声をいただくなど、全国的に見ても非常に特色の

ある取組として関心が寄せられています。

○各区の中途障害者地域活動センター

区名	活動センター名	区名	活動センター名
鶴見区	ふれんどーる鶴見	金沢区	ライブアップ金沢
神奈川区	リワーク神奈川	港北区	港北根っこの会
西区	みらい工房西	緑区	緑工房
中区	チャレンジ新生	青葉区	青葉の風
南区	フレンズ南	都筑区	都筑むつみ会
港南区	ワークアップ港南	戸塚区	とつかわかば
保土ヶ谷区	ほどがやカルガモの会	栄区	わ〜くくらぶ・さかえ
旭区	フェニックス旭	泉区	元気かい泉
磯子区	ウェーブ磯子	瀬谷区	ワンステップ瀬谷

中途障害者地域活動センター

心と身体の
リハビリテーション

相談支援と
情報発信

地域との交流

リハビリ教室

発症から間もない方のためのプログラム
例）病気の再発予防に関する健康講座、
 電車やバスを使った外出訓練、
 リハビリテーション・スポーツ、
 言葉のリハビリテーション、仲間との交流

開催日

週1回、2時間程度

対象者

おおむね40歳～64歳までの方

利用金額

なし（実費程度）

活動センター

定期的な外出・社会参加希望の方のためのプログラム
例）パソコン講座や調理実習等の生活訓練、
 創作活動・自主製品の販売、
 病気の再発予防のための健康管理、
 リハビリテーション・スポーツ、地域や仲間との交流

開催日

月～金曜日 10:00～15:30

対象者

おおむね40歳～64歳までの方

利用金額

1,000円～2,000円程度

高次脳機能
障害者専門相談

高次脳機能障害に関する相談支援
 脳卒中や脳外傷などの脳の損傷が原因で
 生じる高次脳機能障害に関して、
 日常の困りごとやこれからの生活等について、
 専門の支援コーディネーター等が相談に応じます。

開催日

原則 月1回程度（要予約）

対象者

高次脳機能障害のご本人や
その家族、支援されている方



さまざまな軽作業（写真は刺し子）等を行っています。



地域との交流活動（写真は小学生との交流）も行います。

4-3 スポーツ・文化芸術

現状と施策の方向性

スポーツや文化芸術に親しむことで毎日の生活が充実するという人も少なくありません。「今後の自由時間・余暇の過ごし方」を尋ねたアンケート調査では、全体の約39パーセントの人が「習い事」、約32パーセントの人が「趣味のサークル」、約16パーセントの人が「映画やコンサート、美術展、図書館、スポーツ観戦に行く」と回答しました。しかし、希望する過ごし方を実際に行うことができている人は、それぞれ5ポイント以上少ない結果となっています。

このような中で、余暇の過ごし方として、スポーツや文化活動に取り組むことは、外出のきっかけづくりにもなり、生活の更なる充実にもつながります。以前から、スポーツや文化活動を楽しむ場や機会の少なさ、情報の入手のしづらさを課題として挙げる声があったことも踏まえ、地域の様々な団体や施設等と連携し、活動の場や地域の交流を深める機会の充実に取り組めます。スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが、障害のあるなしにかかわらず活動に参加できるよう、引き続き環境を整えていきます。

そこで、2つの方向性で施策を展開します。

(1) スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、身近な地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働きかけ、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組めます。

(2) 文化芸術活動の推進

障害のあるなしにかかわらず、文化芸術を創造し、享受することができるよう、平成25年からこれまで開催してきた「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」の取組を生かし、障害のある人となない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。



(1) スポーツ活動の推進

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
障害者スポーツの啓発と理解の促進	東京2020パラリンピックにより高まる関心を障害者スポーツの普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターや横浜市スポーツ協会、地域の様々な団体等と連携し、障害者スポーツの裾野を広げる取組を行うとともに、障害者スポーツを通じた障害への理解促進を図ります。	推進	東京2020パラリンピックにより高まった障害者スポーツへの関心を普及啓発につなげるため、障害者スポーツ文化センターで、障害者スポーツの体験会や教室等を実施しました。	○	推進
身近な地域における障害者スポーツの推進	引き続き、障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	推進	中途障害者地域活動センター、横浜市スポーツ協会等と連携し、障害のある人の身近な地域での障害者スポーツの取組を行いました。また、障害者スポーツの周知活動、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員研修会等の実施を通して、支援者・指導者の人材育成を進めました。	○	推進
インクルーシブスポーツ等の推進 ⑧	市スポーツ協会と社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団(ラポール)との連携協定に基づき、地域で誰もが楽しめるインクルーシブスポーツを推進します。	-	-	-	推進

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
障害のある子どもがスポーツを楽しむ機会・場の充実(新)	障害のある子どもが乳幼児から学齢期まで切れ目なくスポーツを楽しむ機会を提供します。	-	-	-	推進

コラム「Jリーグ初の知的障がい者サッカーチーム」

横浜F・マリノス フトゥーロ

横浜F・マリノス フトゥーロは、2002年FIFAワールドカップ決勝戦横浜開催とJリーグ百年構想の理念により、「Jリーグ初の知的障がい者サッカーチーム」として2004年に発足しました。

サッカーの技術指導は横浜F・マリノス、障害特性へのアプローチは障害者スポーツ文化センター横浜ラポール、スポーツの振興は横浜市スポーツ協会、とそれぞれの組織の特性を生かし、協働で運営しています。

「フトゥーロ」とはスペイン語で“未来”という意味です。「未来に向けて…」「未来はきっと…」誰もがサッカーを身近に楽しみ、障害の有無を超えた共生社会の実現を目指したその活動は、海外メディアからも取材を受けました。

チームには、「楽しむ」から「競技」志向まで、13歳から51歳までの約90名が在籍し、年間を通じたトレーニングや県内・全国規模の様々な大会の出場、日産スタジアムでのトップチームの前座試合なども務めています。

2018年度からは、試合で着用するユニフォームがトップチームと同じデザインとなりました。それと併せて、横浜社会人サッカーリーグにも参戦し、健常者のチームと公式戦を行っています。また、4年に一度行なわれるINAS（国際知的障害者スポーツ連盟）サッカー世界選手権の日本代表へも選手を多く輩出しています。

2019年にはイングランド・プレミアリーグの強豪マンチェスター・シティと交流があり、来日したマンチェスター・シティのコーチやレジェンドと言われる元選手がフトゥーロの選手たちに指導をしてくださいました。

フトゥーロが目指しているのは、サッカーの技術の獲得だけではありません。地域のイベントのサポートや大会運営のお手伝いなどを通じて、「支えてもらう」から「支える」といったように、社会とのつながりの中で、選手個人の「社会性の向上」「社会参加の促進」といった精神的な成長も促しています。更に、周囲の障害理解を深める活動にも力を入れています。

また、先輩選手から学校生活や仕事面のアドバイスが聴けることや保護者の方々の情報の交換の場としても活用できるのも、チームの特色のひとつです。

【フトゥーロに関する問い合わせ先】

一般社団法人F・マリノススポーツクラブ フトゥーロ担当

電話番号：045-285-0675（平日/火曜～金曜/10:00～18:00）



<紹介画像> 写真提供：内田和稔

コラム 電動車椅子サッカー競技と出会って

電動車椅子サッカーチーム「Yokohama Crackers」キャプテン
永岡真理選手（株式会社マルハン/電動車椅子サッカー元日本代表）

小学2年生の時に、電動車椅子サッカー教室に参加したことをきっかけにこの競技に夢中になり、現在も電動車椅子サッカークラブ「Yokohama Crackers」のキャプテンとして活動する永岡真理選手。

永岡選手は生まれつき「SMA（脊髄性筋萎縮症）」という難病を患い、4歳から車椅子生活でした。電動車椅子サッカーに出会い、永岡選手の人生は大きく変わります。電動車椅子サッカーは重度障害の人も楽しむことができる障害者スポーツで、試合では1チーム4名で構成します。選手は電動車椅子を巧みに操り、パスやシュートをします。永岡選手に電動車椅子サッカーの魅力について尋ねると、『どんな障害があっても、指先しか動かなくても、電動車椅子があれば、競技ができること』と語ってくれました。

17歳の時に電動車椅子サッカーのワールドカップ日本代表選手になる夢を持ち、その後日々練習を積み重ね、2013年1月オーストラリアで開催された「第1回APOカップ（アジア・太平洋・オセアニア選手権大会）」に女性初の日本代表選手として出場、チームの優勝に貢献しました。

また、2019年に開催された「第2回APOカップ」でも日本代表に選ばれ出場。この大会は、新型コロナウイルス感染症の影響で2023年に開催延期となったワールドカップ（オーストラリア大会）の予選に位置付けられており、準優勝だった日本はその出場権を獲得しています。

永岡選手のもう一つの顔として、2013年4月から株式会社マルハン人財部CSR・障がい者スポーツ推進担当として在宅勤務をされています。電動車椅子サッカーをパラリンピックの正式種目にするという夢の実現に向けて、講演や競技の体験会など競技の普及のために活動を続けています。

永岡選手の活躍は、2017年開催のワールドカップ（アメリカ大会）の戦いを6年半がかりで追ったドキュメンタリー映画『蹴る』でも描かれ、多くの人に感動を届けています。今後のさらなる活躍がとても期待されます。

ながおかせんしゅしょうかいがぞう
<永岡選手紹介画像>



ねんかいさい だい かい たいへいよう せんしゅけんたいかい
【2019年開催】「第2回アジア・太平洋・オセアニア選手権大会」



てんどうくるまいす よこはま くらっかーず
電動車椅子サッカーチーム「Yokohama Crackers」



よこはましりつかみかわいしょうがっこう こうえんかい ようす
横浜市立上川井小学校での講演会の様子

ぶん かげいじゆつかつどう すいしん
 (2)文化芸術活動の推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	ちゅうかんき れいわ ねんど 中間期(令和3～5年度)			もくひょう 目標
		もくひょう 目標	ふ かせ 振り返り	ひょうか 評価	
しょうがいしゃ 障害者の ぶん かげいじゆつ 文化芸術 かつどう しえん 活動の支援	かいさい かつどう アートイベントの開催や、活動 ささ じんざい いくせい さまざま を支える人材の育成、様々な だんたいとう れんけい ぶん かげいじゆつ 団体等と連携した文化芸術 かつどう ば そうしゆつ と く 活動の場の創出に取り組みま す。	すいしん 推進	しょうがいしゃ ぶんか 障害者スポーツ文化センター による芸術祭や展覧会等の げいじゆつさい てんらんかいとう 開催を通じて、活動を支える かいさい つう かつどう ささ 人材の育成や文化芸術活動 じんざい いくせい ぶん かげいじゆつかつどう の場の創出に取り組みまし た。 「ヨコハマ・パラトリエナー レ」のレガシーを地域に定着 ちいき ていちゃく させるため、学校等でのプロ がっこうとう グラムの実践や福祉施設を じっせん ふくししせつ 対象とした体験プログラム たいしやう たいけん の実施などの支援を行いました。	○	すいしん 推進
しょうがいしゃ 障害者の ぶん かげいじゆつ 文化芸術 かんしやう しえん 鑑賞の支援	さまざま だんたいとう れんけい しょうがい 様々な団体等と連携し、障害 とくせい おう かんしやう きかい の特性に応じた鑑賞の機会 じゅうじつ えんかつ しせつりよう の充実、円滑な施設利用のため かんきやうせいび かつどう ささ の環境整備、活動を支える じんざい いくせいとう と く 人材の育成等に取り組みま す。	すいしん 推進	よこはまのうがくとう 横浜能楽堂において、「バリ のう およ かんれんきかく アフリー能」及び関連企画の じっし かんれんだんたいとう 実施にあたり、関連団体等に じぜん ヒアリングをおこな 事前ヒアリングを行ったほ か、ごうりてきはいりょとう かなか 合理的配慮等に係る しせつないけんしゅう じっし 施設内研修を実施しました。	○	すいしん 推進
ぶん かげいじゆつ 文化芸術に よるちいき よる地域 きやうせいしやかい 共生社会 じつげん む 実現に向け とりくみ た取組の すいしん 推進	かんけいきかん れんけい ぶんか 関係機関との連携を深め、 ぶん かげいじゆつたいけん こうえん てんじとう 文化芸術体験や公演・展示等 かんしやう ぶん かげいじゆつかつどう とお 鑑賞の文化芸術活動を通し しょうがい て、障害のあるなしにかかわ だれ たが たいとう たちば らず誰もが互いに対等な立場 かなか あ すず で関わり合うことを進める かつどう そくしん 活動を促進します。	すいしん 推進	しみん 市民ギャラリーあざみ野で 「フェローアートギャラリー」 をじっし を実施したことに加え、 ほんじぎやう あおばくみん 本事業について青葉区民 ぶんか たしせつ 文化センターなどの他施設と れんけい 連携しました。	○	すいしん 推進

事業名	事業内容	中間期(令和3～5年度)			目標
		目標	振り返り	評価	
(仮称)読書 バリアフリー 法に基づく 横浜市計画 の策定、 推進	読書バリアフリー法に基づく、 地方公共団体の計画として 策定し、計画に基づく取組を 推進します。	策定 ・ 推進	社会教育委員会議において、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)に基づき取組の方向性を協議いただき、令和4年2月に提言を受けました。 また、提言を踏まえ、令和4年度は、全市的な読書活動の普及啓発イベント(令和5年3月開催)において、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を紹介する講座やブース展示を実施しました。令和5年度は、市庁舎での読書バリアフリーの啓発展示、啓発動画の配信、啓発リーフレットの配布や読書バリアフリーの支援情報を集約したウェブサイトの開設等の取組を行い、市民の読書バリアフリーの理解促進を図りました。 今後は、令和6年度に策定予定の「第三次横浜市民読書活動推進計画」に社会教育委員会提言の内容を盛り込み、取組を推進します。	△	推進

コラム 文化施設における取組

文化は、人類が共同体を形成しはじめた太古の時代から脈々と築きあげられてきたものです。歌うこと、踊ること、物語ること、絵を描くことは、身に迫る危険を共有し、厳しい環境にあっても共同体を維持し、生き延びるための術を伝えていくために欠かせないものでした。

高度に複雑化した社会が形成された現代においても、文化が、生きる力を育み、コミュニティを形成するために必要不可欠なものであることは変わりありません。このような文化を身近なものとするために、自治体の文化施設は、全ての市民の皆さんに開かれています。

横浜市の文化施設においては、障害のある人に向けた様々な取組を行っています。

横浜美術館では、市内の医療型障害児入所施設に出向き、入所者が音具やソフトトイなど、五感に訴える様々な素材に触れて楽しむプログラムや、好きな形の木っ端をくっつけてオリジナルの車をつくるワークショップを行っています。それらの活動を通じて、参加した人が五感を刺激され、自分で工夫してつくりあげる達成感を得られることを目指しています。

また、近年全国的に、障害者自身の芸術表現に注目が集まっています。芸術表現によって、障害のある人のセルフエスティーム（自己肯定感）が高まるとともに、時には重要なコミュニケーションツールにもなると指摘されています。中には、海外のアートギャラリーで高額で販売される作品を生み出すアーティストも出てきています。

横浜市民ギャラリーあざみ野では「フェローアートギャラリー」と題して、個性豊かな作品が展示されています。「Fellow（「なかま」の意味）Art」とは、誰もが障害のあるなしで区別されることなく、同じ地平で認め合える豊かな関係性が築かれることを願って名付けられました。

文化を創造し、享受することは、あらゆる人にとっての権利*です。文化施設における様々な取組を通じて、あらゆる市民の皆さんが、文化とともに生きることができる社会を築くことを目指していきます。

※ 文化芸術基本法第2条第3項を参照

第4章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

1 本章の位置付け

第3章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送る上での視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。

一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とはいえません。地域社会の中で、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組を連携させることで、地域で支える基盤を整備・強化していくことが重要です。

第4章では、障害者の生活を地域で支えるための基盤として、「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、将来像とそれに向けた取組を取り上げます。

2 国の動向

国は、平成28年に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、「全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」と打ち出しました。その中で、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としています。

社会全体のありようとしての「地域共生社会」を実現する仕組みとして、高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」が導入されています。「地域包括ケアシステム」は、高齢者のケアとして必要な支援を地域で包括的に提供し地域での自立した生活を支援するもので、障害者や子どもの支援にも応用できると考えられています。

そこで、平成28年度に、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する視点から、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念とされました。

一方、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害児・者の生活を地域全体で包括的に支える体制が必要とされてきたことから、平成27年度に国は地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を立ち上げ、「地域生活支援拠点機能の整備」を進めてきました。「地域生活支援拠点」は、地域に存在する社会資源を有機的に結びつけ、効率的・効果的な地域生活支援体制を構築することにより、障害者の生活を地域全体

で支えていこうというものです。

3 よこはまし とりくみ 横浜市の取組

「地域生活支援拠点機能」の整備は、全く新しい何かをつくるものではありません。これまで、横浜市は、障害のある人もない人も含め、支援者の方々、事業所の方々、地域の方々と協力しながら、地活ホームや基幹相談支援センター、生活支援センター、自立支援協議会などをはじめとする様々な社会資源を整備・推進してきました。こういった既存の社会資源を有機的につないでいくネットワーク型の手法により、「地域生活支援拠点機能」の整備を進めてきています。

また、精神障害の特有の生活のしづらさについては、地域における関係者・関係機関が共通の認識を持つことが重要です。

保健、医療、福祉関係者の共通認識の下、これまでのつながりにおける機能の見直しや、制度に基づかない支援を加えた広がりにより、地域の特性を踏まえた多くの課題に対応できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

次から、具体的な「将来像」と「取組」として、「地域生活支援拠点機能」の整備において取り組む5つの居住支援機能と、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の6つの仕組みを説明します。

(1) ちいきせいかつしえんきよてんきのう 地域生活支援拠点機能

きのう そうだん 機能1 相談

しょうらいぞう 【将来像】

必要な人全てが相談支援事業所につながっていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの取組が展開されています。

とりくみ 【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導などの様々な場を活用し、相談支援機関に対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の担い手であるという認識を持てるよう働きかけます。

相談支援機関や障害のある人ご本人に対し、あらかじめ緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促

し、それらを福祉保健センター、基幹相談支援センター及び生活支援センターの3機関で共有することにより、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防策や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

機能2 緊急時の受入れ・対応

【将来像】

短期入所事業所も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担の下で、レスパイトや計画的な利用だけではなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。また、横浜市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型地活ホーム及び23か所の機能強化型地活ホーム並びに6か所の多機能型拠点において、相互連携の下、ほかに受入先がない方の利用が促進され、緊急時の受入にも対応できています。

【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識の下、短期入所事業所の施設種別（入所、通所、病院、診療所等）や地活ホーム、多機能型拠点など施設の設置目的に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害がある人などの受入促進、拠点施設等の定期的な評価及び改善（P D C Aサイクル）を通じた支援の充実を図っていきます。

機能3 体験の機会・場の提供

【将来像】

区自立支援協議会を中心に構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。また、基幹相談支援センターではグループホームや日中活動系サービス事業所などの「体験の機会・場」の情報随時更新され、入手・活用できる状態です。

さらに、障害のある人が、暮らしの場や過ごし方の体験をすることで様々な選択肢の中から自分で選べるようになり、一人暮らしを希望する人も暮らしたい地域で自分らしい生活を実現できます。

とりくみ
【取組】

事業所情報が基幹相談支援センターへ適時集約される働きかけと、情報提供を行うための手法を整理・検討します。相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用して把握したニーズを踏まえ、様々な住まいの場の拡充と、体験の機会・場を提供しやすくする仕組みを検討します。居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に、障害理解を促進する研修、サポート体制の構築及び入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を実施します。宿泊型自立訓練など、生活環境を変える意味での他の社会資源の活用・開発を検討します。

きのう せんもんてきじんざい かくほ いくせい
機能4 専門的人材の確保・育成

しょうらいぞう
【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域における人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア等、様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

とりくみ
【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場として更に機能するよう取り組みます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充及び効果的な運用方法などを検討します。

きのう ちいき たいせい
機能5 地域の体制づくり

しょうらいぞう
【将来像】

区自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人への緩やかな見守りなど地域全体で支える取組を展開しています。

とりくみ
【取組】

日頃の見守りの担い手になる地域住民を含め、障害のある人が地域で安心して暮らすために、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野

を超えた多様な方々に協力してもらえらる関係づくりを進めます。

また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

仕組み1 本人や家族が安心して相談できるための仕組み

【将来像】

日常生活での困りごとや障害により苦しんでいる場合に、どこに相談したらよいか、分かりやすく情報を受け取ることができます。

また相談したことが関係者・関係機関に適切に共有され、普段の生活から一緒に考えていくことで、もしもの事態を視野に入れた支援が受けられます。

【取組】

緊急時のリスクを含めたニーズを把握・共有し、適切に情報提供できるよう、関係者・関係機関それぞれが地域包括ケアシステムの担い手となるような働きかけを行います。

特に、未治療や治療を中断したことで苦しんでいる方やその家族を含め、緊急的な医療を確保するための対応(精神科救急等)だけではなく、本人が望まない入院や緊急事態にならないよう、地域定着支援事業や自立生活援助、自立生活アシスタントなどを活用した訪問活動など、普段からの支援が途切れることなく提供できる体制づくりを行います。

仕組み2 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組み

【将来像】

病気により入院となった場合でも、病気そのものや退院への不安に対するサポートが受けられます。

また、病気の治療が終われば、その人自身が望む地域に退院し、生活する上で必要な支援を受けられます。

【取組】

病気により入院(再入院)となった場合でも、地域移行・地域定着支援事業や退院サポート事業を活用しつつ、医療機関、訪問看護、ピアサポート等と連携し、支援体制をつくっていきます。

仕組み3 安心して生活を確保するための仕組み

【将来像】

希望する地域で様々な暮らしの場を自分自身で選択できます。アパートなどを希望した時も、障害を理由に断られることなく、家事や手続など日常生活の困りごとについても必要な時にサポートが受けられる体制ができています。

【取組】

これまでの社会資源の効果的な活用や拡充、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。特に家事、引っ越しや退院などの環境変化に伴う手続、体調変化などの不安に対する継続的なサポートや、日々の困りごとを解決していくためのサポート体制を築いていきます。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけを進めます。

仕組み4 支援者の知識や技術向上のための仕組み

【将来像】

精神保健福祉とほかの様々な分野の支援者が、個別支援だけの関わりだけではなく、お互いの知識・技術・情報の共有ができています。

【取組】

区域と市域の研修が効果的に連動するよう体系的な整理を行うとともに、精神保健福祉分野のみならず身体障害・知的障害との重複や高齢、生活困窮をはじめとした多くの分野と精神科医療機関との情報及び技術交流の機会を整えていきます。

仕組み5 住民の障害理解を促進するための仕組み

【将来像】

地域における、緩やかな見守りの担い手となる住民が精神障害者の生活のしづらさを理解し、困った時には一緒に協力したり、支援者と相談したりできるような関係が築けています。

【取組】

研修や講演会その他の地域活動等を通じて、それぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、精神障害者の生活のしづらさを理解し、様々な方々から協力を受けられる関係づくりを進めます。

仕組み6 お互いに支え合える仕組み

【将来像】

精神障害によって悩み苦しんできた経験を、いま苦しんでいる仲間や家族、支援者に分かち合うことで、支援の「支え手」や「受け手」という枠を超えて、共に支え合っていけるような体制ができています。

【取組】

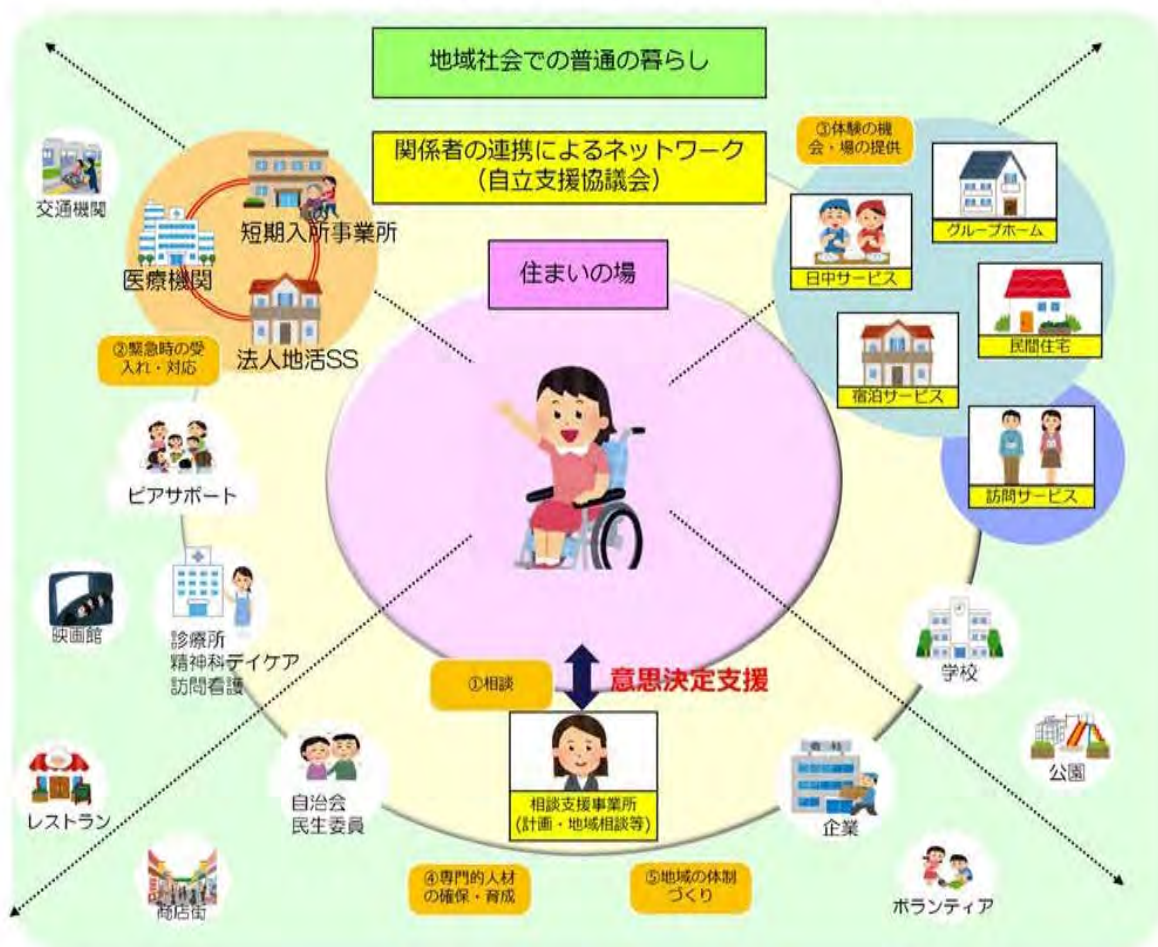
関係機関から本人への支援だけでなく、同じ経験や立場の人同士が互いに精神的な支えとなれるような場や機会を整えていきます。

4 今後の方向性

これまで横浜市では、国の動向に沿って、「地域生活支援拠点機能」の整備と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を個別に検討してきました。しかし、どちらの仕組みも、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりという面では同じです。

今後、具体的な課題や必要とされる事業・取組等が明確になってきた段階を見計らい、一体的な議論を行うことによる相乗効果で、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の取組の推進と「地域生活支援拠点機能」の充実・強化を進めていきます。第4期プランの基本目標である「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができ、まちヨコハマを目指す」の実現に向けた非常に重要な取組であり、様々な社会資源の担い手との連携・協働と地域とのつながりを深めながら推進していきます。

【障害のある方を地域全体で支えるイメージ図】



よこはましちいきせいかつしえんきょてんきのうこうちく れんけい ばっすい
 ※「横浜市地域生活支援拠点機能構築のための連携ガイドライン」から抜粋したのですが、
 おおまかな構造は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」も同様と考えられます。

コラム 第4期 障害者プランに寄せて
横浜市障害者施策推進協議会委員 渋谷 治巳 委員

「津久井やまゆり園事件」から5年目になります。

受刑者の刑が確定して、やがて1年が経とうとしています。

裁判のほとんどを責任能力の有無の争いに費やし、多くの公判予定を残したまま決審したこの裁判はどこまで事件の本質に迫ったのでしょうか。

公判の途中に、横浜港に停泊していたクルーズ船での新型コロナウイルスの集団感染が明らかになると、メディアは連日大きく取り上げ、人々の関心はすっかりそちらへと移ってしまいました。

この事件は社会の人々の間で、どこまで重大に受け止められているのでしょうか。

今、新型コロナウイルスの急激な感染拡大の中で「医療崩壊」という言葉が現実観を持ってきています。

メディアでは人工呼吸器やエクモが足りなくなった場合どうするのかといったことが話題になり始めています。

欧米では既に、一部の障害がある人たちの人工呼吸器を外した、または装着しないといった事例が報告されています。

この社会の優生的な価値観は、またしても歩を進めてしまったのではないのでしょうか。

これを押し返すためには、本当の意味でインクルーシブな社会の実現を目指す他に方法はないと私は思っています。

現在のこの国の障害児教育、障害福祉の方向性で、本当にインクルーシブな社会を目指すのでしょうか。

「津久井やまゆり園事件」を経験し、さらに今、新型コロナウイルスによるトリアージがリアリティを持って迫りくる今、本当の意味でのインクルーシブな社会の実現のために障害者にかかわる施策の大きな転換が必要ではないのでしょうか。

※第4期横浜市障害者プラン策定時に寄稿していただきました。

コラム 第4期 障害者プランに寄せて

横浜市障害者施策推進協議会委員 鈴木 仁 委員

僕は発達障害を抱えており環境にうまく適応できず鬱病を発症し、長い間引きこもり生活を送っていました。今振り返ってみると、立て直しのため福祉からの支援を受ける一方で「一人の人として」地域の方と関わる機会を失ってしまっていたことが、希望をなくし戸惑い悩むことに繋がっていたのだと感じます。

多様な価値観を尊重しながら対等に関わる中でうわべだけではない心の通った交流ができたり、相手に頼りにされる体験を通じて自信や達成感を感じることが大切だと、自分ごととして感じてきました。障害を抱えている・いないに関わらず、人が自分の希望に合った暮らしを地域で見つけていくためには、企業や学校をはじめ街で生活する多様な方々と出会い、共に活動する機会を増やしていくことが必要だと思えます。

また、障害や困難を抱えていることで環境調整等がうまくいかず、学びの機会をうまくいかせなかった方も多いのではないかと感じています。僕も同様でしたが、産官学民一体となり共創を目指すリビングラボの取組みに巡り合うことができ、有難いことに苦手な部分に寛容なご配慮をいただきながら再び学び実践する機会をいただけたことが、とても大きな転機になりました。学びは人の可能性を伸ばすことができるので、困難があるからこそ豊かな学びが必要です。

もっと当たり前前に学ぶチャンスが地域にあり、必要に応じて学ぶためのサポートを受けられたら、自分らしい暮らしに近づける方がもっと増えるのではないかと思います。

※第4期横浜市障害者プラン策定時に寄稿していただきました。

コラム 第4期 障害者プランに寄せて
横浜市障害者施策推進協議会委員 奈良崎 真弓 委員

私が地域で暮らして体験してきたことについて大きく4つのことについて書きたいと思います。

1つ目は自分の障がい者として暮らしが変わったこと

2つ目は自分がいろんな人に出会ったこと

3つ目はこれからの将来のこと

4つ目は私たちの仲間たちに言いたいこと

1について

私が小学5年生の時に、自分に障がいがあると分かりました。その時から、今まで友達と思っていた仲間から、いじめられるようになりました。

でも、いつも家のそばに住んでいるおばあちゃんやおばさんたちが、私が学校から帰ってくると、話し相手になったり、時には公園で一緒に遊んでくれました。

私が小学6年生のある日、担任の先生から、私の親たちに話がありました。家から歩いて行ける近くの中学校だと、またいじめがあるかもしれないと言われました。そこで、家の近くの中学校に行かないで、バスなどに乗ってちょっと離れた中学校に行くことになりました。

2について

私にとって大きく変わったのは、14歳の時に、大好きだった障がいがあるお兄ちゃんが亡くなったことです。その頃にお兄ちゃんが行っていた作業所の職員さんから、青年学級があることを聞いて行くことになりました。その青年学級は、横浜市社会福祉協議会がやっている「夜間飛行」で、私はその青年学級に参加することにしました。そのことが、いろんな人に出会えるきっかけになりました。

私が、24歳の時に、知り合いから、「ピープルファースト」※について話を聞いて、すごく興味を持ちました。絶対にアメリカに行きたいと思いました。アメリカに行くことになりました。アメリカの本人たちがやっている、ピープルファーストでは、自分の障がいの暮らしや本人の会や制度のことについて、いろんな障がいの仲間たちが発表している姿を見て、私もいつか皆さんの前で話したいと思いました。

アメリカから帰ってからは、全日本手をつなぐ育成会から本人活動の会について話を聞きました。私も本人活動の会をやりたいと思いました。本人活動の会については、いろんな人（支援者や仲間）から教えてもらいました。

26歳になって本人活動の会を作りました。今になって考えてみれば、私はアメリカに行って良かったと思いました。

私はその時にアメリカの支援者から3つのポイントを聞きました。

1つ目は自分の障がいのことを理解してもらう。相手のことも理解すること。2つ目はできることやできないこと、やっている体験を広めよう。3つ目はいろんな人たちと出会うことで人生が変わる。その時はあいさつから始めよう。

アメリカの支援者から私へのプレゼントの言葉です。私には、この言葉は宝物になっています。

3について

今までの私は、生活とお金が大切だと思ったけど、自分が年を重ねるうちに少しだけ、分かったことがあります。お金も大切だけど…人と人の関係がストレスになることが多いです。人が笑顔になれる場所と、人と人が気楽に話し合いができる場所があれば、悩む人も少なくなると思いました。

私には大好きな言葉があります。

「自分がハッピーになるためには何ができるのか一緒に考えない？」

4について

私たちの仲間の知的障がい者たちに、メッセージ、言いたいことがいっぱいあります。その中から3つだけ伝えたいことがあります。1つ目は私も知的障がい者だけど、障がいがない人たちにも友達を作ってほしい。2つ目は知的障がい者にも、できることとできないことがあることを知ること。3つ目は悩みごとがいっぱいあると思うけど、1か月のうち1日でもできたことを聞いてくれる人がいれば、ほっとすると思えます。

※ピープルファースト…社会生活を送る上で、困難を抱える当事者の会。「わたしたちは、しょうがいしゃである前に人間である」という考えを最も大切にして、困難を抱えていても地域で当たり前前に暮らせる社会をつくるために活動している。（ピープルファーストジャパン会則から抜粋）



絵：奈良崎 真弓 委員

※第4期横浜市障害者プラン策定時に寄稿していただきました。

第5章 PDCAサイクルによる計画の見直し

1 PDCAサイクル

第4期プランは、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としています。そのうち、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」については、3年後の令和6年度に改定を行います。その際、併せて第4期プラン全体の見直しを行います。

見直しに当たっては、第4期プランの策定過程と同じように、障害者やそのご家族、支援者等の意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については「横浜市障害者施策推進協議会」及びその専門委員会である「障害者施策検討部会」等の議論や、毎年欠かさず開催している市民向け説明会などの場で、各施策・事業の評価及び検討を行います。

また、社会情勢やニーズの変化に伴う新たな課題にも柔軟に対応します。

●見直しの時期

年度	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画					
	障害福祉計画		障害福祉計画			
	障害児福祉計画		障害児福祉計画			

障害者計画：施策の方向性及び個別の事業等を定める計画

障害福祉計画：障害福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

障害児福祉計画：障害児福祉サービス利用の見込み量等を定める計画

見直し

見直し

●PDCAサイクルのイメージ

計画(Plan)

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって基本的な考え方を示し、施策の方向性やサービスの見込み量を設定します。

改善(Action)

中間評価等の結果を踏まえて、必要に応じて障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。

実行(Do)

計画の内容を踏まえて、各施策及びサービスを実施します。

評価(Check)

各施策の年間の実績を把握し、社会情勢やニーズの動向を把握しながら、障害者計画の中間見直しを行います。障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の方針に基づき評価を行います。

(1) グループインタビュー ^{もくてき} 目的

だい きしょうがいしゃ みなお げんじょうはあく ちょうさ しょうがいどうじしゃ かぞく
第4期障害者プランの見直しにあたっては、現状把握やニーズ調査のため、障害当事者や家族、
しえんしゃどう おこな
支援者等へのグループインタビューを行いました。

(2) グループインタビューの ^{じっしじき} 実施時期

れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ じっしだんたい だんたい のべさんかしゃすうやく めい
令和4年12月から令和5年2月まで 実施団体12団体 延参加者数約250名

(3) ^{じっしだんたい} 実施団体

しゃかいふくくしほうじんがたしょうがいしゃちいきかつどう
社会福祉法人型障害者地域活動ホーム

よこはまし れんらくかい
横浜市グループホーム連絡会

よこはまし れんらくかい どうじしゃぶかい
横浜市グループホーム連絡会（当事者部会）

よこはまししょうがいしゃちいきぎょうじょれんらくかい
横浜市障害者地域作業所連絡会

よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめい
横浜市心身障害児者を守る会連盟

よこはましんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい
横浜市身体障害者団体連合会

よこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかい
横浜市精神障害者家族連合会

よこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい
横浜市精神障害者地域生活支援連合会

よこはましちいきかつどう れんらくかい
横浜市地域活動ホーム連絡会

よこはましほうかごどう じしゅべんきょう かい
横浜市放課後等デイサービス 自主勉強の会

よこはまちてきしょうがいしゃかんれんせつきょうぎかい
横浜知的障害者関連施設協議会

わいえすびーよこはま きょうかい
Y P S 横浜ピアスタッフ協会

2 市民意見募集の概要

(1) 実施概要

ア 実施時期

令和5年9月26日（火）から10月27日（金）まで

イ 市民説明会の開催

令和5年9月17日（日） 横浜ラポール ラポールシアター

令和5年9月25日（月） YouTubeライブによるオンライン開催

(2) 意見の概要

ア 意見総数

204件（87人・団体）

イ 提出方法の内訳

電子メール 51人・団体

FAX 3人・団体

郵送 33人・団体

ウ 意見の内容

計画全体に関する御意見等	7件
様々な生活の場面を支えるもの (普及啓発、人材確保・育成、権利擁護、相談支援)	54件
生活の場面1 住む・暮らす (住まい、暮らし、移動支援、まちづくり)	63件
生活の場面2 安全・安心 (健康・医療、防災・減災)	14件
生活の場面3 育む・学ぶ (療育、教育)	44件
生活の場面4 働く・楽しむ (就労、日中活動、スポーツ・文化芸術)	22件
合計	204件

エ 提出された意見への対応

意見を踏まえ、原案に反映するものや、今後対応していくもの	34件
意見の趣旨が既に計画に含まれているもの又は素案に賛同いただいたもの	26件
今後の検討の参考とさせていただくもの	111件
その他（質問・感想等）	33件

パブリックコメント実施結果の詳細は市ホームページに公表しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/plan/sho-plan/syoplan4th.html>

3 すいしんたいせい
推進体制

1 横浜市障害者施策推進協議会委員名簿

おんじゅん れいわ ねん がつ にちげんざい
(50音順) 令和6年1月1日現在

	氏名	所属
1	あらき まさや 荒木 雅也	よこはま きょうかい きょうかいいん YPS横浜ピアスタッフ協会 協会員
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	よこはまちてきしょうがいかんれんしせつきょうぎかい ふくかいちょう 横浜知的障害関連施設協議会 副会長
3	いのうえ あきら 井上 彰	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい リジ よこはましんたいしょうがいしゃふくしきょうかい かいちょう 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事 (横浜市肢体障害者福祉協会 会長)
4	うちじま じゅんいち 内嶋 順一	しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしゃしえん たんどうリジ 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
5	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい だいひょう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 代表
6	おおはし よしまさ 大橋 由昌	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい リジ とくていひえいりかつどうほうじんよこはまししくしょうがいしゃふくしきょうかい リじちょう 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事 (特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 理事長)
7	かがや まもる 加賀谷 護	にほんろうどうくみあいそうれんごうかいかながわけんれんごうかいよこはまちいきれんごう じむきょくちょう 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合 事務局 長
8	かない みどり 金井 緑	いっばんしゃだんほうじんかながわけんせいしんほけんふくししきょうかい ふくかいちょう 一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会 副会長
9	こばやし ひでひこ 小林 秀彦	しゃかいふくしほうじんあお とり よこはましどうぶしゅうろうしえん しょちょう 社会福祉法人青い鳥 横浜市東部就労支援センター 所長
10	さえき たかし 佐伯 隆史	いっばんしゃだんほうじんかながわけんせいしんかびょういんきょうかい リジ 一般社団法人神奈川県精神科病院協会 理事
11	さとう ひでき 佐藤 秀樹	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい リじちょう よこはましじんゆうかい かいちょう 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事長 (横浜市腎友会 会長)
12	しぶや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししょうがいしゃちいきさぎょうじょれんらくかい ふくかいちょう 横浜市障害者地域作業所連絡会 副会長
13	しみず たつお 清水 龍男	よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいれんめい だいひょうかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
14	すやま まさえ 須山 優江	こうえきしゃだんほうじんよこはましんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい ふくりじちょう よこはましちゅうとっしょう なんちょうしやくきょうかい かいちょう 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 副理事長 (横浜市中途失聴・難聴者協会 会長)
15	たきざわ つとむ 滝沢 勉	よこはまこうきょうしよくぎょうあんていじょ しょちょう 横浜公共職業安定所 所長
16	つちや かつや 土屋 克也	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかい ふくりじちょう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
17	ながた たか 永田 孝	よこはまし れんらくかい にゅうきよしゃぶかいぶかいちょう 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会部会長
18	ならざき まゆみ 奈良崎 真弓	にじいろでGO! 会長
19	にのみや たけし 二宮 威重	いっばんしゃだんほうじんよこはまし かいしかい じょうにんリジ 一般社団法人横浜市歯科医師会 常任理事
20	のなか ひろみ 野中 裕美	かながわけんりつみつきょうようごがっこう こうちょう 神奈川県立三ツ境養護学校 校長
21	ひらた ゆきひろ 平田 幸宏	どうようえいわじょがくいんだいがくにんげんかがくけんきゅうか じゅんきょうじゅ 東洋英和女学院大学人間科学研究科 准教授
22	ほりうち てつや 堀内 哲也	ほうじんがたちいきかつどう れんらくかい 法人型地域活動ホーム連絡会
23	みずの ちづる 水野 千鶴	いっばんしゃだんほうじんよこはまし しかい じょうにんリジ 一般社団法人横浜市医師会 常任理事
24	やまもと けいこ 山本 圭子	よこはましせいしんしょうがいしゃせいかつしえん れんらくかい 横浜市精神障害者生活支援センター連絡会
25	わだ ちずこ 和田 千珠子	じじょ せいしんしょうがいしゃどうじしゃふふ かい ま ほっきにん 自助グループ精神障害者当事者夫婦の会 負けてたまるか! 発起人

2 横浜市障害者施策検討部会委員名簿

おんじゅん れいわ ねん がつ にちげんざい
(50音順) 令和6年1月1日現在

	しめい 氏名	しよ ぞく 所 属
1	あかがわ まこと 赤川 真	よこはまし れんらくかい 横浜市グループホーム連絡会 会長
2	いいやま ふみこ 飯山 文子	よこはまちてきしょうがいかんれんしせつきょうぎかいふくかいちよう 横浜知的障害関連施設協議会 副会長
3	うちじま じゅんいち 内嶋 順一	しゃかいふくしほうじんよこはまししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしゃしえん たんどうりじ 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 障害者支援センター 担当事務
4	おかむら まゆみ 岡村 真由美	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかいふくだいひよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 副代表
5	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはまししんしんしょうがいじしゃ まち かいれんめいじ おきよくちよう 横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局 長
6	さとう ひでき 佐藤 秀樹	よこはまししんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい リじちよう よこはましじんゆうかいちよう 横浜市身体障害者団体連合会 理事長 (横浜市腎友会 会長)
7	すずき としひこ 鈴木 敏彦	しゆくとくだいがくふくがくちよう こうとうきょういくけんきゆうかい はつ きょうじゅ ちいきれんけい ちよう 淑徳大学副学長・高等教育研究開発センター 教授、地域連携センター 長
8	すやま まさえ 須山 優江	よこはまししんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかいふくりじちよう よこはましちゅうとしつちよう なんちようしゃきょうかい かいちよう 横浜市身体障害者団体連合会副理事長 (横浜市中途失聴・難聴者協会 会長)
9	ならざき まゆみ 奈良崎 真弓	にじいろでGO! かいちよう にじいろでGO! 会長
10	ほりうち てつや 堀内 哲也	ほうじんがたちいきかつどう れんらくかい 法人型地域活動ホーム連絡会
11	のなか ひろみ 野中 裕美	かながわけんりつみつきょうようごがっこうこうちよう 神奈川県立三ツ境養護学校 校長
12	やすとみ ひでよ 安富 英世	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長

れいわ ねんどせんもんいんかい かつどうほうこく
令和5年度専門委員会の活動報告について

1 しょうがいしゃしきくけんとうぶかい
1 障害者施策検討部会

1 せっちもくてき
1 設置目的

しょうがいしゃしきくけんとうぶかい よこはまし しょうがいしゃふくし かか じゅうよう しきくおよ じぎょう
障害者施策検討部会は、横浜市の障害者福祉に関わる重要な施策及び事業について
しょうがいしゃしきくすいしんぎょうざい しんぎ えんかつ しんこう あんけん ぐたいてき けんとう
て障害者施策推進協議会での審議を円滑に進行するために、案件の具体的な検討を
おこな もくてき せっち
行うことを目的として設置します。

2 いいん
2 委員

いいんすう 委員数	めい 13名	こうせい [構成]	とうじしゃ 当事者	めい 3名
			かぞくとう 家族等	めい 2名
			しょうがいふくしじぎょうしゃ 障害福祉事業者	めい 5名
			がくしきけいけんしゃ 学識経験者	めい 1名
			ぎょうせいきかん 行政機関	めい 1名

いいんめい
《委員名》 ※ごじゅうおんじゆん
ぶかいちょう
部会長

うちじま じゆんいち
内嶋 順一
あかがわ まこと
赤川 真
いいやま ふみこ
飯山 文子
おかむら まゆみ
岡村 真由美

ぶかいちょうのぞ
(部会長除く)
よこはまししゃいふくしきょうざいしょうがいしゃしえん たんとりじ
横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事

よこはまし れんらくかい
横浜市グループホーム連絡会 会長

よこはまちてきしょうがいかんれんしせつきょうざいふくかいちょう
横浜知的障害関連施設協議会 副会長

とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつ
特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活
支援連合会 副代表

よこはまししんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい りじちよう
横浜市身体障害者団体連合会 理事長

よこはましじんゆうかい かいちょう
(横浜市腎友会 会長)

よこはまししんしんしょうがいじしゃ まち かいれんめいじ むきよくちよう
横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局 長

いずみたんきだいがくじどうふくしがつかきょうじゆ
和泉短期大学児童福祉学科 教授

よこはまししんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい ふくりじちよう
横浜市身体障害者団体連合会 副理事長

よこはましちゅうとしつちよう なんちようしゃきょうかい かいちょう
(横浜市中途失聴・難聴者協会 会長)

ならぎき まゆみ
奈良崎 真弓

ほんにん かい
本人の会 サンフラワー

ほりうち てつや
堀内 哲也

ほうじんがたちいきかつどう れんらくかい
法人型地域活動ホーム連絡会

のなか ひろみ
野中 裕美

かながわけんりつみ きょうようごがっこう こうちよう
神奈川県立三ツ境養護学校 校長

やすとみ ひでよ
安富 英世

とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかい
特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会
ふくりじちよう
副理事長

3 令和5年度検討内容

「第4期横浜市障害者プラン」の令和6年度改定に向け、スケジュールや各団体へのインタビューの結果等のご報告をし、見直しのための議論等を行いました。

第1回 令和5年7月24日（月曜日）

【議題】

- (1) 第4期障害者プランの中間見直しについて

第2回 令和5年11月24日（金曜日）

【議題】

- (1) 第4期横浜市障害者プランの見直しに係る市民意見募集の実施結果（速報）について

【報告事項】

- (1) 防災・減災に係る取組について（報告）

2 発達障害検討委員会

1 設置目的

発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図ることを目的とし、設置します。

2 委員

委員数	10 名	[構成]	障害児・者やその家族	2名
			学識経験者	2名
			教育関係者	1名
			医療従事者	1名
			障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	4名

《委員名》 ※五十音順（部会長を除く）

部会長	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
阿部 浩之	阿部 浩之	地域活動ホーム ガッツ・びーと西 所長
池田 彩子	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション 施設長
齊藤 共代	齊藤 共代	横浜市北部地域療育センター センター長
坂上 尚子	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会 副代表
桜井 美佳	桜井 美佳	横浜市発達障害者支援センター センター長
高木 一江	高木 一江	横浜中部地域療育センター 所長
冢田 三枝子	冢田 三枝子	横浜高等教育専門学校
中野 美奈子	中野 美奈子	一般社団法人横浜市自閉症協会 会長
平田 幸宏	平田 幸宏	東洋英和女学院大学 人間科学部 保育子ども学科 准教授

3 令和5年度検討内容

横浜市障害者施策推進協議会による答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について」（令和2年6月）に基づき、横浜市の発達障害児・者への施策展開に関するPDCAサイクルへの評価・検証を中心とした議論を行いました。

第1回 令和5年9月7日（木曜日）

【議題】

- (1) 令和5年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容について
 - (2) 発達障害児・者に係る施策の取組について
 - ア 地域療育センターにおける令和5年度の取組状況について
 - イ 学齢後期障害児支援事業における令和5年度の取組状況について
 - ウ 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保に係る取組の実施について
 - エ 横浜市立高等学校における「通級による指導」について
 - オ 「発達障害地域連携プログラム」の実施状況について
 - カ その他の取組
- ・令和4年度横浜市発達障害者支援センター事業実施状況報告について
 - ・横浜市における強度行動障害のある方々のデータについて（令和3年4月時点）

第2回 令和6年2月6日（火曜日）

【議題】

- (1) 令和6年度 発達障害児・者施策関連予算案について
- (2) 発達障害児・者に係る施策の取組について
 - ア 地域療育センターにおける支援について
 - イ 学齢後期障害児支援事業について
 - ウ 横浜市立高等学校における「通級による指導」の開始について
 - エ 「発達障害地域連携プログラム」の実施状況について
 - オ 「発達障害地域連携プログラム」の実施状況について

3 横浜市障害者就労支援推進会議

1 設置目的

横浜市において、福祉・教育・労働・経営・行政等の各分野が連携し、障害者の就労支援基盤を強化し、地域による障害者の就労支援機能を向上させるため設置します。

2 委員

委員数	13名	[構成]	学識経験者	1名
			障害者団体	1名
			労働	1名
			就労支援機関	3名
			福祉	2名
			企業	2名
			医療	1名
			教育	1名
			当事者	1名

《委員名》	※委員長以下	五十音順	
委員長	眞保 智子	ほせいだいがくげんだいふくしがくぶ だいがくいんにんげんしゃかいげんきゅうかきょうじゅ	法政大学現代福祉学部・大学院人間社会研究科教授
	石川 祐子	よこはましんしんしょうがいじしゃ まも かいわれんめい	横浜市心身障害児者を守る会連盟
	伊藤 佐恵子	こうえきざいだんほうじんよこはましろうごうほけんいりょうざいだん	公益財団法人横浜市総合保健医療財団
		いそごくせいかつしえん	磯子区生活支援センター
	伊奈 瞳	かながわけんりつ しえんがっこう	神奈川県立あおば支援学校
	男澤 誠	かぶしがいしゃ だいひょうとりしまりやく	株式会社スリーハイ 代表取締役
	清田 佳子	しゃかいふくしほうじんどうあいかい いそご	社会福祉法人同愛会 ダイア磯子
	草野 仁志	かぶしがいしゃりたりこ りたりこ	株式会社LITALICOパートナーズ LITALICOワークス
	後藤 和馬	いりょうほうじんしゃだんじりつかい	医療法人社団自立会
	小林 秀彦	よこはまとうぶしゅうろうしえん しょちょう	横浜東部就労支援センター 所長
	須藤 久美子	よこはまこうきょうしよくぎょうあんていじよ せんもんえんじよぶちん	横浜公共職業安定所 専門援助部門
		しゅにんしゅうしよくそくしんしどうかん	主任就職促進指導官

たかお 高尾	ともり 智典	にほん 日本	かぶしがいしゃ ピザハット株式会社
ふくだ 福田	ひろゆき 裕行	せいかつきょうどうくみあい 生活協同組合	ユーコープ ひとざいかいほつぶ 人財開発部 じんざいかいほつか 人財開発課
		しょうがいしゃこようしえん 障害者雇用支援	たんとう 担当
やまき 山木	のぶひこ 暢彦	しゃかいふくしほうじんだいき 社会福祉法人大樹	ちいきかつどう つるみ地域活動ホーム
		つるみくきかんそうだんしえん 鶴見区基幹相談支援センター	みき 幹

3 令和5年度検討内容

しょうがいしゃ しゅうろうしえん かん じこう げんざいおこな じぎょう ちゅうしん
 障害者の就労支援に関する事項について、現在行っている事業を中心とした
 ぎろん おこな
 議論を行いました。

第1回 令和5年11月21日（火曜日）

- (1) かいかい しゅしせつめい
開会、趣旨説明
- (2) いいんしょうかい いいんちょうせんしゅつ
委員紹介、委員長選出
- (3) よこはまししょうがいしゃしゅうろうしえんすいしんかいぎ
横浜市障害者就労支援推進会議について
- (4) だい きよこはまししょうがいしゃ がいよう
第4期横浜市障害者プランの概要について
- (5) しゅうろうしえんかかり かくじぎょう
就労支援係における各事業について
- (6) はたら わたし しょくぎょうたいけん けんがくかい
「働きたい！私の職業体験・見学会」について
- (7) いけんこうかん
意見交換
- (8) よこはまししょうがいしゃしえんしせつどう じゆん もの にんていようこう かいせい
「横浜市障害者支援施設等に準ずる者の認定要綱」の改正について

第2回 令和6年3月14日（木曜日）

- (1) だい かい はたら かいさいあん
「第19回 働きたい！わたしのシンポジウム」開催案について
- (2) いけんこうかん
意見交換
- (3) れいわ ねんど よきんがいよう
令和6年度 予算概要について

4 横浜市障害者後見的支援制度検証委員会

1 設置目的

障害者が地域で安心して暮らすために必要な、身近な地域での見守りや本人の希望と目標に基づく生活のための支援等を行う後見的支援制度を、その理念に基づき、円滑かつ効果的に機能させるため、制度全体を検討することを目的として設置します。

2 委員

委員数	8名	[構成]	家族等	2名
			当事者	1名
			学識経験者	2名
			障害福祉事業従事者	3名

《委員名》 ※五十音順（部会長を除く）

部会長	麦倉 泰子	関東学院大学 社会学部現代社会学科教授
	荒木 雅也	YPS横浜ピアスタッフ協会
	浮貝 明典	横浜市グループホーム連絡会副会長
	佐伯 滋	横浜市心身障害児者を守る会連盟幹事
	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局 長
	品川 エミリー	横浜市本牧原地域ケアプラザ所 長
	徳田 暁	神奈川県弁護士会
	八木 克賢	横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンター 事務局 長

3 令和5年度検討内容

横浜市障害者後見的支援制度の、利用登録者数やあんしんキーパー登録者数に関する統計情報、及び各区後見的支援室の取組事例等の現況について報告しました。
また、検証委員会開催前に「現場訪問※」を実施し、現場訪問の中で確認された各区や推進法人の取組状況を共有し、課題について検証しました。

(※) 現場訪問：

委員が各区後見的支援室および推進法人を訪問し、実際の支援会議の見学や、取組

じょうきょうとう かん おこな とりくみ
状 況 等に関するヒアリングを行う 取組 のこと。

だい かい れいわ ねん がつ にち げつようび
第1回 令和5年8月21日（月曜日）

ぎだい
【議題】

- (1) よこはまししょうがいしゃこうけんできしえんせいど げんきょう
横浜市障害者後見的支援制度の現況について
- (2) かくくしょうがいしゃこうけんできしえんしつ げんばほうもん かか ほうこく
各区障害者後見的支援室の現場訪問に係る報告について

だい かい れいわ ねん がつ にち もくようび
第2回 令和6年2月8日（木曜日）

ぎだい
【議題】

- (1) よこはまししょうがいしゃこうけんできしえんせいど げんきょう
横浜市障害者後見的支援制度の現況について
- (2) かくくしょうがいしゃこうけんできしえんしつおよ すいしんほうじん げんばほうもん かか ほうこく
各区障害者後見的支援室及び推進法人の現場訪問に係る報告について
- (3) すいしんほうじん とりくみじょうきょう かだいとう かくにん
推進法人の取組状況や課題等の確認
- (4) かくくしょうがいしゃこうけんできしえんしつおよ すいしんほうじん とりくみじょうきょう ぜんしてき かだい
各区障害者後見的支援室及び推進法人の取組状況、全市的な課題につい

て

5 医療的ケア児・者等支援検討委員会

1 設置目的

市内の、胃ろうや人工呼吸器など医療的ケアを日常的に必要とする児・者及び重症心身障害児・者（以下「医療的ケア児・者等」という。）のライフステージに応じた支援体制を整備し、地域生活の充実及び介護者の負担軽減を図ることを目的とします。

2 委員

委員数	16名	[構成]	障害児・者やその家族	1名
			医療従事者	8名
			障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	5名
			教育関係者	2名

《委員名》 ※五十音順（部会長を除く）

部会長	赤羽 重樹	横浜市医師会 副会長
諫山 徹太郎	横浜市多機能型拠点 郷 施設長	
小川 貴由	金沢地域活動ホームりんごの森 所長	
河村 朋子	磯子区医師会 在宅部門統括管理責任者	
久保田 充明	横浜市薬剤師会 常務理事	
小林 拓也	横浜市医師会 小児在宅医療検討委員	
榊原 利絵子	横浜医療福祉センター港南 生活支援部長	
内藤 実	横浜市病院協会 副会長	
中尾 健太郎	横浜市東部地域療育センター 通園課 園長	
成田 裕子	NPO法人 フェージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会 理事長	
	(元 県立養護学校校長)	
西村 朋美	横浜重心グループ連絡会 ～ぱざぱネット～ 代表	
二宮 威重	横浜市歯科医師会 常任理事	
藤田 淳志	いずみ苗場の会 俣野保育園 園長	
星野 陸夫	横浜市医師会 小児在宅医療検討委員	
水野 千鶴	横浜市医師会 常任理事	
わたなべ 英則	横浜市幼稚園協会 副会長	

3 令和5年度検討内容

医療的ケア児・者等実態把握調査について進捗を報告しました。

また、今年度新たに開始した「医療的ケア児・者等への対応状況等の実態に係る調査」について説明し、調査方法や項目等について委員の皆様から御意見をいただきました。

第1回 令和5年8月17日（木曜日）

【議題】

- (1) 医療的ケア児・者等への対応状況等の実態に係る調査について

【報告】

- (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業の取組状況について
- (2) 保育所等における医療的ケア児の受入れ等について

第2回 令和6年2月22日（木曜日）

【報告】

- (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業の取組状況について
- (2) 令和6年度予算案について
- (3) 医療的ケア児・者等への対応状況等の実態に係る調査について

「将来にわたるあんしん施策」の実績報告(令和4年度)

1 全体の事業費

令和4年度予算額
事業費(総額)31億7千8百万円
(うち、市税・地方交付税等の一般財源21億2千4百万円)

令和4年度決算額
事業費(総額)30億3千7百万円
(うち、市税・地方交付税等の一般財源22億7百万円)

令和5年度予算額
事業費(総額)38億7千7百万円
(うち、市税・地方交付税等の一般財源23億8千9百万円)

現在事業実施中のため、
令和5年度の決算額は
来年度の報告書でお示します。

2 主な取組内容、実績・進捗

施策の柱ごとに、主な取組を抜粋して記載しています。

なお、表中(一番右の列)にある「【課題と今後の方向性】」については、現時点での課題と第4期横浜市障害者プランの中間期(令和5年度末)までの方向性を記載しています。

(1) 親なき後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築		
<p>【事業名】 後見的支援制度</p>	<p>【事業内容】 障害者本人や家族に寄り添い、漠然とした将来の不安や悩みを一緒に考え、親なきあとも安心して暮らすことができる地域での見守り体制を構築します。</p>	<p>【令和4年度実績(年度末時点)】 ○実施か所数 18か所(各区1か所) ○登録者数 1,987人 ○あんしんキーパー数 1,465人 【課題と今後の方向性】 本制度を必要とする障害者は多く潜在すると考えられるため、制度を広く普及させ、必要とする人につないでいきます。また、地域における見守り体制の強化が必要であるため、あんしんキーパーの担い手の拡充に向け取り組んでいきます。</p>

<p>【事業名】 <small>たきのうがたきよてん</small> 多機能型拠点の <small>せいび うんえい</small> 整備・運営</p>	<p>【事業内容】 <small>つね いりようてき ひつよう じゅうしやう</small> 常に医療的ケアを必要とする重症 <small>しんしんしやうがいじ しゃとう かぞく ちいき</small> 心身障害児・者等とその家族の地域 <small>せいかつ しえん</small> 生活を支援するため、相談支援、 <small>たんきにゆうしよ せいかつかいご しんりやう ほうもん</small> 短期入所、生活介護、診療、訪問 <small>かんご きたくかいご いったいてき</small> 看護や居宅介護などを一体的に <small>ていきやう たきのうがたきよてん せいび うんえい</small> 提供する多機能型拠点を整備・運営 します。</p>	<p>【令和4年度実績(年度末時点)】 <small>しな い かんせいびよてい かんかいしよすみ</small> 市内6館整備予定のうち3館開所済 <small>さと さかえく いえ つぶきく</small> (郷/栄区、つづきの家/都筑区、 こまち/瀬谷区) ○4館目整備の進捗状況 <small>かんめせいび しんちよくじやうきやう</small> 実施設計完了及び着工 <small>せっち うんえいほうじん ふく よこはまきやうせいかい</small> 設置・運営法人(福)横浜共生会 ○登録者数 <small>たんきにゆうしよ にん</small> ・短期入所 581人 <small>につちゆういちじしえん にん</small> ・日中一時支援 458人 <small>せいかつかいご さと のぞ にん</small> ・生活介護(郷を除く) 62人 【課題と今後の方向性】 ○令和5年度4館目しゅん工(令和6年度 かいしよよてい) <small>かんめ にしくおいまつちやう せいび</small> ○5館目については西区老松町に整備 よてい ひ つづ かんせいび を予定しています。引き続き6館整備 <small>む さまざま しゅほう けんとう</small> に向け、様々な手法を検討しながら、 <small>そうき せいび む とく</small> 早期の整備に向けて取り組んでいきま す。</p>
--	---	--

しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか たいおう
(2) 障害者の高齢化・重度化への対応

【事業名】
 しょうがいしゃ
**障害者グループ
 ホーム設置
 運営費補助事業**

【事業内容】
 しょうがいしゃ こうれいか じゅうどか たいおう
**障害者の高齢化・重度化への対応
 のため、高齢化・重度化対応グルー
 プホームを拡充します。**
 また、利用するグループホームが
 こうれいか じゅうどかどう せいかつ
**高齢化・重度化等により、生活が
 こんなん ばあい
 困難となる場合に、グループホーム
 のバリアフリー等改修に係る経費を
 ほじよ
 補助します。**

【令和4年度実績(年度末時点)】
 こうれいか じゅうどか たいおう
 ○ **高齢化・重度化対応グループホーム
 設置数及び定員数**
 せっちすうおよ ていいんすう
**設置数:3箇所
 定員数:26人**
 【内訳】
 こうれいか かしょ ていいん じん
高齢化:2箇所、定員16人
 じゅうどか かしょ ていいん じん
重度化:1箇所、定員10人
 ○ **バリアフリー等改修経費補助件数
 3件(平成24年度から累積16件)**

【課題と今後の方向性】
 こうれいか たいおう じゅうどしやうがいしゃ かた しえん
**高齢化への対応や重度障害者の方の支援
 さく きやうぎ にゆうしよしせつ
 策を協議するため、入所施設やグループホ
 ームの運営事業者団体との協議の場を
 うんえいじぎやうしゃだんたい きやうぎ ば
 設置しました。引き続き、持続的に実現可能
 せっち ひ つづ じぞくてき じつげんかのう
 な仕組みを検討していきます。**
**バリアフリー等改修事業は、必要性が認め
 られるグループホームについて整備を進め
 てきました。今後とも、利用者の状態変化に
 たい、グループホームが適切な時期に必要
 かいしゆう せいど あんない じぜん
 な改修ができるよう、制度の案内や事前の
 ちやうさ けいぞく じっし
 調査を継続して実施していきます。**

<p>じぎょうめい 【事業名】 みんかんじゅうたくきょじゅう 民間住宅居住 しえんじぎょう 支援事業</p>	<p>じぎょうないよう 【事業内容】 しょうがいしゃ みんかんちんたいじゅうたく にゆうきよ 障害者が民間賃貸住宅への入居を しやすくする仕組みとして「住宅セー フティネット制度」を活用し、住宅の マッチングや入居支援などを行いま す。 また、平成30年度に設立した 横浜市居住支援協議会を核に、 不動産事業者と福祉支援団体との 連携を強化します。 令和元年8月に開設した相談窓口 では、住宅確保要配慮者やオーナー 等からの相談に対し、住宅の紹介や 福祉相談窓口の紹介等を行いま す。</p>	<p>れいわ ねんどじっせき ねんどまつじてん 【令和4年度実績(年度末時点)】 そうだんけんすう ○相談件数 415件(合計2,003件のうち、障害者から の相談件数) かだい こんご ほうこうせい 【課題と今後の方向性】 しょうがいしゃ きょじゅうしえん にゆうきよ あと せいかつ 障害者の居住支援は、入居した後の生活 支援も重要であり、入居から退去までの切 れ目のない支援を充実する必要がある す。そのため、居住支援協議会相談窓口と 居住支援を行う不動産や福祉の事業者な どとの連携を強化することにより、障害者の 状況に応じたきめ細やかな支援を進めま す。</p>
--	--	--

(3) 地域生活のためのきめ細かな対応

【事業名】	【事業内容】	【令和4年度実績(年度末時点)】
<p>障害児者の医療環境整備事業</p>	<p>障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。</p> <p>また、医療的ケア児・者等の地域生活への支援として、必要な支援を総合的に調整する「横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター」の養成と配置、所属する施設・事業所等において、医療的ケア児・者等の受入れを積極的に行えるよう支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う「横浜型医療的ケア児・者等支援者」の養成を行います。</p>	<p>知的障害者専門外来設置医療機関の箇所数及び受診者数</p> <p>設置数:5病院 受診者数:221人</p> <p>医療的ケア児・者等コーディネーター相談件数</p> <p>659件</p> <p>医療的ケア児・者等支援者養成研修修了者数</p> <p>42人(累計136人)</p> <p>【課題と今後の方向性】</p> <p>知的障害者専門外来設置医療機関について、南部方面に設置できておらず、箇所数も少ないため、南部方面に6か所目の設置を目指します。また、身近なかかりつけ医で適切な医療が受けやすくなるよう、医療従事者を対象とした障害理解の促進につながる研修を行います。</p> <p>医療的ケア児・者等支援促進事業について、医療的ケア児・者等に対応できる施設・事業所等が少ないため、医療的ケア児支援法の施行も踏まえ、保育・教育分野での受入れ促進を図ります。</p> <p>・オンライン開催も含め支援者養成を着実に進めるとともに、フォローアップ研修の実施等により関係機関の連携強化を進めます。</p> <p>・コーディネーターの認知度を向上させ、地域の支援者や関係機関が医療的ケア</p>

		<p>見・者の対応についての相談をしやすいとします。</p>
<p>【事業名】 移動情報センター運営等事業</p>	<p>【事業内容】 移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターを全区に設置し、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。</p>	<p>【令和4年度実績(年度末時点)】 ○相談件数 2,172件 【課題と今後の方向性】 今後は、移動情報センターの更なる周知を図ることでセンターが広く認知され、活用が進むよう取り組んでいきます。また、運営の充実に向けて、移動に関連する社会資源との連携を深め、センター運営協議会等において効果的な取組事例を共有することにより、相談時に移動に関わる適切な情報が提供できるよう取り組んでいきます。</p>
<p>【事業名】 障害者自立生活アシスタント</p>	<p>【事業内容】 地域で単身等で生活する障害者に対して、自立生活アシスタントが、その障害特性を踏まえて、具体的な生活場面での社会適応力を高める助言を中心とした支援を行います。</p>	<p>【令和4年度実績(年度末時点)】 ○実施か所数 36か所(知的・精神・高次脳機能障害対象) ○登録者数 のべ774人 【課題と今後の方向性】 障害者の地域移行を進める中で、本事業の必要性は高いものと考えられます。法定サービスである自立生活援助との整理を明確にし、引き続き、必要な方に支援が届くよう関係機関への周知やアシスタントのスキルアップに努めます。</p>

よこはまししていしょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつび うんえいとう きじゆん かん じょうれいとう
横浜市指定 障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等
いちぶかいせい
の一部改正について

1 趣旨

令和6年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正す
る省令」等（以下「基準省令等」という。）が公布されました。

これに伴い、関連する本市の条例の一部を改正します。

2 改正する条例

- 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
（平成24年12月横浜市条例第64号）（以下、①とする。）
- 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24
年12月横浜市条例第65号）（以下、②とする。）
- 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12
月横浜市条例第66号）（以下、③とする。）
- 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市
条例第69号）（以下、④とする。）

3 改正の概要

国の基準省令等で示された内容について、次のとおり改正します。

なお、改正内容がいずれの条例に含まれるものかは、以下の各項目末尾に記載した①～

④で示しています。

【主な改正内容】

(1) 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

ア 利用者の意思決定の支援の推進

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者は、
利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めることとします。【①～④】

イ 個別支援計画の共有

障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画の作成を推進するため、各障害
福祉サービス事業所が作成した個別支援計画を相談支援事業所に交付することを
義務付けます。【①～④】

ウ リハビリテーション職の配置基準

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する方等の支援のため、生活介護及び自立訓練（機能訓練）事業所の人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士及び作業療法士の他に言語聴覚士を加えます。【①～④】

エ 指定共同生活援助（以下、「グループホーム」という。）から希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する入居中における一人暮らし等に向けた支援や、退居後の相談支援等を義務付けます。

【①】

オ 地域との連携等の強化

支援の質を確保する観点から、グループホーム、及び指定障害者支援施設（以下、「障害者入所施設」という。）において、利用者及びその家族、地域住民の代表者等により構成される地域連携推進会議をおおむね1年に1回以上開催する等の外部の目を定期的に入れる取組を義務付けます。（1年の経過措置あり）【①、②、④】

カ 障害者入所施設における地域移行の推進

本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、地域移行等意向確認担当者を選任し、すべての入所者に対して、地域生活への移行及び施設外の日中サービス利用に係る意向確認を義務付けます。（2年の経過措置あり）【②、④】

(2) 医療と福祉の連携（新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携）

グループホーム及び障害者入所施設については、施設内の感染者への診療等に対応できる体制を構築するため、あらかじめ第二種協定指定医療機関※との間で、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとします。【①、②、④】

※ 第二種協定指定医療機関：新興感染症等発生時に、発熱外来や自宅療養者等への医療提供を行う医療機関のこと

(3) 社会の変化等に伴う障害者の多様なニーズに応じた就労（就労選択支援の創設）

新たな障害福祉サービスである「就労選択支援」について、人員、設備及び運営に関する基準を定めます。【①、③】

4 施行予定日

令和6年4月1日

なお、基準省令等の施行日に合わせて、令和7年10月1日（予定）に施行する条もあります。

よこはましじどうふくししせつ せつびおよ うんえい きじゅん かん じょうれいとう
横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の
いちぶかいせい
一部改正について

1 しゅし
趣旨

「児童福祉法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴い、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第5号。以下「府令」という。）が定められたことから、府令の基準に合わせて「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年条例第60号）等3つの条例の一部を改正します。

2 かいせい じょうれい
改正する条例

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第60号）
- (2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第61号）
- (3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年条例第62号）

3 おも かいせい がいよう
主な改正の概要

- (1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - ア 児童発達支援センターの一元化及び児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化
児童福祉法の一部を改正する法律により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「児童発達支援センター」について、「福祉型」と「医療型」という類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本条例においても同様に類型を一元化します。あわせて、既存の福祉型における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化します。
- (2) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
 - ア 児童発達支援の一元化及び児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場
限る。以下、アにおいて同じ。）における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、
重症心身障害児）の区分の一元化
児童福祉法の一部を改正する法律により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本条例においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化します。あわせて、既存の児童発達支援にお

る人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化します。

イ 障害児通所支援事業所の管理者の専従要件の緩和
障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとします。

ウ 障害児支援における子どもの最善の利益の保障
指定障害児通所支援事業者は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととします。

エ 質の高い発達支援の提供の推進

(ア) 総合的な支援の推進
指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととします。

(イ) 事業所の支援プログラムの作成、公表
指定児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならないこととします。

(ウ) 自己評価・保護者評価の充実
指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化します。

オ インクルージョンに向けた取組の推進
指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならないこととします。

(3) 横浜市指定障害児入所施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

ア 移行支援計画の作成

指定障害児入所施設の管理者は、成人期に向けた移行支援を早期から計画的に促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、当該移行支援計画に基づき移行支援を進めなければならないこととします。

イ 家庭的な養育環境の確保

指定障害児入所施設は、できる限り障害児が良好な家庭的環境において支援を受けることができるよう努めなければならないこととします。

ウ 障害児支援におけるこどもの最善の利益の保障

指定障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児およびその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととします。

(ア) 入所支援計画の作成

児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととします。

(イ) 個別支援会議の実施

児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、入所支援計画の原案について意見を求めることとします。

エ 新興感染症発生時等の対応に係る体制整備

新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定福祉型障害児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとします。

また、指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととします。

4 施行期日

令和6年4月1日（改正される府令等と同日）

ただし、一部規定は、令和7年10月1日から施行します。

補装具費支給事業等における対象者の拡大について

1 補装具費支給事業

(1) 趣旨

補装具費支給制度は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付のひとつであり、市町村が実施主体となっています。

今般、当該制度に設けられている所得制限に関し、令和6年度のことも家庭庁予算案において、「障害児に対する補装具費支給制度における所得制限の撤廃」及び、係る予算は厚生労働省予算に計上される旨が示されました。このため、令和6年度から障害児においては、国制度上全ての者が対象となります。ただし、当該改正の実施時期・内容の詳細は現在のところ示されていません。一方で、国制度における障害者に対する所得制限の撤廃は示されていないことから、障害の永続性を考慮し、本市として独自制度により助成を行います。障害者に対する独自助成制度についても、現在のところ実施時期は未定ですが、令和6年度内に実施します。

(2) 制度対象の拡充内容について

ア 申請見込者数

障害児：100人程度/年 障害者：320人程度/年

イ 実施時期等

障害児・者ともに現在未定

【参考】 現行の補装具費支給制度について

1 概要

補装具とは、身体障害者（児）や難病患者等が、失われた身体機能を補完または代替するための用具です。補装具費支給制度では、費用の一部を支給します。

2 補装具の種類

義肢、車椅子、補聴器など

3 利用者負担

利用者負担額は、原則として、1割負担です。

ただし、世帯の課税状況に応じて、負担上限月額が設定されています。

区分	世帯の課税状況等	負担上限月額
生活保護世帯	生活保護世帯等の方 ※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合を含む。	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯で、最多課税者の市民税所得割額が46万未満の世帯	37,200円
制度対象外	市民税課税世帯で、最多課税者の市民税所得割額が46万以上の世帯	

2 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業

(1) 趣旨

「要電源障害児者等災害時電源確保支援事業」は、本市の独自事業として令和4年度から実施しています。電源が必要な医療機器を在宅で使用される方を対象に、災害時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の給付を行っています。

令和6年度からは所得制限を撤廃し、対象者の拡大を図ります。なお、実施時期は現在、調整中です。

※対象者：人工呼吸器・A P D（自動腹膜透析）装置を使用する障害児・者等

品目	機器要件
正弦波インバーター 発電機	利用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で動作する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850 V A 以上のもの
ポータブル電源 (蓄電池)	利用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300 W 以上のもの
D C / A C インバーター (カーインバーター)	利用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源(D C)を正弦波交流電源(A C)に変換する装置で、定格出力が300 W 以上のもの

(2) 現行の要電源支給制度における給付上限額について

区分	世帯の課税状況等	対象品目と給付上限額
生活保護世帯	生活保護世帯等の方 ※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合を含む。	正弦波インバーター発電機：120,000円 ポータブル電源：60,000円 D C / A C インバーター：45,000円
低所得	市民税非課税世帯	
一般	市民税課税世帯で、最多課税者の市民税所得割額が46万未満の世帯	正弦波インバーター発電機：108,000円 ポータブル電源：54,000円 D C / A C インバーター：40,500円
制度対象外	市民税課税世帯で、最多課税者の市民税所得割額が46万以上の世帯	

農作業受注促進モデル事業の実施について

1 趣旨

障害福祉事業所において受注可能な作業項目を拡大し、受注機会の増加、障害のある方の自信や生きがいの創出等を図るため、農福連携(※)に取り組んでいる環境創造局と連携し、令和6年度より「農作業受注促進モデル事業」を実施します。

(※参考 農福連携とは)

農福連携(農業と福祉の連携)は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。農福連携の取組は、障害者の就労や生きがい等の場の創出となるだけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

2 農作業受注促進モデル事業概要

(1) 目的

「障害のある方に対して農作業の指導を行う指導者の育成」等を通じて、受注作業として「農作業」を行うことのできる障害福祉事業所を増やし、よこはま障害者共同受注総合センター「わーく」へ作業内容「農作業」での登録を促します。

(2) 実施内容(予定)

ア 農作業に関する研修会

主に障害福祉事業所の支援員の方を対象に、農作業に関する研修(座学)等を行い、農作業に関する基礎知識を身に付けます。

イ 農作業見学・体験会

主に障害福祉事業所の支援員の方と利用者の方を対象に作業を受注した障害福祉事業所の方々が行う農作業を見学する見学会を開催します。見学する障害福祉事業所は、自身の事業所で作業が可能かどうかの見極めを行うとともに、作業分解・指導手法を学びます。

ウ 農作業の受注

発注のあった農作業の受注調整を行い、上記の一連の研修等を経た障害福祉事業所の受注に繋がります。

3 今後

環境創造局と実施についての検討を進め、本モデル事業に取り組む障害福祉事業所等を公募する予定です。



れい 令和 6 ねん 年度

よ さん がい よう
予 算 概 要

きよくばっすいばん
4 局 抜粋版

けんこうふくしきよく
健康福祉局

せいしょうねんきよく
こども青少年局

いりょうきよく
医療局

きょういくいいんかいじむきよく
教育委員会事務局



れい 令和 6 ねん 年度
令 和 6 年 度

よ さん がい よう
予 算 概 要

けん こう ふく し きょく
健 康 福 祉 局

超高齢社会が進展し人口減少の局面を迎え、さらに地域のつながりが希薄化して
いく中、いわゆる「8050問題」や「孤独・孤立」、「身寄りのない高齢者」など、
福祉・健康分野における課題は多様化・複雑化しており、分野を超えた包括的な
対応が求められています。

このような状況の中で、市民生活の安心・安全を確保するため、「横浜市中期
計画2022～2025」をはじめとする各種計画の目標達成に向けた施策を着実に実施
します。また、10年、20年先を見据え、データ活用やDXの推進により、将来にわた
って持続可能な施策の充実を目指し、各種取組を推進していきます。

5つの柱と主な取組

1 地域福祉保健の推進

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるまちづくりを地域と共に進めるた
め、地域人材への支援を進めるとともに第5期横浜市地域福祉保健計画の取組を
推進し、区計画の策定を支援します。さらに、多様化・複雑化する地域の課題に
対応していくため、専門職の人材育成支援や福祉保健センターのあり方について
検討を進めます。また、パーキングパーミット制度を導入し、インクルーシブな社会
の実現を目指します。地域ケアプラザについては、利便性の向上及び職員の業務
効率化を図るため、施設予約のシステム化に向けた調査・研究を行います。

2 高齢者保健福祉の推進

高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるよう、よこはまポジティブエイジング計画に
基づき、高齢者保健福祉施策を推進します。特別養護老人ホームの待機者対策を
強化するとともに、総合的な介護人材確保対策を進めます。また、保健事業と介護
予防の一体的実施による一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を行いま
す。さらに、認知症に関する正しい知識の普及を図り、社会の理解を深めると
ともに、認知症の方やご家族等を支援する取組を進めます。敬老特別乗車証につい
ては、IC化により収集した利用実績データの分析をもとに、引き続き、制度の
検討を進めます。

3 障害者施策の推進

障害のある人が自らの意思により自分らしく生きることができるよう、第4期
障害者プランの取組を推進します。医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等
とご家族が身近な地域で安心して生活できるよう、市内4館目となる多機能型
拠点を開所するとともに、5館目の整備に向けた検討を進めます。また、国の

補装具費支給制度の対象とならない方への支援を行います。依存症対策、障害者虐待の防止や障害者差別解消法への取組、第2期自殺対策計画に基づく総合的な自殺対策など、社会情勢を踏まえた対応を一層進めます。

4 生活基盤の安定と自立の支援

様々な事情により生活にお困りの方からの相談を広く受け止め、自分らしく安定した生活の実現に向けて、福祉・就労・家計改善支援などにより生活困窮者の自立支援を推進し、暮らしを支えるセーフティーネットを確保します。ひきこもり支援については、当事者・家族支援に確実に取り組みます。また、国の低所得者支援に基づく給付金の支給に着実に対応していきます。

5 健康で安心な暮らしの支援

第3期健康横浜21に基づき、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりの取組を進めるとともに、健康づくりに関する情報を効果的に発信するための広報・プロモーションを行います。また、墓地の需要や増加する火葬需要に対応するため、市営墓地の整備や使用者募集を実施するとともに、引き続き5か所目の市営斎場整備を着実に進めます。

市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」を目標に、職員一丸となって取り組んでいきます。

けんこうふくしきょくよさんあんそうかつひょう
健康福祉局予算案総括表

いっほんかいけい
(一般会計)

たんい せんえん
(単位：千円)

こゝろ 項 目	ねんど 5年度	ねんど 6年度	ぞうげん 増△減	ぞうげんりつ 増減率 (%)	び 備	こゝろ 考
7 かん けんこうふくし ひ 健康福祉費	358,330,786	362,077,981	3,747,195	1.0		
1 かん しゃかいふくし ひ 社会福祉費	52,709,307	52,029,561	△ 679,746	△ 1.3	しゃかいふくし そつむ ひ しゃかいふくし じぎょうしんこうひ 社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、 こくみんねんきんひ おやかていとういりようひ 国民年金費、ひとり親家庭等医療費、 しょうにいりようひ そつむ ひ 小児医療費、葬務費	
2 かん しょうがいしやふくし ひ 障害者福祉費	135,638,661	140,073,665	4,435,004	3.3	しょうがいしやふくしひ けんこうそうだん 障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、 しょうがいしやてあてひ じゅうどしょうがいしやいりようひ しょうがいしやふくしせつらん 障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運 営費、リハビリテーションセンター等運営費	
3 かん らうじんふくし ひ 老人福祉費	17,662,443	13,672,541	△ 3,989,902	△ 22.6	らうじんそちひ らうじんふくしひ らうじんふくし しせつ うんえいひ 老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費	
4 かん せいかつえんご ひ 生活援護費	134,651,740	136,947,502	2,295,762	1.7	せいかつほごひ えんご たいさくひ 生活保護費、援護対策費	
5 かん けんこうふくし し せつ 健康福祉施設 せいび ひ 整備費	7,672,087	8,855,428	1,183,341	15.4	けんこうふくし しせつ せいびひ 健康福祉施設整備費	
6 かん けんこうすいしんひ 健康推進費	9,996,548	10,499,284	502,736	5.0	けんこう ちいぎ けんこう すいしんひ 健康づくり費、地域保健推進費	
19 かん しよし しゆきん 諸支出金	126,492,382	129,506,065	3,013,683	2.4		
1 かん とくべつかいけいりきり だしきん 特別会計繰出金	126,492,382	129,506,065	3,013,683	2.4	こくみんけんこうほけん じぎょうひ かいご ほけん じぎょうひ こうき こうれい 国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢 しゃいりようじぎょうひ こうがいひがいしやきゅうさいじぎょうひ すいどじぎょう じど 者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自 らうしや じぎょうおよ ころそくてつどじぎょうかいけいりきりだしきん 動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金	
いっほんかいけいけい 一般会計計	484,823,168	491,584,046	6,760,878	1.4		

とくべつかいけい
(特別会計)

こくみんけんこうほ けん 国民健康保険 じぎょうひ かいけい 事業費会計	323,020,354	307,982,954	△ 15,037,400	△ 4.7	
かいご ほ けん 介護保険 じぎょうひ かいけい 事業費会計	328,344,470	341,376,098	13,031,628	4.0	
こうき こうれいしやい りよう 後期高齢者医療 じぎょうひ かいけい 事業費会計	91,751,276	101,735,632	9,984,356	10.9	
こうがいひ がいしやきゅうさい 公害被害者救済 じぎょうひ かいけい 事業費会計	35,151	33,483	△ 1,668	△ 4.7	
しんはかえんじぎょう ひ かいけい 新墓園事業費会計	1,425,432	2,279,038	853,606	59.9	
とくべつかいけいけい 特別会計計	744,576,683	753,407,205	8,830,522	1.2	

けんこうふくしきょく いっほんかいけいけい
健康福祉局一般会計予算の財源

	ねんど 5年度	ねんど 6年度
特 定 財 源	(46.5)	(46.1)
一 般 財 源	(53.5)	(53.9)
合 計	(100)	(100)
計 けい	484,823,168	491,584,046

() 内は構成比

もくじ
目次

・	令和6年度健康福祉局予算案の考え方	1
・	令和6年度健康福祉局予算案総括表	2
<hr/>		
I	地域福祉保健の推進	4
1	地域福祉保健計画推進事業等	3
2	権利擁護事業	4
3	地域ケアプラザ整備・運営事業	
4	福祉のまちづくり推進事業等	
<hr/>		
II	高齢者保健福祉の推進	8
・	高齢者保健福祉事業の概要	11
5	高齢者の社会参加促進	12
6	データを活用したフレイル対策の推進	13
7	在宅の高齢者の支援	14
8	高齢者施設や住まいの整備等の推進	15
9	特別養護老人ホームを必要とされている方への支援	15
10	低所得者の利用者負担助成事業	16
11	介護人材の確保等	
12	認知症施策の推進	
13	介護保険事業	
14	(地域支援事業) 包括的支援事業	
15	(地域支援事業) 介護予防・日常生活支援総合事業	
16	(地域支援事業) 任意事業	
<hr/>		
III	障害者施策の推進	18
・	障害福祉主要事業の概要	24
17	障害者の地域生活支援等	25
18	障害者の地域支援の拠点	26
19	障害者の相談支援	27
20	障害者の移動支援	28
21	障害者支援施設等自立支援給付費	29
22	障害者グループホーム設置運営事業	30
23	障害者施設の整備	
24	障害者の就労支援	
25	障害者のスポーツ・文化	
26	障害者差別解消・障害理解の推進	
27	重度障害者医療費助成事業・更生医療事業	
28	こころの健康対策	
29	依存症対策事業	
30	精神科救急医療対策事業	
<hr/>		
IV	生活基盤の安定と自立の支援	27
31	生活保護・生活困窮者自立支援事業等	34
32	ひきこもり相談支援事業	35
33	援護対策事業	36
34	小児医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業・小児慢性特定疾病医療給付事業	
35	後期高齢者医療事業	
36	国民健康保険事業	
<hr/>		
V	健康で安心な暮らしの支援	31
37	市民の健康づくりの推進	39
38	斎場・墓地管理運営事業	
39	難病対策事業 公害健康被害者等への支援	
<hr/>		
・	外郭団体関連予算案一覧	34
・	財源創出の取組	35

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しています。

※各事業の令和6年度予算額の横に、()で前年度予算額を併記しています。

※【基金】と記載している事業は、社会福祉基金を充当している事業です。

III 障害者施策の推進

1 障害者総合支援法に基づく主な事業

障害者への福祉サービスの基本的な内容は、障害者総合支援法に規定されており、国が定める基準に基づき個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村等が地域の特性や利用者の状況に応じて、給付の基準や内容を定める「地域生活支援事業」によって構成されています。

事業種別	本市事業名
障害福祉サービス費等 (介護給付、訓練給付)	居宅介護事業【予算概要17】、障害者地域活動ホーム運営事業【予算概要18】 障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】、在宅障害児・者短期入所事業 障害者グループホーム設置運営事業【予算概要22】
計画相談支援給付費等	計画相談・地域相談支援事業【予算概要19】
自立支援医療費等	更生医療事業【予算概要27】、医療費公費負担事業【予算概要28】 医療給付事業、障害者支援施設等自立支援給付費【予算概要21】
補装具費	生活支援事業【予算概要17】
高額障害福祉サービス等給付費	高額障害福祉サービス費等償還事業

後見的支援推進事業 【予算概要17】	障害のある方が安心して地域で暮らせるように、生活を見守る仕組みを、地域を良く知る社会福祉法人等とともに作っていきます。
精神障害者生活支援センター運営事業 【予算概要18】	各区に1館ある「精神障害者生活支援センター」では、精神障害者の自立生活を支援するため、精神保健福祉士による相談や居場所の提供等を行っています。
地域活動支援センター (障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型) 【予算概要18】	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センター(障害者地域作業所型等)に対して助成を行います。
障害者相談支援事業 【予算概要19】	基幹相談支援センター等に配置された専任職員が、障害者が地域で安心して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。
発達障害者支援体制整備事業【予算概要19】	発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。

2 その他の主な事業

上記の障害者総合支援法に規定されている事業以外にも、本市が独自に企画した事業等を展開しています。(財源については、可能な限り国費・県費を導入しています。)

障害者自立生活アシスト事業等 【予算概要17】	地域で生活する単身等の障害者に対し、居宅訪問等を通じた助言や相談等のサービスを提供し、地域生活の継続を図ります。(障害者総合支援法の自立生活援助事業を含む)
多機能型拠点運営事業 【予算概要18】	常に医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児・者等を支援するため、診療、訪問看護、短期入所等のサービスを一体的に提供する「多機能型拠点」を運営します。

その他の主な事業

障害者地域活動ホーム 運営事業【予算概要18】	在宅の障害児・者の支援拠点として、日中活動のほか、一時的な滞在等を提供する「障害者地域活動ホーム」を各区で運営します。
重度障害者タクシー料金 助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付することにより、タクシー料金を助成します。
障害者自動車燃料費助成事業【予算概要20】	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付することにより、自動車燃料費を助成します。
障害者就労支援事業 【予算概要24】	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等にも取り組みます。
障害者スポーツ文化センター管理運営事業 【予算概要25】	横浜ラポール及びラポール上大岡において、障害者のスポーツ・文化活動を推進します。
障害者差別解消推進事業【予算概要26】	障害者差別解消法、障害者差別解消の推進に関する取組指針等に基づいた事業を行います。
こころの健康対策 【予算概要28】	自殺対策の充実に向け、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に取り組みます。このほか、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
依存症対策事業 【予算概要29】	横浜市依存症対策地域支援計画の改定に向けた基礎調査を実施するほか、計画に基づき、支援者向けガイドラインの更なる活用や様々な媒体での普及啓発等の取組を行います。
精神科救急医療対策事業【予算概要30】	県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。

3 障害者手帳所持者数	各年度、3月31日現在の人数。
【令和2年度】	身体障害：99,455人、知的障害：33,553人、精神障害：40,854人、合計：173,862人
【令和3年度】	身体障害：98,829人、知的障害：34,859人、精神障害：43,767人、合計：177,455人
【令和4年度】	身体障害：97,869人、知的障害：36,283人、精神障害：46,975人、合計：181,127人

17	<p style="text-align: center;">障 害 者 の 地 域 生 活 支 援 等</p>	<p>事業内容 本人の生活力を引き出す支援の充実を図り、障害者が地域で自立した生活を送れるよう、各事業を推進していきます。 あんしんと表記している事業は、「将来にわたるあんしん施策」を含む事業です。）</p>								
<p>本 年 度</p>	<p>202億7,691万円</p>	<p>1 後見の支援推進事業 あんしん 6億2,835万円 (6億2,825万円)</p> <p>障害者が地域で安心して暮らせるよう、本人の日常生活を見守るあんしんキーパーをはじめとして、住み慣れた地域での見守り体制を構築します。 また、制度登録者に対して、定期訪問のほか、将来の不安や希望を本人に寄り添いながら聴き、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。(全区実施)</p>								
<p>前 年 度</p>	<p>193億9,532万円</p>	<p>2 障害者ホームヘルプ事業 185億9,992万円 (177億3,258万円)</p> <p>身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害、知的障害、精神障害の児・者に対して、ホームヘルプサービスを提供します。また、大学就学や就労している重度障害者に対して身体介護等の支援を提供します。 ・重度障害者等就労支援特別事業【基金】</p>								
<p>差 引</p>	<p>8億8,159万円</p>									
<p>本年度の財源内訳</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 945 387 1039">国</td> <td data-bbox="387 945 619 1039">65億6,972万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1039 387 1144">県</td> <td data-bbox="387 1039 619 1144">32億6,236万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1144 387 1256">その他</td> <td data-bbox="387 1144 619 1256">2,527万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1256 387 1335">市費</td> <td data-bbox="387 1256 619 1335">104億1,956万円</td> </tr> </table>	国	65億6,972万円	県	32億6,236万円	その他	2,527万円	市費	104億1,956万円	
国	65億6,972万円									
県	32億6,236万円									
その他	2,527万円									
市費	104億1,956万円									
		<p>3 障害者自立生活アシスタント事業・自立生活援助事業 あんしん 2億1,004万円 (2億1,151万円)</p> <p>一人暮らしの障害者や一人暮らしを自指す障害者に対して、支援員の定期的な自宅訪問や随時の対応により、日常生活に関する相談や助言、情報提供等を行います。関係機関との連絡調整や連携を通じて、本人が持つ能力を最大限に引き出し、地域で安定した単身生活を継続できるよう支援します。</p> <p>4 医療的ケア児・者等支援促進事業〈拡充〉 あんしん 836万円 (628万円)</p> <p>医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を新たに2名養成し、市内6拠点に複数名の配置を進めます。</p> <p>5 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業【基金】〈拡充〉 977万円 (2,602万円)</p> <p>電源が必要な医療機器を在宅で常時使用する障害児者等に対し、災害等による停電時の備えとして、蓄電池等の非常用電源装置の購入を補助します。また、所得制限を撤廃し、給付対象者を拡大します。</p>								

6 災害時障害者支援事業【基金】〈拡充〉 あんしん 1,500万円 (100万円)

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所での生活ができるよう、福祉用具の備蓄や避難場所における設備整備等を進めます。
発災に備えた発電機等が未整備の施設（15か所）に対して、整備費を補助します。

7 補装具費支給事業〈拡充〉 8億547万円 (7億8,968万円)

障害者（児）の失われた身体機能を補完または代替するため、用具（義肢、装具、車椅子、補聴器等）の購入等の費用を支給します。また、国のこどもの所得制限撤廃の方針を踏まえ、給付対象者を拡大します。

18	障害者の 地域支援の拠点		事業内容 1 多機能型拠点運営事業 あんしん 2億7,811万円 (1億9,767万円) 常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等の地域での暮らしを支援するため、診療所を併設し、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点施設を運営します。令和6年度に北東部方面多機能型拠点(港北区)が開所予定です。 (4か所)
	本年度	108億1,474万円	2 障害者地域活動ホーム運営事業 61億561万円 (59億632万円) 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設として生活支援事業や日中活動事業を行う「障害者地域活動ホーム」に、運営費助成等を行います。 (41か所：社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所)
	前年度	105億2,762万円	
	差引	2億8,712万円	
本年度の財源内訳	国	32億3,254万円	3 精神障害者生活支援センター運営事業 あんしん 13億5,445万円 (13億2,406万円) 統合失調症など精神障害者の社会復帰、自立等を支援する拠点施設として、全区で運営を行います。 4 地域活動支援センターの運営 あんしん 30億7,657万円 (30億9,957万円) 在宅の障害者に通所による活動の機会を提供し、社会との交流を促進する施設に対して、その運営費を助成します。(6年度末見込み 138か所)
	県	16億1,627万円	
	その他	9万円	
	市費	59億6,584万円	

19	障害者の相談支援		<p>事業内容</p> <p>1 障害者相談支援事業 13億1,965万円（8億5,782万円）</p> <p>基幹相談支援センター等にて身近な地域での相談から専門的な相談まで総合的に実施するとともに、障害のある方が地域で安心して生活できるよう地域生活支援拠点機能の充実に向けて取り組みます。</p> <p>また、過年度の消費税相当額等を負担します。</p> <p>2 計画相談・地域相談支援事業 12億3,297万円（11億6,371万円）</p> <p>障害福祉サービス等を利用する方に、サービス等利用計画の作成を含む相談支援を実施します。また、計画相談支援の実施率向上のため、「常勤・専従」の相談支援専門員を配置した事業所に対し、助成を実施します。</p> <p>その他、施設等からの地域移行、単身等で生活する障害者の地域定着を支援する地域相談支援を実施します。</p> <p>3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 3,884万円（3,664万円）</p> <p>発達障害者の支援に困難を抱えている事業所への訪問支援や、強度行動障害に対する支援力向上を図るための研修の実施、地域での一人暮らしに向けた当事者支援を行うサポートホーム事業を実地します。</p>
	本年度		25億9,146万円
	前年度		20億5,817万円
	差引		5億3,329万円
本年度の財源内訳	国		11億6,375万円
	県		5億8,188万円
	その他		—
	市費		8億4,583万円

20	障害者の移動支援		事業内容 障害者等の外出を促進するために、各事業を推進していきます。	
	本年度 74億9,865万円	1 福祉特別乗車券交付事業 33億4,117万円 (31億130万円)	市営交通機関、市内を運行する民営バス・金沢シーサイドラインを利用できる乗車券を交付します。 利用者負担額(年額) 1,200円(20歳未満600円)	
前年度 72億6,719万円	2 重度障害者タクシー料金助成事業 あんしん 7億6,680万円 (8億581万円)	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。 (助成額 1枚500円 交付枚数 年84枚<1乗車7枚まで使用可)		
差引き 2億3,146万円	3 障害者自動車燃料費助成事業 2億9,786万円 (3億2,771万円)	公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、自動車燃料券を交付します。 (助成額 1枚1,000円 交付枚数 年24枚)		
本年度の財源内訳	国 12億2,787万円	4 移動情報センター運営等事業 あんしん 1億6,459万円 (1億6,039万円)	移動に困難を抱える障害者等からの相談に応じて情報提供を行うとともに、移動支援に関わるボランティア等の発掘・育成を行う移動情報センターを18区社会福祉協議会で運営します。	
	県 6億1,393万円		5 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 23億1,241万円 (22億8,560万円)	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者等に、ヘルパーが外出の支援を行います。また、ガイドヘルパー資格取得にかかる研修受講料の一部助成等を行います。
	その他 6,758万円		6 障害者移動支援事業〈拡充〉 あんしん 1億6,540万円 (1億2,990万円)	(1) ハンディキャブ事業 ハンディキャブ(リフト付車両)の運行・貸出、運転ボランティアの紹介を行います。
	市費 55億8,927万円		(2) タクシー事業者福祉車両導入促進事業 車椅子で乗車できるユニバーサルデザインタクシー導入費用の一部を助成します。	
		(3) ガイドボランティア事業		

障害児・者等が外出する際の付き添い等をボランティアが行います。

また、担い手を確保するため、ボランティアの奨励金単価を引き上げます。

(奨励金単価 5年度：1回あたり500円 6年度：1回あたり1,000円)

7 障害者施設等通所者交通費助成事業 **4億2,221万円** (4億3,667万円)

施設等への通所者及び介助者に対して通所にかかる交通費を助成します。

8 障害者自動車運転訓練・改造費助成事業 **あんしん** **2,821万円** (1,981万円)

中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害児・者本人及び介護者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。

21	<p>しょうがいしゃしえんしせつとう 障害者支援施設等</p> <p>じりつしえんきゆうふひ 自立支援給付費</p>		<p>じぎょうないよう 事業内容</p> <p>しょうがいしゃそうごうしえんほうもと しせつ にゅうしょまた つうしょ 障害者総合支援法に基づき、施設に入所又は通所し ている障害者に対し、日常生活の自立に向けた支援や じゆうろうむ くんれんとう しょうがいふくし ていきよう 就労に向けた訓練等の障害福祉サービスを提供します。</p> <p>1 主な障害福祉サービス</p> <p>(1) しせつにゅうしょしえん 施設入所支援 しせつ にゅうしょ ひと たい やかん きゆうじつ 施設に入所している人に対し、夜間や休日に、 にゅうよく はいせつ しょくじ かいごとう ていきよう 入浴・排泄・食事の介護等を提供します。</p> <p>(2) せいかつかいご 生活介護 しせつ にゅうしょまた つうしょ ひと たい にちちゅう 施設に入所又は通所している人に対し、日中に、 にゅうよく はいせつ しょくじとう かいご にちじょうせいかつじょう しえん 入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、 そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかいとう ていきよう 創作的活動・生産活動の機会等を提供します。</p> <p>(3) しゆうろうけいぞくしえん 就労継続支援 しゆうろう せいさんかつどう きかい いっばんしゆうろう む 就労や生産活動の機会や、一般就労に向けた支 えん ていきよう 援を提供します。</p> <p>(4) しゆうろういこうしえん 就労移行支援 いっばんしゆうろう いこう む じぎょうしよない きぎょう 一般就労への移行に向けて、事業所内や企業に おけるさぎょう じっしゅう てきせい おう しょくば かいたく しゆう 作業や実習、適性に合った職場の開拓、就 ろうご しょくば ていちやく しえんとう ていきよう 労後の職場定着のための支援等を提供します。</p> <p>2 利用者数見込</p> <p>の 延べ17,328人 (月平均)</p>
	ほんねん 本 年 度		おく まんえん 406億5,016万円
	ぜんねん 前 年 度		おく まんえん 396億621万円
	さし 差	ひき 引	おく まんえん 10億4,395万円
ほんねん 本 年 度 の さいげん 財 源 内 訳	くに 国	おく まんえん 203億1,701万円	
	けん 県	おく まんえん 101億5,851万円	
	その他	まんえん 6万円	
	しひ 市 費	おく まんえん 101億7,458万円	

22	障害者グループホーム 設置運営事業		事業内容 1 設置費補助 1億6,965万円 (1億7,899万円) 障害者プラン等に基づくグループホームの新設、 老朽化等による移転等にかかる費用を助成します。 (1) 新設ホーム 44か所、移転ホーム 10か所 ※うち新設4か所は障害児施設18歳以上入所者 (過齢児) 移行相当分 (2) スプリンクラー設置補助 13か所 ※新設・移転ホーム分 9か所 ※既設ホーム分 4か所
	本年度	217億4,625万円	2 運営費補助等 215億2,934万円 (196億982万円) グループホームにおける家賃、人件費等の一部を 補助することで、運営、支援の強化等を図ります。 979か所 (うち新設44か所) 3 高齢化・重度化対応事業 あんしん 4,726万円 (4,725万円) 医療的ケア等が必要となる入居者に対応するため、 看護師等を配置する高齢化及び重度化対応グループ ホーム事業を実施します。また、既存ホームのバリ アフリー改修を助成します。
	前年度	198億3,606万円	
	差引	19億1,019万円	
本年度の 財源内訳	くに 89億2,054万円		
	けん 44億5,232万円		
	その他 —		
	市費 83億7,339万円		

23	障害者施設整備		事業内容 1 障害者施設整備事業 あんしん 1億889万円 (6億6,575万円) 障害者が地域において自立した日常生活を送るため必要な支援を提供する施設を整備する法人に対して助成を行います。 また、 <u>中央部方面多機能型拠点(5館目)の整備に向け、運営法人の選定を行います。</u> ・改修(大規模修繕費) 7か所 ・多機能型拠点(5館目法人選定)
	本年度	12億2,629万円	2 松風学園再整備事業 10億7,528万円 (3億6,800万円) 居住者の利用環境改善のため、 <u>日中活動棟新設工事を完了し、A棟改修工事に着手します。</u> <u>7年度以降は管理棟改修工事などを行う予定です。</u> 3 障害者施設安全対策事業 4,212万円 (2,245万円) 利用者の安全確保のため、 <u>防犯カメラや非常通報装置等の設置に要する費用を助成します。</u> また、 <u>緊急災害時に備えて障害者支援施設に非常用自家発電設備設置に要する費用を助成します。</u> ・防犯対策 12施設 ・非常用自家発電設備設置 2施設
	前年度	10億5,620万円	
	差引き	1億7,009万円	
本年度の財源内訳	国 9,803万円 県 — その他 235万円 市費 11億2,591万円		

24	障害者の就労支援		<p>事業内容</p> <p>1 障害者就労支援センター事業 3億613万円（3億51万円）</p> <p>障害者の就労・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営補助を行い、就労を希望している障害者への継続した支援を関係機関等と連携して行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援センターの運営 9か所 <p>2 障害者共同受注事業【基金】〈拡充〉 2,191万円（2,045万円）</p> <p>横浜市障害者共同受注センターの運営等により、企業等から障害者施設への発注促進や自主製品の販路拡大等、包括的なコーディネートを行います。</p> <p>また、障害福祉事業所の受注促進のため、農作業受注促進モデル事業を行います。</p> <p>3 障害者の就労啓発等 1,368万円（1,282万円）</p> <p>障害者の就労・雇用への理解を広げるため、企業を対象としたセミナー等の開催や、障害福祉事業所が作成した商品販売の支援、本市の施設を活用した障害者の就労啓発等を行います。</p>
	本年度	3億4,172万円	
	前年度	3億3,378万円	
	差引き	794万円	
	本年度の財源内訳	国	—
県		—	
その他		1,319万円	
市費		3億2,853万円	

25	障害者の スポーツ・文化		じぎょうないよう 事業内容 1 障害者のスポーツ・文化活動推進の取組 障害者のスポーツ・文化活動の中核拠点である障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に障害者スポーツ等の普及啓発や全国大会への選手派遣に取り組むとともに、横浜市スポーツ協会や障害者施設等と連携し、障害者スポーツ・文化活動の全市的な支援の充実を図ります。 <主な取組> (1) リハビリテーション・スポーツ教室 横浜市総合リハビリテーションセンター等と連携したスポーツや健康に関する相談・運動プログラムの実施 (2) 地域支援事業 障害のある方が身近な場所でスポーツ等ができるよう、ラポール職員による出張教室の開催 (3) 全国障害者スポーツ大会派遣業務 派遣選手の選考を兼ねて実施する「ハマピック」の開催、及び出場選手の強化練習等の実施 (4) 文化振興事業 障害がある方の絵画、写真、陶芸等の作品展の開催やダンスの発表会などの実施 (5) 個別の健康増進事業 障害や健康状態に合わせたプログラムの提供等
	本年度	12億7,021万円	
	前年度	12億4,774万円	
	差引	2,247万円	
本年度の 財源内訳	国	1億3,880万円	
	県	6,034万円	
	その他	47万円	
	市費	10億7,060万円	

26	障害者差別解消・ 障害理解の推進		事業内容 1 啓発活動 664万円 (588万円) 幅広い世代の市民等に向けた啓発活動を行います。 (1) 障害者週間イベント等の普及啓発活動 (2) 交通機関等での啓発動画掲載
	本年度	3,584万円	2 情報保障の取組 1,933万円 (2,036万円) 聴覚障害等のコミュニケーションに配慮が必要な 方への情報保障に取り組みます。 (1) 手話通訳者のモデル配置 (2区) (2) タブレット端末を活用した遠隔手話通訳及び音声認識による文字表示 (全区) (3) 市民宛の通知に関する点字等対応 (4) 市民向け資料等の文章の表現見直しによる、知的障害者に分かりやすい資料の作成等
前年度	3,725万円	3 相談及び紛争防止等のための体制整備 807万円 (822万円) 差別解消に向けた助言等のサポートに加え、解決 困難事案のあっせんを行う調整委員会を運営します。	
差引	△141万円	4 障害者差別解消支援地域協議会の運営 180万円 (279万円) 相談事例の共有や差別解消の課題等を協議するため、各分野の代表等で構成する協議会を運営します。	
本年度の 財源内訳	国	1,274万円	
	県	637万円	
	その他	—	
	市費	1,673万円	

27	重度障害者医療費助成事業 ・更生医療事業		事業内容 1 重度障害者医療費助成事業 112億3,374万円 (116億4,081万円) 重度障害者の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
	本年度	157億4,003万円	(1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級 (入院を除く)
	前年度	165億2,830万円	(2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 16,437人 イ 国民健康保険加入者 16,561人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,930人 計 55,928人
	差引	△7億8,827万円	
	本年度の財源内訳	くに国 22億4112万円 けん県 45億1,100万円 その他 17億6,395万円 しひ費 72億2,396万円	2 更生医療給付事業 45億629万円 (48億8,749万円) 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。
			(1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 2,195人

28	こころの健康対策		<p>事業内容</p> <p>1 自殺対策事業〈拡充〉</p> <p style="text-align: right;">6,902万円 (8,588万円)</p> <p>第2期横浜市自殺対策計画(令和6年3月策定)に基づき、本市の状況を踏まえ総合的に対策を進めます。</p> <p>(1) 人材育成〈拡充〉</p> <p>新たにゲートキーパーポータルサイト(仮称)を構築し、Web学習コンテンツ等を整備することで、ゲートキーパー養成をさらに推進します。</p> <p>(2) 普及啓発・相談支援</p> <p>普及啓発やインターネットを通じた相談、情報提供を実施します。</p> <p>(3) 自死遺族支援、自殺未遂者支援</p> <p>電話相談等による自死遺族支援や、自殺未遂者の初期対応にあたる職員対象の研修を実施します。</p>
	本年度	96億866万円	2 医療費公費負担事業
	前年度	93億9,380万円	<p style="text-align: right;">94億7,184万円 (92億5,850万円)</p> <p>精神保健福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき措置入院費及び通院医療費を公費負担します。</p>
	差引	2億1,486万円	<p>3 精神保健福祉対策事業【基金】</p> <p style="text-align: right;">6,780万円 (4,942万円)</p> <p>精神障害者ピアスタッフ推進事業、措置入院者退院後支援事業などを実施します。また、精神保健福祉法改正に伴い、新たに虐待通報ダイヤルを設置します。</p>
本年度の財源内訳	国	46億6,370万円	
	県	4,150万円	
	その他	163万円	
	市費	49億183万円	

29	いぞんしょうたいさくじぎょう 依存症対策事業		じぎょうないよう 事業内容 3年10月に策定した横浜市依存症対策地域支援計画に基づき、民間支援団体や関係機関と支援の方向性を共有し、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援の充実のため、相談・支援や普及啓発、連携推進などの取組を拡充します。 1 依存症対策の推進〈拡充〉 6,199万円 (6,134万円) 7年度までの現計画の見直しに向けた基礎調査として市民意識調査等を実施するほか、依存症の予防や偏見解消に向けた理解促進のため、インターネットやSNSの活用等による普及啓発の取組を充実します。また、支援者向けガイドラインの活用や民間支援団体・関係機関との連携により、包括的・重層的な支援につなげます。 さらに、依存症当事者や家族等の回復を支えていくため、引き続き相談機能を充実していきます。 (1) 地域支援計画推進〈拡充〉 (2) 専門相談支援事業 (3) 普及啓発事業 (4) 連携推進事業 (5) 回復プログラム・家族教室・支援者研修の開催 (6) 民間支援団体への補助金による事業活動支援 65万円 3,538万円 110万円 49万円 2,502万円
	ほんねんど 本年度	6,199万円	
	ぜんねんど 前年度	6,134万円	
	さしひき 差引	65万円	
ほんねんど 本年度の さいげん 財源内訳	くに 国	3,538万円	
	けん 県	110万円	
	その他	49万円	
	しひ 市費	2,502万円	

かくじゅう
〈拡充〉

30	精神科救急医療対策事業		事業内容 県及び県内他政令市と協調体制のもと、緊急に精神科医療を必要とする方を受け入れる協力医療機関の体制確保等を行います。
	1 精神科救急医療対策事業 3億4,917万円 (3億4,660万円)		
本 年 度	3億4,917万円		(1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく通報等に対応する体制を確保します。また、精神科救急の専用病床に入院した患者のかかりつけ病院等への転院を進め、受入病床を確保します。
前 年 度	3億4,660万円		(2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。
さ し 引	257万円		(3) 精神科身体合併症転院受入病院 (全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	6,092万円	
	県	970万円	
	その他	44万円	
	市 費	2億7,811万円	

れい 令和 6 ねん 年度
令 和 6 年 度

よ さん がい よう
予 算 概 要

こ ども せい しょう ねん きょく
こ ども 青 少 年 局

◎ 令和6年度子ども青少年局予算案について	1
◎ 令和6年度子ども青少年局予算案総括表	4
◎ 子育てしたいまちの実現	5
◎ 保育・教育の基盤づくり	9
◎ 児童虐待対策の推進	13
◎ 子どもの貧困対策	15
1 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等	17
<ul style="list-style-type: none"> ○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育 ○延長保育事業 ○市立保育所民間移管事業 ○横浜保育室助成事業 ○認可外保育施設等利用料助成事業 ○無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上 ○保育所等における業務効率化推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○にもつ軽がる保育園事業 ○市立保育所の業務支援システム ○給付費請求に係るシステム開発等 ○保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用 ○指導・監査 ○子ども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業
2 保育所等の受入推進	19
<ul style="list-style-type: none"> ○変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進 ○保育所等の新規整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信
3 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	21
<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の質向上の仕組みづくり ○保育・幼児教育職員等研修 ○保育資源ネットワーク構築事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○幼保小連携・接続事業 ○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保
4 多様な保育ニーズへの対応	23
<ul style="list-style-type: none"> ○一時預かり事業 ○幼稚園等における長時間預かり・一時預かり 	<ul style="list-style-type: none"> ○病児・病後児保育事業 ○24時間型緊急一時保育事業
5 幼児教育の支援	24
<ul style="list-style-type: none"> ○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 ○私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～ ○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ○私立幼稚園等一時預かり保育事業 ○私立幼稚園等補助事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 ○幼稚園教諭等住居手当補助事業 ○保育・教育の質の確保・向上
6 放課後の居場所づくり	25
<ul style="list-style-type: none"> ○放課後キッズクラブ事業 ○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業 ○放課後児童クラブ事業 ○放課後児童育成施設策推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生の朝の居場所づくりモデル事業 ○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業 ○プレイパーク支援事業
7 すべての子ども・若者の健全育成の推進	27
<ul style="list-style-type: none"> ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営
8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	28
<ul style="list-style-type: none"> ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援 ○困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラー支援事業 ○寄り添い型生活支援事業 ○よこはま型若者自立塾 ○就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業
9 地域療育センター運営事業	29
<ul style="list-style-type: none"> ○地域療育センター運営事業 	

10	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業等 ○学齢後期障害児支援事業 ○障害児医療連携支援事業	○特別児童扶養手当支給事務費 ○障害児入所支援事業等	30
11	妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 ○子育て応援サイト・アプリ事業 ○妊産婦・こどもの健康医療相談事業 ○出産費用助成事業 ○出産・子育て応援事業 ○子育て世代包括支援センター事業 ○妊婦・産婦健康診査事業 ○妊婦歯科健康診査事業 ○母子保健指導事業	○乳幼児健康診査事業 ○新生児聴覚検査事業 ○妊娠・出産サポート事業 ○育児支援事業 ○こんには赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児発達支援事業 ○不妊・不育相談等支援事業 ○妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	31
12	地域における子育て支援の充実 ○地域子育て支援拠点事業 ○親と子のつどいの広場事業 ○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 ○子育て支援者事業 ○横浜子育てサポートシステム事業	○一時預かり事業 ○こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業 ○ハマハグ推進事業 ○こども食堂等支援事業	33
13	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業	○ひとり親世帯フードサポート事業	35
14	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○若年女性相談支援モデル事業 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	36
15	児童扶養手当等 ○児童扶養手当	○特別乗車券の交付	36
16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ○児童相談所の運営と機能強化 ○養育支援の充実	○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組	37
17	社会的養護の充実 ○里親制度等の推進 ○施設等を退所する子どもへの支援 ○児童措置費等	○こどもの意見表明支援事業 ○民間児童福祉施設整備事業	39
18	ワーク・ライフ・バランスの推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進		40
19	計画の推進 ○横浜子ども・子育て支援事業計画の推進	○横浜子ども・貧困対策に関する計画の推進	40
20	児童手当 ○児童手当		41
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業		42
◎	財源創出の取組		43
◎	横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について		44

令和6年度 横浜市子ども青少年局予算案について

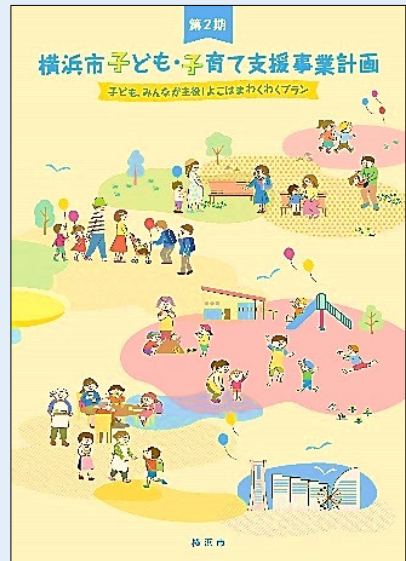
横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～

1 「子ども・青少年への支援」として、
子ども・青少年が様々な力を育み、
健やかに育つ環境をつくる

2 「子育て家庭への支援」として、
誰もが安心して
出産・子育てができる環境をつくる

3 「社会全体での支援」として、
社会全体で
子ども・青少年を育てる環境をつくる



という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。

6年度は、中期計画の基本戦略である「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえて政策・施策を推進するとともに、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性の実現に向け、切れ目のない総合的な施策・事業を着実に実施するための予算案となっています。

＜「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿と基本的な視点＞

【目指すべき姿】

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を
育むことができるまち「よこはま」

【基本的な視点】

- 1 子ども・青少年の視点に立った支援
- 2 全ての子ども・青少年への支援
- 3 それぞれの発達段階にに応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援
- 4 子どもの内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と予算概要の項目



子ども・青少年への支援
＜施策分野1＞

子育て家庭への支援
＜施策分野2＞

社会全体での支援
＜施策分野3＞

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 1 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等
- 2 保育所等の受入推進
- 3 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保
- 4 多様な保育ニーズへの対応
- 5 幼児教育の支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 6 放課後の居場所づくり
- 7 すべての子ども・若者の健全育成の推進

基本施策③ 若者の自立支援施策の充実

- 8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策④ 障害児への支援の充実

- 9 地域療育センター運営事業
- 10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 12 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

- 13 ひとり親家庭等の自立支援
- 14 DV対策事業
- 15 児童扶養手当等
- 21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化
- 17 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進

計画の推進・その他

- 19 計画の推進
- 20 児童手当

令和6年度 子ども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度	差引	前年度比 (%)	備考
子ども青少年費	343,501,408	369,520,043	26,018,635	7.6	
青少年費	23,268,464	24,041,432	772,968	3.3	子ども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	212,934,807	223,966,019	11,031,212	5.2	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
子ども福祉保健費	107,298,137	121,512,592	14,214,455	13.2	児童措置費、子ども家庭福祉費、親子保健費、子ども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	481,339	515,525	34,186	7.1	
特別会計繰出金	481,339	515,525	34,186	7.1	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	343,982,747	370,035,568	26,052,821	7.6	

(特別会計)

(単位：千円)

項目	令和5年度	令和6年度	差引	前年度比 (%)	備考
母子父子寡婦福祉資金会計	521,341	262,575	△ 258,766	△ 49.6	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	521,341	262,575	△ 258,766	△ 49.6	

1	子ども・子育て支援 制度における 保育・教育の実施等	
	ほん 本	ねん 年 度
	ぜん 前	ねん 年 度
	さし 差	ひき 引
本 年 度 の 財 源 内 訳	くに 国	60,639,479
	けん 県	27,694,440
	そ の 他	11,605,471
	し 市 費	76,934,105

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。

なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。

1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>

1,679億4,768万円 (1,597億4,640万円)

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付 1,320億497万円

ア 施設型給付費 1,209億5,853万円

保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

うちわけ 内訳	れいわ 令和5年度	れいわ 令和6年度見込
みんかんほいくしよ 民間保育所	807か所	816か所
しりつほいくしよ 市立保育所	58か所	56か所
ようちえん きゆうふたいしようせつ 幼稚園 (給付対象施設)	114か所	128か所
ようほれんけいかた にんてい えん 幼保連携型 認定こども園	52か所	55か所
ようちえん がたにんてい えん 幼稚園型認定こども園	15か所	15か所
けい 計	1046か所	1070か所

イ 地域型保育給付費 110億4,644万円

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児(3号認定)の保育を実施します。

うちわけ 内訳	れいわ 令和5年度	れいわ 令和6年度見込
しやうきぼ ほいくじぎやう 小規模保育事業	241か所	248か所
かていてき ほいくじぎやう 家庭的保育事業	19か所	19か所
じぎやうしよない ほいくじぎやう 事業所内保育事業	4か所	4か所
きやたくほうもんがた ほいくじぎやう 居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
けい 計	265か所	272か所

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充>

359億4,271万円

給付対象施設・事業に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、障害児等の受入れにあたり保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。6年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。

また、保育所等における医療的ケア児への支援として「医療的ケア児サポート保育園」に対し、看護職員を複数配置等するための経費を助成します（新規12か所、継続12か所）。6年度は、ICT機器や災害対策備品等の購入費用を新たに助成します。

その他、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

ア 保育・教育施設向上支援費<拡充>

345億9,720万円

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

6年度は、保育士の代休や年休の取得、また研修参加などのために、市で求める基準以上に保育士を配置する場合に助成するローテーション保育士雇用費について、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

また、保育補助者を雇用する際の助成対象者を潜在保育士にも広げ、保育現場の人材確保を進めます。

イ 地域型保育向上支援費

13億4,551万円

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

- 2 **延長保育事業** おく まんえん おく まんえん
63億8,008万円 (62億2,653万円)
給付対象施設・事業に対し、各施設・事業が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。
- 3 **市立保育所民間移管事業** まんえん まんえん
7,337万円 (7,663万円)
6年度移管園及び既移管園へのアフターフォローを実施します。
また、既移管園の擁壁についての安全対策を行います。
- 4 **横浜保育室助成事業** おく まんえん おく まんえん
6億3,587万円 (6億9,939万円)
本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。(施設数：10か所)
- 5 **認可外保育施設等利用料助成事業** おく まんえん おく まんえん
7億9,133万円 (8億8,945万円)
施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。
- 6 **無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上<拡充>** おく まんえん おく まんえん
1億1,076万円 (3億351万円)
認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。また、6年度は、調理担当職員等の保菌検査費用の助成単価を拡充します。
- 7 **保育所等における業務効率化推進事業<拡充>** おく まんえん まんえん
1億178万円 (9,078万円)
保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。また、6年度は、キャッシュレス決済を導入する場合の費用についても補助対象とし、補助上限額を拡充します。
- 8 **にもつ軽がる保育園事業<新規>** おく まんえん しんき
6億2,332万円 (新規)
保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。
- 9 **市立保育所の業務支援システム<拡充>** まんえん まんえん
4,022万円 (3,368万円)
市立保育所全園に導入している業務支援システムを引き続き使用し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。
また、新たに連絡帳を電子化することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。

10 給付費請求に係るシステム開発等<拡充>

5,621万円 (3,381万円)

(1) 給付費申請のオンライン化

給付対象施設・事業からの給付費申請に関するオンライン化を引き続き推進し、施設職員の事務負担軽減を図ります。

(2) 請求明細作成システム開発<新規>

施設が給付費等の請求に使用するシステムについて、本市の持っているデータの活用等により施設の利便性向上と事務の効率化を図るため、7年度からの運用開始に向けて開発を行います。

11 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用

6,219万円 (6,158万円)

保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。

12 指導・監査<拡充>

1,312万円 (923万円)

(1) 認可保育所等の指導等<拡充>

※一部、予算額は6に含む

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。併せて、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。6年度は、保育の改善に取り組む施設に対し、専門家を派遣するサポート事業を実施します。

(2) 認可保育所等の監査

保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。また、法律や会計専門家の助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

13 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業<新規>

3,758万円 (新規)

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点で、こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を行います。(実施施設数：14か所)

2		保育所等の 受入推進	
		本 年 度	3,485,677
前 年 度		3,276,818	
差 引		208,859	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1,893,945	
	県	193,715	
	その他	221,896	
	市費	1,176,121	

事業内容

待機児童の解消に向けて保育留児童のデータ分析結果を踏まえ、既存の保育・教育資源の活用を中心に1・2歳児の受入枠確保を進めます。

受入枠がなお不足する地域については、保育所等を整備し、市全体で新たに1,290人分の受入枠の確保に取り組みでいきます。

保護者の方への個別フォローや情報発信を進めるとともに、保育施設の空きスペース等を有効活用した受入れを推進していきます。

1 変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進<拡充>

5億6,344万円(5億2,648万円)

(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大<拡充>

2億8,316万円

ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充>

既存施設において、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。

特に1歳児について、定員の付け替えを伴わずとも、定員増のみで補助が受けられるよう要件を緩和します。

イ 中規模な改修による既存活用の推進

既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う

場合、老朽化した設備等の改修費を18か所に補助します。

(2) 医療的ケア児等の受入れ推進

1,750万円

医療的ケア児等を受入れるための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。

(3) 年度限定保育事業

2億3,662万円

保育所等を利用できず「保育となった1・2歳児」を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して保育を実施する保育所に対して、運営費の一部を助成します。

(4) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援<新規>

2,616万円

保育所等に入所できず保育となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。

2 保育所等の新規整備等<拡充>

27億4,869万円 (25億9,889万円)

(1) 認可保育所の整備<拡充>

6億5,511万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所9か所の整備（定員増計460人）を行います。補助基準額の増額（定員60人以上90人未満の場合：6,000万円→6,880万円）に加え、一時保育室加算（補助基準額：300万円）を創設します。

また、重点整備地域で整備を行った場合の開所後賃借料補助（補助率：2/3→3/3）を拡充します。

(2) 地域型保育事業の整備<拡充>

6億2,024万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、小規模保育事業等25か所の整備（定員増計434人）を行います。補助基準額を増額（A型（6人以上19人以下）の場合：2,200万円→3,549万円）し開所前賃借料補助を拡充（補助基準額：月額30万円→60万円）します。

また、小規模保育事業整備費補助金を受けて開所した小規模保育施設に対して、開所後賃借料補助を新設（補助基準額：月額60万円）します。

(3) 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備等、老朽改築等<拡充>

14億7,334万円

ア 改修費等の補助により横浜保育室の認可移行（定員増計30人）を支援します。

イ 既存施設への補助による幼保連携型認定こども園への移行（定員増計90人）を支援するほか、老朽化に伴う改築について、6年度中に完了予定の3か所（定員増計11人）に加え、新たに3か所に着手します。また、補助基準額を増額します。

3 保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信<拡充>

1億7,354万円 (1億5,144万円)

(1) 保育・教育コンシェルジュによる個別フォローの実施<拡充>

1億5,354万円

保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けるため、保育所等の申請が集中する期間について、各区に配置した保育・教育コンシェルジュが実施する申請者への個別フォローを強化します。



【相談に応じる保育・教育コンシェルジュ】

(2) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信<拡充>

2,000万円

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、AIチャットボットによる園の「おすすめ機能」の付加と利用者の声を踏まえた改修を実施します。



【えんさがしサポート★よこはま保育】

少人数できめ細やかな支援ができる小規模保育事業の魅力を伝える動画等を作成・掲載します。

【6年度 整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減 (人)
1 保育所及び地域型保育事業の整備	34	894
民間ビル等の内装整備 (既存施設連携型1・2歳児保育所を含む)	9	460
地域型保育事業 (小規模保育事業等) の整備	25	434
2 老朽改築	3	11
6年度完了分	3	11
7年度以降完了分	(3)	—
3 認定こども園の整備等	3	90
幼保連携型認定こども園の整備 (6年度完了分)	3	90
幼保連携型認定こども園の整備 (7年度以降完了分)	(2)	—
幼稚園型認定こども園の整備	—	—
4 横浜保育室の認可移行支援	2	30
5 既存施設の中規模改修による1・2歳児枠拡大	18	72
その他	7	193
既存施設での1歳児定員拡大	—	85
私立幼稚園等預かり保育事業	2	48
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
合計	67	1,290

じぎょうないよう
事業内容

3

保育・教育の質の
確保・向上、
保育士等確保

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の支援や、園外での研修・研究を実施します。

また、保育・教育施設の職員や保護者に向けて「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるために周知を図ります。あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

1 保育・教育の質向上の仕組みづくり<拡充>

1億243万円(1億36万円)

(1) 保育・教育の質向上に向けた取組<拡充>

ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。

イ 保育・幼児教育センター(仮称)の整備

質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター(仮称)を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、整備に向けた設計協議を進めるため、アドバイザー一業務を委託します。

ウ 医療的ケア児の受入れ推進<新規>

医療的ケア児が在籍している保育所等への支援として、看護職員が不在(研修や休暇等)となる場合に、医療的ケアを実施するための看護職員を派遣します。

(2) 園内研修・研究の取組の支援

ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。また、保育の質を向上する取組を推進するため、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材を育成するため、保育・教育質向上サポーター事業(Yサポ)を実施します。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

(3) 施設長等の人材育成の取組 (一部再掲(P.18))

より良い施設・法人運営に向け、施設長や主任・リーダー、運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。

(4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。また、実践事例を収集し、保育・教育施設等と共有することで、保育・教育の質向上につなげます。

(5) 第三者評価・自己評価の取組の推進

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。

2 保育・幼児教育職員等研修<拡充>

5,133万円 (4,814万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に付け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。また、研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

○ 49講座・150回開催 (定員：30,890人)

3 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,207万円 (1,210万円)

保育・教育施設 (認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む) 間のネットワークを構築し、実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

4 幼保小連携・接続事業

3,794万円 (4,123万円)

幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続と、幼保小双方の教育の充実を図るため、研究・研修を中心とした幼保小連携・接続事業を推進し、保育士・教諭を支援します。

(1) 研究・研修事業の推進

ア 幼保小連携推進地区事業 (3地区を指定 参加見込数100園校)

イ 接続期カリキュラム研究推進地区事業 (4地区を指定 参加見込数9園校)

ウ 幼保小教育交流事業 (18区で実施)

エ 幼保小連携・接続に関する研修会 (6回開催 参加見込者数2,800人)

オ 探究心を育む「遊び」研究会 (5回開催)

(2) 横浜版接続期カリキュラム (平成29年度版) の改訂

横浜版接続期カリキュラム (平成29年度版) を改訂し、各園校における接続期カリキュラムの作成・運用についての方向性や事例を示します。

(3) 幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業

文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」調査研究事業モデル地域として、保育・教育施設、小学校等への支援を充実させるとともに、実践事例を広く発信し、「架け橋期」とされている5歳児から小学校1年生の保育・教育の充実を図ります。

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

29億9,113万円 (28億4,859万円)

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業<拡充>

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。

○補助対象：採用10年目までの保育士 ○補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円

(申請見込件数：4,580戸)

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充>

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。(申請見込件数：362人相当分、補助額2万円(月額上限))

(3) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

(4) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(5) 保育士修学資金貸付事業<拡充>

保育士養成施設の在学学生に対して貸付を行い、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。貸付期間を従来の1年間から2年間に拡充します。また、入学準備金及び就職準備金の貸付を新設します。

○ 貸付対象数：50人/年 ○ 貸付金額：月額5万円以内 ○ 入学準備金及び就職準備金：各20万円

(6) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士や養成施設の学生等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を開催します。

(7) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

(8) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(9) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(10) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を啓発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

4	たよう ばいく ニーズ 多様な保育ニーズ への たいおこ への対応
---	--

じぎょうないよう
事業内容

たよう ばいく ニーズ たいおう するため、ばいく しょ 等 での いちじ ばいく、ようち えん 園 での いちじ あずかり、びょうじ ばいく 等 を 推進 します。

1 いちじ あずかり じぎょう かくじゅう
一時預かり事業<拡充>

おく まんえん おく まんえん
24億7,301万円 (23億4,991万円)

ほん ねん ど 本 年 度	せんえん 千円	8,930,865
ぜん ねん ど 前 年 度		8,390,020
さし ひき 差 引		540,845
ほん ねん どの ざいげん うちわけ 本年度の財源内訳	くに 国	1,754,952
	けん 県	1,371,536
	その他	44,687
	し 費 市	5,759,690

しゅうぎょう けいたい たよう か ともな いちじ じてき ばいく ぼごしゃ しつぺい とう による 就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による 緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的 な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施 します。

6 年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受 入枠の拡充を図ります。

また、新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを無料で 体験できる24時間分の電子クーポン(はじめてのおあずかり券)の 配付を引き続き実施します。

(1) ばいく しょ 等 での いちじ ばいく じぎょう かくじゅう おく まんえん
15億3,181万円

ばいく しょ、ようほれん けいが たにん てい えん しょうき ぼいく じぎょう かていてき 保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的 保育事業等で一時保育を実施します。

6 年度から、土曜受入加算を創設し、土曜日の受入枠の拡充 を図ります。

(2) にゅうようじ いちじ あずかり じぎょう かくじゅう おく まんえん
9億4,119万円

こそだ ちゅう よういく しゃ りゆう と ようじ す 子育て中の養育者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供す ることで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や 小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

6 年度から、新規開設時の整備費補助を拡充するとともに、多胎児に対する減免制度を導入しま す。

○ 8 時間実施施設：継続21か所

○ 11 時間実施施設：新規3か所、継続15か所

2 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり<拡充>

57億3,205万円 (54億618万円)

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充>

53億5,623万円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

(新規2園、継続216園)

(2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>

1億8,577万円

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費および運営費を補助します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の加算制度を導入します。

(新規5園、継続17園)

(3) 私立幼稚園等一時預かり保育事業

1億9,005万円

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

(園数：109園)

3 病児・病後児保育事業<拡充>

6億5,941万円 (5億8,282万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。安定的に事業を実施できるよう、当日キャンセル対応加算を新設するとともに委託費の基本分単価を拡充します。また、利用者の利便性向上のための、予約システムを開発・導入します。

○ 病児保育：28か所 (うち新規3か所) ○ 病後児保育：4か所

4 24時間型緊急一時保育事業<拡充>

6,640万円 (5,110万円)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

(実施か所：2か所)

6年度は、安定的かつ継続的な運営を支援するため、運営費の補助を拡充します。

5	ようじ きょういく しえん 幼児教育の支援
---	---------------------------------

**じぎょうないよう
事業内容**

しょうがい じんかくけいせい きそ ようじ きょういく こどもたち
 生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援をじっし実施します。

そのために、ようじ きょういく ほいく むしょうか ともな しせつ とうりよう ひ きゅうふ
 私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、教育・保育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

本 ほんねんど 年度	せんえん 千円 11,260,792
前 ぜんねんど 年度	11,244,084
差 さしひき 引	16,708

1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

おく まんえん おく まんえん
50億644万円 (53億6,465万円)

しがく じよせい ようちえん とう かか しせつ とうりよう きゅうふ ひ
 私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。

きゅうふたいしようにんずう にん
 (給付対象人数：16,910人)

2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～〈拡充〉

おく まんえん おく まんえん
53億5,623万円 (50億4,830万円)

ほいく じよたいき じどう かいしやう たよう ほいく
 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

くに むしょうか たいしやうがい つき じかん いじやう じかん みまん しゅうろうとう り
 国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

また、しょうがいじ こべつ しえん ひつよう じどう うけい さい ほじよ
 障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

しんき えん けいぞく えん
 (新規2園、継続216園)

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業〈拡充〉 (再掲(P.23))

おく まんえん おく まんえん
1億8,577万円 (1億5,313万円)

ほいく ひつよう さいじ たいしやう ようちえん きやういく ほいく しげん かつよう ちやうじかん うけい じっし
 保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

また、しょうがいじ こべつ しえん ひつよう じどう うけい さい かさん せいど どうにゅう
 障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の加算制度を導入します。

しんき えん けいぞく えん
 (新規5園、継続17園)

4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 (再掲(P.23))

おく まんえん おく まんえん
1億9,005万円 (2億475万円)

ざい えんじ たいしやう ほごしゃ きゆう ようじ いちじてき あず おこな ようちえん にんてい
 在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

えんすう えん
 (園数：109園)

5 私立幼稚園等補助事業 1億1,945万円 (1億1,945万円)
しりつ ようちえん とう ほじょ じぎょう
 幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び
ようちえん にんてい えん たい しせつ せつび せいび とう けいひ いちぶ ほじょ きょういくじょうけん いじ およ
 向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。
こうじょう はか ようじ きょういく けんぜん はってん やくだ
(対象園：265園)

6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業<拡充> 1億1,304万円 (8,640万円)
しりつ ようちえん とうとくべつ しえん きょういくひ ほじょ じぎょう かくじゅう
 私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の
しがく じよせい う ようちえん とう ざいえん しやうがいじ こべつ しえん ひつよう じどう たい きょういくかんきやうとう
 向上を図るため、その経費の一部を補助します。6年度は、補助単価を拡充します。
こうじょう はか けいひ いちぶ ほじょ ねんど ほじょ たんか かくじゅう
(対象者：471人、補助単価：上限24万円/人・年)

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円 (3,000万円)
しりつ ようちえん とう しせつ せいび ひ ほじょ じぎょう
 1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境
けん まんえんいじょう えんしゃしゅうぜんこうじ いちぶ ほじょ ようちえん にんてい こども えん りやうこう きょういくかんきやう
 を確保します。
かくほ
(対象園：30園、補助額：上限100万円)

8 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充> (再掲(P.22)) 5,604万円 (3,557万円)
ようちえん きやうゆとうじゅうきよてあて ほじょ じぎょう かくじゅう さいけい
 私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭
しりつ ようちえんとう あず ほいく じぎょうまた しりつ ようちえん さい じうけいれ すいしんじぎょう じっし えん きんむ ようちえん きやうゆ
 等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部
とう ちんたいじゅうたく きよじゅう ようちえん とうがいしよくいん たい じゅうきよてあて しきゅう ばあい てあて いちぶ
 を補助します。
ほじょ
(申請見込件数：362人相当分、補助額2万円 (月額上限))

9 保育・教育の質の確保・向上 (再掲(P.21、22)) 2億377万円 (2億183万円)
ほいく きやういく しつ かくほ こうじょう さいけい
 保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の充実も含め、研
ほいく きやういく しつ かくほ こうじょう こ ちよた そだ ささ えんないけんしゅう じゅうじつ ふく けん
 修・研究を実施します。
しゅう けんきゅう じっし

8	困難を抱える 子ども・若者の 自立支援の充実
---	------------------------------

本年度	817,553
-----	---------

前年度	764,837
-----	---------

差引	52,716
----	--------

ほんねんどのさいげん源うちわけ訳	くに国	268,554
	けん県	1,658
	その他	3,484
	しひ市費	543,857



ちいき かつどう
【地域ユースプラザの活動】

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣の習得のための支援を実施します。

1 青少年相談センターにおける相談・支援事業<拡充>
6,106万円 (6,169万円)

青少年及びその保護者を対象とした総合相談や社会参加に向けた継続支援や若者支援を担う人材の育成に取り組みます。また、新たに不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力、各種研修会での体験談発表等を行う「ピアサポーター事業」を実施します。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

2 地域ユースプラザ事業
1億3,669万円 (1億3,608万円)

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」（運営か所4か所）の事業費を補助します。

3 若者サポートステーションにおける相談・支援
1億1,962万円 (1億1,990万円)

職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

○事業内容

- (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- (2) 高等学校等出張相談

4 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)＜拡充＞

6,949万円 (3,000万円)

来所や電話相談につながりにくい子どもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め毎日実施します。

友人関係や進学・就職、ひきこもりに関することなど、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。

5 ヤングケアラー支援事業＜拡充＞

4,688万円 (4,130万円)

ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に補助をするとともに、新たにSNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修を実施するとともに、新たに庁内及び関係機関との支援体制を構築します。

6 寄り添い型生活支援事業＜拡充＞

3億5,214万円 (3億4,146万円)

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を事業委託により実施します。また、狭小や老朽化等のため一部事業所を移転します(3か所)＜社会福祉基金を活用＞。そのほか、支援の充実に向けた調査・検討を実施します。(18区21か所)

7 よこはま型若者自立塾

2,267万円 (2,542万円)

不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人の希望に沿った自立や生活スタイルの確立を目的として、低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援事業を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を事業委託により実施します。

8 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

900万円 (900万円)

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施する事業を委託により行います。

9	ちいき りょういく 地域療育センター うんえい じぎょう 運営事業	
	本 年 度	4,140,418
前 年 度	3,921,863	
差 引	218,555	
ほんねん 年度の さいげん 源うち わけ	くに	161,734
	けん	25,272
	その他	100
	しひ 費	3,953,312



りょういく ようす
【センターにおける療育の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施しています。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行っています。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

1 地域療育センター運営事業<拡充>

41億4,042万円 (39億2,186万円)

(1) 初期支援の充実<拡充> 9,412万円

初期支援を充実するため、6センターに保育士及びソーシャルワーカーを配置し、体制を整備します。(整備済の3センターと合わせて全てのセンターで事業実施)。

- こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」を実施
- 心理職等の専門職による面接(相談対応)を実施

(2) 障害児相談支援の充実<拡充> 1,200万円

利用児童の多い2センター(東部・西部)にソーシャルワーカーを増員し、障害児相談支援を充実します。

(3) きょうだい児預かりの委託実施<新規> 1,914万円

利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」を、4センター(西部・南部・あおば・北部)でNPO法人等への委託により実施します。

(4) 電子カルテの導入<新規> 6,000万円

センターの診療所等において、紙カルテから電子カルテに順次移行します。

(5) 集団療育の充実<拡充>

1,800万円

利用児童の増加が顕著な東部地域療育センターについて、集団療育を実施する場所として児童発達支援事業所を増設します。

【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	本年度予算
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	568,444
2 中部地域療育センター	西、中、南	523,583
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	421,749
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	517,900
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	492,447
6 地域療育センターあおば	青葉	421,334
7 北部地域療育センター	みどり、つづき、緑、都筑	514,892
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	532,877
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※ 147,192
計		4,140,418



【センターにおける「ひろば事業」の様子】

【地域療育センターの主なサービス内容】

相談・地域支援等	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応 巡回訪問 初期支援 障害児相談支援 療育講座 保育所等訪問支援 等
診療	<ul style="list-style-type: none"> 診断・検査 評価・訓練 等
集団療育 (通園部門等)	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援等

※総合リハビリテーションセンターについては、

障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

事業内容

10

在宅障害児及び
施設利用児童への
支援等

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービス
や相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

1 障害児通所支援事業等<拡充>

224億4,809万円 (204億5,078万円)

(1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、
放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児
童に対する給付費を支出します。

より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相
談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療
的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援
を行う場合は、補助の上乗せを行います。

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 574か所

(2) 障害児通所支援研修等事業<拡充>

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、
事業所向けに研修を実施します。

また、障害児施設の施設管理者及び児童発達支援管理責
任者を対象とした虐待防止研修を新たに実施します。

本 年 度	25,730,787	
前 年 度	23,375,199	
差 引	2,355,588	
ほんねん 年度の さい財 げん源 うち内 わけ訳	くに 国	12,103,183
	けん県	5,588,805
	その他	19,207
	しひ市 費	8,019,592

2 学齢後期障害児支援事業<拡充>

2億9,294万円 (1億4,234万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の
課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の
事業所で実施します。

また、学校等関係機関への支援を充実させるため、ソーシャルワーカーの増員等により各事業所の
体制を強化します。加えて、過年度の消費税相当額等を負担します。

3 障害児医療連携支援事業<拡充>

7,167万円 (6,144万円)

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に
関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者等コーディネーターを担
える人材を2名養成します。

(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修

医療的ケア児を受け入れるサポート保育園等で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修の体系化を図ります。

(3) 医療的ケア児に関する実態調査<新規>

医療的ケア児とその家族のニーズを把握するための調査を実施します。

(4) メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。

○ 協力医療機関数：11病院

(5) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

4 特別児童扶養手当支給事務費

4,983万円 (4,797万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。

当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

5 障害児入所支援事業等

28億6,826万円 (26億7,267万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

また、福祉型障害児入所施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。

事業内容

17

社会的養護の充実

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

1 里親制度等の推進<拡充> **2億6,836万円 (2億1,565万円)**

(1) 里親の確保に向けた取組<拡充>

里親フォスタリング機関を活用して、里親の積極的なリクルートを行うほか、制度説明会や個別相談会を実施し、担い手を増やしていきます。

また、登録前研修や登録更新研修などの法定研修、養育技術や子どもに関する理解を深める研修を実施するほか、障害児等を養育する専門里親の研修費用補助の充実を図るなど、里親の養育力を高めます。

(2) 里親家庭への支援

児童相談所の里親専任職員が施設など関係機関と連携し、委託前の子どもと里親の交流や、委託後の支援を丁寧に行うとともに、里親対応専門員を配置し、家庭訪問等による里親子の支援を実施します。

里親フォスタリング機関による土日・夜間の相談対応のほか、里親会の里親サロンの開催などで、里親養育を支えています。

(3) ファミリーホーム事業<拡充>

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営します。また、事業に適した物件探しの調査を不動産業者に委託することで、新規ホームの開設を支援します。

2 施設等を退所する子どもへの支援<拡充> **4億2,447万円 (3億574万円)**

(1) 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア<拡充>

児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)を運営するとともに、より安定的に事業を実施できるよう、相談支援にかかる補助を拡充します。

施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへ心理的ケアも含めてサポートを行います。

また、社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するための実態調査を実施します。

(2) 資格等取得支援事業<拡充>

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

また、家賃の支給について、就職活動等でアルバイトが制約される期間も対象に加え、経済的な不安がなく就職活動等に専念できるように支援します。
<社会福祉基金を活用>

(3) 自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施します。また、新規ホームの開設を支援します。

3 児童措置費等<拡充>

71億1,548万円 (66億3,603万円)

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子生活支援施設や助産施設に入所した場合、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算の実施に加え、ケアを必要とする児童の養育環境の向上を図ります。

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額 20,000 円の手当を支弁します。

4 こどもの意見表明支援事業<新規>

951万円 (新規)

児童福祉法の改正を踏まえ、児童養護施設等に措置等されている子どもの話を、利害関係のない子どもの福祉や権利に精通した者(意見表明支援員)が聞くことで、こども基本法に定められた「子どもが意見を表明する権利」を保障します。

5 民間児童福祉施設整備事業<新規>

3億3,256万円 (新規)

児童心理治療施設「横浜いずみ学園」において、老朽化への対処や児童の支援環境の向上を図るため、大規模修繕を実施します。



れいわ ねんど
令和6年度

よ さん がい よう
予 算 概 要

い りょう きょく
医 療 局

いりょうきょくびょういんけいえいほんぶ
医療局 病院 経営本部

目次

I	令和6年度予算案の考え方	1
II	令和6年度予算案について	2
III	主な取組	8
1	2040年に向けた医療提供体制の構築	8
	(1) デジタル時代にふさわしい医療DXとデータ活用の推進	
	(2) 病床機能の確保及び連携体制の構築	
	(3) 医療人材の確保・育成	
	(4) 医療安全対策の推進	
2	未来につながるがん対策	16
	(1) がん対策の推進	
	(2) 対象者別のがん対策	
3	医療体制の充実・強化	23
	(1) 救急医療体制の充実	
	(2) 災害時医療体制の整備	
	(3) 妊娠・出産から一貫した子どものための医療体制の充実	
	(4) 在宅医療支援の充実	
	(5) 心血管疾患対策・疾病の重症化予防	
4	保健医療施策の推進	33
	(1) 感染症対策	
	(2) 感染症対応人材強化	
	(3) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応	
	(4) 歯科保健医療の推進	
	(5) 保健医療に係る試験検査、調査研究及び情報提供	
	(6) 食の安全確保	
	(7) 快適な生活環境の確保	
	(8) 動物愛護及び保護管理	
5	市民啓発の推進	43
6	市立病院における取組と経営	45
IV	事業別内訳	53
	参考資料	66
	【参考1】財源創出の取組	
	【参考2】市立病院の令和6年度予算案等	
	(1) 予算案	
	(2) 一般会計繰入金金の明細	
	【参考3】みなと赤十字病院の収支の仕組み	
	【参考4】市立病院の経営状況	

I 令和6年度 予算案の考え方

令和6年度は、「よこはま保健医療プラン2024」のスタートとなる年です。団塊の世代が後期高齢者になる2025年、さらには高齢化の更なる進展による医療需要増加や生産年齢人口の減少が進行している2040年を見据え、最適な医療提供体制を構築するとともに保健・医療・介護の連携を着実に進めます。市民の皆様が必要な医療を受けられ、本人・家族が健康で安心して生活することが出来る社会の実現を目指し、スピード感をもって、施策を推進していきます。

市民の10人に8人は身近な人がり患していると答えるなど、身近で、かつ生活にかかわる「がん」について、重点施策として対象者別に総合的ながん対策を推進します。がん検診の受診率向上を目指し、高齢世代や女性ががん検診を受けやすくする取組や分かりやすい情報提供を進めるとともに、小児・AYA世代のがん対策にも取り組めます。

医師の働き方改革への対応として、医療機関と協力してタスクシフト・シェアの取組を推進するとともに医療人材の確保・育成を進めます。また、医療の質の向上や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用やデータ分析に基づく施策立案・効果検証など、デジタル時代にふさわしい保健医療政策に取り組めます。さらに、これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、新興・再興感染症への対応力を強化し、市民の皆様の安全と健康を守ります。

市立病院は、医療の安全性を徹底するために、医療安全管理体制を強化します。また、「横浜市立病院中期経営プラン2023-2027」に基づき、救急・災害時医療や周産期・小児医療などの政策的医療の提供を充実させます。新興・再興感染症への対応においても中核的な役割を担うとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた支援を行うなど、地域医療のリーディングホスピタルとして先導的な役割を果たします。

医療局・医療局病院経営本部は、将来の医療・介護需要の増大を見据え、『市民の皆様「今」と「未来」の安全・安心な暮らしにつながる最適な保健・医療の提供』に向けて、引き続き着実に取組を進めていきます。

II 令和6年度予算案について

令和6年度予算案総括表

(1) 医療局

たんい せんえん
(単位：千円)

く 区	ぶん 分	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和5年度 とうしょよさん (当初予算)	さしひきぞう げん 差引増△減	
					(%)
—	いっばん かいけい 一般会計	34,257,108	63,804,948	△ 29,547,840	△ 46.3
	かん いりょうひ 8款 医療費	26,655,184	56,387,322	△ 29,732,138	△ 52.7
	こう いりょうせいさくひ 1項 医療政策費	6,832,961	3,803,937	3,029,024	79.6
	こう こうしゅうえいせいひ 2項 公衆衛生費	19,822,223	52,583,385	△ 32,761,162	△ 62.3
	かん しょししゅつきん 19款 諸支出金	7,601,924	7,417,626	184,298	2.5
	びょういんぎょうかいけいくりだしきん 病院 事業 会計 繰出金	7,601,924	7,417,626	184,298	2.5
	とくべつ かいけい 特別会計	428,561	398,805	29,756	7.5
	かいご ほけん じぎょうひ かいけい 介護保険事業費会計	428,561	398,805	29,756	7.5
	ごうけい 合計	34,685,669	64,203,753	△ 29,518,084	△ 46.0

※令和6年度の医療局予算一般会計分については、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の減(32,128,124千円)があるため、前年度と比較して、全体で46.3%(29,547,840千円)の減となりました。

新型コロナウイルス感染症に係る経費の減及び局再編による経費の増の影響を除く比較では、令和6年度予算は、前年度予算に対して1.7%の減となっています。

(3) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応

1億1,409万円 (9,802万円)

ア 医療的ケア児・者等支援の促進<拡充> 835万円 (628万円)

(こども青少年局・健康福祉局・医療局・教育委員会事務局の4局で実施)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を新たに2名養成し、市内6拠点に複数名の配置を進めます。

イ 医療的ケア児・者等を支える人材育成<新規>◎ 1,200万円

(ア) 看護師への研修 635万円

医療的ケア児を受け入れている保育所や学校等に従事する看護師に対し、指導看護師が実技等の対面研修を実施することで、知識・技術の向上を図ります。

また、看護師同士の交流の場を設けることで、看護師が抱える課題の解決や不安解消を図り、離職防止へとつなげます。

(イ) 在宅医療連携拠点相談員の育成 565万円

各区に設置している在宅医療連携拠点において、医療的ケア児・者の生活に関する相談支援も行うことができるよう、相談員の育成研修を実施します。

ウ 歯科保健医療センターの運営支援<再掲> 8,954万円 (8,954万円)

エ 障害児・者歯科保健医療の充実に向けた検討<拡充><再掲> 300万円 (100万円)

オ 障害児・者歯科医療の推進<再掲> 120万円 (120万円)

(4) 歯科保健医療の推進 9,714万円 (9,514万円)

ア 歯科保健医療センターの運営支援 8,954万円 (8,954万円)

夜間・休日 昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療や通院困難者等に対する訪問歯

科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費の一部を補助します。

イ 障害児・者歯科保健医療の充実に向けた検討＜拡充＞ 300万円（100万円）

障害児・者歯科保健医療推進のため、5年度に実施した障害児・者歯科保健医療実態調査の結果を踏まえて、障害児・者歯科保健医療の充実に向けた施策を検討します。

ウ 障害児・者歯科医療の推進 120万円（120万円）

横浜市歯科医師会が実施する障害児・者歯科医療研修事業に係る費用の一部を補助し、障害児・者歯科診療体制の充実を図ります。

エ 歯科保健医療の推進 340万円（340万円）

周術期口腔ケアの市民啓発に取り組むほか、横浜市歯科医師会が実施する嚥下機能評価研修に係る費用の一部を補助します。



令和6年度

予算概要

教育委員会

も く じ
目 次

れいわ ねんど きょういく よさん あん かんが かた
令和6年度教育 予算案の考え方 1
きょういく よさん あん
教育 予算案について 2
いちりつ がっこう がっこう すう どう
市立学校の学校数等 2

ひとり たいせつ まな すいしん
一人ひとりを大切にしたい学びの推進 3

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現・教育DXの推進

～コラム～ 家庭と学校の連絡システムの全校導入

～コラム～ キャリア教育実践プロジェクト事業

2 新たな時代に向けた高校教育の推進

3 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

4 特別支援教育の推進

5 福祉・医療等との連携による支援の充実

みらい ちから いくせい
ともに未来をつくる力の育成 11

6 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

ゆた ところ いくせい
豊かな心の育成 13

7 人権尊重の精神を基盤とした教育活動の推進と豊かな心の育成

8 安心して学べる学校づくり

すこ からだ いくせい
健やかな体の育成 15

9 小学校等給食の管理運営

10 中学校給食の推進

～コラム～ 令和8年度にみんなで食べる「全員給食」がスタート

11 学校保健

12 学校体育

かてい ちいき どう たよう しゅたい れんけい きょうどう
家庭・地域等の多様な主体との連携・協働 20

13 多様な主体とつながる教育の充実

～コラム～ SDGs 達成に向けた取組について

はたら まな つつ きょうしよくいん
いきいきと働き、学び続ける教職員 21

14 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革

	ぎょうしよくいん じんげんひ どう	22
	教職員 人件費等	
15	ぎょうしよくいん じんげんひ どう	
	教職員 人件費等	
	しりつ かつこう うんえい	23
	市立学校の運営	
16	がっこう かんり うんえい ひ	
	学校管理・運営費	
	あんぜん あんしん よ きょういくかんぎょう	24
	安全・安心でより良い教育環境	
17	がっこう しせつ けいかくてき たてか	
	学校施設の計画的な建替え	
18	あんぜん あんしん しせつ かんぎょう かくほ	
	安全・安心な施設環境の確保	
19	がっこう きほ つうかく くいぎ てきせい	
	学校規模・通学区域の適正化	
～コラム～	こうぎょう じぎょう へいじゆん か	
	公共事業の平準化	
～コラム～	しりつ がっこう たいようこう はつでん でんりよく じこ たくそう	
	市立学校の太陽光で発電した電力を自己託送！	
～コラム～	がっこう しょうめい えすこ じぎょう えるいーでいー こうしん	
	学校の照明をESCO事業によりLEDに 更新！	
10	しみん ゆた まな	29
	市民の豊かな学び	
20	しょうがいがくしゅう すいしん	
	生涯学習の推進	
21	よこはま れきし かん がくしゅう ば じゅうじつ	
	横浜の歴史に関する学習の場の充実	
22	としよかん およ どんくしょ かつどう すいしん	
	図書館ビジョン及び読書活動の推進	
～コラム～	よこはまし としよかん	
	横浜市図書館ビジョン	
■	さいげんそうしゅつ とりくみ	33
	財源創出の取組	
～コラム～	しんりん かんぎょう じょうよ ぜい かつよう	
	森林環境譲与税の活用	

令和6年度教育予算案の考え方

令和6年度は、令和4年12月に策定した「横浜市中期計画2022～2025」が掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、未来を担う子ども

の教育の充実に取り組みます。
令和5年2月に策定した「第4期横浜市教育振興基本計画」で定める「一人ひとりを大切に」、
「みんなの計画・みんなで実現」、「EBPM（エビデンスに基づく政策形成）の推進」の3つの
視点に基づき、一人ひとりの成長に焦点を当てた教育政策を展開し、横浜教育ビジョン2030
で掲げる「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指します。

令和6年度予算の主な取組

「横浜市学力・学習状況調査」の実施による児童生徒一人ひとりの「学力」の伸びの把握と
調査結果の学びへの活用を推進し、教育ビッグデータを収集・分析・可視化する「学習支援
システム」の運用や1人1台端末等の効果的な活用などの教育DXの推進

日本語指導が必要な児童生徒への支援や、医療的ケアなど特別支援教育の更なる推進、
不登校児童生徒の学びの保障や社会的自立に向けた支援など、一人ひとりの個性や発達段階に
応じた教育活動の充実

英語教育の充実及び国際理解教育の推進、AIやメタバースなどの先端技術を活用した学びの
機会を増やすグローバルモデル校の推進、国連本部等へ児童生徒を派遣する等の「よこはま
子ども国際平和プログラム」の拡充、企業・地域等と連携したキャリア教育の推進など、
グローバル社会で活躍できる人材の育成

いじめなど児童生徒が抱えている様々な課題に対する、未然防止や早期解決に向けた
児童生徒支援体制の強化

中学校給食推進校の拡充や中学校給食の魅力を発信するプロモーションに積極的に取り組む
ほか、令和8年度からの全員給食の実現に向けた環境整備

意欲や能力の高い教員の確保に向けた採用活動や研修の実施、教育委員会事務局が学校と
一体となった学校業務の改善や業務のアウトソースなどの教職員の働き方改革の推進

学校施設の計画的な建替えの推進や長寿命化に向けた調査・検討、空調設備やエレベーター
の設置・更新、学校照明のLED化改修などの安全・安心な施設環境の確保

よこはまし としょかん かか あら としょかん ぞう すいしん さいせいび こうそうとう さくてい
「横浜市図書館ビジョン」で掲げる新たな図書館像の推進のため、再整備構想等策定
ちようさ けんとう としょかん すいしん しない ぶんかざい ほぞん・かつよう
のための調査検討などの**図書館ビジョンを推進**します。また、市内にある**文化財を保存・活用**し
とりくみ つう がっこう かてい ちいき しゃかい れんけい きようどう ひとり たいせつ
これらの取組を通じて、**学校と家庭、地域、社会が連携・協働しながら、一人ひとりを大切に**
きょういく ひび じっせん だつたんそしゃかい けいせい む しょうがっこう ちゅうがっこう えすでいーじーず
した教育を日々実践します。**脱炭素社会の形成**に向けて、すべての小学校・中学校でSDGs
たっせい にな て いくせい いーえすでいー かか とりくみ じっし がっこうせつつ えるいーでいーとう こうこうりつしょうめい たいようこうはつでん
達成の担い手育成（ESD）に関わる取組の実施、学校施設のLED 等高効率照明や太陽光発電
せつび どうにゆう えすでいーじーず かんけいせい いしき きょういくかつどう てんかい
設備の導入など、**SDGs との関係性を意識した教育活動**を展開していきます。

■ 教育予算案について

くぶん 区分	ねんど よさんかく 6年度予算額	ねんど よさんかく 5年度予算額	ぞうげん 増減
いっぱんかいけい 一般会計	2,860億3,221万円	2,729億1,276万円	131億1,945万円 (+4.8%)
きょういく せき さく すいしん 教育施策の推進にか かるけいひ 経費	785億4,927万円	746億3,622万円	39億1,305万円 (+5.2%)
きょうしよくいんじんけんひ どう 教職員人件費等	1,720億4,888万円	1,627億2,778万円	93億2,110万円 (+5.7%)
きょういくしせつ せいび ひ 教育施設整備費	354億3,406万円	355億4,876万円	▲1億1,470万円 (▲0.3%)

■ 市立学校の学校数等

く 区	ぶん 分	ねんど 6年度	ねんど 5年度	さ 差 ひき 引	び 備 こう 考
が 学 校 す 数		505	506	▲ 1	
しょう 小 学 校		336	337	▲ 1	とうごう 統合：いずみ野小（阿久和小といずみ のしょう とうごう 野小が統合）
ちゅう 中 学 校		144	144	0	
ぎむ きょういく がっこう 義務教育学校		3	3	0	
こう 高 等 学 校		9	9	0	
とくべつ しえん がっこう 特別支援学校		13	13	0	
じ どう せい と すう 児童生徒数		257,225	259,586	▲ 2,361	
しょう 小 学 校		170,777	171,621	▲ 844	
ちゅう 中 学 校		74,873	76,383	▲ 1,510	
ぎむ きょういく がっこう 義務教育学校		2,402	2,452	▲ 50	
こう 高 等 学 校		7,656	7,647	9	
とくべつ しえん がっこう 特別支援学校		1,517	1,483	34	
が 学 級 す 数		10,308	10,247	61	
しょう 小 学 校		7,062	6,973	89	
ちゅう 中 学 校		2,481	2,523	▲ 42	
ぎむ きょういく がっこう 義務教育学校		95	96	▲ 1	
こう 高 等 学 校		216	216	0	

とくべつ しえん がっこう 特別支援学校	454	439	15
-------------------------	-----	-----	----

※6年度の児童生徒数及び学級数は推計値、5年度の児童生徒数及び学級数は実数値

※小・中・義務教育学校の児童生徒数、学級数は個別支援学級を含む

※小学校は、市場小学校けやき分校、新井小学校桜坂分校を含む

※中学校は、新井中学校 桜坂分校、南 高等学校附属中学校、横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を含む

※高等学校のうち、戸塚高校(全日制と定時制)、横浜商業 高校(全日制と別科)はそれぞれ1校として計上

2	<p>あら む の</p> <p>あた む の</p> <p>じだい に</p> <p>新高時代に 向けた高校教育 の推進</p>	<p>じぎょうないよう 事業内容</p> <p>よこはましりつこうとうがっこう かくがっこう とくしよく とりくみ ほってん 横浜市立高等学校では各学校の特色ある取組を発展さ せ、魅力ある高校づくりを引き続き行くとともに、グロ ーバル教育やサイエンス教育の取組により、世界で活躍 することができる人材を育成します。</p>	
本 年 度	253,053千円	<p>1 よこはましりつ こうこう じんざいいくせいじぎょう かくじゅう 横浜市立高校グローバル人材育成事業【拡充】 153,507千円 (125,331千円)</p> <p>えいごりよく こうこう のうりよくとう こうじょう はか かく 英語力やコミュニケーション能力等の向上を図る各 種事業・取組により、グローバル人材を育成します。</p>	
前 年 度	214,387千円	<p>しゅじぎょう とりくみ じんざい いくせい 種事業・取組により、グローバル人材を育成します。</p> <p>しまいこう こうりゅうとう い こくさいたいけん きかい 姉妹校交流等においては生きた国際体験の機会をつく るため、安全に十分配慮しながら海外への渡航を再開 していきます。</p>	
差 引	38,666千円	<p>かいがいりゅうがく だいがくしんがく しえん じぎょう きぼう 海外留学・大学進学支援事業においては、希望する 生徒に対して、海外大学進学等に必要な資質・能力を 高めるプログラム(ATOP)の実施を行うなど、生徒の 海外へのチャレンジを促します。</p>	
ほん ねん ど の さい げん 源 うち わけ 訳	<p>くに・けん 国・県</p> <p>その 他</p> <p>しさい 市債</p> <p>いっばんざいげん 一般財源</p>	<p>13,348千円</p> <p>19,541千円</p> <p>-</p> <p>220,164千円</p>	<p>また、グローバル人材育成のため、東 高校を「メタ バースクールモデル校」として位置付けます。 AIやメタバース空間が活用できる教室を設置し、様々 な国の生徒とのグローバルな課題に関する意見交換や 最先端技術等を活用したSDGs に関する課題解決に取 り組みます。</p>
2	<p>こうとうがっこうきょういくひ 高等学校教育費</p>	<p>20,329千円 (16,406千円)</p>	<p>にゅうがくしゃせんぱつ てきせい えんかつ と おこな と とりくみ せいと しゅつけつかん 入学者選抜が適正かつ円滑に執り行われるよう取り組みます。また、生徒の出欠管 理や成績管理などを行う校務システムを運用し、校務処理の効率化を図るなど高等学校 における適切な学校運営に必要な支援を行います。</p>
3	<p>とくしよく こうこうきょういくすいしん ひ 特色ある高校教育推進費【拡充】</p>	<p>59,303千円 (52,739千円)</p>	<p>とつか こうこうおんがく ちよめい せんもんか とくべつ こうぎ じゅぎょう だいがく れんけいとう 戸塚高校音楽コースでは、著名な専門家による特別講義や授業、大学との連携等によ</p>

り、横浜商業 高校スポーツマネジメント科では、横浜市スポーツ医科学センターとの連携等により、それぞれの専門性を身に付けた人材を育成します。

令和5年度は、「通級による指導」として、横浜総合高校の生徒を対象にした「自校通級」を開始し、専用教室改修に伴う備品整備等の環境整備を行いました。令和6年度からは、新たに、高校全校を対象に、指導が必要な生徒の在籍校への「巡回指導」を開始します。実施にあたっては、専任教員の追加配置等、必要な環境整備を行います。

また、民間団体と連携し実施している校内居場所カフェ「ようこそカフェ」について、引き続き社会福祉基金を活用し、宿泊での就業体験プログラムの再開等、取組を拡充させます。

4 中高一貫教育校推進事業 6,697千円(7,199千円)

南高校・附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高校・附属中学校において、中高一貫教育校として教育活動の更なる充実に向けて取り組みます。

南高校・附属中については令和5年度中に検証をまとめ、令和6年度はそれを踏まえ具体的な取組を検討します。横浜サイエンスフロンティア高校・附属中については今後、教育内容をより充実・発展させるための検討を進めていきます。

また、附属中学校2校の学校説明会、適性検査の実施に向けた準備等を行います。

4	特別支援教育の推進	<p>事業内容</p> <p>特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりに応じた切れ目ない支援を行い、自分らしく学び、その能力を発揮できるよう、特別支援教育施策の一層の充実に取り組みます。また、子どもたちが将来、共生社会の一員として、ともに認め合い、支え合い、誇りをもって生きていけるよう、横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向けたモデル的实践に取り組みます。</p>	
本年度	1,518,403千円		
前年度	1,330,821千円	<p>1 就学・教育相談事業 153,181千円 (138,301千円)</p> <p>特別な支援が必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、就学・教育相談を行います。ふさわしい学びの場の判断に活用するために、新たな発達検査を取り入れます。</p>	
差引	187,582千円	<p>2 特別支援教育支援員事業【拡充】</p> <p>217,320千円 (138,568千円)</p> <p>小・中・義務教育学校で、学習面や行動面等に支援を必要とする児童生徒に特別支援教育支援員(有償ボランティア)を配置し一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。</p> <p>多様な支援ニーズに対応する担い手を確保するため、謝金単価を引き上げます。〈配置人数：2,238人〉</p> <p>〈謝金単価(1時間あたり) R 5 : 500円→R 6 : 1,000円〉</p>	
ほんねんねん 年度の さいげん 源うち 内わけ 訳	くに・県	60,799千円	
その他	4,792千円		
市債	-		
いっばんざいげん 一般財源	1,452,812千円		
3	特別支援教室 実践推進校の拡充【拡充】	<p>56,319千円 (42,054千円)</p> <p>小・中・義務教育学校で学習のつまづきや登校不安を抱える児童生徒を支援するため、<u>非常勤講師を配置する特別支援教室 実践推進校を拡充します。</u></p> <p>〈配置校数 R 5 : 52校→R 6 : 102校〉</p>	
4	特別支援教育における意思決定支援【新規】	<p>3,000千円 (-千円)</p> <p>特別支援学校に在籍する生徒が、自身の将来の生活のイメージを持ち、自らの意思で</p>	

卒業後の進路希望等を表明できるよう、モデル校を選定し、意思決定を支える支援方法
やツール等の環境整備に取り組みます。〈社会福祉基金活用事業〉

5 インクルーシブ教育モデル研究事業【新規】 7,010千円 (-千円)

横浜らしいインクルーシブ教育の実現に向け、障害のある児童生徒が、一般学級に
おいて安心して学び続けられるよう、モデル校を選定し、新たな学び、専門的支援の
あり方、新たな交流及び共同学習の検討・研究・実践に取り組みます。

6 スクールバス運行事業【拡充】 1,014,737千円 (943,604千円)

障害のある児童生徒の登下校の安全を確保し、身体的負担の軽減を図るため、特別
支援学校（視覚・知的・肢体）でスクールバス等を運行します。また、肢体不自由
特別支援学校において、通学中にも医療的ケアを必要とし、スクールバスに乗車でき
ない児童生徒に対して、原則として、学校看護師が同乗する福祉車両
台数を拡充する等、福祉車両運行コースを拡充します。



〈通学用スクールバス等の運行 50コース〉

〈福祉車両の運行 R5：26コース→R6：29コース〉

5	福祉・医療等との 連携による 支援の充実	<p>事業内容</p> <p>子どもを取り巻く複雑・多様な課題への対応や、医療的ケア児の支援など、一人ひとりに寄り添うため、福祉・医療等との連携を強化していきます。</p> <p>特に、学校における医療的ケアの支援については医療的ケア児とその家族が安心して学校生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、切れ目のない支援に取り組みます。</p>
本年度	1,349,344千円	
前年度	1,327,434千円	<p>1 特別支援学校医療的ケア体制整備事業【拡充】</p> <p>257,024千円 (257,734千円)</p> <p>児童生徒の多様化する医療ニーズへの対応や通学支援を拡充するため、<u>肢体不自由特別支援学校6校に配置する学校看護師を増員し、福祉車両への乗車も業務とする看護師雇用枠を拡充します。</u></p>
差引	21,910千円	
本年度の 財源うち 内訳	国・県 430,424千円	また、高度化する医療的ケアへの対応および学校看護師の質の向上を図るため、 <u>研修を充実します。</u>
その他	4,741千円	<u>人工呼吸器等高度な医療的ケア児の保護者の付添い解消について、</u> 日中の保護者の付添い解消は、委託
市債	-	先民間事業者による解消から学校による解消に取り組むとともに、 <u>宿泊行事等への付添い軽減に向けたモデル的実践に取り組みます。</u>
一般財源 914,179千円	914,179千円	<u><看護師配置数：R5：40人→R6：44人></u>
<p>2 小・中・義務教育 学校等における医療的ケア支援事業 105,089千円 (105,400千円)</p> <p>学校において日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対し訪問看護師を派遣します。</p> <p>個々の児童生徒の病状や特性に合わせて、看護師によるケアや、本人が行うケアの自立に向けた技術指導を行い、校内での学びや活動の参加を広げます。</p> <p>(対象となる医療的ケア：痰の吸引、導尿、経管栄養等)</p> <p><対象 児童生徒数：R5：23人→R6：29人></p>		

3 医療的ケア児・者等支援促進事業【拡充】 8,355千円 (6,280千円)

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を2名養成します。

〈こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局連携事業〉

4 特別支援教育における専門職との連携 14,239千円 (14,880千円)

肢体不自由児童生徒が在籍する小・中・義務教育学校に理学療法士を派遣します。
また、特別支援学校等に医師、言語聴覚士、学校カウンセラー等を派遣します。

5 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業等 〈詳細はP14〉

964,637千円 (943,140千円)

児童生徒、教職員、保護者が身近な場所で容易に相談できるよう、スクールカウンセラーを配置します。

学校を巡回支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、校内体制の構築や学校と関係機関との連携を福祉的な側面から支援します。

11	学 校 保 健		<p>事業内容</p> <p>児童生徒等の健康の保持・増進のため、各種健康診断を実施します。また、学校保健安全法や学校環境衛生基準に基づき、学校保健を推進するための各種事業を実施します。</p>
本年度	631,316千円		<p>1 児童・生徒等健康診断費</p> <p>290,796千円 (284,774千円)</p> <p>児童生徒を対象に健康診断、腎臓検診、結核検診、心臓検診及び翌年度小学校入学予定の児童を対象とした、就学時健康診断を実施します。</p> <p>また、整形外科医による運動器検診（脊柱や四肢の検査）のモデル事業（緑区、栄区、戸塚区）を実施します。</p>
前年度	725,527千円		
差 引	▲ 94,211千円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国・県	2,890千円	
	その他	110,011千円	<p>2 むし歯予防事業</p> <p>27,500千円 (27,500千円)</p> <p>むし歯や歯肉炎予防のため、歯科衛生士による巡回歯科保健指導を学校歯科医、横浜市歯科医師会と連携して実施し、学校における歯科保健教育を推進します。</p>
	市債	-	
	一般財源 <small>いっぽんざいげん</small>	518,415千円	
3	日本スポーツ振興センター費		<p>246,439千円 (250,534千円)</p> <p>学校管理下における児童生徒の負傷等に対する給付を受けるため、災害共済給付制度に加入します。</p>
4	養護教諭支援事業		<p>6,124千円 (4,494千円)</p> <p>養護教諭業務に精通した学校保健アドバイザー（退職養護教諭等）を学校へ派遣し、経験の浅い養護教諭の業務やスキルアップを支援します。</p>

養護教諭の資質能力向上により、複雑化・多様化する健康課題を抱える児童生徒等に対するより細やかな支援の充実を図ります。

5 健康・安全教育推進事業【拡充】 1,260千円 (900千円)

医師等専門家を学校に招き、学校保健に関する授業や講演等を行います。

〈開催校数 R5 : 60校 → R6 : 84校〉

6 ゲーム障害・ネット依存啓発事業【拡充】 2,890千円 (2,285千円)

「横浜市立小中学校児童生徒に対するゲーム障害・ネット依存に関する実態調査報告書」を踏まえて作成した啓発チラシを小中学生に配布します。

また、教職員向けの研修や講演会の推進、学校教材用リーフレットの印刷・配布などを通して、依存症の予防・啓発等の取組を進め、問題解決につなげます。

14	教職員の採用・ 育成・働き方の 一体的な改革	<p>事業内容</p> <p>誇りや使命感に満ちた信頼される優秀な教職員を確保・育成していきます。</p> <p>また、教育委員会事務局と学校が一体となって働き方改革を推進し、教職員が学ぶ時間を確保することで教職員がやりがいを感ぜながら、心身ともに健康でいきいきと働くことができる環境を整えます。</p>
本年度	550,455千円	
前年度	373,687千円	<p>1 教員確保対策事業</p> <p>30,303千円 (28,857千円)</p> <p>横浜で先生になることの魅力を伝える専用のウェブサイトを活用しながら広報を充実させるとともに、志望者を確保していくために対面・オンラインによる大学説明会及び大学推薦などを拡充していきます。</p> <p>また、教員志望の大学生等が学校現場での経験を積めるボランティア（アシスタントティーチャー）の受入れを実施していきます。</p> <p>加えて、全国から教員志望者を集めていくために、昨年度から新設した教員採用選考試験の第一次試験の地方会場（大阪）を引き続き設置するとともに、地方での説明会を精力的に行います。</p>
差引	176,768千円	
本年度の 財源 うち 内訳	くに・県 55,094千円	
	その他 890千円	
	市債 -	
	一般財源 494,471千円	
<p>2 副校長マネジメント支援員（副校長サポート）配置事業【新規】</p> <p>50,231千円 (-千円)</p> <p>学校運営において非常に重要な役割を担っている副校長をサポートするための副校長マネジメント支援員を試行的に配置します。（小・中学校15校）</p> <p>3 学校業務のアウトソース</p> <p>53,599千円 (51,956千円)</p> <p>教職員が行っていたプール清掃業務を民間事業者や障害者就労施設に外部委託し、負担軽減を図ることで、教職員が本来行うべき業務に時間を使えるようにします。</p>		

加えて、各学校での個別契約を局一括契約とすることで、事務手続きの負担軽減も図ります。また、校内清掃などの軽作業を障害者就労施設に外部委託する事業についても引き続き実施します。

4 教職員 育成事業 61,920千円 (61,769千円)

人材育成・確保の観点から、初任者等の経験の浅い教員を対象に、学校管理職経験者等を支援員として派遣し、サポートします。

また、体験を通じた学びによる資質能力の向上を図る研修等の実施の他、教職の専門性向上やマネジメント等を学ぶため、教職大学院等へ教職員を派遣します。

5 家庭と学校の連絡等システム事業【新規】 104,800千円 (-千円)

保護者及び教職員の負担軽減と利便性向上を図るため、小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、家庭と学校間の連絡を行うことができるシステムを導入します。

また、こども青少年局が構築中の子育て応援サイト・アプリ（仮称）との、将来的なシステム間連携に向けた開発を行います。

18	<p style="text-align: center;">あんぜん あんしん 安全・安心な しせつ かんきょう かくほ 施設環境の確保</p>		<p>じぎょうないよう 事業内容 がっこう しせつ あんぜんせい たいきゅうせい かくほ りょうこう きょういく 学校施設の安全性・耐久性を確保し、良好な教育 かんきょう いじ はか こうかてき しせつ ほぜん と 環境の維持を図るため、効果的な施設の保全に取り く 組みます。また、じどう せいと すう ぞうか ともな こうしゃ ぞう 児童生徒数の増加に伴う校舎の増 ちく がっこう しきち ない ち たいさく とう す 築や学校敷地内におけるがけ地対策等を進めます。</p>
本 年 度		24,486,518千円	<p>1 しょうちゅうがっこう せいび じぎょう しんぞうかいちく たてか のぞ 小 中学校 整備事業（新增改築） 建替え除く 2,305,450千円（1,552,807千円）</p>
前 年 度		21,281,865千円	<p>にんがっきゅう じつげん む けいかくてき せいび およ いっぱん 35人学級の実現に向けた計画的な整備及び一般 がっきゅう こべつ しえん がっきゅう じどう せいと すう ぞうか きょう 学級や個別支援学級の児童生徒数の増加による教 室不足への対策として、こうしゃ ぞうちく ないぶ かいしゅう 室不足への対策として、校舎の増築、内部改修、 くうちょう せつち およ かせつ こうしゃ せつち みなみほんじゅく しょう あさひしょう 空調設置及び仮設校舎の設置（南本宿小、旭小、 やべ しょう ひがしとつかしょう とう おこな 矢部小、東戸塚小）等を行います。</p>
差 引		3,204,653千円	<p>ねん 度 ひらぬましょうがっこう ぞうちく こうじ およ みのわしょうがっ 6年度は、平沼小学校の増築工事及び箕輪小学 こう ぞうちく む じっし せつけい おこな あずまのちゅうがっ 校の増築に向けた実施設計を行うほか、東野中学 こう およ あさひちゅうがっこう ぶどうじょう けんちく こうじ とう じっ 校及び旭 中学校において武道場の建築工事等を実 し 施します。</p>
ほん 本 年 度 の さい 財 げん 源 うち 内 わけ 訳	くに・県	2,901,471千円	<p>2 こべつ しえん がっきゅう かいしゅう じぎょう 個別支援学級 改修 事業 41,020千円（41,900千円）</p>
	その他	28,030千円	<p>ちてきしょうがい じへい しょう じょうちょうしょうがい じやくし じどう せいと 知的障害、自閉症・情緒 障害、弱視の児童生徒 てきせつ かんきょう きょうい う きぞん つうきゅうしどうきょうしつ かいしゅう おこな が適切な環境のもとで教育を受けられるよう、既存の通級指導教室の改修を行います。</p>
	しい債	15,945,000千円	<p>3 つうきゅう しどう きょうしつ かいしゅう じぎょう 通級 指導教室 改修 事業 45,750千円（29,900千円）</p>
	いっばんざいげん 一般財源	5,612,017千円	<p>4 とくべつ しえん がっこう かいしゅう じぎょう 特別支援学校改修 事業 75,010千円（78,660千円）</p>
<p>とくべつ しえん がっこう とう ちてき したい びょうじやく とう じどう せいと きょうい かんきょう じゅうじつ 特別支援学校（盲・ろう・知的・肢体・病弱）等の児童生徒の教育 環境の充実のため しせつ かいしゅう えいぜん おこな 施設の改修および営繕を行います。</p>			<p>4 とくべつ しえん がっこう かいしゅう じぎょう 特別支援学校 改修 事業 75,010千円（78,660千円）</p>

5 特色ある高校教育のための改修等事業 124,304千円 (133,068千円)

各高等学校の特色に応じた指導を行うため、学校施設・設備等の維持管理・更新・修繕等を実施します。

6 校地整備事業 775,416千円 (775,416千円)

校地整備やがけ対策、遊具の改修、グラウンド付帯施設の維持補修等の屋外環境整備を実施します。

7 校地管理事業 489,299千円 (439,299千円)

樹木の管理や屋外施設の点検・簡易補修及び校庭芝生維持管理等を行います。

8 市立学校ブロック塀対策事業 105,042千円 (105,042千円)

市立学校内に設置されているブロック塀のうち、現行の建築基準法の仕様に合致しないブロック塀については、30年度末までに対応を完了しました。引き続き老朽化等の状況を考慮しつつ、改修工事を進めます。

9 エレベーター設置事業【拡充】 4,164,104千円 (1,403,766千円)

肢体不自由の児童生徒の小中学校の在籍入学状況を把握し、エレベーターを必要とすることに備え、エレベーターを設置します。改正バリアフリー法が施行され、文部科学省は要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に緊急かつ集中的な整備を要請しています。7年度までの整備目標を設定し、国庫補助率を1/3から1/2に引き上げています。



整備後のエレベーター

< R 4 補正 : 11校、R 5 : 13校 (計24校) → R 6 : 30校 >

10 市立学校空調 設備整備事業 583,187千円 (896,595千円)

学校施設の安全安心な環境整備のため、設置年数が古い職員室等における既存空調の計画的な整備を進めます。

< R 5 : 61校 → R 6 : 66校 >

11 体育館空調 設備設置事業 775,325千円 (864,775千円)

学校の体育館は、体育の授業や部活動だけでなく避難所といった公益性のある施設であることから、近年の猛暑の影響を考慮し、空調設備の設置工事を行います。

< R 5 : 24校 → R 6 : 21校 >

12 外壁・窓サッシ改修事業 3,629,066千円 (3,944,998千円)

外壁や窓サッシの非構造部材落下防止対策により児童生徒等の安全を確保します。

< R 5 : 25校 → R 6 : 25校 >

13 トイレ改修事業 2,032,672千円 (1,706,700千円)

6年度は30校の和式便器を洋式便器に改修します。

< 洋式化率 R 5 : 86.1% → R 6 : 87.1%見込 >

14 体育館改修事業 1,300,400千円 (1,214,000千円)

老朽化した体育館を対象に、施設の長寿命化を図るため、大規模な改修を実施します。併せて空調設備の設置も行っています。

< R 5 : 4校 → R 6 : 4校 >

15 学校施設の老朽化対策 4,931,605千円 (5,452,385千円)
学校施設の老朽化対策として、防水改修(校舎32校・体育館13校・武道場2校・
給食棟10校)、プール改修(23校)等の修繕を実施します。

16 給食室改修事業 1,667,220千円 (1,230,738千円)
給食室の衛生面での環境改善を目的に4校でドライ改修等を実施します。また、
作業環境の改善を目的とした低輻射釜についても同校で導入します。
<R5:4校 → R6:4校>

17 給食室空調整備モデル検証事業【拡充】 78,968千円 (5,000千円)
5年度に調査した結果を基に空調機の試行設置を行い、効果検証を行います。
<空調機設置 R6:9校(リース設置6校、工事設置3校)>

令和6年度 教育予算総括表

(単位:千円)

款項目	6年度 予算額	5年度 予算額	増▲減	前年度比 (%)
17款 教育費	286,032,208	272,912,758	13,119,450	4.8
1項 教育総務費	195,457,856	185,345,803	10,112,053	5.5
1目 教育委員会費	21,360	21,360	-	0.0
2目 事務局費	11,390,320	11,636,318	▲245,998	▲2.1
3目 教職員費	172,048,880	162,727,775	9,321,105	5.7
4目 教育指導振興費	9,279,774	8,562,739	717,035	8.4
5目 教育センター費	246,259	206,024	40,235	19.5
6目 特別支援教育指導振興費	726,040	625,816	100,224	16.0
7目 教育相談費	1,745,223	1,565,771	179,452	11.5
2項 小学校費	14,146,112	13,971,367	174,745	1.3
1目 学校管理費	10,346,950	9,904,690	442,260	4.5
2目 学校運営費	3,799,162	4,066,677	▲267,515	▲6.6
3項 中学校費	6,772,397	6,014,099	758,298	12.6
1目 学校管理費	3,993,902	3,757,605	236,297	6.3
2目 学校運営費	2,778,495	2,256,494	522,001	23.1
4項 高等学校費	1,121,063	1,032,392	88,671	8.6
1目 学校管理費	772,698	702,644	70,054	10.0
2目 学校運営費	348,365	329,748	18,617	5.6
5項 特別支援学校費	1,816,005	1,693,038	122,967	7.3
1目 学校管理費	1,550,438	1,474,700	75,738	5.1
2目 学校運営費	265,567	218,338	47,229	21.6
6項 生涯学習費	3,856,988	3,955,531	▲98,543	▲2.5
1目 生涯学習推進費	540,859	432,194	108,665	25.1
2目 文化財保護費	1,163,425	1,163,145	280	0.0
3目 図書館費	2,152,704	2,360,192	▲207,488	▲8.8
7項 学校保健体育費	27,427,733	25,351,767	2,075,966	8.2
1目 学校保健費	736,405	830,927	▲94,522	▲11.4
2目 学校体育費	659,812	635,881	23,931	3.8
3目 学校給食費	14,201,250	12,363,399	1,837,851	14.9
4目 学校給食物資購入費	11,830,266	11,521,560	308,706	2.7
8項 教育施設整備費	35,434,054	35,548,761	▲114,707	▲0.3
1目 学校用地費	1,370,527	1,320,527	50,000	3.8
2目 小・中学校整備費	13,133,638	14,865,395	▲1,731,757	▲11.6
3目 高等学校整備費	124,304	133,068	▲8,764	▲6.6
4目 特別支援教育施設整備費	161,780	150,460	11,320	7.5
5目 学校施設営繕費	20,525,227	18,483,773	2,041,454	11.0
6目 学校施設整備基金積立金	118,578	127,420	▲8,842	▲6.9
7目 教育施設解体費	-	468,118	▲468,118	▲100.0

